



花開く活力、広がる笑顔、政令市新潟

令和5年度版

# 障がい者(児) 福祉のしおり

新潟市

## 【お問い合わせはお住まいの区へ】

お住まい	窓口（区役所等）	電話番号	FAX	郵便番号	住所
北区の方	北区健康福祉課 障がい福祉係	025-387-1305	025-387-1020	950-3393	北区東栄町1丁目1番14号
	北出張所	025-387-1705	—	950-3126	北区松浜1丁目7番地9
	北地域保健福祉センター	025-387-1781	—	950-3126	北区松浜1丁目7番地1
東区の方	東区健康福祉課 障がい福祉係	025-250-2310	025-273-0177	950-8709	東区下木戸1丁目4番1号
	石山出張所	025-250-2840	—	950-0852	東区石山1丁目1番12号
	石山地域保健福祉センター	025-250-2901	—	950-0852	東区石山1丁目1番12号
中央区の方	中央区健康福祉課 障がい福祉係	025-223-7207	025-223-7151	951-8553	中央区西堀通6番町866(NEXT21 3階)
	東出張所	025-241-4111	—	950-0083	中央区蒲原町7番1号
	南出張所	025-283-0406	—	950-0972	中央区新和3丁目3番1号
	東地域保健福祉センター	025-243-5312	—	950-0082	中央区東万代町9番52号
	南地域保健福祉センター	025-285-2373	—	950-0972	中央区新和3丁目3番1号
江南区の方	江南区健康福祉課 障がい福祉係	025-382-4396	025-381-1203	950-0195	江南区泉町3丁目4番5号
秋葉区の方	秋葉区健康福祉課 障がい福祉係	0250-25-5682	0250-22-8250	956-8601	秋葉区程島2009番地
南区の方	南区健康福祉課 障がい福祉係	025-372-6304	025-372-4033	950-1292	南区白根1235番地
西区の方	西区健康福祉課 障がい福祉係	025-264-7310	025-269-1670	950-2097	西区寺尾東3丁目14番41号
	黒埼出張所	025-377-3101	—	950-1196	西区大野町2843番地1
	西出張所	025-262-3111	—	950-2112	西区内野町413番地
	黒埼地域保健福祉センター	025-264-7474	—	950-1196	西区大野町2843番地1
	西地域保健福祉センター	025-264-7731	—	950-2112	西区内野町413番地
西蒲区の方	西蒲区健康福祉課 障がい福祉係	0256-72-8358	0256-72-3133	953-8666	西蒲区巻甲2690番地1
	巻地域保健福祉センター	0256-72-7100	—	953-0041	西蒲区巻甲4363番地

※お問い合わせ可能時間は平日午前8時30分から午後5時30分までです。

上記以外の出張所・地域保健福祉センターではお問い合わせ・手続きができませんのでご注意ください。

上記以外の出張所でお取り扱い可能な業務は、福祉タクシー・燃料費助成申請、

人工透析患者通院費助成申請、有料道路通行料割引証明、おもいやり駐車場制度申請となります。

各区役所の位置図については裏表紙に記載してあります。

### 「障がい」の表記について

新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則的にひらがなで表記することにしました。「障がい」の表記は、本来法律に基づき漢字表記をしなければならないものもありますが、この冊子ではひらがなで「障がい」と表記しました。ただし、固有名詞などは漢字で表記しています。

<b>1</b> // 障がい者手帳について …………… 7	(2) 重度障がい者(児)日常生活用具の給付 …… 32
(1) 身体障がい者手帳 …………… 7	(3) 紙おむつ券の支給 …………… 35
(2) 療育手帳 …………… 7	(4) ごみ袋の支給 …………… 35
(3) 精神障がい者保健福祉手帳 …………… 8	(5) 自動車運転免許取得費助成 …………… 36
<b>2</b> // 手当と年金等 …………… 10	(6) 身体障がい者用自動車改造費助成 …… 36
(1) 心身障がい者扶養共済制度 …………… 10	(7) 住宅リフォーム助成 …………… 37
(2) 障がい年金 …………… 11	(8) 身体障がい者あんしん連絡システム …… 39
(3) その他の手当・給付金・見舞金 …… 13	(9) 市営住宅への入居 …………… 39
<b>3</b> // 医療 …………… 15	(10) 補助犬の給付 …………… 39
(1) 重度障がい者医療費助成 (マル障) …… 15	(11) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 …… 40
(2) 後期高齢者医療制度 …………… 17	(12) 手話通訳者等及び要約筆記者等派遣 (意思疎通支援) …………… 40
(3) 老人医療費助成制度 …………… 17	(13) 市報にいがた、区役所だより、市議会だよりの配達など …… 41
(4) ひとり親家庭等医療費助成制度 …… 17	(14) 音声版・点字版の市発行物一覧 …… 41
(5) 車いす身体障がい者健康診査 …… 17	(15) 新潟市立図書館のハンディキャップサービス …… 42
(6) 自立支援医療(更生医療・育成医療)の給付 …… 18	(16) 障がい者スポーツ全国大会等 参加激励金支給事業 …………… 42
(7) 自立支援医療(精神通院医療)の給付 …… 19	(17) 訪問入浴サービス …………… 43
(8) 精神障がい者入院医療費助成 …… 19	(18) 生活支援(住民参加型在宅福祉サービス) …… 43
<b>4</b> // 交通機関等の割引及び助成 …… 20	(19) 成年後見制度 …………… 44
(1) JR運賃の割引 …………… 20	(20) 成年後見制度利用支援事業 …… 44
(2) バス料金の割引 …………… 20	(21) 障がい者福祉センター事業 …… 44
(3) 有料道路通行料金の割引制度 …… 21	(22) 駐車禁止除外標章制度 …… 45
(4) 航空料金の割引 …………… 22	(23) 新潟県おもいやり駐車場制度 …… 46
(5) 船運賃の割引 …………… 22	(24) 避難行動要支援者名簿への登録 …… 47
(6) タクシー運賃1割引 …………… 22	(25) 郵便等による不在者投票 …… 47
(7) 通所交通費助成 …………… 23	(26) 聴覚障がい者・言語障がい者の110番、119番通報 …… 48
(8) 福祉タクシー利用助成 …………… 23	<b>7</b> // 障がい福祉サービス等の利用について …… 49
(9) リフト付タクシー利用券助成 …… 23	(1) 障がい福祉サービス等の対象者 …… 49
(10) 心身障がい者自動車燃料費助成 …… 24	(2) 介護保険との適用関係 …… 50
(11) 人工透析通院交通費助成 …… 25	(3) 障がい福祉サービス等のしくみ …… 51
<b>5</b> // 税金等の減免 …………… 26	(4) 障がい福祉サービス等の内容 …… 52
(1) 所得税・住民税の控除 …… 26	(5) 主なサービスと対象障がい・障がい支援区分 の対応表 …………… 55
(2) 国民健康保険料・NHK受信料の減免 …… 26	(6) サービス利用までのながれ …… 57
(3) 自動車税種別割・同環境性能割、軽自動車税種 別割・同環境性能割の減免 …… 27	(7) 受給者証・利用証について …… 59
(4) NTT無料番号案内(ふれあい案内) …… 29	(8) 利用者負担について …… 63
(5) 携帯電話の基本使用料などの割引 …… 29	(9) 不服申し立て(審査請求) …… 66
(6) 各種施設利用の割引 …… 30	<b>8</b> // 事業所・施設について …… 67
<b>6</b> // 暮らし …………… 31	<b>9</b> // その他相談等窓口 …… 109
(1) 補装具費の支給 …………… 31	・新潟市障がい者基幹相談支援センター …… 109

・障がい者夜間休日相談支援事業	109
・新潟市こころの健康センター	110
・新潟市こころといのちのホットライン	110
・精神医療相談窓口	111
・新潟市ひきこもり相談支援センター	112
・新潟市発達障がい支援センターJOIN(ジョイン)	113
・新潟市成年後見支援センター	114
・新潟市認知症疾患医療センター	114
・新潟市障がい者虐待防止センター	115
・障がい等を理由とする差別の相談窓口	115
・新潟市障がい者ITサポートセンター	115
・障がい者(児)の歯科診療・相談	116
・身体障がい者・知的障がい者相談員名簿	117
・教育関係相談機関等	119
・その他の相談窓口	120
・区社会福祉協議会	121
・総合福祉会館各コーナー	121
・税務署	122
・その他の関係機関	122
・障がい福祉課	122

## 10/ 働くことに関する相談等窓口 …… 123

・公共職業安定所(ハローワーク)	123
・新潟市障がい者就業支援センターこあサポート	124
・障害者就業・生活支援センターらいふあっぷ	124
・新潟障害者職業センター	125

## 11/ 資料編 …… 126

・特別児童扶養手当 障がいの程度	126
・特別障がい者手当 障がいの程度	127
・障がい児福祉手当 障がいの程度	128
・身体障がい者障がい程度等級表解説	129
・障がい者総合支援法の対象疾病一覧	131
・新潟市福祉タクシー利用助成事業 契約事業者一覧	133
・大型(中型含む)・小型(普通)リフト付等タクシー 契約事業者一覧	138
・様式のダウンロード方法	143
・障がいに関する各種マークの紹介	145
・令和5年度 所得制限限度額表	147
・FAX119番緊急通報用紙	148
・NET119緊急通報システム	149

## 個人番号(マイナンバー)を利用する手続きに必要なもの

※詳しいことについては、1ページの区役所へお問い合わせください。

### 本人が申請する場合

個人番号の記載が必要な手続きでは、窓口で①「本人確認」と②「番号確認」をいたします。

#### ①「本人確認」

アまたはイにより確認いたします。

##### ア 1点で確認するもの

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳(顔写真付き)、在留カード、特別永住者証明書、官公署発行の顔写真付きの書類で氏名・生年月日(または住所)が記載されているもの

##### イ 2点で確認するもの

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署発行の書類で氏名・生年月日(または住所)が記載されているもの

#### ②「番号確認」

アからウのいずれか1点で確認いたします。

##### ア 個人番号カード

##### イ 通知カード※

##### ウ 個人番号が記載された住民票の写しなど



## 代理人が申請する場合

個人番号の記載が必要な手続きでは、窓口で①「代理権の確認」、②「代理人の本人確認」、③「本人の番号確認」をいたします。

### ①「代理権の確認」

アまたはイにより確認いたします。

ア 法定代理人：戸籍謄本その他その資格を証する書類

イ 任意代理人：委任状または申請者本人の被保険者証のほか、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳

### ②「代理人の本人確認」

アまたはイにより確認いたします。

ア 1点で確認するもの

(代理人の) 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳(顔写真付き)、在留カード、特別永住者証明書、官公署発行の顔写真付きの書類で氏名・生年月日(または住所)が記載されているもの

イ 2点で確認するもの

(代理人の) 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署発行の書類で氏名・生年月日(または住所)が記載されているもの

### ③「本人の番号確認」

アからウのいずれか1点で確認いたします。

ア 本人の個人番号カードまたはその写し

イ 本人の通知カードまたはその写し※

ウ 本人の個人番号が記載された住民票の写しなど

## 障がい福祉に関する個人番号(マイナンバー)が必要な制度一覧

掲載ページ	名称	掲載ページ	名称
7	身体障がい者手帳の交付に関する事	32	障がい者に対する日常生活用具の給付に関する事
8	精神障がい者保健福祉手帳の交付に関する事	34	難聴児に対する補聴器の給付に関する事
10	心身障がい者扶養共済制度に関する事	35	障がい者に対する紙おむつの支給に関する事
13	特別児童扶養手当の支給に関する事	36	重度の身体障がい者向けの自動車に改造するための費用の助成に関する事
13	障がい児福祉手当、特別障がい者手当支給に関する事	37	重度の障がい者向けの住宅に改造するための費用の助成に関する事
13	重度の身体障がい者または知的障がい者に対する手当の支給に関する事	39	重度の身体障がい者に対する緊急通報サービスの提供に関する事
13	在宅で重度の重複障がい者の保護者に対する介護見舞金の支給に関する事	43	重度の身体障がい者に対する訪問入浴サービスの提供に関する事
15	重度の障がい者に対する医療費の助成に関する事	51	介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、障がい児通所給付費、障がい児入所給付費、障がい児相談支援給付費、地域生活支援事業の支給・利用に関する事
18	自立支援医療(更生医療)に関する事		
19	自立支援医療(精神通院)に関する事	63・64	障がい者(児)に対する福祉サービス等の利用者負担額の助成に関する事
19	精神障がい者に対する入院医療費の助成に関する事	64・65	高額障がい福祉サービス等給付費、高額生活支援給付費、高額障がい児通所給付費、高額障がい児入所給付費に関する事
31	障がい者に対する補装具費の支給に関する事		

※令和2年5月25日時点で交付されている通知カードであって、氏名・住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きがとられているものに限りま。

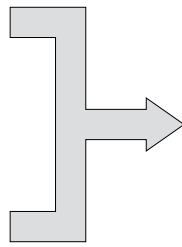
# 福祉制度一覧表

		手当と年金等						医 療						交通機関等の割引及び助成																			
		心身障がい者扶養共済	特別児童扶養手当	特別障がい者手当	障がい児福祉手当	新潟市重度心身障がい者福祉手当	新潟市在宅重度重複障がい者介護見舞金	障がい年金	特別障がい給付金	重度障がい者医療費助成	入院時食事療養費助成	後期高齢者医療制度への加入	自立支援医療 (更生医療)	医療 (育成医療)	医療 (精神通院医療)	車いす身体障がい者健康診査	精神障がい者入院医療費助成	JR運賃の割引	バス料金の割引	航空料金の割引	船運賃の割引	タクシー料金1割引	福祉タクシー利用助成	自動車燃料費助成	リフト付タクシー利用助成	人工透析通院費助成	通所施設等通所費助成						
手帳の種類・等級等		10	13	13	13	13	11	13	15	16	17	18	18	19	17	19	20	20	22	22	22	22	23	24	23	25	23						
身 体 障 が い 者 手 帳	視 覚 障 が い	1	○	△	△	○	療養手帳Aの交付を受け、かつ次の障がい等級に該当する程度の障がいになった方 <small>①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入者であった被用者年金の加入者の配偶者であった、当時、任意加入してなかった期間内に初診日がある傷病により、現在、障がい基礎年金1級・2級相当の障がいの状態に該当する方(65歳までに診断した方)</small>	○	減額認定(市民税非課税世帯を受けている方で身体障がい者手帳1級から3級・療育手帳A・精神障がい者保健福祉手帳1級の方)	○	○	○	○	○	○	車 い す 常 用 者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障 が い 者 通 所 施 設 等 の 利 用 者			
		2	○	△	△	○		○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
		3	○	△						○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
		4		△						○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
		5								○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
		6								○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
	聴 覚 及 び 平 衡 機 能	2	○	△	△	○	視覚障がい1・2級 聴覚障がい1級	○	車 い す 常 用 者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		3	○	△				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		4		△				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		5						○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		6						○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		3	○	△				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	音 言 そ し ゃ く	4		△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
		1	○	△	△	○	聴覚障がい2級	○	車 い す 常 用 者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
		2	○	△	△	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		3	○	△				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		4		△				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		5						○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	6					○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	内 部	1	○	△	△	○	内部障がい1級	○	車 い す 常 用 者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
		2	○	△	△	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
療 育 手 帳	A	○	○	△	○	内部障がい2級	○	車 い す 常 用 者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	B	○	△				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
精 神 障 が い 者 保 健 福 祉 手 帳	1	○	△	△		内部障がい2級	○	車 い す 常 用 者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	2	○	△				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	3	△					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
難病患者等							△	△																									
介護保険と共通するサービス																																	
障がい福祉サービス																																	
年齢制限等 主な条件		保護者が65歳未満	20歳未満	20歳以上	20歳未満	併給あり	給限あり	20歳以上	併給あり		65歳以上	18歳以上	18歳未満	18歳以上				12歳以上															
所得要件等		有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有						
個人番号(マイナンバー)		有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有						

\*○は該当、△は一部該当。○、△の場合でも、年齢・所得・程度等により該当しない場合がありますので、詳しくは担当窓口にてご確認ください。  
 \*介護保険が適用される方が、☐マークの制度をご利用になる場合は、該当ページ及び50ページをご参照ください。  
 \*☑マークのサービスについては、障がい福祉サービスです。  
 (注) 精神疾患(認知症、てんかんなども含む)で通院している方。ただし、病態により該当しない場合もあります。

(うち自動車関係)				税金等の減免					補装具・日常生活用具等				介護・派遣等				その他						区分	等級					
有料道路通行料金の割引	有料道路通行料金の割引	自動車運転免許取得費助成	自動車改造費助成	自動車税種別割・同環境性能割 軽自動車税種別割・同環境性能割の減免	所得税・住民税の控除	国民健康保険料の減免	NHK受信料の減免(半額) (全額)	携帯電話の基本使用料などの割引	NTT無料番号案内(ふれあい案内)	各種施設利用の割引	補装具費の支給	日常生活用具の給付	紙おむつ券の支給	あんしん連絡システム	訪問入浴サービス	盲ろう者向け通訳・ 要約筆記者等の派遣 介助員派遣事業	手話通訳者等及び 要約筆記者等の派遣	ホームヘルプサービス	ガイドヘルプサービス	短期入所(ショートステイ)	市営住宅(障がい者用)	住宅リフォーム助成			補助犬の給付	駐車禁止除外標章	おもいやり駐車場	生活福祉資金の貸付	
21	21	36	36	27	26	26	26	29	29	30	31	32	35	39	43	40	40	52	52	53	39	37	39	45	46	120			
○	○	○		○	○	○	△	○	○	○	○	○		△	身体障がい者手帳1・2級を所持している在宅の方(他要件あり)							○	△	○	○	○	1	視覚障がい	
○	○	○		○	○	○	△	○	○	○	○	○		△								○	△	○	○	○	○		2
○	○	○		○	○	○	△	○	○	○	○	△										○		○	○	○	○		3
○	△	○		○	○	○	△	○	○	○	○	△										○		○	○	○	○		4
○					○	○	△	○	○	○	○	△										○				○	○		5
○					○	○	△	○	○	○	○	△										○				○	○		6
○	○	○		○	○	○	△	△	○	○	○	○		△			○					△	○	○	△	○	2	聴覚・平衡機能	
○	△	○		○	○	○	△	△	○	○	○	△				○							○	△	○	○	3		
○		○			○	○	△	△	○	○	○	△				○								△	○	○	4		
○					○	○	△	△	○	○	○	△				○									△	○	5		
○					○	○	△	△	○	○	○	△				○										○	6		
○		○		△	○	○	△	○		○	○	△				○										○	3		音声等
○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	△	△	△							△	△	○	○	○	○	1		
○	△	○	△	△	○	○	△	○	△	○	○	△	△	△							△	△	○	△	○	○	2		
○	△	○	△	△	△	○	△	○	○	○	○	△									△			△	○	○	3		
○		○	△	△	○	○	△	○		○	○	△									△			△	○	○	4		
○			△	△	○	○	△	○		○	○	△									△			△	○	○	5		
○				△	○	○	△	○		○	○	△												△	○	○	6		
○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○		△								△		○	○	○	1	肢体不自由	
○	△	○	△	△	○	○	△	○	△	○	○	△	△	△								△		○	○	○	2		
○	△	○	△	△	△	○	△	○	○	○	○	△												△	○	○	3		
○		○	△	△	○	○	△	○		○	○	△													△	○	4		
○			△	△	○	○	△	○		○	○	△													△	○	5		
○				△	○	○	△	○		○	○	△													△	○	6		
○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○		△											○	○	1	内部	
○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○		△								△		○	○	○	2		
○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○												○	○	○	3		
○	△	○			○	○	△	○		○	○	△													○	○	4		
					○	○	△	○		○	○														○	○	A		
				△	○	○	△	○		○	○													○	○	○	B		
					○	○	△	○		○	○													○	○	○	1	療育	
					○	○	△	○		○	○														○	○	2		
					○	○	△	○		○	○														○	○	3		
					○	○	△	○		○	○														○	○	1		
					○	○	△	○		○	○														○	○	2		
					○	○	△	○		○	○														○	○	3		
											○	△						○		○					△				
											介	介			介			介	障	障	障		介						
本人運転	介護者運転	本人運転	家族運転					世帯主				在宅	3~64歳在宅	障がい者の世帯に及びこれに準ずる世帯															
		有	有			有	有				有	有	有	有	有														

お問い合わせください。

身体障がい者  
手帳療育手帳  
(知的障がい者)精神障がい者  
保健福祉手帳

所持している方は、法律によって、障がい福祉サービスや援助を受けることができます。

## (1) 身体障がい者手帳

- ア. 窓口……各区役所健康福祉課障がい福祉係・1ページ記載の出張所障がい福祉担当係  
イ. お持ちいただくもの

新規申請のとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定医師の診断書（3か月以内に作成されたもの） ⇒指定医師については障がい福祉課または担当窓口にお問い合わせください。</li> <li>●顔写真2枚（縦4cm×横3cm） ●個人番号カードまたは通知カード ⇒1年以内に撮ったものに限ります。</li> </ul>
障がいの程度が変わったとき 違う障がいが増えたとき 再認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定医師の診断書 ●手帳</li> <li>●顔写真1枚</li> </ul>
手帳をなくしたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●顔写真1枚 ●本人確認ができるもの</li> </ul>
手帳が破れたり、汚れたりしたとき・写真を交換したいとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳 ●顔写真1枚</li> </ul>
住所・氏名が変わったとき	●手帳
本人が亡くなったとき	●手帳

※窓口にて申請(届出)書を記入していただきます。※手帳の交付決定は申請してから約2か月から2か月半かかります。

## (2) 療育手帳

- ア. 窓口……各区役所健康福祉課障がい福祉係・1ページ記載の出張所障がい福祉担当係  
イ. お持ちいただくもの

新規申請のとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ⇒1年以内に撮ったものに限ります。</li> </ul>
住所・氏名・保護者が 変わったとき	●手帳
手帳をなくしたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●顔写真1枚 ●本人確認ができるもの</li> </ul>
手帳が破れたり、汚れたりしたとき・写真を交換したいとき 再判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳 ●顔写真1枚</li> </ul>
本人が亡くなったとき	●手帳

※窓口にて申請(届出)書を記入していただきます。

※新規申請の場合、後日手帳交付のための判定を受けていただくことになります。

判定所……18歳以上 新潟市知的障がい者更生相談所 電話 025-230-7789  
18歳未満 新潟市児童相談所 電話 025-230-7777



### (3) 精神障がい者保健福祉手帳

- ア. 窓口……各区役所健康福祉課障がい福祉係・各地域保健福祉センター  
イ. お持ちいただくもの

新規申請のとき		
精神障がいによる『障がい年金』または『特別障がい給付金』を受給していない人	精神障がいによる『障がい年金』を受給している人	精神障がいによる『特別障がい給付金』を受給している人
〈必要書類等〉 ①個人番号カードまたは通知カード ②障がい者手帳申請書 ③診断書（精神障がい者保健福祉手帳用） ※精神疾患の診察をしている主治医が記入したもの ④顔写真1枚（縦4cm×横3cm）	〈必要書類等〉 ①個人番号カードまたは通知カード ②障がい者手帳申請書 ③同意書 ④障がい年金証書、または、直近の年金振込通知書、または、直近の年金支払通知書 ⑤顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ⑥診断書（精神障がい者保健福祉手帳用） ※精神疾患の診察をしている主治医が記入したもの ※精神障がいと知的障がいの総合認定により年金を受給している方のみ必要	〈必要書類等〉 ①個人番号カードまたは通知カード ②障がい者手帳申請書 ③同意書 ④特別障がい給付金受給資格者証（特別障がい給付金支給決定通知書）、または国庫金振込通知書（国庫金送金通知書） ⑤顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ⑥診断書（精神障がい者保健福祉手帳用） ※精神疾患の診察をしている主治医が記入したもの ※精神障がいと知的障がいの総合認定により年金を受給している方のみ必要
更新申請のとき（受付は、有効期限の3か月前から）		
精神障がいによる『障がい年金』または『特別障がい給付金』を受給していない人	精神障がいによる『障がい年金』を受給している人	精神障がいによる『特別障がい給付金』を受給している人
〈必要書類等〉 ①個人番号カードまたは通知カード ②精神障がい者保健福祉手帳 ③障がい者手帳申請書 有効期限の3か月前に郵送します ④診断書（精神障がい者保健福祉手帳用） ※精神疾患の診察をしている主治医が記入したもの ⑤顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ※新潟市交付の手帳をお持ちで、既に写真が貼付されている場合は不要	〈必要書類等〉 ①個人番号カードまたは通知カード ②精神障がい者保健福祉手帳 ③障がい者手帳申請書 有効期限の3か月前に郵送します ④障がい年金証書、または、直近の年金振込通知書、または、直近の年金支払通知書 ⑤同意書 有効期限の3か月前に郵送します ⑥顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ※新潟市交付の手帳をお持ちで、既に写真が貼付されている場合は不要 ⑦診断書（精神障がい者保健福祉手帳用） ※精神疾患の診察をしている主治医が記入したもの ※精神障がいと知的障がいの総合認定により年金を受給している方のみ必要	〈必要書類等〉 ①個人番号カードまたは通知カード ②精神障がい者保健福祉手帳 ③障がい者手帳申請書 有効期限の3か月前に郵送します ④特別障がい給付金受給資格者証（特別障がい給付金支給決定通知書）、または国庫金振込通知書（国庫金送金通知書） ⑤同意書 有効期限の3か月前に郵送します ⑥顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ※新潟市交付の手帳をお持ちで、既に写真が貼付されている場合は不要 ⑦診断書（精神障がい者保健福祉手帳用） ※精神疾患の診察をしている主治医が記入したもの ※精神障がいと知的障がいの総合認定により年金を受給している方のみ必要

手帳をなくしたとき	●顔写真1枚	●本人確認ができるもの
手帳が破れたり、汚れたりしたとき	●手帳	●顔写真1枚
住所・氏名が変わったとき	●手帳	
本人が亡くなったとき	●手帳	

※窓口にて申請（届出）書を記入していただきます。

※顔写真は、1年以内に撮ったものに限りです。

※申請から手帳の交付の可否の決定までは、約1か月半から2か月かかります。

※精神障がいと知的障がいによる総合認定で障がい年金を受給している方は、精神障がい単独の障がい等級を確認できないため診断書が必要です。

※マイナンバーによる情報連携が始まりましたが、情報の照会先を確認するため、支給機関がわかる年金証書、特別障がい給付金受給資格者証などの書類をご用意ください（郵送の場合は、写しをご提出ください）。

※手帳の受け取りに郵送を希望する場合は、手続時に320円分の切手（簡易書留料）が必要です。

※申請書などの書類は、各区役所健康福祉課障がい福祉係、各地域保健福祉センターにあります。また、市のホームページからもダウンロードが可能です。143ページ参照。

※手帳を診断書で申請される方で、自立支援医療（精神通院医療）の新規、再認定の申請を同時に行う場合、手帳用の診断書で、自立支援医療（精神通院医療）の診断書を兼ねることができます。

※手帳の有効期間は2年間です。有効期限の3か月前から更新申請の受付をします。

※手帳を診断書で申請する場合は初診から6か月以上経過している方が対象です。

※診断書は申請日から見て3か月以内に作成されたものが有効です。

### ミライロIDをご存じですか？

ミライロIDは、民間で開発された、障がい者手帳アプリです。障がい者手帳の情報を登録し、スマートフォンの画面を提示することで、障がい者手帳を提示した場合と同じ割引等を受けることができます。

ミライロIDが使える施設や企業については、事前にご確認ください。



ミライロID  
ホームページ

## (1) 心身障がい者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が、一定期間、掛金を拠出することによって、保護者が死亡または重度障がいの状態となったときに、残された心身障がい者に終身年金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とした制度です。

窓 口	各区役所健康福祉課障がい福祉係																										
加入資格	(1) 知的障がい者 (2) 身体障がい者手帳1～3級所有者 (3) 精神障がい者保健福祉手帳1・2級所有者 (4) 上記(1)～(3)と同程度の障がいと認められる者		の保護者で、4月1日時点の年齢が65歳未満の方。																								
	※加入に当たっては保険会社による保護者(加入者)の審査があります。																										
掛金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保護者の4月1日現在の年齢</th> <th colspan="2">掛金額(2口まで加入できます)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35歳未満</td> <td>月 額</td> <td>9,300円</td> </tr> <tr> <td>35歳以上40歳未満</td> <td></td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td>40歳以上45歳未満</td> <td></td> <td>14,300円</td> </tr> <tr> <td>45歳以上50歳未満</td> <td></td> <td>17,300円</td> </tr> <tr> <td>50歳以上55歳未満</td> <td></td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>55歳以上60歳未満</td> <td></td> <td>20,700円</td> </tr> <tr> <td>60歳以上65歳未満</td> <td></td> <td>23,300円</td> </tr> </tbody> </table>			保護者の4月1日現在の年齢	掛金額(2口まで加入できます)		35歳未満	月 額	9,300円	35歳以上40歳未満		11,400円	40歳以上45歳未満		14,300円	45歳以上50歳未満		17,300円	50歳以上55歳未満		18,800円	55歳以上60歳未満		20,700円	60歳以上65歳未満		23,300円
保護者の4月1日現在の年齢	掛金額(2口まで加入できます)																										
35歳未満	月 額	9,300円																									
35歳以上40歳未満		11,400円																									
40歳以上45歳未満		14,300円																									
45歳以上50歳未満		17,300円																									
50歳以上55歳未満		18,800円																									
55歳以上60歳未満		20,700円																									
60歳以上65歳未満		23,300円																									
	※掛金月額は加入時または付加時の年齢で決定されます。 ※掛金月額は制度改正に伴って改訂されることがあります。																										
掛金の減免	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>減 免</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯等</td> <td>全 額 減 免</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>100分の75減免</td> </tr> <tr> <td>市民税均等割世帯</td> <td>100分の65減免</td> </tr> </tbody> </table>				減 免	生活保護世帯等	全 額 減 免	市民税非課税世帯	100分の75減免	市民税均等割世帯	100分の65減免																
	減 免																										
生活保護世帯等	全 額 減 免																										
市民税非課税世帯	100分の75減免																										
市民税均等割世帯	100分の65減免																										
	※1口目の掛金が減免されます。																										
掛金の免除	4月1日時点で65歳に達していて、かつ20年以上継続して加入した方は、その後初めて迎える加入月の前月分までの掛金を支払うと、その後の掛け金が免除されます。																										
年金の支給	保護者が死亡・重度障がいの状態になったとき 月20,000円(2口加入者40,000円)																										
弔慰金の支給 (心身障がい者の死亡時)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加入期間</th> <th>平成20年3月31日以前に加入された方</th> <th>平成20年4月1日以降に加入された方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上 5年未満</td> <td>30,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>5年以上20年未満</td> <td>75,000円</td> <td>125,000円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>150,000円</td> <td>250,000円</td> </tr> </tbody> </table>			加入期間	平成20年3月31日以前に加入された方	平成20年4月1日以降に加入された方	1年以上 5年未満	30,000円	50,000円	5年以上20年未満	75,000円	125,000円	20年以上	150,000円	250,000円												
加入期間	平成20年3月31日以前に加入された方	平成20年4月1日以降に加入された方																									
1年以上 5年未満	30,000円	50,000円																									
5年以上20年未満	75,000円	125,000円																									
20年以上	150,000円	250,000円																									
	(2口加入者はそれぞれの加入期間に応じた金額の合算額となります。)																										
脱退一時金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加入期間</th> <th>平成20年3月31日以前に加入された方</th> <th>平成20年4月1日以降に加入された方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>45,000円</td> <td>75,000円</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>75,000円</td> <td>125,000円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>150,000円</td> <td>250,000円</td> </tr> </tbody> </table>			加入期間	平成20年3月31日以前に加入された方	平成20年4月1日以降に加入された方	5年以上10年未満	45,000円	75,000円	10年以上20年未満	75,000円	125,000円	20年以上	150,000円	250,000円												
加入期間	平成20年3月31日以前に加入された方	平成20年4月1日以降に加入された方																									
5年以上10年未満	45,000円	75,000円																									
10年以上20年未満	75,000円	125,000円																									
20年以上	150,000円	250,000円																									
	(2口加入者はそれぞれの加入期間に応じた金額の合算額となります。)																										

## (2) 障がい年金

法令で定める年金の障がい等級に該当する障がいの状態になった場合は、障がい年金が支給されます。

初診日（障がいの原因となった病気やケガで、初めて医師の診療を受けた日）の年齢、加入していた年金の種類によって、支給される年金が異なります。

※障がい者手帳の障がい等級と国民年金・厚生年金の障がい等級では、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けていても障がい年金の障がい等級には該当しないことがあります。

### ●障がい基礎年金（国民年金）

国民年金（1号）加入中、または20歳前（年金加入前）や60歳以上65歳未満の期間に病気やケガで、法令で定める障がいの状態になったときに障がい基礎年金が支給されます。

対 象	<p>次のいずれかに該当する方です。</p> <p>①国民年金に加入中の病気やケガで、一定の障がい状態になった方。 （保険料の納付要件があります。）</p> <p>②20歳前に病気やケガで、一定の障がい状態になった方。 （本人の所得制限があります。）</p> <p>③日本国内に住んでいた60歳以上65歳未満の期間に病気やケガで、一定の障がい状態になった方（老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除く）。 （保険料の納付要件があります。）</p> <p>※保険料の納付要件や手続き等、詳しくはお問い合わせください。</p>
年 額	<p>支給額（年額）</p> <p>1級：993,750円（月額82,812円）【990,750円（月額82,562円）】</p> <p>2級：795,000円（月額66,250円）【792,600円（月額66,050円）】</p> <p>※【 】内は68歳以上の方の額</p> <p>なお、受給権者に生計を維持されている18歳未満（障がい者は20歳未満）の子がいる場合、子の人数に応じて加算額があります。</p> <p>&lt;子の加算&gt;（年額）</p> <p>第1子と第2子 各 228,700円</p> <p>第3子以降 各 76,200円</p> <p>※平成26年12月1日以降は、まず障がい年金の子の加算を受け、児童扶養手当額が子の加算の額よりも高いときに、その差額分を配偶者が児童扶養手当として受けることとなっています。</p>
申請に必要なもの	<p>●年金請求書（国民年金障がい基礎年金）</p> <p>●年金手帳・基礎年金番号通知書・マイナンバーのわかる書類のいずれか1点</p> <p>●運転免許証等本人確認書類 ●医師の診断書（所定の様式あり）</p> <p>●病歴・就労状況等申立書 ●本人名義の金融機関の通帳やキャッシュカード</p> <p>その他、戸籍謄本、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳等、本人の状況によって必要な書類がありますので、事前に下記の窓口までお問い合わせください。</p>
窓 口	<p>北区区民生活課給付係 (025) 387-1275</p> <p>東区区民生活課給付係 (025) 250-2265</p> <p>中央区窓口サービス課給付係 (025) 223-7149</p> <p>江南区区民生活課給付係 (025) 382-4235</p> <p>秋葉区区民生活課給付係 (0250) 25-5676</p> <p>南区区民生活課給付担当 (025) 372-6135</p> <p>西区区民生活課給付係 (025) 264-7243</p> <p>西蒲区区民生活課給付係 (0256) 72-8336</p> <p>日本年金機構 新潟東年金事務所お客様相談室 (025) 283-1013</p> <p>日本年金機構 新潟西年金事務所お客様相談室 (025) 225-3008</p>
備 考	<p>●20歳前の傷病による障がい基礎年金には、受給権者の所得による制限があります。</p> <p>●保険料の滞納があると受給できない場合があります。</p>



### ● 障がい厚生年金・障がい手当金（厚生年金）

厚生年金加入中の病気やケガで法令で定める障がいの状態になったときに障がい厚生年金が支給されます。また、障がい厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残った時は、障がい手当金が支給されます。

対 象	<p>(1) 障がい厚生年金 厚生年金に加入中の病気やケガで、一定の障がいの状態になった方 (保険料の納付要件があります。)</p> <p>(2) 障がい手当金 厚生年金加入中の病気やケガが初診日から5年以内に治り、障がい厚生年金に該当する障がいよりやや軽い程度の障がいが残った方 (保険料の納付要件があります。) ※手続き等、詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。</p>
支 給 額	障がいの程度及び標準報酬月額や厚生年金加入月数により、年金額・手当額は異なります。
申請に必要なもの	年金事務所へお問い合わせください。
窓 口	<p>日本年金機構 新潟東年金事務所お客様相談室 電話025-283-1013</p> <p>日本年金機構 新潟西年金事務所お客様相談室 電話025-225-3008</p>

### ● 障がい年金生活者支援給付金

対 象	<p>次の要件を満たしている方です。</p> <p>① 障がい基礎年金を受給している。 (旧法の障がい年金、旧共済の障がい年金であって、政令で定める年金についても対象となります)</p> <p>② 前年の所得が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円」以下である。 (障がい年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません) (扶養親族の数に乘じる金額は、同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります)</p>
支 給 額	<p>月額 1級 6,425円</p> <p>2級 5,140円</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金生活者支援給付金請求書</li> <li>・年金手帳・基礎年金番号通知書・年金証書・マイナンバーのわかる書類のいずれか1点</li> <li>・運転免許証等本人確認書類</li> </ul>
窓 口	<p>国民年金（1号）加入中、または20歳前（年金加入前）の病気やケガで障がい基礎年金を受給されている方は各区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）国民年金担当、または年金事務所、それ以外の方は年金事務所が窓口となります。</p> <p>2019年4月2日以降に障がい基礎年金の受給を始める方は、年金の裁定請求手続きを行う際に、あわせて障がい基礎年金生活者支援給付金の認定請求を行ってください。</p>

### (3) その他の手当・給付金・見舞金

2

手当と年金等

区 分	該 当 す る 方	支 給 額
特別児童扶養手当	心身に重度または中度の障がい（身体、知的、精神）のある20歳未満の児童を養育している保護者 126ページの障がいの程度が目安となります。 ※判定は診断書によります 詳しくは窓口へお問い合わせください。	1 級 月 額 53,700円  2 級 月 額 35,760円
児童扶養手当	児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、重度の障がいのある児童については20歳未満）が父または母と生計を同じくしていないとき、または父または母が重度の障がいのとき、その児童を養育している方に支給されます。	児童1人の場合、所得により 44,140円～10,410円 2人目 10,420円～5,210円 3人目から 6,250円～3,130円 加算されます。  受給状況によって手当額が 2分の1になる場合があります。
障がい児福祉手当	20歳未満の方で心身に重度の障がいのある方。 128ページの障がいの程度が目安となります。 ※判定は診断書によります 詳しくは窓口へお問い合わせください。	月 額 15,220円
特別障がい者手当	20歳以上の在宅の方で日常生活において常時介護を必要とする方。 127ページの障がいの程度が目安となります。 ※判定は診断書によります 詳しくは窓口へお問い合わせください。	月 額 27,980円
重度心身障がい者福祉手当	○身体障がい者手帳1級と2級の方 ○療育手帳「A」の方	月 額 2,000円
特別障がい給付金	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金（厚生年金、共済組合等）の加入者の配偶者。 ①または②に該当する方で任意加入していなかった期間内に初診日がある傷病により、現在、障がい基礎年金1級、2級相当の障がい状態に該当する方。 ただし、65歳までに該当された方に限られます。	1 級 月額 53,650円 2 級 月額 42,920円  他の年金を受給している場合や本人の所得によって支給額が調整されます。
在宅重度重複障がい者介護見舞金	次の全てに該当する障がい者（児）を在宅で常時介護する保護者 ①療育手帳「A」の交付を受けている方 ②身体障がい者手帳を受けている方で、次の障がい区分ごとの障がい重複している方 視覚障がい 1級・2級    聴覚障がい 2 級    肢体不自由 1級・2級    内部障がい 1 級	月 額 20,000円

(注) 詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

支給月	窓 口	申請に必要なもの	備 考
4 ・ 8 ・ 11	各区役所 健康福祉課 障がい福祉係  1ページ記載の出張所 障がい福祉担当係	※特別児童扶養手当認定請求書 ※所定の診断書（概ね2か月以内に作成されたもの）（一部省略可） ○戸籍謄本（概ね1か月以内に発行されたもの） ○身体障がい者手帳または療育手帳 ○個人番号カードまたは通知カード（同一生計人全員分） ○請求者の銀行の通帳	○受給資格要件があります。 ○所得制限があります（147ページ参照）。 ○対象児童が、児童福祉施設（通園施設を除く）などに入所しているときは手当を受給できません。 ○対象児童が障がい年金等を受給している場合は受給できません。 ○必要に応じて各種申立書を添付していただきます。 ○市外に住民票がある場合等は課税証明書が必要になる場合があります。
奇 数 月	各区役所 健康福祉課 児童福祉担当係	※児童扶養手当認定請求書 ※所定の診断書（概ね1か月以内に作成されたもの）（一部省略可） ○戸籍謄本（1か月以内に発行されたもの） ○障がい者手帳 ○年金手帳または証書 ○請求者の銀行の通帳	○所得制限があります。 ○対象児童が、児童福祉施設（通園施設を除く）などに入所しているときは手当を受給できません。 ○必要に応じて各種申立書を添付していただきます。
2 ・ 5 ・ 8 ・ 11	各区役所 健康福祉課 障がい福祉係  1ページ記載の出張所 障がい福祉担当係	※所定の認定請求書 ※所定の所得状況届 ※所定の診断書（概ね2か月以内に作成されたもの）（一部省略可） ○身体障がい者手帳または療育手帳 ○本人名義の銀行の通帳 上記の他に、 ・特別障がい者手当の場合 ○年金証書 ○受給資格者が前年中に受給した年金額を明らかにすることができる書類（1～6月申請時は前々年） ○個人番号カードまたは通知カード（同一生計人全員分）	○障がい年金等を受給している方は受給できません。 ○所得制限があります（147ページ参照）。 ○施設入所者は受給できません。 ○市外に住民票がある場合等は課税証明書が必要になる場合があります。 ○所得制限があります（147ページ参照）。 ○施設入所者は受給できません。 ○病院に3か月を超えて入院している方は受給できません。 ○市外に住民票がある場合等は課税証明書が必要になる場合があります。 ○障がい年金等を受給している方は受給できません。 ○非課税世帯が対象です。また、所得制限があります。 ○施設入所者は受給できません。 ○特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給している方は受給できません。
偶 数 月	各区役所 区民生活課 （中央区は窓口サービス課） 国民年金担当	※特別障がい給付金請求書 ※所定の診断書 ※病歴状況申立書 ※受診状況等証明書 ※特別障がい給付金所得状況届 ○年金手帳又は基礎年金番号通知書 ○本人名義の通帳等 ○住民票または戸籍 その他、必要な書類もあります。	○請求のあった月の翌月分から支給されます。 ○受給権者の所得による制限があります。 ○障がい年金を受給している方は対象となりません。
7 ・ 11 ・ 3	各区役所 健康福祉課 障がい福祉係  1ページ記載の出張所 障がい福祉担当係	※所定の支給申請書 ※所定の所得状況届 ○療育手帳 ○身体障がい者手帳 ○申請者の銀行の通帳 ○個人番号カードまたは通知カード（同一生計人全員分）	○所得制限があります（147ページ参照）。 ○対象の障がい者が施設等へ入所したときは、受給資格がなくなります。

※印の用紙は窓口に備え付けてあります。

## (1) 重度障がい者医療費助成（マル障）

重度障がい者の福祉の向上を図るため、医療費の一部を助成します。

## ● 助成対象者

対象者	所得制限						
身体障がい者手帳1～3級(総合等級) 療育手帳A 精神障がい者保健福祉手帳1級 ※生活保護受給者を除く	○所得制限があります(147ページ参照)。 受給者、配偶者または扶養義務者の前年の所得が対象となります。 ・扶養親族等がない場合の目安 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者</td> <td>3,604,000</td> </tr> <tr> <td>配偶者、扶養義務者</td> <td>6,287,000</td> </tr> </tbody> </table> ※所得制限は扶養親族等の人数や社会保険料の控除額により変わります。詳しくはお問い合わせください。		所得額(円)	受給者	3,604,000	配偶者、扶養義務者	6,287,000
	所得額(円)						
受給者	3,604,000						
配偶者、扶養義務者	6,287,000						

## ● 申請方法

お持ちの手帳により手続きができる申請窓口が異なります。ご注意ください。

○…申請できる窓口 ×…申請できない窓口

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
- ・印鑑
- ・個人番号カードまたは通知カード

お持ちの手帳	各区役所健康福祉課障がい福祉係	1ページ記載の出張所障がい福祉担当	各地域保健福祉センター
身体障がい者手帳1級～3級	○	○	×
療育手帳A	○	○	×
精神障がい者保健福祉手帳1級	○	×	○

## ● 利用方法等

- ・受給者証(青色)
- ・健康保険証

医療機関、調剤薬局の窓口  
※受診時に提出してください。

※医療費助成は申請した月の翌月1日から適用となります(申請日の月末に受給者証を郵送します)。

※以下の場合には償還払いとなりますので、必要書類をお持ちのうえ、申請窓口にお届けください。

- ・医療機関等の窓口でマル障受給者証を提示しなかった。
- ・県外の医療機関を受診した。
- ・治療用装具を購入した(先にご加入の健康保険でお手続きしていただく必要があります)。

- ・受給者証(青色)
- ・領収書(原本)
- ・医師が発行した証明書(治療用装具の場合)
- ・健康保険組合などが発行した支給決定通知書(高額療養費該当の場合や治療用装具の場合)
- ・受給者の口座情報がわかるもの(通帳等)
- ・印鑑(振込先を総代人とする場合)

※受給者証を紛失した場合は、手帳(身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳)をお持ちのうえ、速やかに申請窓口にお届けください。

- 毎年、8月下旬頃に、9月1日から使用ができる新しい受給者証が送付されます。8月末日までに届かなかった場合は、各区役所健康福祉課障がい福祉係へお問い合わせください(1ページ参照)。



### ●医療費助成の内容

保険適用された自己負担分のうち、受給者から一部を負担していただき、残りを重度障がい者医療（マル障）で助成します。

#### 【自己負担額（一部負担金）】

保険適用された自己負担額のうち受給者に負担していただく一部負担金		
外来の場合	1 医療機関で月 4 日まで	1 日 530 円（5 日目以降 0 円）
入院の場合		1 日 1,200 円（食費は別負担）
薬局での薬剤		0 円
訪問看護		1 日 250 円
治療用装具	0 円（いったん全額をお支払いいただいた後にお返しする償還払いとなります。）	

※介護保険制度でご利用のサービス（訪問看護、療養型病床群への入院等）は助成対象外です。

※外来の場合、医科と歯科は 1 医療機関でも別扱いとなります。

※入院時の個室代金や病衣代金、予防接種など医療保険対象とならない費用は助成の対象外です。

※対象の障がい以外の治療でも利用できます。

### ●入院時食事療養費・入院時生活療養費（うち、食事分）の支給

限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方は、食事にかかる自己負担額の一部を支給します。詳しくは、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入の方は、各区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）へお問い合わせください。

社会保険に加入の方は、保険者へお問い合わせください。

### ●医療費助成の割引

重度障がい者医療を利用した場合の医療費の負担割合は次（例）のとおりになります。

（例）健康保険組合加入者が外来で病院に受診した場合

健康保険組合の負担	重度障がい者医療で助成	一部負担金 530円 (月4日まで)
7 割	3 割	

※医療費の自己負担 3 割のうち、受給者から 530 円を負担していただき、残りを重度障がい者医療（マル障）が助成します。

## (2) 後期高齢者医療制度

65歳以上75歳未満の方で、15ページの(1) 重度障がい者医療費助成(マル障)「対象者」欄に記載の方および身体障がい者手帳4級の一部、精神障がい者保健福祉手帳2級をお持ちの方は、ご本人の選択により後期高齢者医療制度に加入することができます。詳しくは各区区民生活課(中央区は窓口サービス課)へお問い合わせください。

## (3) 老人医療費助成制度

65歳以上70歳未満の前年所得が135万円以下の方で、ひとり暮らしまたは3か月以上寝たきりで日常生活に介助が必要な方が対象(親族との定期的な交流があると対象外になる場合があります)。詳しくは、各区区民生活課(中央区は窓口サービス課)へお問い合わせください。

## (4) ひとり親家庭等医療費助成制度

母子(父子)家庭の親子が対象(ただし例外として、父母の一方が重度の障がいの状態にある場合は助成対象)。詳しくは、各区健康福祉課児童福祉係(東区・西区は児童福祉担当)へお問い合わせください。

## (5) 車いす身体障がい者健康診査

在宅で車いすを常用する身体障がい者を対象とした健康診査を行います。

対象者	自己負担	時期	診査内容	受診方法
車いすを常用している18歳以上の在宅の身体障がい者 ※等級や障がいの種類は問いません。	無	10・11月 (予定)	問診・血圧測定・検尿・心電図・血液検査・肝機能検査・じん臓機能検査・レントゲン撮影等	市内の所定の医療機関に、ご自分で予約をしたうえで受診してください。

### ● 受診を希望される方

市報にいがたなどでお知らせ

電話でコールセンターまたは各区役所健康福祉課へ申し込み

受診関係書類を郵送します

受診関係書類を持って、医療機関で受診



## (6) 自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付

身体障がい者（児）の現在の障がいを、除去または軽減するために、必要な医療費を給付します。医療保険の自己負担限度額まで原則1割の自己負担がありますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限が設定され、自己負担が軽減される場合があります。なお、手術前・人工透析前に事前に申請し、給付の決定を受けなければ自立支援医療は受けられません。

### ● 給付対象の医療の例

視覚障がい	網膜剥離術、角膜移植術、白内障手術など
聴覚・平衡機能障がい	鼓膜剥離術、外耳道形成術、人工内耳術など
音声・言語・そしゃく機能障がい	歯科矯正術、口蓋裂に対する手術など
肢体不自由	人工関節置換術、関節固定術など
中枢神経脳神経関係	脳シャント、脊髄形成術
心臓機能障がい	人工弁置換術、ペースメーカー植込術、電池交換術など
じん臓機能障がい	人工透析、じん臓移植術、CAPD（持続携帯式腹膜透析）
小腸機能障がい	中心静脈栄養法
免疫機能障がい	抗HIV療法、免疫調節療法など
肝臓機能障がい	肝臓移植術、肝臓移植後の抗免疫療法

※指定を受けた医療機関での医療が対象となります。

### ● 助成対象者

**更生医療** 身体障がい者手帳を有する18歳以上の方

**育成医療** 保護者が市内に在住している、身体に障がいのある18歳未満の児童  
(育成医療は各区役所健康福祉課健康増進係が窓口となります。)

### ● 申請方法

- ・身体障がい者手帳
- ・健康保険証(同一保険者全員分)
- ・指定医療機関の意見書
- ・課税証明書(同一保険者のうち、市外に住居がある、未申告であるなどにより個人番号で税情報が照会できない場合)
- ・個人番号カードまたは通知カード(同一保険者全員分)

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
1ページ記載の出張所 障がい福祉担当係

※特定疾病療養受療証をお持ちの方は、申請の際にご提出ください。

※身体障がい者本人の年金及び手当の受給状況がわかる書類が必要な場合があります。

※市民税の減免を受けている方は、ご相談ください。

### ● 人工透析を受けている方が旅行等で一時的に他の医療機関で透析を受ける場合

・「自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書（変更）」

※給付を受けるためには事前に申請手続きが必要です。

※一時受診先は自立支援医療（更生医療）指定医療機関に限ります。

## (7) 自立支援医療（精神通院医療）の給付

精神疾患の外来通院にかかる医療費の自己負担を軽減します。

医療保険の自己負担限度額まで原則1割の自己負担がありますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限が設定され、自己負担が軽減される場合があります。

### ● 助成対象者

精神疾患（認知症、てんかんなども含む）で通院している方  
※病態によってはこの制度が適用にならない場合があります。

### ● 申請方法

- ・健康保険証（同一保険者全員分）
- ・所得等調査の同意書
- ・指定医療機関の診断書（精神通院医療）
- ・課税証明書（同一保険者のうち、市外に住居がある、未申告であるなどにより個人番号で税情報が照会できない場合）
- ・個人番号カードまたは通知カード（同一保険者全員分）



各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各地域保健福祉センター

※給付を受けるためには事前に申請手続きが必要です。

※1か月の自己負担上限額を設定する場合は、上記のほかに必要な書類があります。

※1年ごとに再認定手続きが必要ですが、前回の申請時に診断書を提出し症状等に変更がない場合は診断書の提出を省略できます。

※診断書は申請日から見て3か月以内に作成されたものが有効です。

※市民税の減免を受けている方は、ご相談ください。

## (8) 精神障がい者入院医療費助成

精神科での入院治療に必要な医療費の一部を助成します。

### ● 助成対象者

次の全ての条件に当てはまる方

- ①健康保険に加入されている方
- ②新潟市に1年以上住んでいる方（新潟市の住民基本台帳に1年以上登録されている方）
- ③精神障がい者保健福祉手帳1級（マル障対象外の方）または2級を所持している方
- ④生計維持者の総所得金額が800万円未満の方
- ⑤他の法令（重度障がい者医療費助成（マル障）・生活保護・後期高齢者医療など）で医療費の給付・助成を受けることができない方
- ⑥月の初日から末日まで同一医療機関の精神科病床に入院している方

### ● 申請方法

- ・健康保険証 ・精神障がい者保健福祉手帳
- ・所得等調査の同意書
- ・助成申請書（医療機関の証明が必要です。）
- ・本人名義の通帳等
- ・個人番号カードまたは通知カード（世帯員分）



各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各地域保健福祉センター

※助成が決定されると「決定通知書」が交付されます。

### ● 医療費助成の内容

月額1万円を上限に助成します（助成金の支払いは年3回）。

### ● 申請締切、支払日※支払日が土日祝日の場合は翌営業日に支払

診察日	申請締切	支払日
3～6月分	7/25	8/25
7～10月分	11/25	12/25
11～2月分	3/25	4/25



# 4

## 交通機関等の割引及び助成

※詳細は、JR、各バス会社へお問い合わせください。

### (1) JR運賃の割引

JR乗車券販売窓口で身体障がい者手帳または療育手帳を提示して購入してください。

対象	乗車券種類	利用形態	距離制限	割引対象	割引率
第1種 または療育手帳A所持者 身体障がい者	普通乗車券	単独で利用する場合	片道100kmを超える場合	本人	50%
		介護者とともに利用する場合	制限なし	本人、介護者	
	定期乗車券	介護者とともに利用する場合	制限なし	本人、介護者 (小児定期乗車券は割引されません。介護者は通勤定期乗車券に限ります。)	
	回数乗車券	介護者とともに利用する場合	制限なし	本人、介護者	
	普通急行券				
第2種 または療育手帳B所持者 身体障がい者	普通乗車券	単独で利用する場合	片道100kmを超える場合	本人	
	定期乗車券	12歳未満の本人が介護者とともに利用する場合	制限なし	介護者 (小児定期乗車券は割引されません。介護者は通勤定期乗車券に限ります。)	

(注) 割引となる介護者は障がい者1人につき1人に限ります。

100kmのめやす  
(新潟駅から)

上越線	小出駅96.7km 浦佐駅105km
羽越本線	あつみ温泉駅111.1km
信越本線	柏崎駅100km 鯨波駅103.7km
磐越西線	喜多方駅109.6km



JR  
ホームページ



新潟交通  
ホームページ

### (2) バス料金の割引

新潟市内のバス運賃が割引されます(ただし、バス事業者によっては高速バス等も割引になる場合があります)。乗降車の際、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳(顔写真付)を提示してください。

区分	割引率			
	新潟交通路線バス		新潟市区バス	
	普通乗車券	定期券	普通乗車券	定期券(注)
身体障がい者手帳第1種、第2種の1～3級、または療育手帳A	本人50% 介護者50%	本人30%(注1) 介護者30%	本人50% 介護者50%	本人30%(注1) 介護者30%
精神障がい者 保健福祉手帳1級	本人50%	本人30%(注1)		
身体障がい者手帳第2種の4～6級、または療育手帳B	本人50%(注2)	本人30%(注3)	本人50%(注4)	本人30%(注3)
精神障がい者 保健福祉手帳2・3級	本人50%	本人30%(注1)		本人30%(注1)

注：定期券は西区バス(坂井輪ルート)及び西蒲区バスのみでの取扱いです。(令和5年5月時点)

定期券の取扱いについては変更となる場合がありますので、区役所地域総務課または区役所地域課にご確認ください。

注1：小児定期乗車券は割引されません。

注2：本人が小児運賃が適用される小学生の場合は介護者も割引されます。

注3：小児定期乗車券は割引されません。本人が小児運賃が適用される小学生の場合は介護者は30%割引されます。

注4：介護者の割引内容については、路線によって異なりますので、区役所地域総務課または区役所地域課にご確認ください。

注5：住民バスについては、路線によって割引内容が異なりますので、区役所地域総務課または区役所地域課にご確認ください。

注6：新潟交通が発行している「おでかけ65/70定期券」は割引対象外です。

注7：小児のバス運賃は、大人運賃の半額からさらに50%割引となります。

注8：西区バス(中野小屋ルート)は、路線バスを延伸して運行しているため、路線バスと同じ割引率となります。

### (3) 有料道路通行料金の割引制度

あらかじめ登録手続きを行っていただくことにより、料金の割引を受けることができます。

	事前申請において自動車を登録する場合	
	障がい者本人が運転される場合	障がい者以外の方が運転される場合
割引対象者 (手帳所持者)	身体障がい者 (第1種・第2種)	重度の身体障がい者 (第1種) 重度の知的障がい者 (療育手帳A)
割引の対象となる自動車	本人または本人の親族等の所有する乗用自動車、貨物自動車等 ※乗車定員や最大積載量等一定の要件があります。	本人または本人の親族等もしくは本人を継続して日常的に介護している方が所有する乗用自動車、貨物自動車等 ※本人の移動のために介護者が運転する場合 ※乗車定員や最大積載量等一定の要件があります。
割引率	約50%	
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金等でお支払いされる場合又は事前登録されていない自動車（知人の車やレンタカー等）で利用する場合は、料金所の係員へ身体障がい者手帳又は療育手帳をご提示ください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【注】身体障がい者手帳又は療育手帳に代えてミライロIDを提示する場合 ミライロID（9ページ参照）の提示により、身体障がい者手帳又は療育手帳の提示に代えることができますが、必ず手帳も携行してください（ミライロIDでの確認が難しい場合には、手帳の内容を確認させていただきます）。 なお、ミライロIDの利用には、あらかじめミライロIDへの有料道路割引適用に必要な情報の登録及びマイナポータルとの連携が必要です。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>ETC利用登録をされた場合、事前に本割引のために登録されたETCカードを、登録されたETC車載器（手帳に記載された自動車に取り付けられ、当該自動車でセットアップをされたもの）に挿入してETCレーンを無線通行してください。</li> </ul>	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前登録できる車両は1人1台のみで、営業用自動車を除きます。</li> <li>手帳に車両番号及び割引有効期限等を記載します。割引有効期限満了の前に更新申請が必要です（割引有効期限満了の2か月前から申請できます）。</li> <li>ETCレーンをご利用いただけない場合や通信エラーによりバーが開かない場合等には料金所係員にETCカードを渡してのお支払いとなります。事前に本割引のために登録されたETCカードでのお支払いでも、係員に手帳をご提示いただく必要がありますので必ず携行してください。</li> </ul>	

#### ● 申請方法（窓口）

- 身体障がい者手帳、療育手帳
  - 自動車検査証（バイクの場合250cc以下は納税通知書）
  - 運転免許証（本人運転のみ）
- [ETC利用登録を行う場合は以下も必要]
- 障がい者本人名義のETCカード(18歳未満は親権者名義でも可能)
  - ETC車載器セットアップ申込書・証明書

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各出張所 障がい福祉担当係

オンライン申請  
※自家用車を事前登録のうえETC利用申請をされる方のみオンライン申請が可能です。



	事前申請において自動車を登録しない場合	
	障がい者本人が運転される場合	障がい者以外の方が運転される場合
割引対象者 (手帳所持者)	身体障がい者 (第1種・第2種)	重度の身体障がい者 (第1種) 重度の知的障がい者 (療育手帳A)
割引の対象となる自動車	本人または本人の親族等の所有する乗用自動車、貨物自動車等、レンタカー、借用自動車 ※乗車定員や最大積載量等一定の要件があります。	本人または本人の親族等もしくは本人を継続して日常的に介護している方が所有する乗用自動車、貨物自動車等、レンタカー、借用自動車、介護・福祉タクシー、一般タクシー、福祉有償運送車両 ※本人の移動のために介護者が運転する場合 ※乗車定員や最大積載量等一定の要件があります。
割引率	約50%	
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金等でお支払いされる場合又は事前登録されていない自動車（知人の車やレンタカー等）で利用する場合は、料金所の係員に身体障がい者手帳又は療育手帳をご提示ください（タクシーや福祉有償運送車両にご乗車の際も、料金所係員へ、身体障がい者手帳又は療育手帳をご提示ください）。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【注】身体障がい者手帳又は療育手帳に代えてミライロIDを提示する場合 21ページの「【注】身体障がい者手帳又は療育手帳に代えてミライロIDを提示する場合」をご覧ください。</p> </div>	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>手帳に「自動車登録なし」及び割引有効期限等を記載します。割引有効期限満了の前に更新申請が必要です（割引有効期限満了の2か月前から申請できます）。</li> <li>手帳の記載事項等の要件を満たしていない場合又は記載事項等を確認させていただかなかった場合は、本割引が適用されません。</li> <li>ETC専用レーンやスマートインターチェンジではご利用いただけません。</li> <li>車載器からETCカードを抜けないタクシーでは本割引は適用されませんので、タクシーの予約時又は乗車する前に、タクシー会社又は乗務員に本割引を利用する旨とETCカードでの精算を希望される場合はその旨も必ずお申し出ください。</li> </ul>	

#### ● 申請方法（窓口）

・身体障がい者手帳、療育手帳  
・運転免許証（本人運転のみ）



各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各出張所 障がい福祉担当係

#### (4) 航空料金の割引

各航空会社によって、割引額は異なりますのでご確認ください。

航空券販売窓口で身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を提示し、購入してください。

※ただし12歳未満の方は割引の対象になりません。

※航空会社によっては、本人と介護者ともに割引となる場合があります。

#### (5) 船運賃の割引

各汽船会社によって、割引対象、割引額は異なりますのでご確認ください。

乗船券販売窓口で身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を提示し、購入してください。

汽船会社によっては、本人と介護者ともに割引となる場合があります。



佐渡汽船  
ホームページ



新日本海フェリー  
ホームページ

#### (6) タクシー運賃の1割引

タクシーに乗車の際、障がい者手帳を提示した場合、運賃が1割引となる場合があります。詳しくは、タクシー乗務員にお尋ねください。

## (7) 通所交通費助成

障がい者通所施設等へ通所している障がい者に対して交通費の一部を助成します。詳しくは施設または障がい福祉課就労支援係（電話：025-226-1249）へお問い合わせください。

## (8) 福祉タクシー利用助成

重度の障がい者が、社会活動等に参加するためのタクシー料金の一部を助成します。なお、133ページ～137ページの契約事業者一覧の業者で利用可能です。

福祉タクシー利用助成券	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者手帳1、2級</li> <li>身体障がい者手帳3級（個別等級）の一部（下肢・体幹・脳原性運動（移動）・内部障がい）</li> <li>療育手帳「A」</li> <li>精神障がい者保健福祉手帳1級</li> </ul>
助成額 助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉タクシー利用助成券（500円）を年間（毎年4月～当該年度の3月31日）52枚交付</li> <li>1回の乗車料金（障がい者手帳提示による割引がある場合は割引後の料金）が500円以上1,000円未満⇒助成券1枚（500円）</li> <li>1,000円以上1,500円未満⇒助成券2枚（1,000円）</li> <li>1,500円以上⇒助成券3枚（1,500円）まで利用できます。</li> <li>※10月～翌年3月までの交付申請の場合は26枚</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシーの助成対象期間は、申請日から当該年度の3月31日までです。</li> <li>心身障がい者自動車燃料費助成を受けている場合、この制度を受給できません。</li> <li>助成を受けるには、<b>毎年度申請が必要</b>です。</li> </ul>

### ●申請方法

・身体障がい者手帳、療育手帳  
精神障がい者保健福祉手帳

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各出張所 障がい福祉担当係  
（身体障がい者手帳、療育手帳所持者に限る）  
各地域保健福祉センター  
（精神障がい者保健福祉手帳所持者に限る）

## (9) リフト付タクシー利用券助成

身体障がい者で車いす等使用者が、社会活動等に参加するため、福祉タクシーのうち、大型（中型含む）リフト付タクシーを利用する場合に、料金の一部を助成します。

なお、138ページ～142ページの契約業者が所有する大型（中型含む）自動車に乗車したときに利用できます。

リフト付タクシー利用券	
対象者	・身体障がい者手帳所持者で車いす等使用者
助成額	・リフト付タクシー料金（大型等料金）と小型（普通）料金との差額
利用できる枚数	・1回の乗車につき1枚利用可能です。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身障がい者自動車燃料費助成と併給できます。</li> <li>福祉タクシー利用助成券及び人工透析通院費タクシー助成券の併用が可能です。</li> </ul>

### ●申請方法

・身体障がい者手帳

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各出張所 障がい福祉担当係



## (10) 心身障がい者自動車燃料費助成

重度の障がい者が、社会活動等に参加するための自動車燃料費（バイクを含む）の一部を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳1、2級</li> <li>・身体障がい者手帳3級(個別等級)の一部(下肢・体幹・脳原性運動(移動)・内部障がい)</li> <li>・療育手帳「A」</li> <li>・精神障がい者保健福祉手帳1級</li> </ul> <p>※上記対象者と生計を同一とする方が、当該世帯の所有する自動車を障がい者の移動のために使用する場合も対象となります。</p>
助成額	年間上限 10,000円まで(ただし、10月以降に受給資格を取得した場合は5,000円まで)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の場合は、この制度を受給できません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○当該年度の福祉タクシー利用助成券をすでに使用しているとき</li> <li>○使用する自動車が対象外となったとき</li> </ul> </li> <li>・助成対象期間は、受給資格を取得した日（4月1日以前に受給資格を取得している場合は4月1日）から当該年度の3月31日までです。</li> <li>・助成金請求の手続きが、当該年度の3月31日までにない場合は、助成できませんのでご注意ください。</li> </ul>

### ● 手続き方法

助成対象となる領収書等がたまったら必要書類をお持ちになり、窓口にて手続きにお越しください。

窓口にて申請兼請求書を記入していただきます。

手続きは、4月1日～当該年度の3月31日までとなっております。それ以降は受付ができませんのでご注意ください。

### ● 申請・請求手続きの際の必要書類

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
- ・自動車検査証
  - ※名義は、障がい者本人または障がい者の同一生計の家族となっている必要があります。
  - ※バイクの場合250cc以下は納税通知書
- ・助成対象となる領収書等
  - ※領収書等とは、給油に要した領収書、レシート、クレジットカード利用控、利用明細等で、受給資格がある期間内のもの
  - ※現金で支払いされた金額が対象となります。
- ・障がい者本人名義の銀行口座番号の分かるもの  
(対象者が障がい児もしくは知的障がい者の場合、保護者名義も可)

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各出張所 障がい福祉担当係  
(身体障がい者手帳、療育手帳所持者に限る)  
各地域保健福祉センター  
(精神障がい者保健福祉手帳所持者に限る)

## (11) 人工透析通院交通費助成

じん臓機能障がいの手帳所持者が、人工透析療法を受けるために通院する交通費の一部を助成します。

対象者	次の要件を全て満たす方。ただし、生活保護等の受給者は除く。 ①じん臓機能障がいの身体障がい者手帳所持者 ②自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者証の所持者 ※人工透析療法を受けていて自立支援医療未受給の方はご相談ください。 ③人工透析を受けるために、医療機関へ通院している方		
助成額 助成内容	下記のいずれかを選択		
	タクシー	バス	自家用車（燃料費）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>通院費タクシー助成券(500円)を年間（毎年4月～翌年3月末）40枚交付 ※10月～翌年3月までの交付申請の場合は20枚</li> <li>1回の乗車料金（障がい者手帳提示による割引がある場合は割引後の料金）が500円以上1,000円未満⇒助成券1枚（500円） 1,000円以上1,500円未満⇒助成券2枚（1,000円） 1,500円以上⇒助成券3枚（1,500円）まで利用できます。 ※支払額が500円を下回る場合は使用できません。</li> </ul>		年間上限20,000円まで （ただし、10月以降に受給資格を取得した場合は10,000円まで）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシーの助成対象期間は、申請日から当該年度の3月31日までです。</li> <li>バス、自家用車の助成対象期間は、受給資格を取得した日（4月1日以前に受給資格を取得している場合は4月1日）から当該年度の3月31日までです。</li> <li>自家用車の場合、上記対象者と生計を同一とする方が、当該世帯の所有する自動車を障がい者の移動のために利用する場合も対象となります。</li> </ul>		

### ア 申請方法（タクシー）

- 身体障がい者手帳
- 自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者証

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各出張所 障がい福祉担当係

### イ 手続方法（バス、燃料費）

助成対象となる領収書等がたまったら必要書類をお持ちになり、窓口到手続きにお越しください。

窓口にて申請兼請求書を記入していただきます。

手続きは、4月1日～当該年度の3月31日までです。それ以降は受付ができませんのでご注意ください。

- 身体障がい者手帳
- 自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者証
- 自動車検査証  
※名義は、障がい者本人または障がい者の同一生計の家族となっている必要があります。  
※バイクの場合250cc以下は納税通知書
- 助成対象となる領収書等  
※燃料費の場合は、給油に要した領収書、レシート、クレジットカード利用控、利用明細等  
バスの場合は、ICカード乗車券「りゅうと」に入金した領収書  
いずれも受給資格のある期間内のもの
- 障がい者本人名義の銀行口座番号の分かるもの（対象者が18歳未満の場合は、保護者名義も可）

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各出張所 障がい福祉担当係

## (1) 所得税・住民税の控除

本人または同一生計配偶者（注）、扶養親族が障がい者の場合に控除を受けることができます。

（注）同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人をいいます。

種類	要件	控除額	窓口	備考
所得税	特別障がい者控除 ・身体障がい者手帳1、2級 ・療育手帳「A」 ・精神障がい者保健福祉手帳1級	40万円	税務署	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳が必要です。
	障がい者控除 ・身体障がい者手帳3～6級 ・療育手帳「B」 ・精神障がい者保健福祉手帳2、3級	27万円		同居特別障がい者の場合は、さらに同居加算がつきます。 35万円
住民税	特別障がい者控除 (上記と同じです)	30万円	財務部市民税課	同居特別障がい者の場合は、さらに同居加算がつきます。 23万円
	障がい者控除 (上記と同じです)	26万円		

## (2) 国民健康保険料・NHK受信料の減免

種類	内容	金額	窓口	備考
国民健康保険料	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている国民健康保険加入者がいる世帯は、保険料が減免される場合があります。 (市以外の国保加入の方は保険者にご確認ください)		各区役所 区民生活課 (中央区は窓口サービス課)	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳が必要です。 所得による制限があります。
NHK受信料 (申請後、条件に該当しなくなった場合減免の対象外となります。)	世帯主かつ受信契約者が下記いずれかに該当する手帳を持っていること。 〔身体障がい者手帳〕 ・視覚障がい・聴覚障がい ・上記以外の障がい1～2級 〔療育手帳A〕 〔精神障がい者保健福祉手帳1級〕	半額	〔身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方〕 各区役所健康福祉課 1ページ記載の出張所障がい福祉担当	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳、印鑑（受信契約者のもの）をお持ちください。 ※世帯分離している場合、分離世帯も非課税であること。
	世帯構成員全員が市民税非課税で、かつ下記のいずれかの手帳をお持ちの方が世帯の構成員であること。 〔身体障がい者手帳〕 〔療育手帳〕 〔精神障がい者保健福祉手帳〕	全額	〔精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方〕 各区役所健康福祉課 各地域保健福祉センター	※全額免除は1年に1回、半額免除は2年に1回 免除事由の存続について「確認調査」があります。

### (3) 自動車税種別割・同環境性能割、軽自動車税種別割・同環境性能割の減免(1人1台に限ります)

①減免を受けるためには…申請期間内に各申請窓口で手続きが必要です。

	申請期間	申請窓口	所管区域
自動車税種別割	4月1日から納期限まで	新潟地域振興局県税部 電話 025-273-3116 新潟市東区竹尾2丁目2-80	新潟市 (秋葉区を除く)
		新潟地域振興局県税部新津収税課 電話 0250-24-7126 新潟市秋葉区新津4524-1	秋葉区
自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割	登録時	(一財)新潟県自動車標板協会 電話 025-283-2279 新潟市中央区東出来島14-28	新潟ナンバー
軽自動車税種別割	納期限まで (納税通知書が発付されたもの)	財務部市民税課及び各区役所区民生活課(中央区を除く)	

以下の方が減免を受けようとする場合に同一生計証明書が必要となります。

- ・本人運転で、所有者が同一生計者、使用者が身体障がい者のとき。
- ・家族運転のとき→「②減免の対象、イ 家族運転の場合」を参照してください。

これらの場合以外は同一生計証明書がなくても手続きが可能です。

同一生計証明書が必要な場合は区役所・出張所で発行します。

#### ●同一生計証明書の発行に必要な書類

- ・身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳  
(手帳の交付が4月1日以降であっても減免の対象となる場合がありますのでお問い合わせください。)
- ・運転する方の運転免許証
- ・自動車検査証  
※写し不可。新車購入の場合は検査証不要
- ・通学・通院等の証明書(家族運転のみ)  
※利用日数等が明確に記載されている新年度の証明日のもの
- ・住民票上世帯が同一でない場合は、同一生計として確認ができる書類が必要(公共料金等の支払いが確認できるもの)

#### 同一生計証明書の申請先

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
1ページ記載の出張所 障がい福祉担当係  
(精神障がいを除く)

②減免の対象…4月1日現在または登録時に下記の条件を満たしていることが必要です。

ア 本人運転の場合(納税義務者は身体障がい者本人であること)

(身体障がい者本人が運転する場合)

制度の概要	身体障がい者本人が所有する自動車で、自ら運転するもの。																																																																																																																						
利用目的	制限はありません。																																																																																																																						
自動車の名義人に係る要件 (車検証上の氏名)	①所有者・使用者とも身体障がい者本人 ②所有者がディーラー等で使用者が身体障がい者本人(使用者課税であること) ③所有者が同一生計者で使用者が身体障がい者本人(使用者課税であること)																																																																																																																						
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳</li> <li>・運転免許証</li> <li>・自動車検査証 (電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」をあわせて提示)</li> <li>・同一生計証明書(上記③の場合のみ。ただし軽自動車税種別割は不要)</li> <li>・納税通知書(軽自動車税種別割のみ)</li> <li>・個人番号カードまたは通知カードまたは個人番号の記載された住民票</li> </ul>																																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平衡機能障がい</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>音声機能、言語機能 またはそしゃく機能の障がい</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">△喉頭摘出に限る</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい</td> <td>上肢機能</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>心臓機能障がい</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>じん臓機能障がい</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>呼吸機能障がい</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ぼうこうまたは直腸の機能障がい</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小腸の機能障がい</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障がい</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		1級	2級	3級	4級	5級	6級	視覚障がい	○	○	○	○			聴覚障がい		○	○				平衡機能障がい			○				音声機能、言語機能 またはそしゃく機能の障がい				△喉頭摘出に限る			上肢不自由	○	○					下肢不自由	○	○	○	○	○	○	体幹不自由	○	○	○		○		乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	○	○				移動機能	○	○	○	○	○	心臓機能障がい	○		○				じん臓機能障がい	○		○				呼吸機能障がい	○		○				ぼうこうまたは直腸の機能障がい	○		○				小腸の機能障がい	○		○				ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	○	○	○				肝臓機能障がい	○	○	○			
	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																																																																																	
視覚障がい	○	○	○	○																																																																																																																			
聴覚障がい		○	○																																																																																																																				
平衡機能障がい			○																																																																																																																				
音声機能、言語機能 またはそしゃく機能の障がい				△喉頭摘出に限る																																																																																																																			
上肢不自由	○	○																																																																																																																					
下肢不自由	○	○	○	○	○	○																																																																																																																	
体幹不自由	○	○	○		○																																																																																																																		
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	○	○																																																																																																																				
	移動機能	○	○	○	○	○																																																																																																																	
心臓機能障がい	○		○																																																																																																																				
じん臓機能障がい	○		○																																																																																																																				
呼吸機能障がい	○		○																																																																																																																				
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	○		○																																																																																																																				
小腸の機能障がい	○		○																																																																																																																				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	○	○	○																																																																																																																				
肝臓機能障がい	○	○	○																																																																																																																				

\*障がい等級は個別等級によります。

\*下肢不自由7級が2以上ある場合は6級となります。



イ 家族運転の場合(納税義務者は身体障がい者等本人であること。ただし、身体障がい児・知的障がい者・精神障がい者は除く)

制度の概要	身体障がい者等が所有する自動車で、身体障がい者等の利用に供するため、同一生計者が運転するもの。	(身体障がい者等の家族または介護者が運転する場合)						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
利用目的	身体障がい者等の通学、通院、通所、生業のために6か月以上継続して週1日以上または月4日以上使用するもの。							
自動車の名義人に係る要件 (車検証上の氏名)	<p>・身体障がい者(18歳以上)の場合</p> <p>①所有者・使用者とも身体障がい者本人</p> <p>②所有者がディーラー等で使用者が身体障がい者本人(使用者課税であること)</p> <p>③所有者が身体障がい者本人で使用者が同一生計者(所有者課税であること)</p> <p>④所有者が同一生計者で使用者が身体障がい者本人(使用者課税であること)</p> <hr/> <p>・身体障がい児(18歳未満)の場合</p> <p>・知的障がい児者、精神障がい者の場合…上記①～④又は次の⑤、⑥のいずれかであること。</p> <p>⑤所有者・使用者とも同一生計者</p> <p>⑥所有者がディーラー等で使用者が同一生計者(使用者課税であること)</p>	視覚障がい	○	○	○	○		
		聴覚障がい		○	○			
		平衡機能障がい			○			
		音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい			△喉頭摘出に限る			
		上肢不自由	○	○				
		下肢不自由	○	○	○			
		体幹不自由	○	○	○			
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	○	○			
			移動機能	○	○	○		
		心臓機能障がい	○		○			
		じん臓機能障がい	○		○			
		呼吸機能障がい	○		○			
		ぼうこうまたは直腸の機能障がい	○		○			
		小腸の機能障がい	○		○			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	○	○	○					
肝臓機能障がい	○	○	○					
療育手帳	[A]							
精神障がい者保健福祉手帳	○※							

※精神通院に係る公的医療費助成の受給者証の交付を受けている者に限る(ただし、受給者証の交付を受けていない場合は、医師の通院証明書で代替可)。

\*障がい等級は個別等級によります。

個別等級とは、障がい別の個別の等級であり総合等級(手帳の写真下の等級)とは異なる場合があります。

ウ 介護者運転の場合

障がい者もしくは障がい者と戦傷病者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方が運転する場合、通院、通学等の目的で専ら障がい者のために利用する車に限られます。

また週3日以上利用し、その状態が1年以上継続することが必要です(他にも必要な書類がありますので27ページ(3)の申請窓口へお問い合わせください)。

エ 減免額の上限

【自動車税種別割】(排気量2ℓ超2.5ℓ以下の自家用乗用車の税額)

45,000円(初回新規登録日が令和元年9月30日以前の車)

43,500円(初回新規登録日が令和元年10月1日以降の車)

【自動車税環境性能割】取得価額250万円に税率を乗じて得た額

※上限額を超える場合、本来の税額との差額を納付していただきます。

### オ 減免車両入替え時の要件

これまで減免を受けていた自動車（既減免車）を年度途中に入れ替え、新たに取得した自動車（代替車）で減免を受ける場合、既減免車を「抹消」したときは自動車税種別割、同環境性能割、軽自動車税種別割、同環境性能割が減免になります。「移転」したときは自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割のみ減免となります（代替車の自動車税種別割、軽自動車税種別割は翌年度から減免になります）。

ただし、既減免車が軽自動車の場合は、「移転」でも種別割も減免となります。

## (4) NTT無料番号案内（ふれあい案内）

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方、知的障がい、精神障がいのある方を対象に、無料で電話番号をご案内します。

### [対象者]

- ・身体障がい者手帳をお持ちで次のいずれかの障がい（個別等級）のある方  
視覚障がい 1～6級  
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1、2級  
聴覚障がい 2級、3級、4級、6級  
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3級、4級
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

### [問い合わせ先]

0120-104174（全国共通フリーダイヤル）

午前9時～午後5時（土・日・祝および年末年始12/29～1/3を除く）

事前登録が必要ですので上記フリーダイヤルへお問い合わせください。

※NTT電話回線、NTTドコモ、公衆電話よりご利用いただけます。

## (5) 携帯電話の基本使用料などの割引

携帯電話会社によっては、基本使用料や各種サービス使用料が割引になる場合があります。また、29ページ（4）NTT無料番号案内（ふれあい案内）と同様のサービスが無料で利用できる場合があります。詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

## (6) 各種施設利用の割引

利用券販売窓口で、身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を提示してください。

ア 障がい者本人の施設利用料が無料となる施設	イ 障がい者本人の施設利用料が割引となる施設 (通常料金→割引後料金)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●新潟市美術館 ☎025-223-1622</li> <li>●新津美術館 ☎0250-25-1300 ※催し物により有料の場合もありますので、詳しくは美術館にお問い合わせください。</li> <li>●みなとびあ（新潟市歴史博物館） ☎025-225-6111</li> <li>●會津八一記念館 ☎025-282-7612</li> <li>●新津鉄道資料館 ☎0250-24-5700</li> <li>●しろね大凧と歴史の館 ☎025-372-0314</li> <li>●旧笹川家住宅 ☎025-372-3006</li> <li>●曽我・平澤記念館 ☎025-373-6600</li> <li>●水の駅「ビュー福島潟」 ☎025-387-1491</li> <li>●岩室健康増進センター「よちなれ」（入館料） ☎0256-82-2270</li> <li>●潟東ゆう学館福祉棟（浴室使用料） ☎0256-86-2311</li> <li>●スポーツ施設 （鳥屋野総合体育館・黒埼地区総合体育館・亀田総合体育館・西総合スポーツセンター・東総合スポーツセンター・北地区スポーツセンター・白根カルチャーセンター・下山スポーツセンター・西海岸公園市営プール・山の下海浜公園プール・遊水館・白根総合屋内プールなど）</li> <li>●新潟市マンガ・アニメ情報館 ☎025-240-4311</li> <li>●旧齋藤家別邸 ☎025-210-8350</li> <li>●旧小澤家住宅 ☎025-222-0300</li> <li>●澤将監の館 ☎025-375-1300</li> <li>●中之口先人館 ☎025-375-1112</li> <li>●潟東樋口記念美術館 潟東歴史民俗資料館 ☎0256-86-3444</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マリニピア日本海（新潟市水族館） ☎025-222-7500 高校生以上 1,500円 → 500円 小・中学生 600円 → 200円 未就学児（4歳以上） 200円 → 66円</li> <li>●石宮公園地下自転車駐車場（定期利用のみ） ☎025-249-1480 一般 月 2,000円 → 月1,000円 学生 月 1,000円 → 月 500円</li> <li>●アクアパークにいがた ☎025-264-6400 大人（中学生以上） 600円 → 300円 小人（3歳以上） 300円 → 150円 ※第1種身体障がい者手帳所持者、療育手帳A所持者の介助者は、障がい者1人につき介助者2人まで無料</li> <li>●日帰り温泉じょんのび館（入館料） ☎0256-72-4126 大人（中学生以上） 880円 → 600円 小人（小学生） 400円 → 300円</li> <li>●小須戸温泉健康センター「花の湯館」（入館料） ☎0250-38-5800 大人（中学生以上） 600円 → 300円 小人（小学生） 300円 → 200円</li> <li>●MGC三菱ガス化学アイスアリーナ ☎025-288-1234 1回券（貸靴あり） 一般 1,500円 → 500円 小・中学生 } 1,000円 → 500円 高校生 } 高齢者（65歳以上） } ※貸靴なしの場合、1回400円</li> </ul>

第1種身体障がい者手帳所持者、療育手帳A所持者または精神障がい者保健福祉手帳1級所持者の介助者は、上記ア・イの施設（石宮公園地下自転車駐輪場・アクアパークにいがた・MGC三菱ガス化学アイスアリーナは除く）で、障がい者1人につき介助者1人が無料になります。なお、施設により介助者の取り扱いが異なりますので、詳しくは施設にお問い合わせください。

これ以外の施設でも割引制度を設けていることがあります。各施設にお問い合わせください。

## (1) 補装具費の支給 介

日常生活や社会生活の向上を図るため、利用者の申請に基づき、障がいを補うための用具(補装具)の購入・借受け・修理が必要と認められた場合は、その費用(補装具費)を支給します。**購入・借受け・修理の前に申請してください。**

※平成30年度より「借受け」制度が始まりました。購入が原則ですが、借受けが適当と認められる場合のみ $\square$ マークの記載がある補装具は借受けすることができます(ただし借受けの場合は必ず判定が必要となります)。

※初めて身体障がい者手帳を申請される方は、手帳の申請と同時に補装具費の申請が可能です。

・個人番号カードまたは通知カード  
 ・指定医師の意見書(一部省略可)  
 ・調査書(一部省略可)  
 ・業者の見積書(市長宛)  
 ・身体障がい者手帳(難病患者は不要)  
 ・特定医療費(指定難病)受給者証または診断書  
 (ただし、難病患者のみ※131ページ参照)



・各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
 ・1ページ記載の出張所 障がい福祉担当係  
 ・各地域保健福祉センター

障 が い	補 装 具
視 覚 障 が い	・視覚障がい者用安全つえ ・義眼 ・眼鏡
聴 覚 障 が い	・補聴器 ・人工内耳用音声信号処理装置(修理に限る)
肢 体 不 自 由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>\square</math>義肢 ・<math>\square</math>装具 ・<math>\square</math>座位保持装置 ・<math>\square</math>車いす ・<math>\square</math>電動車いす</li> <li>・<math>\square</math>歩行器 ・<math>\square</math>歩行補助つえ(T字状・棒状のつえを除く)原則1本</li> <li>※障がい児のみ</li> <li>・<math>\square</math>座位保持いす ・起立保持具 ・頭部保持具 ・排便補助具</li> </ul>
重度の肢体不自由かつ 音声・言語機能障がい	・ $\square$ 重度障がい者用意思伝達装置

◆介護保険が適用される方は、上記の一覧表のうち $\square$ マークの記載された補装具については、介護保険の福祉用具をご利用いただくことになります。

なお、介護保険の福祉用具では個別の身体状況に対応できない場合、障がい福祉の補装具として対応できる場合がありますので、介護保険のケアマネジャーにご相談ください。

◆難病等で補装具を必要とする方へも支給されます。詳しくは1ページ各区健康福祉課へお問い合わせください。

### ●利用者負担

原則、補装具価格(基準額)の1割が利用者負担となりますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設定されます(ただし、基準額を超える額は利用者負担となります)。

なお、世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる時は、支給対象外となります。

その他、市民税の減免を受けている方は、ご相談ください。

所得区分	月額負担上限額
生活保護	0円
非課税世帯	0円
課税世帯	37,200円

○非課税世帯…市民税非課税世帯

○課税世帯…市民税課税世帯

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯で、①障がい者が18歳以上の場合は「本人とその配偶者」②障がい者が18歳未満の場合は、「その世帯員全員」

新潟市では、令和5年度末まで課税世帯の自己負担額の2割を軽減します。

### ●補装具費の代理受領制度について

補装具費の支給方法は、原則として利用者が費用の全額を事業者を支払った後、利用者負担額を差し引いた額を市に請求する償還払いです。しかし、この方法では一時的にせよ費用全額の支払いが必要となり、利用者の負担が大きいため、事業者による補装具費の代理受領制度を実施します。

代理受領制度により、利用者は事業者利用者負担額のみを支払い、利用者に残りの費用を事業者が市に対して請求・受領するものです。利用者から事業者への代理受領に係る委任状が必要となります。

### ●ICTサポート事業について

補装具(情報技術機器)の選択や機器の操作方法などの相談を受付しています。詳しくは、115ページを参照してください。



## (2) 重度障がい者（児）日常生活用具の給付 介

在宅の重度障がい者（児）が日常生活を容易にするため、障がいの内容や家庭の状況等により日常生活用具を給付します。購入の前に申請してください。

ただし、点字器、人工喉頭、頭部保護帽、尿管器、T字状・棒状のつえ、情報・通信支援用具、ストーマ装具・紙おむつ等は、対象者が施設等に入院・入所している場合でも給付を受けることができます。

### ●申請方法

- ・個人番号カードまたは通知カード
- ・業者の見積書（市長宛）
- ・身体障がい者手帳、療育手帳
- ・特定医療費（指定難病）受給者証または診断書（ただし、難病患者のみ ※131ページ参照）
- ※頭部保護帽・紙おむつ・人工鼻の初回の申請は医師の意見書、パルスオキシメーターの申請は医師の診断書が必要となります。

- ・各区役所 健康福祉課障がい福祉係
- ・1ページ記載の出張所 障がい福祉担当係
- ・各地域保健福祉センター

◆介護保険が適用される方は、用具の一覧表のうち☒マークの記載された用具については、介護保険の福祉用具をご利用いただくことになります。

※介護保険の福祉用具の対象となっていない品目については、介護保険が適用される方でも申請できます。

### ●利用者負担

原則、用具の基準額内で価格の1割が利用者負担額となりますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設定されます（ただし、基準額を超える額は利用者負担となります）。

なお、世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる時は、給付対象外となります。

※その他、市民税の減免を受けている方は、ご相談ください。

所得区分	月額負担上限額
生活保護	0円
非課税世帯	0円
課税世帯	37,200円

○非課税世帯…市民税非課税世帯

○課税世帯…市民税課税世帯

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯で、①障がい者が18歳以上の場合は「本人とその配偶者」②障がい者が18歳未満の場合は、「その世帯員全員」

新潟市では、令和5年度末まで課税世帯の自己負担額の2割を軽減します。

## 〈身体障がい者・児・難病〉

◆対象者の等級は個別等級となります◆

障がい者	児	難病	種類	基準額(円)	耐用年数	対象者	添付書類
○	○		視覚障がい者用ポータブルレコーダー（録音再生機・再生専用機）	録音 85,000 再生 48,000	6年	視覚障がい2級以上の方	
○			視覚障がい者用時計（触読式・音声式）	触読式 10,300 音声式 13,300	10年	視覚障がい2級以上の方	
○	○		点字タイプライター	63,100	5年	視覚障がい2級以上の方（本人が就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる方に限る）	
○			電磁調理器	41,000	6年	視覚障がい2級以上の方（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	
○	○		視覚障がい者用体温計（音声式）	9,000	5年	視覚障がい2級以上の方（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 学齢児以上の方	—
○			視覚障がい者用体重計	18,000	5年	視覚障がい2級以上の方（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	
○	○		視覚障がい者用読書器	198,000	8年	視覚障がい児者であって、本装置により読書等が可能になる方	
○	○		歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	10年	視覚障がい2級以上の方	
○	○		視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	99,800	6年	視覚障がい2級以上の方	
○	○		点字器	1,699～10,712	5年または7年	視覚障がい児者	
○	○		点字図書	—	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい児者	点字図書発行証明書
○			視覚障がい者用血圧計（音声式）	15,000	5年	視覚障がい2級以上の方（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	
○	○		ICタグレコーダー	59,800	6年	視覚障がい2級以上の方	—
○	○		点字ディスプレイ	383,500	6年	視覚障がい2級以上で学齢児以上の方	
○	○		視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ	29,000	5年	視覚障がい2級以上の方	

〈身体障がい者・児・難病〉

◆対象者の等級は個別等級となります◆

障がい	者・児の別	難病	種類	基準額(円)	耐用年数	対象者	添付書類	
聴覚障がい	○		聴覚障がい者用屋内信号装置 (サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む)	87,400	10年	聴覚障がい2級で、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯の方	-	
	○	○	聴覚障がい者用通信装置 (ファックス等)	33,000	5年	聴覚障がい児者または発声・発語に著しい障がいを有する方であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方 学齢児以上の方		
	○	○	聴覚障がい者用情報受信装置 (アイドラゴン)	88,900	6年	聴覚障がい児者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方 ※本装置について字幕及び手話通訳付の聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障がい者向けの緊急信号を受信するもの		
	○	○	聴覚障がい者用特殊機能付電話	29,000	6年	聴覚障がい児者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)		
		○	人工内耳用電池	充電電池： 17,600 ボタン電池： 3,000/月	1年 -	聴覚障がい児であって、人工内耳を装着している方		
音声言語	○	○	人工喉頭	5,150～72,203	笛式4年 電動式5年	音声機能もしくは言語機能障がい児者	新規のみ 意見書	
	○	○	人工喉頭 (埋込型用人工鼻) ※医療保険の適用とならない付属品のみ対象	23,760	-	音声機能もしくは言語機能障がい児者で、常時埋込型の人工喉頭を使用している方		
肢体不自由	○	○	特殊便器(洗浄便座等) ※住宅改修(工事)を伴わないもの	151,200	8年	上肢障がい2級以上の方	-	
	○	○	便器 ※住宅改修(工事)を伴わないもの	4,450 (手すり付+5,400)	8年	下肢または体幹機能障がい2級以上の方		
	○	○	特殊マット (エアパット含む)	19,600	5年	下肢または体幹機能障がい1級の方(常時介護を要する方に限る) 児童は、2級も可		
	○	○	特殊寝台	154,000	8年	下肢または体幹機能障がい2級以上の方		
	○	○	特殊尿器	67,000	5年	下肢または体幹機能障がい1級の方(常時介護を要する方に限る)		
	○	○	入浴担架	82,400	5年	下肢または体幹機能障がい2級以上の方(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する方に限る)		
	○	○	体位変換器	15,000	5年	下肢または体幹機能障がい2級以上の方(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する方に限る)		
	○	○	入浴補助用具 ※住宅改修(工事)を伴わないもの	90,000	8年	下肢または体幹機能障がい児者であって、入浴に介助を必要とする方		
	○	○	訓練用ベッド	159,200	8年	下肢または体幹機能障がい2級以上の障がい児		
	○	○	訓練いす	33,100	5年	下肢または体幹機能障がい2級以上の障がい児		
	○	○	移動用リフト ※住宅改修(工事)を伴わないもの	159,000	4年	下肢または体幹機能障がい2級以上の方		
	○	○	移動・移乗支援用具 ※住宅改修(工事)を伴わないもの (手すり、スロープ等)	60,000	8年	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする方		
	○	○	居室生活動作補助用具 ※小規模な住宅改修を伴うもの ※給付は1回限りです	200,000	-	下肢または体幹機能障がい3級以上の方(特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の方)		工事図面・ 工事写真
	○	○	頭部保護帽	12,524～37,852	3年	肢体不自由児者で医師に必要と認められる方		オーダーメイド の場合意見書
	○	○	収尿器	11,742～17,510	1年	肢体不自由児者		-
○	○	T字状・棒状のつえ	2,266～3,090 (加算あり)	3年	肢体不自由児者			
○	○	上肢障がい者用特殊機能付電話	84,300	6年	上肢障がい2級以上で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)			
その他	○	○	情報・通信支援用具 (障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト等)	100,000	5年	視覚または上肢機能障がい2級以上で、パーソナルコンピュータの使用により社会参加が見込まれる障がい児者であって、周辺機器等を使用しなければ当該パソコンの操作が困難な方	-	
	○	○	ネブライザー (吸入器)	36,000	5年	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の身体障がい児者であって、必要と認められる方		

## 〈身体障がい者・児・難病〉

◆対象者の等級は個別等級となります◆

障がい者・児・難病	種 類	基準額(円)	耐用年数	対 象 者	添付書類
その他	電気式たん吸引器	56,400	5年	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の身体障がい児者であって、必要と認められる方	-
	透析液加温器	51,500	5年	じん臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う方	
	酸素ボンベ運搬車	17,000	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う呼吸機能障がい者	
	携帯用会話補助装置	98,800	5年	音声機能もしくは言語機能障がい児者または肢体不自由児者であって、発声・言語に著しい障がいを有する方	-
	ストーマ装具	8,858 ~ 11,639	-	ぼうこうまたは直腸機能障がい児者	
	紙おむつ等	12,360	-	ぼうこうまたは直腸機能障がい児者で、ストーマ装具で対応できない者又は脳性まひ等脳原性運動機能障がい児者(3歳以上)	新規のみ意見書
	火災警報機	15,500	8年	障がい等級2級以上の方で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方	-
	自動消火器	28,700	8年	障がい等級2級以上の方で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方	
	パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)	42,410	5年	呼吸器機能障がい3級以上で、在宅酸素療法を必要とする方、または人工呼吸器を装着している方	新規のみ診断書

- (注) 1. 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障がいに準じて取扱います。  
2. 既に給付を受けている用具を再申請するときは、使用期間により給付対象外となることがあります。

## 〈知的障がい者・児〉

障がい者・児	種 類	基準額(円)	耐用年数	対 象 者
知的障がい	特殊マット	19,600	5年	療育手帳Aの方
	特殊便器	151,200	8年	療育手帳Aの方
	頭部保護帽	12,160	3年	療育手帳Aの方でてんかん発作等により頻繁に転倒する方
	火災警報機	15,500	8年	療育手帳Aの方で火災発生の感知及び避難が著しく困難な方(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯)
	自動消火器	28,700	8年	療育手帳Aの方で火災発生の感知及び避難が著しく困難な方(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯)
	電磁調理器	41,000	6年	療育手帳Aの方で18歳以上の方

## 〈難聴児〉

障がい者・児	種 類	基準額(円)	耐用年数	対 象 者	添付書類
難聴児	補聴器	56,074 (1個あたり・イヤモールドも購入した場合)	5年	18歳未満の児童 両耳がそれぞれ30dB以上の音でないと聞き取りが困難な方 ※身体障がい者手帳の交付対象とならない方が対象となります。 ※医師が必要と認めた場合には上記の聴力に満たなくても対象となる場合があります。	意見書
	補聴システム(ワイヤレスマイク(送信機)及び受信機で構成されるもの)	193,980	5年	同上	意見書

### (3) 紙おむつ券の支給

在宅で常時紙おむつを必要としている方に、紙おむつ券を交付します。

(尿とりパットとの引き換えも可能です)

対 象 者	・ 3歳以上64歳以下の在宅で常時紙おむつを必要として、次のいずれかに該当する方（介護保険の対象者は高齢者の紙おむつ制度の支給対象となる場合があります）。	
	・ 身体障がい者手帳（個別等級）	下肢不自由 1、2級の方 体幹不自由 1、2級の方 移動機能 1、2級の方
	・ 療育手帳	Aの方

※高齢の紙おむつ制度で給付対象外になった方内、65歳までに上記手帳の交付を受けた方及び65歳まで障がいの紙おむつを受給していた方は、障がいの紙おむつ制度で給付できる場合があります。

※世帯の生計中心者の当該年度の市民税課税標準額が700万円を超える場合は対象外です。

※他の制度（日常生活用具給付事業・高齢者紙おむつ支給事業等）で受給されている方は対象外です。

市民税課税状況	券の種類及び枚数	費用
A 世帯全員が非課税	⇒パンツ型60枚または平型200枚相当券を毎月支給	無 料
B 生計中心者が非課税	⇒パンツ型30枚または平型100枚相当券を毎月支給	
C 生計中心者が課税	⇒パンツ型30枚または平型100枚相当券を隔月支給	

※選択される商品によって支給枚数は異なります。

#### ● 申請方法

・ 身体障がい者手帳、療育手帳



各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
1ページ記載の出張所 障がい福祉担当係

### (4) ごみ袋の支給

#### ○紙おむつ券及び紙おむつ（日常生活用具）を利用する方

内 容	窓 口
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紙おむつ券及び紙おむつ（日常生活用具）利用者に対し、燃やすごみ袋（20リットルの指定袋を80枚／年）をお届けしています（原則として申請不要）。</li> <li>・ ごみ袋は紙おむつ券の認定後、2か月程度でお届けします。</li> <li>・ 3歳以上で、所得により紙おむつ券の給付が非該当になっている場合は、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。</li> </ul>	廃棄物対策課 業務係 電話 025-226-1403

#### ○在宅で腹膜透析を行う方

概 要	在宅で腹膜透析を行う方に対し、燃やすごみ袋（20リットルの指定袋を180枚／年）をお届けします。
提出書類	① 家庭系廃棄物指定袋支給申請書 ② 自立支援医療受給者証（更生医療又は育成医療）の写し
提出方法	窓口へ持参もしくは郵送
受付窓口	廃棄物対策課 または各区役所区民生活課生活環境係（中央区は窓口サービス課生活環境係、南区は区民生活課生活環境担当）
問い合わせ先	廃棄物対策課 業務係 電話：025-226-1403



## (5) 自動車運転免許取得費助成

身体障がい者に対して、自動車運転免許（普通自動車）の取得に要する費用の一部を助成します。免許取得前に申請してください。

なお、免許の取得が申請の翌年度以降になる場合には、再度申請を行う必要があります。

対象者	身体障がい者手帳4級（個別等級）以上の方 （免許の取得により就労が見込まれるなど社会活動への参加に効果があると見込まれる方）
助成額	取得に直接要した費用の3分の2（上限10万円）

### ●申請方法

・身体障がい者手帳



各区役所 健康福祉課障がい福祉係

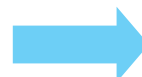
## (6) 身体障がい者用自動車改造費助成

身体障がい者に対して、自動車改造費の一部を助成します。改造前に申請してください。なお、改造完了が翌年度以降になる場合等には、再度申請を行う必要があります。

	本人運転の場合	介護者運転の場合
対象者 ※いずれかに該当する身体障がい者手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上肢、下肢、体幹にかかる1、2級（個別等級）の障がい者</li> <li>・運転免許証に改造の要件が記載されている上肢、下肢、体幹にかかる障がい者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種肢体不自由者</li> <li>・上肢、下肢、体幹または内部機能にかかる1、2級（個別等級）の障がい者</li> </ul> ※いずれも車いす利用者
助成額	改造に要した費用（上限10万円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯 改造に要した費用（上限60万円）</li> <li>・所得税非課税世帯 改造に要した費用の2/3（上限40万円）</li> <li>・所得税課税世帯 改造に要した費用の1/2（上限30万円）</li> </ul>
自動車所有者	本人または生計同一者	本人または生計同一者
所得制限 (特別障がい者手当と同じ)	有り	有り
改造例	手動操作レバー取付改造等	車いす昇降装置取付改造等 (同様の装置が装備された自動車の購入を含む)
その他要件	改造により社会参加が見込まれること 過去5年間に、この事業または他自治体による助成を受けていないこと	本人の移動のために自動車改造が必要であること 過去5年間に、この事業または他自治体による助成を受けていないこと

### ●申請方法

- ・身体障がい者手帳
- ・運転免許証（本人運転のみ）
- ・改造費見積書
- ・パンフレット、価格表  
(改造内容が具体的に確認できる書類)
- ・自動車検査証（すでにお持ちの自動車を改造する場合）（購入の場合は登録後）
- ・個人番号カードまたは通知カード



各区役所 健康福祉課  
障がい福祉係

※中古車の購入に係る介護者運転の場合、区役所に相談してください。

## (7) 住宅リフォーム助成 介

重度の身体・知的障がい者が自宅で安心して生活できるように、浴室やトイレなどを改造する費用の助成を行います。※工事前に申請が必要です。事前に各区健康福祉課にご相談ください。

- 対象世帯 身体障がい者手帳1・2級(総合等級)または療育手帳A(※注1)をお持ちの方がいる世帯で、前年の世帯員の収入合計が600万円未満の世帯
- 対象住宅 障がい者本人が居住する住宅
- 対象工事 障がい者の日常生活改善に直接関わる工事  
※認定されている障がいと関連のない工事は対象外
- 助成額 障がい者向け住宅リフォーム助成限度額表

世帯区分	助成率	助成限度額	
		介護保険が適用となる方及び重度障がい者児日常生活用具給付事業の、居宅生活動作補助用具給付対象者に該当する方(給付・未給付を問わない)	左記以外の方
生活保護世帯	100%	50万円	70万円
所得税非課税世帯	75%	37.5万円	52.5万円
所得税課税世帯	50%	25万円	35万円

- 助成は、原則1世帯につき1回となります。
- 助成率をかけると助成限度額を下回る場合は、低い方の金額となります。
- 介護保険の住宅改修費あるいは日常生活用具の居宅生活動作補助用具をご利用いただける方はそちらを優先してご利用ください。併用する場合はその給付部分を除きます。

(参考)	対象者	給付限度額	対象工事
介護保険の住宅改修費(※注2)	介護保険が適用される方	20万円	手すりのとりつけ、床段差の解消、床材の変更、扉の取り替え、便器の取り替え等の工事
日常生活用具の居宅生活動作補助用具(33ページ参照)	下肢不自由、体幹機能障がい3級以上の方	20万円	

※上記(注1)の等級に該当しない65歳以上の介護保険要支援・要介護認定者は高齢者向け住宅リフォーム助成をご利用いただける場合があります。

※介護保険が適用される方は、介護保険の住宅改修費(注2)をご利用いただくことになり、日常生活用具の居宅生活動作補助用具はご利用いただくことはできません。

※高齢者向け住宅リフォーム助成を過去に受けた世帯はこの制度をご利用できません。

※高齢者向け住宅リフォーム助成との併用はできません。

※国の補助金が含まれた住宅リフォーム助成と併用を希望する場合は、国の補助金の併用条件を確認してください。

- バリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられる場合があります。詳しくは資産税課家屋第1係、家屋第2係へ。

### ●改造工事例

(障がいカバーするための工事が対象となるため、障がいの状態によって対象工事が異なります。)

浴室	手すり、シャワー、入浴台等の設置 浴槽、浴室内の改修(据え置き型浴槽から半埋め込み式浴槽、段差の調整など)
トイレ	手すりの設置、トイレ内の改修(和式から洋式便器など)
玄関	手すり、スロープ等の設置など
居室	和室を洋室に改修、手すりの設置、段差の調整など
台所、廊下、洗面所	手すりの設置、段差の調整など
階段	手すり、滑り止めの設置など
玄関先	スロープ、手すり、段差解消機の設置など

●申請書の添付書類

(申請書を提出する時に、必ず添付してください。)

種類	通数	備考	請求先等	
所有関係	「家屋評価証明書」または「納税通知書」の写し	1通	住宅内の改修をする場合	市民税課、中央区を除く各区区民生活課、各出張所
	「土地評価証明書」または「納税通知書」の写し	1通	屋外の改修をする場合	
	公営住宅の管理者が公営住宅の改修を承諾した旨の通知書の写し	1通	公営住宅の場合	*事前に管理先へ申請が必要
	住宅リフォーム工事承諾書(別記様式第3号)	1通	所有者が同居家族以外の場合、借家の場合	
住所関係	同居同意書	1通	工事完了後に同居予定の場合	
その他	障がい者手帳の写し 療育手帳の写し	1通		
	介護保険被保険者証		お持ちの場合	
所得関係	「市民税申告書」または「源泉徴収票」の写し	1通	同居世帯で未申告者または転入者がいる場合 ※直近の年度分	
	「生活保護証明」	1通	生活保護世帯の場合	区役所 生活保護担当課
工事関係(必須)	「工事見積書」(別記様式第2号)	1通		工務店など施工業者
	「工事計画図」	1通	改修前と改修後の図面が必要	工務店など施工業者
	「着工前写真」	数枚	工事予定部分の写真(撮影年月日を入れる)	施工業者またはご自分で
(その他)介護保険住宅改修費併用の場合	「介護保険住宅改修費支給申請事前確認書」	1通	担当のケアマネジャー等に作成を依頼してください。 併用の場合は、申請書と一緒に提出してください。	
	「住宅改修が必要な理由」	1通		

※工事関係以外は、備考欄の条件に該当する場合のみ添付

## (8) 身体障がい者あんしん連絡システム

家庭内で緊急の際に、緊急通報装置の発信によって、24時間体制で「あんしん連絡センター」により緊急対応を行います。

対象者 (全てに該当)	<ul style="list-style-type: none"><li>・65歳未満の在宅の方 (65歳以上の方は高齢者福祉のサービスで対応できる場合があります。)</li><li>・身体障がい者手帳1、2級の方</li><li>・ひとり暮らし(またはこれに準ずる世帯)</li></ul>
----------------	---

### ●申請方法

・身体障がい者手帳  
・個人番号カードまたは  
通知カード



各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各地域保健福祉センター

## (9) 市営住宅への入居

市営住宅には、身体障がい者向けの市営住宅があります。

手続きなど、詳しくは各問い合わせ先へお問い合わせください。

### ①身体障がい者向け市営住宅

【対象者】 車いす利用者用住宅…身体障がい者手帳所持者で車椅子を常時利用している方  
視覚障がい者用住宅…身体障がい者手帳を視覚障がいを理由に所持している方  
※上記のほか、所得制限など入居基準があります。

【問い合わせ】 1 ページ区役所健康福祉課または障がい福祉課在宅福祉係  
(電話025-226-1239)

### ②①以外の市営住宅

※所得制限など入居基準があります。

【問い合わせ】 市営住宅万代サービスセンター(北区、東区の市営住宅)  
(電話025-374-5410)

市営住宅白山サービスセンター(北区、東区の市営住宅以外)  
(電話025-234-5252)

## (10) 補助犬の給付

身体障がい者の社会参加を促進するため、補助犬が給付されます。対象は県内に居住(1年以上)する18歳以上、かつ、次の身体障がい者手帳を持っている人です。

ただし、所得制限があります。

【対象者】 (1) 盲導犬…視覚障がい1級または2級  
(2) 介助犬…肢体不自由1級または2級  
(3) 聴導犬…聴覚障がい2級

【問い合わせ】 各区役所健康福祉課障がい福祉係



## (11) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

コミュニケーション確保や移動等の支援が必要な盲ろう者に通訳・介助員を派遣します。

対象者	身体障がい者手帳の視覚及び聴覚障がいの重複による障がいの程度が1級または2級の方
窓口	新潟ふれ愛プラザ内（2階） 新潟県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業事務局 住所：新潟市江南区亀田向陽1-9-1 電話：025-381-1480（FAX兼用）

※開所時間は、月～金 午前9時30分から午後4時00分（土日、祝日、年末年始は休み）。

※利用には登録が必要です。詳しくは上記事務局までお問い合わせください。

## (12) 手話通訳者等及び要約筆記者等派遣（意思疎通支援）

- 聴覚障がい者等の日常生活を支援するため、手話通訳者等や要約筆記者等を派遣します。
  - ・市または福祉関係団体が実施する事業
  - ・公的機関での手続き、医療機関での診療等
  - ・その他市長が必要と認めるもの

### ● 利用方法

申請書に必要事項を記入のうえ、郵送、ファックス、メール、持参のいずれかで障がい福祉課管理係へお申込みください。

申請書は、市ホームページからダウンロードできるほか、障がい福祉課、各区役所健康福祉課にあります。詳しくはお問い合わせください。

（郵 送）〒951-8550 障がい福祉課管理係

（ファックス）025-223-1500 （電 話）025-226-1237

（メール）shogai.wl@city.niigata.lg.jp

- 市役所閉庁時（土日、祝日、夜間など）で、緊急時（急病での搬送や火災等）の際に、手話通訳者及び要約筆記者等を派遣します。

対象となる場合	聴覚障がい者本人が望む場合（家族が緊急時の場合を含む）で、医療機関や消防、警察等の関係機関が必要と認めた場合。
利用方法	関係機関に希望する旨を伝えてください。関係機関から、手話通訳・要約筆記通訳協力者に連絡をとります。 ※申請書は関係機関が提出します。

## (13) 市報にいがた、区役所だより、市議会だよりの配達など

### ○市報にいがた・区役所だより（毎月第1・3日曜日発行）

毎月第1・3日曜日に、新聞(新潟日報・朝日・毎日・読売・産経・日経)の朝刊に折り込んで各世帯にお届けしているほか、市ホームページに掲載しています。市役所・区役所などの窓口や新潟駅万代口観光案内センター、白山駅、バスセンターにも置いています。新聞を購読していない世帯には申し込みにより配送しています。また、目の不自由な方には「点字版」と「声の広報」(音声版)を翌水曜日に郵送しています。どちらも市コールセンターまたは広報課までお申し込みください。なお、「声の広報」はデイジー版・一般用CD版の2種類があります。

- ・市コールセンター 電話025-243-4894
- ・広 報 課 電話025-226-2089 ファックス025-223-5588  
メールアドレス:koho@city.niigata.lg.jp

### ○市議会だより

年4回、定例会後に議会での審議の概要をお知らせするために発行しています。新聞折込(新潟日報・朝日・毎日・読売・産経・日経)により各世帯にお届けしているほか、市議会ホームページに掲載しています。新聞を購読していない世帯には申し込みにより配送しています。目の不自由な方には点字版や音声版(デイジー版・一般用CD版)を申し込みにより郵送しています。申し込み先:議会事務局調査法制課(電話025-226-3385)

## 市報にいがた・区役所だより・市議会だより LINEで無料配信

新潟市の広報紙「市報にいがた」「区役所だより」「市議会だより」をスマートフォンなどのアプリ「LINE」で見ることができます。「新潟市LINE公式アカウント」を友だち登録し、「市報にいがた・区役所だより電子版」「市議会だより」の配信設定をすると、発行日に通知が届きます。

お住まいの区にかかわらず、全区の区役所だよりを見ることができます。

利用時のパケット通信料や回線使用料は利用者の負担となりますので、ご注意ください。

友だち登録はこちら  
(スマートフォン用)  
(二次元コード)



## (14) 音声版・点字版の市発行物一覧

発行物名	作成形態			発行頻度	問い合わせ先
	デイジー	CD	点字		
市報にいがた・区役所だより※	○	○	○	定期(月2回)	広報課・各区役所
市議会だより	○	○	○	定期(年4回)	議会事務局調査法制課
サイチョPRESS(新潟市の資源とごみの情報紙)	○	○	○	定期(年6回)	循環社会推進課
選挙公報(新潟市議会議員選挙・新潟市長選挙のお知らせ)	○	○	○	選挙時	選挙管理委員会事務局
介護保険制度改正のお知らせ(折り込みチラシ)	○	○	○	作成時	介護保険課
障がい者(児)福祉のしおり	○	○		定期(年1回)	障がい福祉課
第4次新潟市障がい者計画・第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画	○		○	作成時	障がい福祉課
家庭ごみの分け方・出し方・家庭ごみ収集カレンダー	○			随時	廃棄物対策課

※区役所だよりについては、区役所地域総務課または区役所地域課へお問い合わせください。

## (15) 新潟市立図書館のハンディキャップサービス

### 【在宅障がい者等図書サービス】

障がい等で図書館に来館することが困難な方に、図書館資料を宅配便等で貸し出します。大活字本やDVD、CD等のAV資料（音楽、映像、音声）も用意しています。

### 【活字読書支援サービス】

活字による読書が困難な方に、録音図書の貸出や対面朗読、録音図書の作製を行います。また、国立国会図書館が製作・収集した音声デジタイズ図書等のデータをダウンロードして提供します。

### 【対面朗読室と読書支援機器の利用】

中央図書館にある対面朗読室と読書支援機器（プレクストーク、拡大読書器、点字プリンタ等）が利用できます。

### 【電子書籍について】

図書館ホームページで電子書籍の利用ができます。色反転や文字の拡大、読み上げ機能対応のものもあります。

### 【問い合わせ先】

新潟市立中央図書館（新潟市中央区明石2丁目1-10） 電話 025-246-7700 FAX 025-246-7722

## (16) 障がい者スポーツ全国大会等参加激励金支給事業

市内に住所を有し、対象の大会に出場する障がい者の方に激励金を支給します。

支給を受けようとする方は、大会の出場決定後すみやかにスポーツ振興課へ申請してください。なお、大会終了後の申請はできません。

※対象の大会とは、国、地方公共団体、若しくは国際的又は全国的な障がい者関係団体並びに競技団体、その他これらに準ずる公的な団体が主催して行うスポーツの全国大会等で、支給が適当と認められるものをいいます。

大会種別等	支給額	
(1) パラリンピック競技大会 デフリンピック競技大会 スペシャルオリンピックス競技大会	1人当たり	100,000円
(2) 上記の大会を除く国際大会	1人当たり	30,000円
(3) 全国障害者スポーツ大会	個人競技	1人当たり 10,000円
	団体競技	1チーム当たり 100,000円が限度 ただし、団体チーム構成員が10人に満たない場合は、 構成員1人当たり各個人競技の支給基準額を乗じた額
(4) 上記以外の全国規模の大会	個人競技	1人当たり 5,000円
	団体競技	1チーム当たり 50,000円が限度 ただし、団体チーム構成員が10人に満たない場合は、 構成員1人当たり各個人競技の支給基準額を乗じた額

問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ振興課

電話025-226-2598 ファックス025-226-0017 メールアドレス：sports@city.niigata.lg.jp

## (17) 訪問入浴サービス 介

重度身体障がい者で自宅や施設での入浴が困難な方に訪問入浴を派遣します。

対 象 者	身体障がい者手帳1、2級の所持者(18歳以上)で次の各号に該当する方 ・自力または家族やヘルパーの介助のみでは入浴することのできない方 ・施設で入浴することのできない方 ・医師が入浴可能と認めた方 ※児童(18歳未満)で成人と同様の体格の方の場合はご相談ください。
利 用 回 数	週2回まで(7月~9月は週3回まで)
利 用 料	本人及び扶養義務者の前年の所得税額等に応じて負担していただきます。

### ●申請方法

- ・身体障がい者手帳
- ・診断書
- ・個人番号カードまたは通知カード



各区役所 健康福祉課障がい福祉係

◆介護保険が適用される方(49ページ参照)は、介護保険の訪問入浴介護をご利用いただくこととなります。

## (18) 生活支援(住民参加型在宅福祉サービス)

会員相互の助け合いとして家事を中心とした日常生活の支援をしています。  
買い物、ゴミ出し、灯油入れ等の日常のちょっとした困り事にも対応します。

### ①福祉サービス リボンの会(江南区在住の方)

#### 【利用するには】

年会費 1,500円と会員登録が必要です。

#### 【サービスの内容と利用料金】

洗濯 掃除 買い物 食事作り ゴミ出し 話し相手 薬取り等  
1時間700円(1時間を超えた場合は30分ごとに350円加算)  
利用時間 9時~17時(左記利用時間以外は30分400円)  
※交通費は利用者が実費負担。

【申込み・問い合わせ先】 江南区社会福祉協議会 福祉サービス リボンの会  
(窓口開設時間/平日午前8時30分~午後5時15分)

電話025-250-7768 FAX025-250-7761

### ②ふれあい福祉サービス(秋葉区在住の方)

#### 【利用するには】

会員登録が必要です(入会金・年会費 なし)

#### 【サービスの内容と利用料金】

日常の家事支援 話し相手 外出の付添(通院・散歩) ゴミ出し等  
1時間500円(1時間を超えた場合は30分ごとに250円加算)  
※ゴミ出しのみ30分250円。生活保護世帯は半額。

【申込み・問い合わせ先】 秋葉区社会福祉協議会  
(窓口開設時間/平日午前8時30分~午後5時15分)

電話0250-24-8376 FAX0250-23-3322



## (19) 成年後見制度

### 【法定後見制度】

判断能力が十分でない方（認知症、知的障がい、精神障がいなど）を保護し、支援するための制度です。法定後見制度には、次の3つの種類があります。

類型	本人の判断能力	援助者	
後見	常に欠けている	成年後見人	監督人を選任することができます。援助者は、複数の人や法人を選任することもあります。
保佐	著しく不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	

〈窓口〉新潟家庭裁判所（新潟市中央区川岸町1-54-1 電話(代表番号)025-266-3171）

申立ては本人の住んでいるところの家庭裁判所に行います。申立てができるのは、原則として、本人や本人の家族です。

本人の判断能力によって、それぞれ支援者が家庭裁判所で選任され、財産管理などの法律行為を本人の代わりに行います。

### 【任意後見制度】

判断能力が十分あるうちに、あらかじめ準備しておくことができる制度です。自分の生活や財産管理などに関する事務について代理権を与える相手の方と、公証人の作成する公正証書によって契約しておく必要があります。

### 【相談窓口】

新潟市成年後見支援センター（114ページ）にお問い合わせください。

## (20) 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の方で、法定後見制度を利用する場合に必要な費用負担が困難な方について、次の表のとおり市が助成します。

### [助成の内容]

助成の種類	対象者	助成費用
後見開始の審判に要する費用	次のいずれにも該当する方 ・新潟市に住所を有する方・成年被後見人等・本人（申立人）が、生活保護受給者またはこれに準ずる方	・収入印紙代・登録印紙代・郵便切手代 ・診断書料・鑑定料 ・戸籍謄本など申立書添付書類の取得費用
成年後見人等に支払う報酬の助成	次のいずれにも該当する方 ・新潟市に住所を有する方・成年被後見人等・生活保護受給者またはこれに準ずる方 ※成年後見人等が、配偶者・直系血族・兄弟姉妹の場合は助成の対象となりません。	成年後見人等に支払う報酬の一部 〈上限額〉在宅者 月額28,000円 施設入所者 月額18,000円

詳しくは1ページ区役所健康福祉課障がい福祉係にお問い合わせください。また、成年後見制度については、成年後見支援センター（114ページ）にお問い合わせください。

## (21) 障がい者福祉センター事業 (P121もご覧ください)

<p>●新潟市総合福祉会館障がい者福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者浴室、機能回復訓練室、機能訓練用プール、障がい者娯楽室 ※障がい者手帳をお持ちの方は自由に利用できます。</li> <li>・機能低下を防止するための体操（事前に申し込みが必要です）。 リハビリ体操教室（第2金曜日・第4木曜日、午後1時30分～3時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市社会福祉協議会 電話025-243-4366</li> </ul>
--	--

## (22) 駐車禁止除外標章制度

障がいにより歩行困難な方が運転または同乗する場合に、標章を受けると、公安委員会が道路標識等により駐車を禁止した場所及び時間制限駐車区間に駐車が可能となります。ただし、法令により駐車場所や方法が制限される場合があります。

詳しくは居住地を管轄する警察署の交通課へお問い合わせください。

[対象となる障がい等級等]

手帳等		個別等級	
身体障がい者手帳	視覚障がい	1級～4級	
	聴覚障がい	2級、3級	
	平衡機能障がい	3級	
	上肢不自由	1級、2級1、2級2	
	下肢不自由	1級～4級	
	脳原性運動機能障がい	上肢機能	1級、2級(—上肢の場合を除く)
		移動機能	1級～4級
	体幹不自由	1級～3級	
	内部障がい <small>(心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害)</small>	1級、3級	
	免疫機能障がい	1級～3級	
	肝臓機能障がい	1級～3級	
療育手帳	[A]		
精神障がい者保健福祉手帳	1級		

[申請に必要なもの]

- ・申請書
- ・身体障がい者手帳等原本
- ・住民票（障がい者本人が記載され、3か月以内に交付されたもので個人番号が省略されているもの）

申請先

居住地を管轄する警察署の交通課

## (23) 新潟県おもいやり駐車場制度

ショッピングセンター等の障がい者等用駐車スペースの適正な利用を確保するため、障がいのある方、高齢者、妊産婦、難病患者などで、なおかつ歩行が困難な方に利用証を交付しています。

利用証はルームミラーなどにかけていただき、外から見えるよう吊り下げます。

該当する駐車スペースには、「新潟県おもいやり駐車場制度」案内看板があります。

利用証には有効期限がありますので、有効期限満了後も利用証が必要な場合は、事前に更新時期を確認の上、各自でお手続きをお願いします。なお、有効期限の前月1日から申請できますが、新潟県から更新の連絡は行っておりませんので、ご注意ください。

詳しくは、新潟県障害福祉課（電話025-280-5211）、または1ページ区役所健康福祉課障がい福祉係へお問い合わせください。

### 〔交付対象者〕

次の（１）と（２）をどちらも満たす方

（１）歩行が困難または歩行に配慮が必要な方 （２）下記基準に該当する方

区分		交付基準	
1	視覚障がい	身体障がい者手帳が4級以上の方	
	平衡機能障がい	身体障がい者手帳が5級以上の方	
	身体障がい者 肢体不自由	上肢	身体障がい者手帳が2級以上の方
		下肢	身体障がい者手帳が6級以上の方
		体幹	身体障がい者手帳が5級以上の方
		脳原性	上肢機能
	移動機能		身体障がい者手帳が6級以上の方
その他内部機能障がい等	身体障がい者手帳が4級以上の方		
2	知的障がい者	療育手帳所持者	
3	精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳の障がいの等級が2級以上の方	
4	発達障がいのある者	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関等が認めた方	
5	難病患者	特定疾患医療受給者及び特定医療費（指定難病）医療受給者	
6	高齢者	介護保険の要介護状態区分が要支援1以上の方	
7	妊産婦	原則、妊娠7か月から申請受付可。有効期限は産後1年半まで	
8	その他けが人または病気等の者	その他歩行が困難であることが診断書等により確認できる方（傷病名と現状及び期間などが記載されているもの）	

### 〔申請に必要なもの〕

申請の際には、確認のためにそれぞれ以下の書類を添付してください。

【新規申請（初めて申請する場合）・更新申請（有効期限後の利用を更に申請する場合）】

- 身体障がい者……身体障がい者手帳（写し）
- 高 齢 者……介護保険被保険者証（写し）
- 難 病 患 者……特定疾患医療受給者証又は特定医療費（指定難病）受給者証（写し）
- 知的障がい者……療育手帳（写し）
- 精神障がい者……精神障がい者保健福祉手帳（写し）
- 発達障がい……医師等の診断を記載した書面（原本）
- 妊 産 婦……1.母子健康手帳（写し）  
2.医師の診断を記載した書面（原本）（妊娠7か月（妊娠24週）より前に申請する場合のみ添付）
- その他けが人、病気等…医師の診断を記載した書面（原本）

※窓口で更新申請を行う場合、現在お持ちの利用証を持参してください。

【再交付申請（破損・紛失等で利用証が使用できなくなった場合）】

……前回の申請内容と変更がない場合、添付書類は不要です。

## (24) 避難行動要支援者名簿への登録

災害時に避難支援を必要とする方を、あらかじめ同名簿に登録して地域に配布しておくことで、自主防災組織などによる円滑な避難支援を行うための制度です。

新たな該当者（下記表①～④）には、案内を送付しますので、希望する方は案内に沿って、お手続きください。（⑤の方と手続期間を過ぎて登録希望する方は下記を参照）

対象者	災害時に自ら避難することが困難で、避難のために何らかの支援を希望する在宅の方のうち、次の方が対象となります。 ①高齢者（75歳以上のみの世帯） ②要介護認定3以上 ③身体障害者手帳1、2級 ④療育手帳A ⑤その他、自ら避難することが困難で、避難の支援を希望する方
災害時の避難支援方法（例）	・避難情報などの情報提供 ・電話や個別訪問による安否確認 ・避難所など安全な場所への付き添い など （注）災害時の支援が確約されるものではありません。
名簿の提供先	自治会・町内会・自主防災組織などの地域の支援者、消防などの市役所関係部署、警察署、民生委員（地域での制度説明などのために提供） ※名簿の提供を受けた者は、その情報を適正に管理し、支援者以外の外部に漏れないよう法律で秘密保持義務が課せられています。
申し込み	各区役所健康福祉課、出張所、連絡所、地域保健福祉センター

## (25) 郵便等による不在者投票

選挙の際、身体に重度の障がいがある人（下記の表に該当）は、手続きをすることにより自宅などで投票の記載をし、郵便または信書便を利用して投票することができます。

あらかじめ、お住まいの区の選挙管理委員会に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、お早めに手続きをお願いします。

郵便等による不在者投票を利用することができる人

区分	障がいの種類	障がいの程度
身体障がい者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	個別等級1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	個別等級1級または3級
	免疫、肝臓の障がい	個別等級1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

代理記載制度（本人が記載できない場合）

上記の表に該当する人であっても、自書できない人は、郵便等による不在者投票はできません。

しかし、上記の表に該当し、かつ、次に該当する人は、あらかじめ届け出た人に投票用紙の記載を依頼することができます。

区分	障がいの種類	障がいの程度
身体障がい者手帳	上肢、視覚の障がい	個別等級1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚の障がい	特別項症から第2項症まで

詳しくは、区選挙管理委員会（区総務課、地域総務課）または市選挙管理委員会（電話025-226-3343）へお問い合わせください。



## (26) 聴覚障がい者・言語障がい者の110番通報、119番通報

### ○110番通報（事件、事故、緊急事態発生時）

事件・事故、緊急事態発生時の緊急通報用として、ファックスやアプリによる通報ができます。

ファックス110番は、いつ、どこで、なにがあったのか、通報者の住所、氏名、年齢、性別、ファックス番号等を記載して送信してください。

110番アプリは対話方式（チャット式）であり、電話に近い形で文字による通話ができます。アプリのダウンロードは、iPhoneの人はAppStoreから、Androidの人はGooglePlayで、「110番アプリ」を検索してください。ダウンロード後に事前登録が必要です。詳しくは、新潟県警察ホームページをご覧ください。

窓口：新潟県警察本部地域部通信指令課

ファックス110番	0120-279-110
新潟県警察ホームページ	<a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kenkei/">https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kenkei/</a>

### ○119番通報（火災、救急時）

火災、救急発生時にスマートフォン等やファックスを使用して緊急通報ができます。

#### ①スマートフォン等による119番通報（NET119緊急通報システム）

スマートフォン等を使用し、簡単な画面操作や文字対話（チャット式）による通報ができます。利用するには事前に申し込みが必要です。NET119緊急通報システム詳細は資料編149ページ掲載。

#### ②ファックスによる119番通報

住所（災害発生場所・消防車や救急車が向かう住所）、名前（通報した方の名前）、災害種別（火災・救急）、状況（内容：何が燃えているか、逃げ遅れ者の有無、誰が・どうしたか）を記入して送信してください。ファックス用紙の見本は資料編148ページ掲載。

ファックス番号	119（新潟市内全域）
---------	-------------

問い合わせ先 消防局指令課

電話番号	025-288-3270	ファックス番号	025-288-3275
ホームページアドレス	<a href="https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/shobo/oshirase/119info/tuhoumenu/index.html">https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/shobo/oshirase/119info/tuhoumenu/index.html</a>		

## (1) 障がい福祉サービス等の対象者

身体障がい者	①身体障がい者手帳を所持されている方
知的障がい者	①療育手帳を所持されている方 ②知的障がい者更生相談所または児童相談所に知的障がいと判定された方
精神障がい者 (発達障がい者を含む)	①精神障がい者保健福祉手帳を所持されている方 ②精神障がいのために障がい年金を受給されている方 ③精神障がいのために特別障がい給付金を受給されている方 ④自立支援医療（精神通院）を受給されている方 ⑤医師に精神障がいと診断された方（診断書必要）
難病等対象者	①131～132ページに掲げる難病等で一定の障がいのある方
障がい児	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある又は難病等で一定の障がいのある18歳未満の方 (各障がい者手帳の所持にかかわらず、支援の必要性が認められる方)

※介護保険の対象者は、原則として介護保険のサービスをご利用ください（取り扱いについては50ページをご覧ください）。

介護保険の対象者：① 65歳以上で介護が必要になった方  
② 40～64歳で医療保険に加入している方のうち特定疾病により介護が必要となった方（下記の特定疾病の範囲参照）

## ※特定疾病の範囲

- ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症 ⑦パーキンソン病関連疾患
- ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## (2) 介護保険との適用関係

介護保険の対象者は、サービスの内容や機能から障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、**基本的には介護保険サービスが優先**となります。ただし、下記に該当し、かつ、障がい福祉サービスの支給要件に該当する場合は、障がい福祉サービスを利用することができます。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者
居宅介護 (身体介護・ 家事援助・ 通院等介助・ 通院等乗降介助)	<p>重度障がい者等包括支援の支給対象となる心身の状態にある方【注1】、または、以下の要件1～3をすべて満たす方は、介護保険の訪問介護の利用に加え、障がい福祉サービスの居宅介護の利用が可能となります。</p> <p><b>要件1</b> 介護保険サービスにおいて、ヘルパーの派遣時間が足りない方。</p> <p><b>要件2</b> 下記のいずれかに該当する方。</p> <p>a 全身性障がい者【注2】      b 視覚障がい者(1・2級)</p> <p>c 聴覚障がい者(2級)          d 内部障がい者(1・2級)</p> <p>e 難病等対象者であり、その症状による障がいの程度がa～dと同様の状態にあると認められる方</p> <p>f 知的障がい者                      g 精神障がい者</p> <p><b>要件3</b> 介護保険のケアプラン(サービス利用票別表)において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「要介護」の場合 「区分支給限度基準額(単位)」まで利用し、かつ、訪問介護の「区分支給限度基準内単位数」が「区分支給限度基準額(単位)」の半分以上の利用であること。</li> <li>● 「要支援2」の場合 介護予防訪問介護相当サービスを利用の場合は3,727単位(38,052円)まで、訪問型基準緩和サービスを利用の場合は3,093単位(31,579円)まで利用していること【注3】</li> <li>● 「要支援1」又は「要介護認定非該当かつ総合事業対象者」の場合 介護予防訪問介護相当サービスを利用の場合は2,349単位(23,983円)まで、訪問型基準緩和サービスを利用の場合は1,950単位(19,909円)まで利用していること【注3】</li> </ul> <p>【注1】 重度障がい者等包括支援の対象については、55ページの「(5) 主なサービスと対象障がい・障がい支援区分の対応表」をご確認ください。</p> <p>【注2】 全身性障がい者とは、以下の①～③のいずれかであり、かつ、両上肢及び両下肢のいずれにも障がい認められる方。または同様の状態にあると認められる方。</p> <p>① 肢体不自由1級の方    ② 上下肢不自由1級の方    ③ 脳原性運動機能障がい1級の方</p> <p>【注3】 身体介護の上乗せが必要な場合には、介護予防訪問介護相当サービスを利用していること。</p> <p>※要介護認定の結果「非該当」かつ総合事業基本チェックリスト実施の結果も「非該当」の場合は、上記要件は不要です。</p>			
	生活介護	介護保険サービス	障がい福祉サービス利用可能な場合あり	介護保険サービス
	短期入所			
	日中一時支援			
訪問入浴				

介護保険に相当するものがない障がい福祉固有のサービス(同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、重度訪問介護、重度障がい者等包括支援等)については、年齢や疾病名に関係なく、支給の要件に該当していれば利用できます。

### 〔居宅介護(生活サポート含む)の利用者が介護保険に移行する場合〕

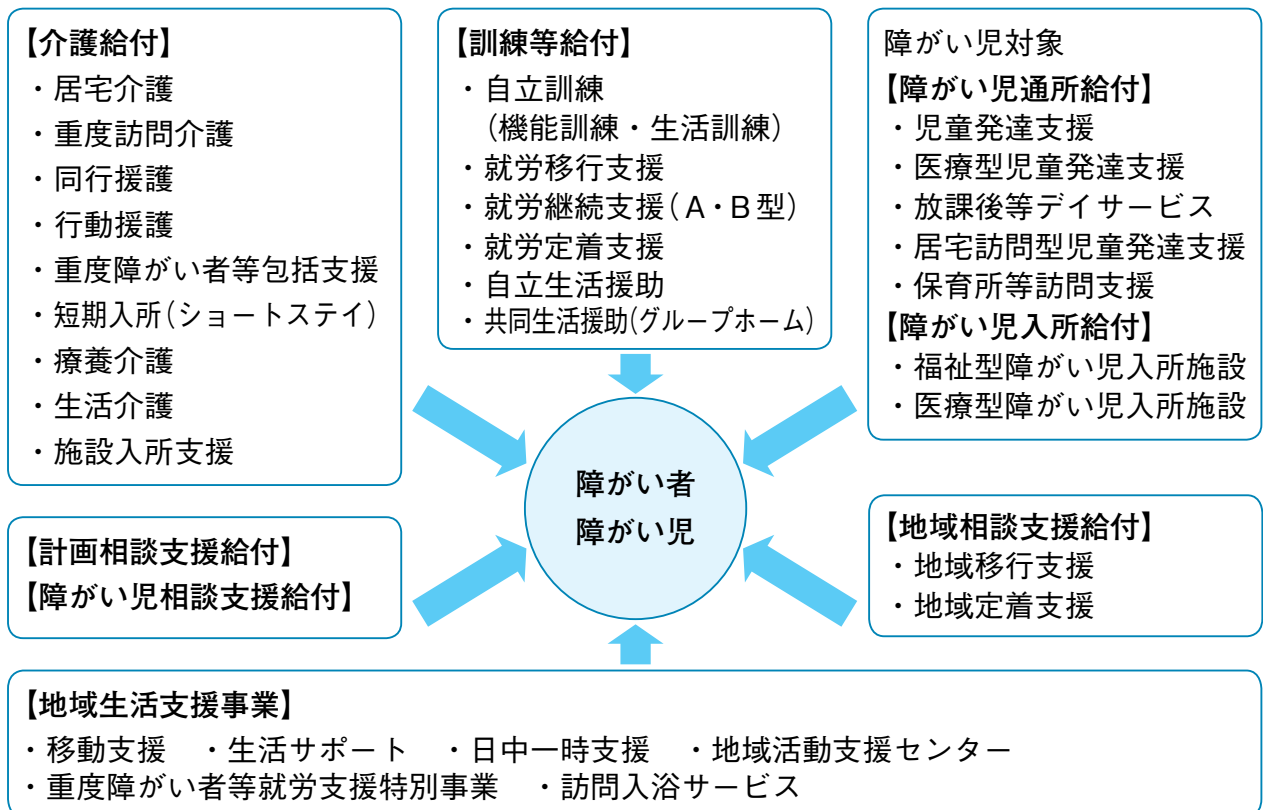
- ① 介護保険適用前に支給されていた居宅介護の支給量を介護保険では確保できなかった場合で、引き続き同等の支援が必要と認められる場合には、上記の居宅介護の要件にかかわらず、居宅介護を利用することができます。なお、その場合、介護保険が優先されるため、介護保険で利用可能な時間を差し引いた時間数分だけ居宅介護を利用することができます。※居宅介護の利用実態がない場合には支給決定を行いません。
  - ② 介護保険適用前に支給されていた居宅介護の支給量を超える支援が必要な場合には、上記の居宅介護の要件にそって審査します。
- お問い合わせ：各区役所へ(1ページ参照)

### (3) 障がい福祉サービス等のしくみ

障がい福祉サービス等には「介護給付」「訓練等給付」「地域生活支援事業」「地域相談支援給付」「計画相談支援給付」また障がい児向けサービスである「障がい児通所給付」「障がい児入所給付」「障がい児相談支援給付」があります。

サービスは組み合わせて利用することができます。

介護給付	生活上及び療養上の介護サービスです。利用するためには障がい支援区分の認定が必要であり、区分によって利用できるサービスが異なります。
訓練等給付	リハビリテーションや一般就労に向けた訓練を行うサービスです。共同生活援助（グループホーム）利用希望者以外は障がい支援区分の認定は必要ありませんが、利用期間が限定されている場合があります（自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助）。
地域生活支援事業	地域の特性や利用者の状況に応じて各市町村が実施するサービスです。障がい支援区分の認定は必要ありません。
障がい児通所給付	就学前児童や就学中児童の放課後等に生活能力向上や集団生活への適応のための訓練等を行います。
障がい児入所給付	児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。 ★利用を希望する場合は児童相談所にご相談ください。
地域相談支援給付	地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援です。
計画相談支援給付	障がい福祉サービス等の利用を希望する利用者に最も適切なサービス提供が行われるよう支援します。サービス等利用計画の作成や一定期間ごとの計画の見直しを行います。
障がい児相談支援給付	障がい児通所支援等の利用を希望する障がい児に最も適切なサービス提供が行われるよう支援します。障がい児支援利用計画の作成や、一定期間ごとの計画の見直しを行います。





## (4) 障がい福祉サービス等の内容

### 在宅で利用するサービス（ホームヘルプサービス）

サービスの名称	内 容	手続き
居宅介護 (身体介護・家事援助)	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や、家事の援助等を行います。	介護給付
重度訪問介護	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や、家事の援助、外出時における支援等を総合的に行います（原則として、居宅介護との併給はできません）。	
重度障がい者等包括支援	居宅介護等複数のサービスを包括的に行います（他の障がい福祉サービスとの併給はできません）。	
生活サポート	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や、家事の援助等を行います。（障がい支援区分非該当の方）	地域生活支援事業

### 外出時に利用するサービス（ガイドヘルプサービス）

サービスの名称	内 容	手続き
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時において必要な支援等を行います。	介護給付
行動援護	外出する際、危険を回避するために必要な支援等を行います。	
居宅介護 (通院等介助)	病院等への通院及び受診等の手続き等の介助、公的手続きのための官公署への訪問や相談支援事業者への相談の際の介助を行います。	
居宅介護 (通院等乗降介助)	通院等のための乗車または降車時の介助を行います。	地域生活支援事業
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出のための支援を行います（同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障がい者等包括支援の対象者は、原則として、介護給付におけるサービスを優先して利用します）。	

### 通所して利用するサービス

サービスの名称	内 容	手続き
生活介護	施設において日中の入浴、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	介護給付
自立訓練	機能訓練	一定期間の支援計画に基づいて、身体機能・生活能力の維持・向上等のための訓練を行います。
	生活訓練	
就労移行支援	一定期間の支援計画に基づいて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、一般就労を目指します。	訓練等給付
就労継続支援	A型	雇用契約に基づき、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	B型	

サービスの名称		内容	手続き
地域活動支援センター	I型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。	地域生活支援事業
	II型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し、自立と生きがいを高める事業を実施します。	
	III型	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与する等の事業を実施します。	

## 住まいの場として利用するサービス

サービスの名称	内容	手続き
療養介護	医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援等を行います。	介護給付
施設入所支援	夜間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居において、日常生活上の援助や相談及び入浴、排せつ、食事の介護等を行います（原則として、居宅介護、短期入所、日中一時支援との併給はできません）。	訓練等給付

※「施設入所支援」の利用にあたっての注意事項

「施設入所支援」は、申込順での入所ではありません。本人の心身の状況や家族の状況など、入所サービスの必要性を総合的に勘案し、入所調整会議において優先順位が決定されます。

## その他のサービス

サービスの名称	内容	手続き
短期入所（ショートステイ）	自宅の介護者が病気の場合などに、入所施設等において短期間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護給付
日中一時支援（日帰りの短期入所）	自宅の介護者が病気や仕事などで不在の場合に、日中の間、施設で見守り等の支援を行います。	地域生活支援事業
重度障がい者等就労支援特別事業	重度訪問介護の支給決定を受けている方の通勤や職場等における支援を行います。	

## 児童福祉法のサービス

サービスの名称	内容	手続き
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行います。	障がい児通所給付
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、治療を行います。	
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。	
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な児童に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のための訓練を行います。	
保育所等訪問支援	保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	
福祉型障がい児入所施設	施設に入所する障がいのある児童に対し、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。	障がい児入所給付
医療型障がい児入所施設	施設に入所する障がいのある児童に対し、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与、治療を行います。	

## 相談支援サービス

サービスの名称	内容	手続き
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助等から地域での一人暮らしに移行した障がい者に対し、定期的な居宅訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。 【期間】 1年間	訓練等給付
就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援から企業等への一般就労に移行した障がい者に対し、定期的な職場訪問や随時の対応により、就労に伴い生じている生活面の課題解決に向けて必要な支援を行います。 【期間】 3年間	
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者等に対し、住居の確保など、地域における生活に移行するために必要な支援を行います。 【対象】 ①障がい者支援施設や療養介護を行う病院等に入所している障がい者 ②精神科病院に1年以上入院している障がい者 ※1年未満の入院であっても、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる方等も対象となります。 ③救護施設または更正施設に入所している障がい者 ④刑事施設、少年院に収容されている障がい者 ⑤更生保護施設等に入所している障がい者 【期間】 6か月	地域相談支援給付
地域定着支援	自宅で単身生活をする方などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談やその他必要な支援を行います。 【対象】 ①単身生活であるため、緊急時の支援が見込めない方 ②家族と同居しているが、家族が障がいや疾病などのため、緊急時の支援が見込めない方 【期間】 1年間	
計画相談支援	障がい福祉サービス等の利用を希望する方の総合的な援助の方針や、サービスの組み合わせ等を検討し、サービス等利用計画の作成や、計画の評価などを行います。	計画相談支援給付
障がい児相談支援	障がい児通所サービス等の利用を希望する児童の総合的な援助の方針や、サービスの組み合わせ等を検討し、障がい児支援利用計画の作成や、計画の評価などを行います。	障がい児相談支援給付

## (5) 主なサービスと対象障がい・障がい支援区分の対応表

(※1) 障がい支援区分のほかに、一定の要件があります。

サービスの種類と名称		対象障がい				障がい支援区分						一定の要件／特定の条件		
種類	名称	身体	知的	精神	難病	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5		区分6	
在宅で利用するサービス	居宅介護 (身体介護・家事援助)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	重度訪問介護	○	○	○	○						○	○	○	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常時介護を必要とする人(※1)
	生活サポート	○	○	○		○								障がい支援区分が「非該当」であり、「居宅介護」の支給決定を受けられない人
外出時に利用するサービス	同行援護	○			○		○		○	○	○	○	○	区分3以上に相当する場合、区分認定が必要となる場合があります。
	行動援護		○	○	○				○	○	○	○	○	自己判断能力が制限されている知的障がい者・精神障がい者等(※1)
	居宅介護 (通院等介助)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	居宅介護 (通院等乗降介助)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	移動支援	○	○	○	○		区分認定不要						重度の視覚障がい者(1級、2級)・全身性障がい者、障がい児等	
通所して利用するサービス ※利用は原則18歳以上	生活介護	○	○	○	○				△	○	○	○	○	区分3以上(常時の介護を必要とする人) ※50歳以上の場合は区分2以上、施設入所者は区分4以上、50歳以上で施設入所者は区分3以上
	自立訓練 (機能訓練)	○	○	○	○		区分認定不要						入所施設・病院を退所・退院、特別支援学校を卒業した身体障がい者等	
	自立訓練 (生活訓練)	○	○	○	○		区分認定不要						入所施設・病院を退所・退院、特別支援学校を卒業した知的障がい者・精神障がい者等	
	就労移行支援	○	○	○	○		区分認定不要						一般企業等への就労を希望する人で利用開始時に65歳未満の人	
	就労継続支援 (A型)	○	○	○	○		区分認定不要						一般企業等での就労が困難な人で利用開始時に65歳未満の人	
	就労継続支援 (B型)	○	○	○	○		区分認定不要						一般企業等での就労が困難な人	
	地域活動支援センター (I型・II型・III型)	○	○	○	○		区分認定不要							

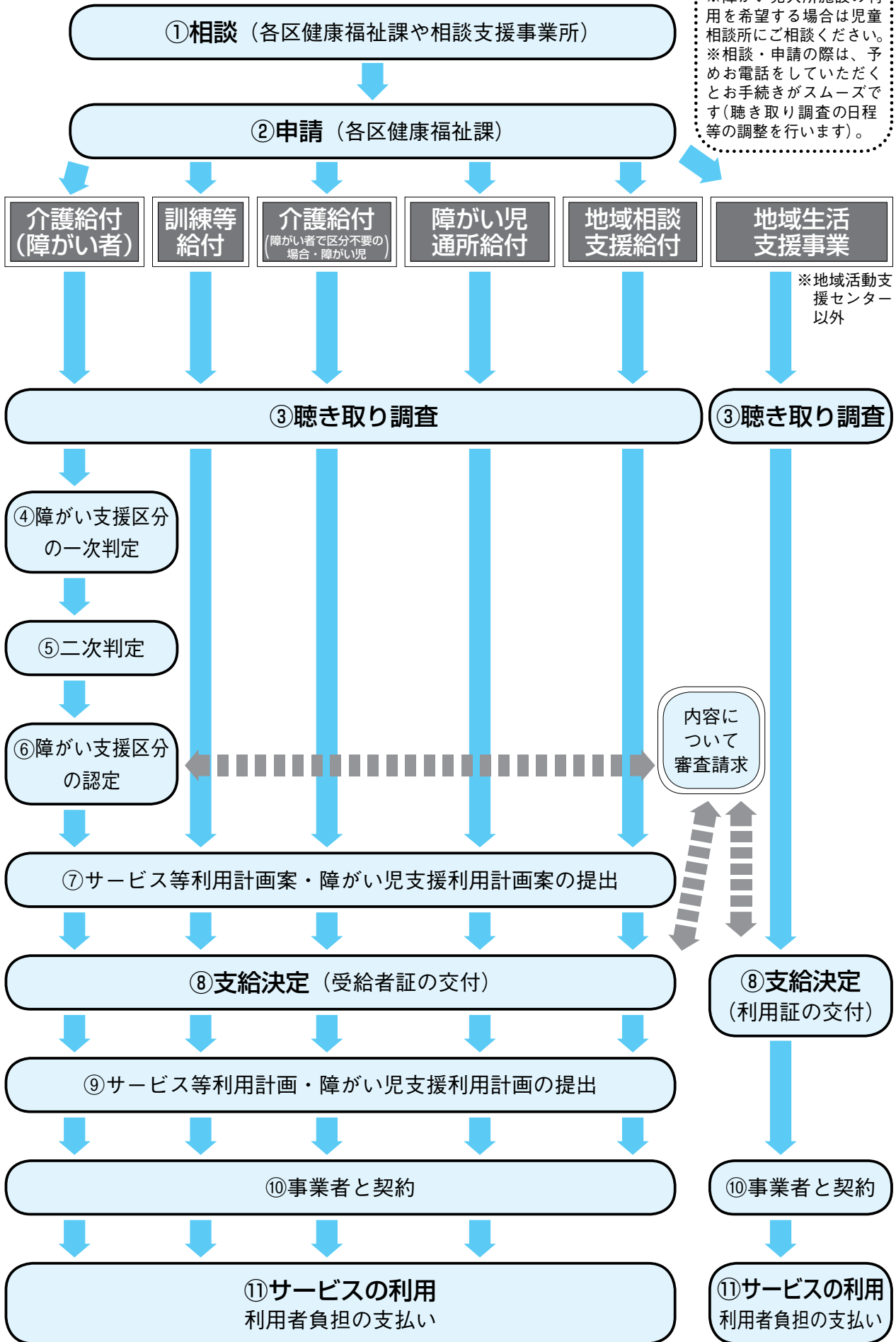


サービスの種類と名称		対象障がい				障がい支援区分						一定の要件／特定の条件	
種類	名称	身体	知的	精神	難病	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5		区分6
住まいの場として利用するサービス ※利用は原則18歳以上	療養介護	○	○	○	○						○	○	区分5以上（常時の介護や医療を必要とする人）（※1）
	施設入所支援	○	○	○	○				△	○	○	○	「生活介護」利用者のうち区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上
	共同生活援助（グループホーム）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他のサービス	短期入所（ショートステイ）	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	日中一時支援（日帰りの短期入所）	○	○	○		区分認定不要						日中において、見守り等の支援を必要とする人	
	重度障がい者等就労支援特別事業	重度訪問介護の支給決定を受けている方				<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間企業に雇用されている方 1週間の所定労働時間が10時間以上の方又は当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できた方 ※ただし、就労継続支援A型事業所の利用者を除きます。</li> <li>●自営業者等の方 自営等に従事する時間が1週間のうち10時間以上の方で、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれる方</li> </ul>							
在宅、通所、住まいの場として利用するサービス	重度障がい者等包括支援	○	○	○	○								
児童福祉法に基づくサービス	児童発達支援	○	○	○	○	区分認定不要						未就学児が対象	
	医療型児童発達支援	○	○	○	○							未就学児が対象	
	放課後等デイサービス	○	○	○	○							就学児が対象	
	居宅訪問型児童発達支援	○	○	○	○							外出が困難な重度障がい児	
	保育所等訪問支援	○	○	○	○								

※障がい児入所施設の利用を希望する場合は、児童相談所にご相談ください。

(6) サービス利用までのながれ

※障がい児入所施設の利用を希望する場合は児童相談所にご相談ください。  
 ※相談・申請の際は、予めお電話をさせていただくとお手続きがスムーズです(聴き取り調査の日程等の調整を行います)。



番号	利用までのながれ	内 容
①	相談	困っていることや使いたいサービスなどをご相談ください。
②	申請	サービスを利用するためには、申請する必要があります。
③	聴き取り調査	市のケースワーカーが訪問等により、心身の状況などについて聴き取り調査を行います。
④	障がい支援区分の一次判定	コンピューターで支援の必要度を判定します。
⑤	障がい支援区分の二次判定	「審査会」で一次判定の結果と医師の意見書などに基づき総合的な判定が行われます。 ・申請者のかかりつけ医療機関に対して、新潟市から意見書の記載を依頼します。 ・意見書の記載料は、新潟市が医療機関へ直接お支払いします。 (原則として自己負担はありません)
⑥	障がい支援区分の認定	判定に基づき、障がい支援区分を決定します。 → <u>区分に不服があるときは「審査請求」ができます。(66ページ参照)</u> ※原則として3年ごとに更新(再認定)が必要です。
⑦	サービス等利用計画案の提出	指定特定相談支援事業者(指定障がい児相談支援事業者)が作成したサービス等利用計画案を提出してください。
⑧	支給決定 受給者証、利用証の交付	支給決定します。 → <u>区分に不服があるときは「審査請求」ができます。(66ページ参照)</u> 「介護給付」「訓練等給付」「障がい児通所給付」の申請者には「受給者証」の交付、「地域生活支援事業」の申請者には「利用証」の交付がされます。
⑨	サービス等利用計画の提出	支給決定に係るサービス等利用計画を提出してください。
⑩	事業者と契約	サービスを受ける事業者を選択して契約を締結します。
⑪	サービスの利用 利用者負担の支払い	契約に基づいてサービスを利用します。 利用したサービスの原則1割を負担します。 ※減免制度があります。

「地域生活支援事業」のうち「地域活動支援センター」をご利用の際は、利用したい施設に直接ご相談ください。

→ 受給者証や利用証は必要ありません。

## (7) 受給者証・利用証について

障がい福祉サービスを受給・利用するための証明書として、下記の証書が交付されます。

介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付	受給者証（緑）
障がい児通所給付	受給者証（黄）
地域生活支援事業（地域活動支援センター除く）	利用証（青）
療養介護医療	受給者証（薄い紫）
肢体不自由児通所医療	

※療養介護の受給者には、受給者証（緑）と合わせて「療養介護医療受給者証」が交付されます。

※医療型児童発達支援の受給者には、受給者証（黄）と合わせて「肢体不自由児通所医療受給者証」が交付されます。

### ●受給者証（緑）を受け取られた方へ

「受給者証」には、サービスを利用するための大切な情報が記載されています。

下記の見本をもとに確認が必要な部分（詳細は62ページ）をお確かめください。

（見本：（一）面）

障がい福祉サービス受給者証		
受給者証番号	000500××××	
支給決定障がい者等	居住地	新潟市中央区学校町通1番町602番地
	フリガナ	ニイガタハナコ
	氏名	新潟 花子
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
児童	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
障がい種別	2	
交付年月日	令和5年6月25日	
支給市町村名及び印	新潟市長	

（見本：（六）面）

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	9,300円
適用期間	令和5年7月1日から令和6年6月30日まで
食事提供体制加算対象者	該当
適用期間	令和5年7月1日から令和6年6月30日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	該当
利用者負担上限額管理事業者名	〇〇〇〇園
特記事項欄	新潟市地域生活支援事業併給あり 新潟市利用者負担軽減措置制度対象者 (軽減措置が延長されない場合の軽減適用期間は令和6年3月31日まで)
予備欄	〇〇区役所



## ●利用証（青）を受け取られた方へ

「利用証」には、サービスを利用するための大切な情報が記載されています。  
 下記の見本をもとに確認が必要な部分（詳細は62ページ）をお確かめください。

（見本：（一）面）

新潟市障がい者地域生活支援事業利用証		
利用者	受給番号	000700××××
	居住地	新潟市中央区学校町通1番町602番地
	フリガナ	ニイガタハナコ
	氏名	新潟 花子
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
児童	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
交付年月日	令和5年6月25日	
支給市町村名 及び 印	新潟市長	

ア

7

障がい福祉サービス等の利用について

（見本：（三）面）

利用決定の内容		
支 日 中 一 時 事 業	利用決定期間	令和5年7月1日から令和6年6月30日まで
	利用量等	7日／月（区分3）
利用者負担上限月額		9,300円
特記事項欄 新潟市利用者負担軽減措置制度対象者 （軽減助成が延長されない場合の 軽減適用期間は令和6年3月31日まで） 利用者負担上限管理対象者 障がい福祉サービス併給あり 食事提供体制加算対象者		
（予備欄） 〇〇区役所  上限額管理事業者：		

ウ

オ

カ

キ

ク

## ●受給者証（黄）を受け取られた方へ

「受給者証」には、サービスを利用するための大切な情報が記載されています。  
 下記の見本をもとに確認が必要な部分（詳細は62ページ）をお確かめください。

（見本：（一）面）

通所受給者証		
受給者証番号	000300××××	
通所給付決定保護者	居住地	新潟市中央区学校町通1番町602番地
	フリガナ	ニイガタハナコ
	氏名	新潟 花子
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
児童	フリガナ	ニイガタタロウ
	氏名	新潟 太郎
	生年月日	平成〇〇年〇月〇日
交付年月日	令和5年6月25日	
支給市町村名及び印	新潟市長	

ア

（見本：（五）面）

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	4,600円
適用期間	令和5年7月1日から令和6年6月30日まで
食事提供体制加算対象者	該当
適用期間	令和5年7月1日から令和6年6月30日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	該当
利用者負担上限額管理事業者名 〇〇〇〇園	
特記事項欄 新潟市地域生活支援事業併給あり 新潟市利用者負担軽減措置制度対象者 (軽減措置が延長されない場合の軽減適用期間は令和6年3月31日まで)	
予備欄 〇〇区役所	

ウ

エ

キ

オ

カ

● 「受給者証」「利用証」の確認が必要な箇所と内容

見本の 該当箇所	確認項目	確認箇所
関すること あなたに	ア 居住地・氏名・生年月日	誤りがないか確認ください
	イ 障がい種別	1 → 身体障がい 2 → 知的障がい 3 → 精神障がい 5 → 難病患者等
あなたが負担する 利用料・負担軽減に 関すること	ウ 利用者負担上限月額	自己負担額は利用金額の原則1割ですが、1か月あたりの負担上限額が決まっています。
	エ 食事提供体制加算対象者 (所得区分が一般2の方) は対象外です	受給者証の方：通所施設等で食事の提供を受けた場合に、食費の減免が受けられる場合があります。 利用証の方：「日中一時支援」利用時に食事の提供を受けた場合に、食費の減免が受けられる場合があります。
	オ 新潟市利用者負担軽減 措置制度対象者	新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が、2割軽減されます。
	カ 軽減助成が延長されない 場合の軽減適用期間は 令和6年3月31日まで	新潟市独自の軽減措置は、令和6年3月31日までの経過措置とされており、延長されなかった場合は、市から改めてお知らせいたします。
	キ 利用者負担上限額 管理対象者	<u>上限額管理の手続きが必要となります。</u>



◆ 上限額管理とは

複数の事業者をご利用の場合は、それぞれの事業者から利用者負担の請求があります。その際、各事業者からの請求額を合算した金額が、負担上限月額を超えないように、事業者間で利用者負担額の調整を行います。利用者の方には、この調整を行う上限額管理事業者を選択していただく必要があります。

◆ 手続きの方法

- ① 新潟市から受給者証・利用証と一緒に「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」が届きます。
- ② サービスを利用する事業者の中から上限額管理を依頼したい事業者に届出書を提出してください。
- ③ 事業者に必要な事項を記載してもらい、「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」と受給者証・利用証を区役所健康福祉課に提出してください。
- ④ 上限額管理事業者名を受給者証・利用証に記入し、お返しいたします。

## (8) 利用者負担について

障がい福祉サービス、地域生活支援事業及び障がい児通所・入所支援は、原則として費用の1割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて1か月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。

### ①障がい者の負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホームの利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

### ②障がい児の負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市民税非課税世帯	0円	
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ、ガイドヘルプ利用の場合	4,600円
		20歳未満の入所施設利用者の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

①②の表における市民税所得割額は、地方税法改正(平成22年度)による扶養控除廃止前の例により算定した額

### ※所得を判断する際の世帯範囲は、次の通り

種別	世帯の範囲
障がい者(18歳以上) (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児(18歳未満) (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

### ●児童発達支援等の利用者負担の無償化

- 「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」「保育所等訪問支援」「福祉型障がい児入所施設」「医療型障がい児入所施設」を利用する、3歳から5歳まで(満3歳になって初めての4月1日から3年間)の障がい児の利用者負担は無料です。

### ●グループホームの家賃助成

- 指定グループホーム入居者のうち、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯に属する方に対して、家賃について1人当たり月額10,000円を上限に助成します。



## ●新潟市の独自軽減措置

- 新潟市では、市独自の利用者負担額軽減措置を行っています。市民税課税世帯の方は利用者負担額が2割軽減されます。

## ●多子軽減措置

- 障がい児通所支援（放課後等デイサービスを除く）を利用している児童に兄弟がいる場合、利用者負担を1割負担から軽減する制度があります。ただし、軽減には世帯の所得、兄弟構成の要件があります。

## ●高額障がい福祉サービス等給付費

- 障がい福祉サービス、地域生活支援事業（移動支援、生活サポート、日中一時支援）、障がい児通所支援及び障がい児入所支援の利用者で、世帯（18歳以上の場合、障がい者及び配偶者）における以下の①～⑤の費用（月額）の合算額が基準額を超えた場合に、高額障がい福祉サービス等給付費・高額生活支援給付費、高額障がい児通所給付費、高額障がい児入所給付費を支給します。

- ①障がい福祉サービスの利用者負担額
  - ②地域生活支援事業（移動支援、生活サポート、日中一時支援）の利用者負担額
  - ③介護保険の利用者負担額
  - ④補装具の利用者負担額
  - ⑤児童福祉法に基づく障がい児通所支援・障がい児入所支援の利用者負担額
- ※介護保険法、児童福祉法で償還された額は除く。

### ○手続き

償還払い方式による支給です（一旦費用の全額を支払った後、申請に基づいて費用が払い戻されます）。

利用した事業所等から発行される利用者負担の金額が記載された領収書を添え、各区役所健康福祉課障がい福祉係に申請してください。

## ●生活保護への移行防止措置

- 費用を負担することによって生活保護世帯に該当する場合は、生活保護世帯に該当しなくなるまで利用者負担の負担上限月額等を引き下げます。

## ●災害措置

- 震災、風水害、火災などの災害や失業で生活基盤に著しい被害を受けた場合は、利用者負担額が軽減されることがあるので、ご相談ください。

## ● (新) 高額障がい福祉サービス等給付費

65歳になるまでに5年間引き続き介護保険サービスに相当する障がい福祉サービス(※1)の支給決定を受けていた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス(※2)の利用者負担額が償還されます。

※1 居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所

※2 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護

### 対象者

次の(1)～(5)の全てに該当する方が本制度の支給対象となります。

- (1) 65歳に達する日前5年間引き続き、対象の障がい福祉サービス(※1)の支給決定を受けており、介護保険移行後、対象の介護保険サービス(※2)を利用している。
- (2) 利用者及び配偶者が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度(65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあつては、前年度)において市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であった。
- (3) 利用者が65歳に達する日の前日において障がい支援区分(障がい程度区分)2以上であった。
- (4) 対象の介護保険サービス(※2)を利用した月の属する年度において、利用者及び配偶者が市町村民税非課税者または生活保護受給者等であった。
- (5) 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付(介護保険サービス)を受けていない。

### 対象となる利用者負担額

対象の介護保険サービス(※2)の平成30年4月以降利用分の利用者負担額(ただし、介護保険サービスの自己負担分を支払った日の翌日から5年を経過しないものに限る。)

高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費の対象となる場合は、支給後の利用者負担額が対象となります。そのため、(新)高額障がい福祉サービス等給付費の支給は、介護保険制度による償還の決定後となります。

## ● 「受給者証」「利用者証」に関して区役所への手続きが必要となる場合

必要な場合	手続き等の内容
氏名が変わった	14日以内に各区役所健康福祉課障がい福祉係に届出をしてください。
世帯に変更があった ・18歳以上の利用者は障がいのある方とその配偶者に変更があった場合 ・18歳未満の利用者は保護者の属する住民基本台帳での世帯に変更があった場合	すみやかに各区役所健康福祉課障がい福祉係に届出をしてください。
・所得区分が変わった ・生活保護を受給することになった	すみやかに各区役所健康福祉課障がい福祉係に届出をしてください。
市内で転居した	14日以内に各区役所健康福祉課障がい福祉係に届出をしてください。
市外に転出する	「受給者証」「利用者証」を各区役所健康福祉課障がい福祉係に返還してください。 ※転出先の市町村でも新潟市で認定を受けた障がい支援区分と有効期間が引き続き有効となります。各区役所健康福祉課で「障がい支援区分認定証明書」を発行しますので、転入先の市町村に申請を行ってください。
サービスを利用する必要がなくなった、または一部のサービスについて利用する必要がなくなった	「受給者証」「利用者証」を各区役所健康福祉課障がい福祉係に返還（届出）してください。

### ※注意事項

施設に入所している人で疾病等により3か月以上の入院が必要になった場合は、支給決定している区役所健康福祉課障がい福祉係へご連絡ください。

## (9) 不服申し立て（審査請求）

「障がい支援区分の認定」及び「支給決定」の内容に不服がある場合は、まずは各区役所（1ページ記載）にご相談ください。

### ● 不服申し立ての方法

#### (1) 介護給付及び訓練等給付サービスの場合

通知書を受け取った翌日から起算して3か月以内に、新潟県知事に対し、本人及び代理人が審査請求を行ってください。

なお審査請求をした場合には、新潟県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

審査請求書送付先：新潟県福祉保健部障害福祉課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 電話025-285-5511

#### (2) 生活サポート、移動支援、日中一時支援の場合

通知書を受け取った翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対し、本人及び代理人が審査請求を行ってください。

審査請求書送付先：各区役所

新潟市内の指定事業者・施設をご紹介します。事業者・施設へお気軽にご相談ください。

◆令和5年5月1日現在の内容となっております。

追加や変更が生じる可能性がありますのでご留意ください。

(年度途中で追加となる事業所は、新潟市ホームページで確認できます)

サービス		種類	掲載ページ
(1)	居宅介護（身体介護・家事援助）	在宅	68～73ページ
	居宅介護（通院等介助・通院等乗降介助）	外出時	
	重度訪問介護	在宅	
	同行援護	外出時	
	行動援護	外出時	
(2)	共生型居宅介護（身体介護・家事援助）	在宅	73ページ
	共生型居宅介護（通院等介助・通院等乗降介助）	外出時	
	共生型重度訪問介護	在宅	
(3)	短期入所（ショートステイ）	その他	73～74ページ
(4)	医療型短期入所（ショートステイ）	その他	74ページ
(5)	共生型短期入所（ショートステイ）	その他	74ページ
(6)	基準該当短期入所（ショートステイ）	その他	75ページ
(7)	療養介護	住まいの場	75ページ
(8)	共同生活援助（グループホーム）	住まいの場	75～78ページ
(9)	施設入所支援	住まいの場	78～79ページ
(10)	生活介護	通所	79～80ページ
(11)	共生型生活介護	通所	80～81ページ
(12)	基準該当生活介護	通所	81ページ
(13)	自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練	通所	82ページ
(14)	自立訓練（機能訓練）	通所	82ページ
(15)	基準該当自立訓練（機能訓練）	通所	82ページ
(16)	就労移行支援	通所	82～83ページ
(17)	就労継続支援A型	通所	84ページ
(18)	就労継続支援B型	通所	85～88ページ
(19)	就労定着支援	相談	88～89ページ
(20)	自立生活援助	相談	89ページ
(21)	移動支援・生活サポート	外出時・在宅	89～93ページ
(22)	日中一時支援（日帰りの短期入所）	その他	93～96ページ
(23)	地域活動支援センター	通所	96～97ページ
(24)	医療型障がい児入所施設	児童	97ページ
(25)	医療型児童発達支援センター	児童	97ページ
(26)	福祉型児童発達支援センター	児童	98ページ
(27)	児童発達支援	児童	98～99ページ
(28)	共生型児童発達支援	児童	99ページ
(29)	放課後等デイサービス	児童	100～104ページ
(30)	共生型放課後等デイサービス	児童	104～105ページ
(31)	基準該当放課後等デイサービス	児童	105ページ
(32)	保育所等訪問支援	児童	105ページ
(33)	居宅訪問型児童発達支援	児童	105ページ
(34)	一般相談支援・特定（計画）相談支援・障がい児相談支援	相談	105～107ページ



(1) 居宅介護 (身体介護・家事援助)  
 居宅介護 (通院等介助・通院等乗降介助)  
 重度訪問介護  
 同行援護  
 行動援護

※対象者	※サービス種類
身…身体障がい者 精…精神障がい者	身…身体介護 重…重度訪問介護
知…知的障がい者 難…難病患者等	家…家事援助 同…同行援護
児…障がい児	通…通院等介助 行…行動援護
	乗…通院等乗降介助

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者				営業地域	サービス種類					
						身	知	児	精		身	家	通	乗	重	同
北	有限会社 まごころ介護支援 センター	950-3116	神谷内54-2	Tel. 025-259-3339 Fax. 025-255-7065	月-土(8:00-17:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	北・東・ 江南区西野	○	○	○	○	○	○
	新潟市社会福祉協議会 北区訪問介護センター	950-3323	東栄町1-1-35	Tel. 025-384-6699 Fax. 025-386-0739	無休 (7:00-20:00)	○	○	○	○	身・家・通・ 重:北・東区 同:新潟市	○	○	○	○	○	○
	株式会社ねもの木 介護支援センター	950-3322	嘉山5-2-12	Tel. 025-387-3188 Fax. 025-211-2829	無休 (8:30-17:30)	○	○	○	○	北区・ 阿賀野市・ 新発田市	○	○	○	○	○	○
	アースサポート新潟北	950-3323	東栄町2-1-39	Tel. 025-388-4411 Fax. 025-388-4412	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	新潟市・ 新発田市・ 五泉市・ 阿賀野市・ 阿賀町	○	○	○	○	○	○
	訪問介護セカンドライフ	950-3128	松浜東町 1-10-33	Tel. 025-288-1088 Fax. 025-288-1078	祝日、8/13-15、 12/31-1/3を除く 月-金(10:00- 19:00)	○	○	○	○	北・東・ 江南区・ 新発田市・ 胎内市・ 聖籠町	○	○	○	○	○	○
	訪問介護しあわせ	950-3127	松浜みなど 42-37	Tel. 025-369-5125 Fax. 025-369-5056	8/13-15、12/31- 1/3を除く月-金 (7:00-19:00)	○	○	○	○	北・東・中央・ 江南・秋葉区	○	○	○	○	○	○
	はーと十ぶらす	950-3304	木崎603-1	Tel. 025-288-5063 Fax. 025-288-5064	無休 24時間	○	○	○	○	新潟市全域・ 新発田市・五泉市・ 阿賀野市・ 加茂市・胎内市・ 聖籠町	○	○	○	○	○	○
	のぞみ	950-3128	松浜東町 1-11-58 コーポジィ エアーII 203号室	Tel. 025-250-7410 Fax. 025-250-7411	無休 24時間	○	○	○	○	新潟市全域・ 加茂市	○	○	○	○	○	○
	けあビジョンホーム 新潟太郎代訪問介護	950-3101	太郎代2874-3	Tel. 025-278-6060 Fax. 025-278-6070	祝日、8/13-16、 12/29-1/3を除く 月-金(8:30-17:30)	○	○	○	○	北・東・中央・ 江南区	○	○	○	○	○	○
東	新潟市社会福祉協議会 東区訪問介護センター	950-0885	下木戸1-4-1 東区役所内	Tel. 025-272-1754 Fax. 025-272-1756	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	身・家・通・ 重:東・ 中央・北・ 江南区 同:新潟市	○	○	○	○	○	○
	新潟東自閉症・ 知的障害支援センター おれんじぼーと	950-0801	津島屋6-66-1	Tel. 025-256-7223 Fax. 025-378-8472	無休(7:00-21:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	北・東区	○	○	○	○	○	○
	有限会社 きゃすと	950-0012	有楽2-3-2	Tel. 025-271-1777 Fax. 025-271-1770	月-土(8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	東区	○	○	○	○	○	○
	ツクイ新潟山木戸東	950-0871	山木戸 4-12-32	Tel. 025-250-8680 Fax. 025-250-8682	無休(8:30-17:30) サービス提供 (7:00-19:00)	○	○	○	○	東・中央・ 江南区と 北区の 一部(松浜 地域・ 白勢町)	○	○	○	○	○	○
	羽ばたきヘルパー ステーション	950-0892	寺山3-32-21	Tel. 025-379-7152 Fax. 025-379-7152	月-金(8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	テクノワークス	950-0885	下木戸 2-15-7-2	Tel. 025-385-6804 Fax. 025-385-6812	月-土(8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション社	950-0841	中野山4-8-25	Tel. 025-278-7177 Fax. 025-278-7178	無休 (6:00-22:00)	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	障害福祉サービス グリーン	950-0806	海老ヶ瀬 1007	Tel. 025-274-6930 Fax. 025-274-6931	祝日、8/13-15、 12/31-1/3を除く 月-金(9:00-17:00)	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	アースサポート新潟東	950-0852	石山1-3-21	Tel. 025-257-0200 Fax. 025-257-0201	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	新潟市・ 聖籠町・ 新発田市	○	○	○	○	○	○
まごころ 介護支援センター 木戸	950-0891	上木戸4-7-11	Tel. 025-384-0238 Fax. 025-384-0237	月-土(8:00-17:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	北区(松浜・ 名目所・ 濁川地区)・ 東区・中央区 (沼垂・馬越・ 紫竹地区)	○	○	○	○	○	○	

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類				
						身	知	児	精	難		身	家	通	乗	重
東	清篤苑ケアセンター	950-0054	秋葉1-19-3	Tel. 025-278-3001 Fax. 025-278-3233	無休 (9:00-17:00) ※時間外応相談	○	○	○	○	○	東区	○	○	○	○	○
	訪問介護ステーション フレサ	950-0841	中野山4-9-20	Tel. 025-257-2033 Fax. 025-276-6161	無休 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	東区・中央区 (桜ヶ丘小学校 区)・江南区(丸 山、丸山/内善 之丞組、茗荷谷、 亀田西小学校区)	○	○	○	○	○
	株式会社エヌ 介護サービス 新潟東センター	950-0005	太平3-14-11	Tel. 025-274-1801 Fax. 025-274-1804	祝日、12/31-1/3を除く 月-金(8:40-17:40)	○	○	○	○	○	東・北・中央・ 江南区	○	○	○	○	○
	特定非営利活動法人 せいむ	950-0893	はなみずき 2-9-15	Tel. 025-282-5402 Fax. 025-282-5403	祝日、12/30-1/3を除く 月-土(7:00-19:00)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○
	ホームケアサポート GROW	950-0862	竹尾2-1-15	Tel. 025-256-8469 Fax. 025-256-8462	8/13-15、12/30-1/3 を除く月-土 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	東・中央・ 江南・西区	○	○	○	○	○
	SOMPOケア新潟 訪問介護	950-0864	紫竹5-26-1 2F	Tel. 025-240-4030 Fax. 025-249-0102	無休 (受付は祝日、12/29- 1/3を除く月-金の 9:00-18:00)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○
	ケアセンターつむぎ	950-0064	松島3-4-17 プチハウス 201号室	Tel. 025-384-0820 Fax. 025-384-0870	祝日、8/13-15、 12/30-1/3を除く 月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○
	ケアサポート YELL	950-0843	栗山4-1-8 1-B	Tel. 025-278-8981 Fax. 025-278-8982	祝日、8/13-15、 12/31-1/3を除く月-土 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○
	ニチイケアセンター 花かいどう	950-0036	空港西1-4-20	Tel. 025-279-4711 Fax. 025-271-0500	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	北・東・ 中央区	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション ルアナ	950-0814	逢谷内4-2-2	Tel. 025-278-7540 Fax. 025-278-7536	月-金(9:00-18:00)	○	○	○	○	○	東・中央・ 北・江南区	○	○	○	○	○
	はあとふるあたご 訪問介護ステーション 新潟東	950-0807	木工新町 1066-1 新潟光商事 ビル2F	Tel. 025-250-5919 Fax. 025-250-5152	無休 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	東・北・ 江南・ 秋葉・西区、 阿賀野市	○	○	○	○	○
	ヘルパーセンター ハーツ	950-0031	船江町2-23-22	Tel. 025-384-0286 Fax. 025-333-0605	祝日・8/13・ 12/30-1/3を除く 月-金(8:30-17:30)	○	○	○	○	○	東・中央・ 江南・北・ 西区	○	○	○	○	○
	ケアサポート S K Y	950-0853	東明8-1-23 メゾン東山 104号	Tel. 025-278-8975 Fax. 025-278-8976	祝日・8/13-15・ 12/31-1/3を除く 月-土 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○
	サポートベース 凜	950-0055	北葉町11-7 2階	Tel. 025-385-6233 Fax. 025-385-6238	祝日・8/13-8/15・ 12/31-1/3を除く 月-金(9:00-18:00)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○
	ホームケア土屋新潟	950-0864	紫竹5-19-15 ポ・ヌール・ トワV	Tel. 050-3647-4477 Fax. 050-3457-9107	祝日・12/29-1/3を除く 月-金(9:00-18:00)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○
	訪問介護事業所 ケアアップ新潟東	950-0892	寺山2-13-5 メンバーズ タウンカーメルⅡ C204	Tel. 025-250-0601 Fax. 025-250-0619	祝日・8/13-8/15・ 12/31-1/3を除く 月-金(9:00-18:00)	○	○	○	○	○	東区・ 中央区・ 北区	○	○	○	○	○
	ヘルパーセンター リ・バース	950-0861	中山3-7-9	Tel. 025-250-7766 Fax. 025-333-0529	祝日・8/13・ 12/30-1/3を除く 月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	東・中央・ 江南・北・ 西区	○	○	○	○	○
	くろこケアサポート	950-0891	上木戸2-1-5	Tel. 025-250-1787 Fax. 025-250-1788	祝日・12/29-1/3を 除く月-土 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○
	ホームヘルプ春日和 新潟東	950-0801	津島屋 3-193-1	Tel. 025-275-5587 Fax. 025-275-5588	祝日・8/13-8/15・ 12/31-1/3を除く 月-金(8:30-17:30)	○	○	○	○	○	東区	○	○	○	○	○
	医心館 訪問介護 ステーション 新潟Ⅲ	950-0893	はなみずき 3-1-23	Tel. 025-385-7825 Fax. 025-385-7826	祝日、12/30-1/3を除く 月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	東区	○	○	○	○	○
合同会社 ヘルパーステーション さち	950-0067	大山1-1-27	Tel. 025-384-0902 Fax. 025-384-0908	祝日、8/13、12/30- 1/3を除く月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	
特定非営利活動法人 いすまいる	950-0891	上木戸2-7-13	Tel. 025-364-1890 Fax. 025-364-1890	祝日、12/30-1/3を除く 月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	中央・東・ 西・北・ 江南区	○	○	○	○	○	
ご近所ホーム山木戸 居宅介護事業所	950-0871	山木戸5-11-4	Tel. 025-250-1240 Fax. 025-282-5998	無休 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	東・ 中央区	○	○	○	○	○	
中央	訪問介護ステーション て〜あん中央	951-8055	礎町通 5-2264 高政ビル3F	Tel. 025-201-9188 Fax. 025-201-9180	月-土 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	中央区	○	○	○	○	○
	新潟市社会福祉協議会 中央区訪問介護センター	951-8131	白山浦 2-180-3	Tel. 025-234-0533 Fax. 025-234-5039	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	身・家・通・ 重:中央・東・ 西・江南区 同:新潟市	○	○	○	○	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者				営業地域	サービス種類					
						身	知	児	精		難	身	家	通	乗	重
中央	新潟市社会福祉協議会 中央区第2訪問介護 センター	950-0909	八千代1-3-1	Tel. 025-248-6555 Fax. 025-248-3833	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	身・家・通・ 重：中央・ 東・江南区 同：新潟市	○	○	○	○	○
	ニチイケアセンター 新潟中央	950-0075	沼垂東6-9-3	Tel. 025-290-2731 Fax. 025-290-2734	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 北・江南区	○	○	○	○	○
	ニチイケアセンター 新潟南	950-0913	鏡2-14-21	Tel. 025-290-4711 Fax. 025-290-4721	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・北区	○	○	○	○	○
	ツクイ新潟関屋	951-8154	堀割町2-37	Tel. 025-201-3600 Fax. 025-201-3666	無休(8:30-17:30) サービス提供 (8:00-18:00)	○	○	○	○	○	中央・西・ 東区	○	○	○	○	○
	ツクイ新潟女池	950-0950	鳥屋野南3-2-5	Tel. 025-288-0162 Fax. 025-288-0163	無休 (受付8:30-17:30)	○	○	○	○	○	東・中央・ 江南・西区	○	○	○	○	○
	アレック北栄 新潟	950-0944	愛宕2-10-2	Tel. 025-285-8866 Fax. 025-285-8809	無休(8:30-17:30) サービス提供 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	中央・江南・ 東・西区	○	○	○	○	○
	アースサポート新潟	950-0913	鏡1-4-28	Tel. 025-248-7200 Fax. 025-248-7211	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	新潟市、 阿賀野市、 聖籠町、 新発田市	○	○	○	○	○
	アースサポート 新潟中央	951-8136	関屋田町 4-554	Tel. 025-230-7100 Fax. 025-230-7101	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 西・江南区	○	○	○	○	○
	訪問介護ステーション ねこの手	950-0925	弁天橋通 1-36-17	Tel. 025-287-5130 Fax. 025-287-5140	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション 和実	951-8153	文京町27-1 文京ドミトリー 305号・306号	Tel. 025-265-3833 Fax. 025-211-4584	祝日、8/13-15、 12/30-1/3を除く月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・西区	○	○	○	○	○
	ウイング関屋訪問介護 ステーション	951-8136	関屋田町1-6-2	Tel. 025-266-7718 Fax. 025-266-7718	365日 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	西・中央区	○	○	○	○	○
	青山訪問介護 ステーション	951-8153	文京町27-30	Tel. 025-234-5311 Fax. 025-234-5312	無休 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	中央区関屋 地区・西区 (坂井輪地区・ 黒崎地区を除く)	○	○	○	○	○
	はあとふるあたご 訪問介護ステーション	951-8051	新島町通 三ノ町2284	Tel. 025-228-5004 Fax. 025-228-2266	無休 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	中央・西・ 東・北・ 江南・秋葉区	○	○	○	○	○
	ときプランニング	950-0912	南笹口 1-1-20-402	Tel. 025-250-7506 Fax. 050-3156-3543	無休 (受付は9:30-16:30、 火・金は11:00-15:30)	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・西区	○	○	○	○	○
	新潟コアラ	950-0921	京王2-2-23	Tel. 025-278-8640 Fax. 025-278-8642	8/13-16、 12/31-1/5を除く 月-土(8:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○
	出来島ケアプラザ	950-0962	出来島1-6-3	Tel. 025-280-1565 Fax. 025-280-1665	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	中央区	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション グッドスマイル	950-0962	出来島2-7-21	Tel. 025-367-2238 Fax. 025-367-2636	月-土 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○
	グレイス・ヘルパー ステーション	950-0914	紫竹山6-2-26	Tel. 025-240-1600 Fax. 025-240-1601	365日 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	中央・東・ 西区	○	○	○	○	○
	ヘルパーセンター ファースト・ステップ	950-0864	紫竹1-16-6 パーソンビル 2F 201号	Tel. 025-384-4320 Fax. 025-333-4824	8/13、12/30-1/3を除く 月-金(8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・ 秋葉・西区	○	○	○	○	○
	ヘルパーセンター ジョイ	950-0947	女池北1-15-1 しんえい館2F	Tel. 025-282-1007 Fax. 025-333-4824	8/13、12/30-1/3を除く 月-金(8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・ 秋葉・西区	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション さわかやが苑鳥屋野	950-0942	小張木3-9-79	Tel. 025-280-1100 Fax. 025-281-0123	日-月 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○
	土屋訪問介護事業所 新潟	951-8055	礎町通一ノ町 1945-1 リアライズ 万代橋ビル501	Tel. 050-3627-7810 Fax. 050-6861-4266	12/29-1/3を除く 月-金 (9:00-18:00) サービス提供は24時間	○	○	○	○	○	新潟県 全域	○	○	○	○	○
	医心館 訪問介護ステーション 新潟	950-0945	女池上山 2-13-32	Tel. 025-385-7835 Fax. 025-385-7836	祝日、12/30-1/3を除く 日-土 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	中央区	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション ハピネスケア	950-0948	女池南3-5-26	Tel. 025-290-7214 Fax. 025-280-8629	月・水-金 (9:00-18:00) 土日祝 (9:00-13:00)	○	○	○	○	○	中央・西・ 東・江南区	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション あいのわ	950-0923	姥ヶ山6-7-25 コーポ松原 201号室	Tel. 025-288-5708 Fax. 025-288-5709	祝日、8/13-15、 12/31-1/3を除く 月-金 (8:00-18:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・北区	○	○	○	○	○
ニチイケアセンター 古町	951-8113	寄居町697-1 マンション 北陸106号	Tel. 025-226-6041 Fax. 025-223-3541	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・東区	○	○	○	○	○	
医心館 訪問介護 ステーション 新潟II	950-0915	鏡西1-10-24	Tel. 025-385-6438 Fax. 025-385-6458	祝日、12/30- 1/3を除く日-土 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	中央区	○	○	○	○	○	

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者				営業地域	サービス種類			
						身	知	児	精		難	身	家	通
江南	ヘルパーステーション 向陽の里	950-0164	亀田本町 1-4-14	Tel. 025-385-8380 Fax. 025-382-6699	無休(8:30-17:30) サービス提供 (7:00-22:00)	○	○	○	○	江南区(曾野木・ 両川を除く)・東 区(石山のみ)	○	○	○	○
	江南ケアプラザ	950-0161	亀田中島 2-5-17	Tel. 025-382-1217 Fax. 025-383-8806	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	江南区	○	○	○	○
	ニチケアセンター 新潟東	950-0211	横越川根町 4-1-41	Tel. 025-383-2006 Fax. 025-385-3788	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	北・東・ 中央・江南・ 秋葉区・ 阿賀野市	○	○	○	○
	アースサポート 新潟江南	950-0154	荻管根3-1-6	Tel. 025-383-1700 Fax. 025-383-1701	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	江南区	○	○	○	○
	ホームヘルプ春日和 新潟	950-0134	曙町3-2-18	Tel. 025-383-8222 Fax. 025-383-8223	祝日、8/13-15、 12/31-1/3を除く 月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	新潟市(西蒲区 除く)、五泉市 (一部)、新潟市 (一部)	○	○	○	○
秋葉	新潟市社会福祉協議会 秋葉区訪問介護 センター	956-0863	日宝町6-13	Tel. 0250-24-0120 Fax. 0250-21-3470	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	身・家・通・ 重:秋葉・南区 同:新潟市	○	○	○	○
	ニチケアセンター かわぐち	956-0015	川口138-1	Tel. 0250-21-6303 Fax. 0250-21-6313	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	秋葉・ 江南・南区	○	○	○	○
	ニチケアセンター 新津	956-0864	新津本町 3-7-38	Tel. 0250-21-1018 Fax. 0250-21-1054	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	秋葉・江南・ 南区、 田上町、 阿賀野市	○	○	○	○
	アレック北栄 新津	956-0851	金沢町3-1-9	Tel. 0250-23-1808 Fax. 0250-23-2061	無休(8:30-17:30) サービス提供 (7:00-21:00)	○	○	○	○	秋葉区 (旧新津市)・ 江南区 (旧亀田・ 横越町)	○	○	○	○
	アースサポート新潟 秋葉	956-0865	善道町2-13-5	Tel. 0250-23-4455 Fax. 0250-23-7355	無休 (8:30-17:30)	○	○	○	○	新潟市、 五泉市、 阿賀野市	○	○	○	○
	訪問介護すずらん	956-0805	中野5-2-27	Tel. 0250-25-7603 Fax. 0250-25-7604	無休 (9:00-18:00)	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○
	ヘルパーステーション はさぎの里	956-0802	七日町2186-9	Tel. 0250-23-6511 Fax. 0250-23-6513	無休 (7:30-20:30)	○	○	○	○	秋葉区	○	○	○	○
	訪問介護事業所 メディクオール秋葉	956-0862	新町1-5-18	Tel. 0250-25-7640 Fax. 0250-25-7641	月-日 (8:30-17:30)	○	○	○	○	秋葉区	○	○	○	○
	ニチケアセンター こすど	956-0112	新保1227-17	Tel. 0250-47-3653 Fax. 0250-47-3654	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	秋葉区、 田上町、 五泉市	○	○	○	○
	訪問介護ステーション リビングハウス荻川	956-0805	中野1-19-3	Tel. 0250-25-6000 Fax. 0250-25-6001	祝日、8/13-15、 12/31-1/3を除く 月-金(8:30-17:30)	○	○	○	○	秋葉・ 江南区	○	○	○	○
訪問介護ステーション みどり	956-0031	新津4531-2 グリーンヒルズ 新津206号室	Tel. 0250-47-3103 Fax. 0250-47-3109	祝日、8/13-15、 12/30-1/3を除く 月-土(24時間)	○	○	○	○	新潟市全域、 五泉市、加茂市、 田上町、三条市、 新潟市、 阿賀野市	○	○	○	○	
南	新潟市社会福祉協議会 南区訪問介護センター	950-1214	上下諏訪木 817-1	Tel. 025-373-6122 Fax. 025-373-5775	12/31-1/1を除く 毎 日(7:00-21:00) ※利用者から依頼がある場 合はこの限りではない	○	○	○	○	身・家・通・ 重:南・秋葉・ 西・西蒲区 同:新潟市	○	○	○	○
	ニチケアセンター しろね	950-1209	親和町4-23	Tel. 025-371-5122 Fax. 025-373-0656	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	南・秋葉区	○	○	○	○
	ヘルパーステーション 翠風園	950-1236	高井東 2-13-33	Tel. 025-362-7600 Fax. 025-362-7601	12/31-1/2を除く 月-金 (8:00-18:00)	○	○	○	○	南・秋葉・ 西・西蒲区	○	○	○	○
	ライフモデル かやの杜	950-1202	大通南2-143 内藤アパート1階	Tel. 025-201-6918 Fax. 025-201-6919	12/29-1/3を除く 月-金(9:00-18:00)	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○
	ニチケアセンター こがね	950-1203	大通黄金 3-1-18-201号	Tel. 025-362-0017 Fax. 025-362-5006	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	南・西・ 西蒲・秋葉・ 江南区	○	○	○	○
	ホームヘルプ春日和 新潟南	950-1217	白根1219-2	Tel. 025-201-7086 Fax. 025-201-7087	祝日、8/13-15、 12/31-1/3を除く 月-金(9:00-18:00)	○	○	○	○	南区	○	○	○	○
西	特定非営利活動法人 千草の舎	950-2044	坂井砂山 4-16-11	Tel. 025-201-9634 Fax. 025-201-9634	祝日、8/13-15、 12/29-1/3を除く 月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○	西・南区	○	○	○	○
	さくら・ 介護ステーション新潟	950-2022	小針6-61-13 ウェルズ21 小針6B	Tel. 025-232-9233 Fax. 025-232-9234	祝日、8/13-16、 12/30-1/3を除く 月-金(8:30-17:30)	○	○	○	○	西・中央・ 東・江南区	○	○	○	○
	ニチケアセンター 内野	950-2113	内野山手 2-17-3	Tel. 025-264-2550 Fax. 025-264-2551	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	西区	○	○	○	○
	新潟市社会福祉協議会 西区訪問介護センター	950-2022	小針5-7-5	Tel. 025-378-3130 Fax. 025-378-4300	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	身・家・通・ 重:西・中央・ 西蒲区 同:新潟市	○	○	○	○



区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者				営業地域	サービス種類					
						身	知	児	精		難	身	家	通	乗	重
西	障害者居宅介護事業所 わもっか	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-4555 Fax. 025-269-4054	無休(7:00-19:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	東・中央・ 江南・西区	○	○	○	○	○	○
	訪問介護 ゆうゆう	950-2022	小針5-1-47	Tel. 025-232-7522 Fax. 025-378-0153	祝日、12/29-1/3を除く 月-金(8:30-17:30)	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	訪問介護ステーション て〜あん	950-2024	小新西 3-10-7	Tel. 025-267-0100 Fax. 025-267-8333	月-土 (8:00-17:30)	○	○	○	○	西区・中央区 (関屋・白新 圏域)	○	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション 有限会社Welfare	950-2072	松美台6-36	Tel. 025-265-3421 Fax. 025-232-8555	月-日(7:00-20:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	西区を中心 に中央・東・ 江南・南区	○	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション ニューファミリー	950-2051	寺尾朝日通 16-20 エノキアン 第2ビル2階	Tel. 025-234-4567 Fax. 025-230-9393	祝日、12/31-1/3 を除く 月-金(9:00-18:00)	○	○	○	○	新潟市全域	○	○	○	○	○	○
	訪問介護センター リーベ善久	950-1102	善久730-1	Tel. 025-201-6493 Fax. 025-201-6494	無休 (7:00-18:00)	○	○	○	○	西・中央・ 江南・南区	○	○	○	○	○	○
	アースサポート新潟西	950-2042	坂井831-3	Tel. 025-269-8411 Fax. 025-269-8400	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	中央・南・ 西・西蒲区	○	○	○	○	○	○
	ときめきケアプラザ	950-1101	山田3398-1	Tel. 025-370-1217 Fax. 025-201-6159	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	中央・西・ 南区	○	○	○	○	○	○
	特定非営利活動法人 CIL新潟	950-2067	上新栄町 2-5-25	Tel. 025-378-4152 Fax. 025-378-4153	月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	つばさ訪問介護	950-2063	寺尾台 2-10-7	Tel. 025-211-4006 Fax. 025-211-4008	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	みっと	950-2264	みずき野 1-6-11	Tel. 025-211-8629 Fax. 025-211-4321	月-日 (7:00-19:00)	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション ポノール寺尾	950-2054	寺尾東3-14-46	Tel. 025-264-1137 Fax. 025-264-1138	無休 (8:00-18:00)	○	○	○	○	東・中央・ 西区	○	○	○	○	○	○
	にいがた24	950-2002	青山3-2-12 コーポ青山101	Tel. 025-232-1755 Fax. 050-3412-1517	月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	訪問介護事業所 こころはず小針	950-2022	小針4-39-28	Tel. 025-234-3800 Fax. 025-234-3810	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	中央・南・ 西・西蒲区	○	○	○	○	○	○
	訪問介護ステーション ケアライフ	950-2022	小針6-6-6 福舞ビル102	Tel. 025-201-7961 Fax. 025-201-7920	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	中央・東・ 西区	○	○	○	○	○	○
	コアラの遊び場	950-2041	坂井東2-2-44 アクティブ タウンD号	Tel. 025-311-0504 Fax. 025-311-0504	無休 (受付は月-金 10:00-17:00)	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	EARUパートナーズ	950-2102	五十嵐二の町 9134-1	Tel. 025-201-6632 Fax. 025-201-6632	月-金 (7:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション 笑	950-2041	坂井東4-6-14	Tel. 025-201-9911 Fax. 025-210-8675	1/1を除く月-日 (8:30-17:30)	○	○	○	○	西区(包括小新・ 小針、包括坂井 輪、包括黒橋、 包括内野・赤塚 中野小屋が担当 する圏域のみ)・ 中央区(包括関 屋・白新が担当 する圏域のみ)	○	○	○	○	○	○
	ニチイケアセンター こばり	950-2022	小針4-33-1	Tel. 025-234-5678 Fax. 025-234-5560	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	中央・西区	○	○	○	○	○	○
	株式会社 エヌ介護サービス 新潟西センター	950-2053	寺尾前通 2-13-7	Tel. 025-201-3330 Fax. 025-201-3320	祝日、12/31-1/3 を除く 月-金(8:40-17:40)	○	○	○	○	西・中央区	○	○	○	○	○	○
ホームヘルプ春日和 新潟西	950-1104	寺地677-1	Tel. 025-201-7068 Fax. 025-201-7069	祝日、8/13-15、 12/31-1/3を除く 月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	西区	○	○	○	○	○	○	
ヘルパーステーション ごきげん	950-2022	小針7-19-3	Tel. 025-367-9295 Fax. 025-367-9295	祝日、8/13-15、 12/30-1/3を除く 月-金(9:30-16:30)	○	○	○	○	中央・西・ 東・江南・ 南・西蒲区	○	○	○	○	○	○	
ひかりサポート	950-2163	新中浜 6-2-18	Tel. 025-261-6688 Fax. 025-261-6688	祝日を除く 月-金(8:30-17:30)	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○	
西蒲	ニチイケアセンター 巻	953-0041	巻甲422	Tel. 0256-70-1661 Fax. 0256-73-1165	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	西蒲・ 西区、燕市	○	○	○	○	○	○
	新潟市社会福祉協議会 西蒲区訪問介護センター	953-0041	巻甲4363	Tel. 0256-73-3622 Fax. 0256-73-4914	12/31-1/3を除く 毎日(7:00-22:00) ※利用者から依頼がある場 合はこの限りではない	○	○	○	○	居・重: 西蒲・南・ 西区 同:新潟市	○	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション まき	953-0041	巻甲2908-3	Tel. 0256-73-0311 Fax. 0256-73-5110	無休 (8:00-17:00)	○	○	○	○	西蒲・西・南・ 秋葉、中央区、 弥彦村	○	○	○	○	○	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類					
						身	知	児	精	難		身	家	通	乗	重	同
西蒲	ヘルパーステーション 悠々の杜岩室	953-0141	石瀬1100	Tel. 0256-78-8675 Fax. 0256-78-8674	無休 (7:00-19:00)	○	○	○			西蒲区・ 西区の一部、 弥彦村、燕市	○	○	○	○	○	
	アースサポート新潟 西蒲	953-0041	巻甲3054-6	Tel. 0256-73-5200 Fax. 0256-73-5201	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	西蒲区	○	○	○	○		
	ヘルパーステーション 白寿荘西	953-0041	巻甲4363	Tel. 0256-72-1077 Fax. 0256-72-1119	無休 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	西蒲・西・ 南区	○	○	○	○		
	ニチイケアセンター 岩室	953-0125	和納1401-11	Tel. 0256-77-5040 Fax. 0256-77-5041	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	西蒲区、燕市、 弥彦村	○	○	○	○	○	

## (2) 共生型居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助） 共生型重度訪問介護

※対象者 身…身体障がい者 知…知的障がい者 児…障がい児 精…精神障がい者 難…難病患者等	※サービス種類 身…身体介護 家…家事援助 通…通院等介助 乗…通院等乗降介助 重…重度訪問介護
--	--

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類				
						身	知	児	精	難		身	家	通	乗	重
中央	長湯スワンの里	950-0932	長湯856	Tel. 025-290-7706 Fax. 025-290-7708	祝日、1/2-3、8/13-15 を除く月-金 (8:30-17:30)	○					中央・東・江南・ 西区	○	○	○		
	訪問介護ステーション 心音	950-0925	弁天橋通 1-16-9 コーポM1階	Tel. 025-288-6006 Fax. 025-288-6016	月-土(9:00-18:00) ※利用者の希望に 応じて24時間対応可能	○	○	○	○	○	中央・秋葉・江南・ 西・東・南区	○	○	○	○	○

## (3) 短期入所（ショートステイ）

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	対象者					入浴
						身	知	児	精	難	
北	松瀧の園	950-3132	松瀧1482-1	Tel. 025-258-0002 Fax. 025-258-0007	4人+ 空床利用	○					○
	太陽の村	950-3112	太夫浜字下浜山 675	Tel. 025-258-6337 Fax. 025-258-6338	5人		○	○			○
	いなほ園	950-3102	島見町4540	Tel. 025-255-4434 Fax. 025-255-4435	2人					○	
	グループホーム きらめき	950-3132	松瀧1489-1	Tel. 025-258-0002 Fax. 025-258-0007	1人	○					○
	グループホーム エピソードⅡ・Ⅲ	950-3372	早通8	Tel. 025-384-0289 Fax. 025-387-6665	3人	○	○	○	○		○
東	ショートステイふれんど	950-0814	逢谷内1-7-4	Tel. 025-288-6600 Fax. 025-288-6638	6人	○		○			○
	ショートステイあしぬま	950-0893	はなみずき 2-3-7	Tel. 025-271-9388 Fax. 025-271-9515	空床利用 (適宜調整)	○	○	○			○
	ときいろ	950-0868	紫竹卸新町 2006-1	Tel. 025-385-6134 Fax. 025-250-5433	2人	○	○				○
	短期入所 新潟津島屋	950-0801	津島屋2-74	Tel. 025-383-8635 Fax. 025-383-8636	2人	○	○		○		○
	グループホーム ユーカリ ア	950-0885	下木戸2-15-7-1	Tel. 025-385-6804 Fax. 025-385-6805	1人	○	○	○	○	○	○
	短期入所 新潟津島屋2号館	950-0801	津島屋2-72-2	Tel. 025-250-0397 Fax. 025-250-0398	2人	○	○			○	○
中央	ショートステイ・ゆきよし とやの	950-1151	湖南1-14	Tel. 025-280-0039 Fax. 025-280-0139	空床利用 (適宜調整)	○					○
	ショートステイミナと	951-8063	古町通 13-5149-1	Tel. 025-225-3710 Fax. 025-225-3700	11人		○				○
江南	あさひ園	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	4人	○					○
	障害福祉サービス事業 「向陽の里」	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	空床利用 (適宜調整)	○					○
	新潟県障害者 リハビリテーションセンター	950-0121	亀田向陽1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	空床利用 (適宜調整)	○					○ (自立 されて いる方)
	障害福祉サービス事業 横雲の里	950-0217	阿賀野1-2-1	Tel. 0250-61-5555 Fax. 0250-67-2578	空床利用 (適宜調整)	○					○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	対象者					入浴
						身	知	児	精	難	
江南	こぶしの里	950-0206	木津1-9-14	Tel. 025-385-3301 Fax. 025-385-3301	2人		○				○
	曾野木ふれあいの杜	950-1142	楚川乙20-4	Tel. 025-282-9877 Fax. 025-280-7680	空床利用 (適宜調整)	○					○
	障害福祉サービス事業 「なかかんの里」	950-0134	曙町4-1-29	Tel. 025-384-0545 Fax. 025-384-0546	空床利用 (適宜調整)	○					○
	ネクサス・わかば	950-0208	横越中央8-1-4	Tel. 025-278-8752 Fax. 025-278-8753	12人	○	○	○	○		○
	障害福祉サービス事業 「かめだ早通の里」	950-0168	早通5-6-20	Tel. 025-384-4455 Fax. 025-381-0220	空床利用 (適宜調整)	○					○
秋葉	特別養護老人ホームはさぎの里	956-0802	七日町2186-9	Tel. 0250-23-6511 Fax. 0250-23-6513	空床利用 (適宜調整)	○					○
	障害福祉サービス短期入所事業 こぐち苑	956-0834	小口443	Tel. 0250-21-0007 Fax. 0250-21-6160	空床利用 (適宜調整)	○					○
	満日の里	956-0802	七日町6086	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339	10人		○	○			○
	障害福祉サービス事業 「こすど蒼丘の里」	956-0113	矢代田3092-12	Tel. 0250-61-0333 Fax. 0250-38-4303	空床利用 (適宜調整)	○					○
	ふれあいの杜	956-0113	矢代田3316-1	Tel. 0250-38-1131 Fax. 0250-38-1132	空床利用 (適宜調整)	○					○
	ショートステイたけのこ	956-0854	滝谷町4-20	Tel. 0250-47-7285 Fax. 0250-47-7286	空床利用 (適宜調整)				○		○
	クラシク	956-0805	中野1-17-11	Tel. 0250-25-7368 Fax. 0250-23-4002	5人	○	○	○			○
西	新潟みずほ園	950-2137	小見郷屋107-2	Tel. 025-262-0044 Fax. 025-261-5483	4人	○		○			○
	第2みずほ園	950-2137	小見郷屋58-4	Tel. 025-261-2211 Fax. 025-261-5502	4人	○		○			○
	みのり園	950-2138	藤野木51	Tel. 025-262-0075 Fax. 025-262-1439	4人		○	○			○
	十字園	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389	10人+ 空床利用		○	要 相談			○
	特別養護老人ホーム ジェロントピア新潟	950-1101	山田3487	Tel. 025-379-1181 Fax. 025-379-1182	空床利用	○	○	○	○	○	○
	ボルカ	950-2064	寺尾西4-8-28	Tel. 025-269-8155 Fax. 025-269-8155	2人		○				○
西蒲	かたくりの里	953-0103	橋本88-1	Tel. 0256-82-1811 Fax. 0256-82-1815	5人	○					○
	介護老人保健施設いわむろの里	953-0103	橋本97-1	Tel. 0256-82-5040 Fax. 0256-82-5150	空床利用 (適宜調整)	○					○

#### (4) 医療型短期入所（ショートステイ）

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	対象者					入浴
						身	知	児	精	難	
中央	新潟県はまぐみ 小児療育センター	951-8121	水道町1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	空床利用 (適宜調整)		○ (重心)	○			○
	新潟市民病院	950-1197	鐘木463-7	Tel. 025-281-5151 Fax. 025-281-5508	空床利用 (適宜調整)					○	○
西	独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院	950-2074	真砂1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	空床利用		○	○			

#### (5) 共生型短期入所（ショートステイ）

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	対象者					入浴
						身	知	児	精	難	
北	看護小規模多機能型居宅介護 ケアプラザかやまサテライト	950-3322	嘉山2169-1	Tel. 025-384-4783 Fax. 025-384-4788	若干名	○	○		○	○	○
	看護小規模多機能型居宅介護 ケアプラザかやま	950-3322	嘉山6-6-9	Tel. 025-384-5730 Fax. 025-384-5731	若干名	○	○		○	○	○
	小規模多機能型居宅介護 ケアプラザひしのみ	950-3322	嘉山6-6-10	Tel. 025-388-8522 Fax. 025-384-5731	若干名	○	○		○	○	○
西蒲	小規模多機能型居宅介護事業所 彩り まき	953-0041	巻甲4450-1	Tel. 0256-78-8831 Fax. 0256-72-7222	若干名	○					○

## (6) 基準該当短期入所 (ショートステイ)

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	対象者					入浴
						身	知	児	精	難	
東	小規模多機能型居宅介護 つどいの家ななふく	950-0806	海老ヶ瀬3002	Tel. 025-257-9550 Fax. 025-257-9551	若干名	○	○	○	○		○

## (7) 療養介護

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員
西	独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院	950-2074	真砂1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	35人 120人
新潟市外	長岡療育園	940-2135	長岡市 深沢町字高寺2278-8	Tel. 0258-46-6611 Fax. 0258-47-1243	140人
	独立行政法人国立病院機構 新潟病院	945-0847	柏崎市 赤坂町3-52	Tel. 0257-22-2126 Fax. 0257-24-9812	99人 86人
	独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター	949-3116	上越市 大潟区犀潟468-1	Tel. 025-534-3131 Fax. 025-534-4824	80人

## (8) 共同生活援助 (グループホーム)

※ (包) : 介護サービス包括型、(外) : 外部サービス利用型、(日) : 日中サービス支援型

区	名称	郵便番号	所在地 (主たる住居)	住居名	運営主体 *バックアップ施設	電話・FAX番号	対象者					定員
							身	知	精	難		
北	ぐるーぼーむ クローバー(包)	950-3322	嘉山2-9-23	ぐるーぼーむ クローバー1号館 ぐるーぼーむ クローバー2号館	(福)とよさか福祉会 *クローバー ひしもの家(北区)	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	○	○	○	○		12人
	はまゆり(包)	950-3112	太夫浜1613-1	はまゆり すみれ なの花 あんじゅA棟(東区) あんじゅB棟(東区)	(福)新潟太陽福祉会 *はまかせ(北区)、ふれあい(東区) 太陽の村(北区)	Tel. 025-258-6337 Fax. 025-258-6338		○				20人
	グループホーム 青りんご(包)	950-3126	松浜1-13-5	グループホーム 青りんご松浜	(NPO)青りんごの会 *サポートセンター青りんご(北区)	Tel. 025-386-5590 Fax. 025-250-0076		○	○			15人
	グループホーム きらめき(包)	950-3132	松潟1489-1	グループホーム きらめき	(福)愛宕福祉会 *障がい者支援施設 松潟の園(北区)	Tel. 025-258-0002 Fax. 025-258-0007	○					6人
	グループホーム エピソードI(外)	950-3372	早通75-4	グループホーム エピソードI	(福)愛宕福祉会 *ディアクティビティセンター はろはろ(北区)	Tel. 025-384-7170 Fax. 設置なし	○	○	○			10人
	グループホーム エピソードII・III (包)	950-3372	早通8	グループホーム エピソードII グループホーム エピソードIII	(福)愛宕福祉会 *ドリーム プラス(北区)	Tel. 025-384-0289 Fax. 025-387-6665		○	○			11人
	Mahaloまつはま (包)	950-3114	西名目所 4077-80	Mahaloまつはま	(株)サンライフ舞 *モアcotoriハウス(西区)	Tel. 025-282-7777 Fax. 025-282-7136	○	○	○			7人
	グループホーム ぎんが(包)	950-0892	寺山1-17-38	グループホームおりおん グループホームすばるA グループホームすばるB グループホームぎんが グループホームあぼろ グループホームすびか グループホームほくと	(福)亀田郷片沼会 *ほがらか福祉園(東区)	Tel. 025-274-7811 Fax. 025-271-2311		○				42人
	指定共同生活援助 ふれんどホーム(包)	950-0892	寺山3-32-21	ふれんどホーム	(福)フレンドランド福祉会 *ふれんど・びあ(東区)	Tel. 025-384-8681 Fax. 025-384-8681	○					4人
	カノン(包)	950-0822	新岡山2-1-21	カノン	(福)新潟地区手をつなぐ育成会 *福祉事業所ハーモニー(東区)	Tel. 025-201-6658 Fax. 025-201-6658		○	○			4人
東	グループホーム ひばり(包)	950-0885	下木戸2-7-11	グループホームひばり グループホームつぐみ グループホームちとせ グループホームぼたん	エシカ(同) *デイサービスセンター緑花園 (秋葉区)	Tel. 080-8445-6686 Fax. 設置なし		○	○			16人
	こすどん東(包)	950-0832	下場新町17-8	こすどん下場	(同)くらしのパートナーズ *IDテクニカルスクール(東区)	Tel. 025-278-8645 Fax. 025-278-8978		○	○			5人
	ときいろ(包)	950-0868	紫竹卸新町 2006-1	ときいろ	(福)いぶきサポート協会 *きぼう福祉園(東区)	Tel. 025-385-6134 Fax. 025-250-5433	○	○				6人
	ソーシャル インクルーホーム 新潟津島屋(日)	950-0801	津島屋2-74	ソーシャルインクルー ホーム新潟津島屋I ソーシャルインクルー ホーム新潟津島屋II	ソーシャルインクルー(株) *あんかー(東区)	Tel. 025-383-8635 Fax. 025-383-8636	○	○	○			20人
	さくしあ(包)	950-0852	石山6-2-32	さくしあI さくしあII	伸見物産(株) *アザレア(新発田市)	Tel. 025-245-1391 Fax. 025-245-0501		○	○			8人



区	名称	郵便番号	所在地 (主たる住居)	住居名	運営主体 *バックアップ施設	電話・FAX番号	対象者				定員
							身	知	精	難	
東	グループホーム エクラ(包)	950-0885	下木戸2-15-7-2	グループホーム エクラⅠ グループホーム エクラⅡ	(株)テクノワークス *テクノワークス(東区)	Tel. 025-385-6804 Fax. 025-385-6805	○	○	○	○	8人
	グループホーム ユーカリア(日)	950-0885	下木戸2-15-7-1	グループホーム ユーカリア	(株)テクノワークス *テクノワークス(東区)	Tel. 025-385-6804 Fax. 025-385-6805	○	○	○	○	10人
	ソーシャルインクルー ホーム新潟津島屋 2号館(日)	950-0801	津島屋2-72-2	ソーシャルインクルー ホーム新潟津島屋 2号館	ソーシャルインクルー(株) *ソーシャルインクルーホーム 新潟津島屋(東区)	Tel. 025-250-0397 Fax. 025-250-0398	○	○	○	○	20人
中央	コーラス日和山 (包)	951-8078	四ツ屋町 2-5133-6	コーラス日和山1号館 コーラス日和山2号館 カルテット天神 コーラスふじみ(東区) コーラス大山台(東区)	(福)新潟市中央福祉会 *大山台ゆう(東区)	Tel. 025-224-1088 Fax. 025-224-1088	○				29人
	コーラスミナと (包)	951-8063	古町通 13-5149-1	コーラスミナと 1号館 コーラスミナと 2号館	(福)新潟市中央福祉会 *ワークセンター日和山(中央区)	Tel. 025-225-3710 Fax. 025-225-3700	○				20人
	グループホーム 皇帝ペンギン(包)	950-0941	女池3-16-13	グループホーム 皇帝ペンギン グループホーム ワンラブペンギン ワンハートペンギン	(社)パラシュート *ファーストペンギン(中央区)	Tel. 050-1455-0474 Fax. 設置なし	○	○	○		19人
	FACE中央(包)	950-0922	山ニツ2-4-11	グループホーム FACE山ニツ グループホーム FACE末広町	(株)FTY *けやき福祉園(秋葉区)	Tel. 025-290-7574 Fax. 025-290-7645	○	○			16人
	グループホーム つらら附船町(包)	951-8006	附船町 1-4280-21	グループホーム つらら附船町 グループホーム つらら附船町 二番館	ビノン(株) *グループホームアザレア (新発田市)	Tel. 090-2971-9861 Fax. 設置なし	視覚 聴覚 言語	○	○	○	8人
	ちいきてらす 新潟中央(包)	951-8167	関屋金衛町 1-77	ちいきてらす関屋金衛町 ちいきてらす東青山(西区) ちいきてらす東青山 ittyome(西区) ちいきてらすgakkouchu	ちいきてらす(株) *スペースBe新大前(西区)	Tel. 080-5045-9137 Fax. 025-333-9768	○	○			17人
	あもりーる(外)	951-8146	有明大橋町6-9 フォーシーズンズ内 101・102・ 202・203・ 302・303号室、 201号室	あもりーる	(福)新潟しなの福祉会 *あどばんす(中央区)	Tel. 070-4489-7000			○		6人
	アルメール(包)	951-8058	雪町2022-6	アルメール アルメール東湊町	(株)calmo *アザレア(新発田市)	Tel. 025-378-1427 Fax. 025-378-1428	○	○			11人
	あおぞら(包)	950-8122	旭町通2番町 5239-86	あおぞら あおぞらⅡ あおぞらⅡB (サテライト型住居) あおぞらⅢ	(株)ケアデザイン新潟 *アザレア(新発田市)	Tel. 025-260-3770 Fax. 025-260-3842	○	○			12人
	フィオーレ新潟 (包)	951-8067	本町通9番町 1322-1	フィオーレ本町通	(株)和	Tel. 025-378-0253 Fax. 025-378-0254	○	○			17人
江南	こぶしの里(包)	950-0206	木津1-9-14	こぶしの里	(福)横越のぎく *のぎくの家(江南区)	Tel. 025-385-3920 Fax. 025-385-3920	○				4人
	グループホーム事業 ねくさす(包)	950-0121	亀田向陽 1-10-29	グループホームこすもす グループホームめいぶる	(福)中浦原福祉会 *メイプルかめだ(江南区)	Tel. 025-278-8007 Fax. 025-278-8629	○	○			14人
	グループホーム かめこや(包)	950-0163	東船場3-2-31	グループホームかめこや	(NPO)にいまーる *手楽来家(江南区)	Tel. 025-288-5222 Fax. 025-288-5222	聴覚 言語				4人
	ひかり グループホーム (包)	950-0134	曙町4-4-9	ひかりコスモスB ひかりコスモスA	(NPO)ぱっしょん新潟 *グループホーム エクラ・グループ ホーム ユーカリア(東区)	Tel. 025-384-0031 Fax. 025-384-0031	○	○			10人
	パールグリーン (包)	950-0116	北山180-2	パールグリーン アクアブルー メロンイエロー キャロットオレンジ モカブラウン	パステルワーク(株) *グループホームアザレア (新発田市)	Tel. 025-250-5332 Fax. 025-378-8673	○	○			19人
秋葉	なでしこ(包)	956-0854	滝谷町8-7	なでしこ ひなげし やすらぎ グループホームいろは	(福)中東福祉会 *満日の里(秋葉区)	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339	○				20人
	さつき荘(外)	956-0036	中村236	さつき荘	(医)青山信愛会 *新津信愛病院(秋葉区)	Tel. 0250-23-6077 Fax. 0250-23-6077		○			20人
	まごころハイツ (包)	956-0864	新津本町 1-9-22	まごころハイツ まごころハイツ 美幸町	(株)まごころネット *満日の里(秋葉区)	Tel. 0250-22-1012 Fax. 0250-22-1012	○				9人

区	名称	郵便番号	所在地 (主たる住居)	住居名	運営主体 *バックアップ施設	電話・FAX番号	対象者				定員
							身	知	精	難	
秋葉	北上荘(包)	956-0861	北上3-6-14	北上荘 第二北上荘	(NPO)アークガーデン *地域活動支援センターいしずえ (秋葉区)	Tel. 0250-22-2532 Fax. 0250-22-2532			○		13人
	グループホーム へちま(包)	956-0854	滝谷町4-19-2	グループホームへちま グループホーム へちま2020 グループホーム へちまサテライト型 住居(さつき荘)	(医)ささえ愛よろず *ささえ愛よろずクリニック (秋葉区)	Tel. 0250-24-0970 Fax. 0250-47-7286	○	○	○		17人
	朝のこすどん (包)	956-0101	小須戸360-2	朝のこすどん 昼のやしろん ミスこすどん	(同)くらしのパートナーズ *けやき福祉園(秋葉区)	Tel. 025-278-8645 Fax. 025-278-8978		○	○		24人
	FACE(包)	956-0005	栗宮41-7	グループホーム FACE	(株)FTY *けやき福祉園(秋葉区)	Tel. 0250-47-7477 Fax. 0250-47-7499		○	○		8人
	キープハッピーライフ あきは(包)	956-0833	草水町 1-10-28	キープハッピーライフ あきは	(株)ケイ・エイチ・エル *Mahaloまつはま(北区)	Tel. 0250-47-4916 Fax. 0250-47-4918		○	○		4人
南	ほっとホーム あさひ(包)	950-1471	和泉字家東 464-6	ほっとホームあさひ ほっとホームあずさ ほっとホームうらら(秋葉区) ほっとホームすばる(秋葉区)	(福)白蓮福祉会 *ワークセンターしらはす(南区)	Tel. 025-371-0070 Fax. 025-371-0066		○	○		22人
	ときわホーム(包)	950-1428	上浦2035	ときわホーム上浦 ときわホーム笠巻 ときわホーム諏訪木 ときわホーム大郷 ときわホーム戸石	(福)是真会 *ワークセンターときわ(南区)	Tel. 025-373-6360 Fax. 025-373-6360	○	○	○		25人
	すまいるはーと 白根(包)	950-1215	助次右工門組 12-7	すまいるはーと白根 すまいるはーと大通南 すまいるはーと 秋葉Ⅰ(秋葉区) すまいるはーと 秋葉Ⅱ(秋葉区) すまいるはーと 高井東	(株)ヒューマンリソース *あさがお(南区)	Tel. 025-369-4760 Fax. 025-333-0652		○	○		24人
	あさがお(包)	950-1241	下塩俵318-1	あさがお あさがお2号館 アザレア(西区)	(一社)あさがお *アンジュ(西区)	Tel. 025-362-5507 Fax. 025-362-5508 Tel. 025-201-6727 Fax. 設置なし		○	○		16人
	グループホーム ステップ1(外)	950-1217	白根1465-3	グループホーム ステップ1	(株)白根福祉の輪 *訪問看護ステーションにじいろ (西区)	Tel. 070-8529-7799 Fax. 設置なし		○	○		4人
	ボルカ(包)	950-2064	寺尾西4-8-28	ボルカ Rond ワルツ ポップ	(福)新潟地区手をつなぐ育成会 *福祉事業所つばさ(中央区)	Tel. 025-201-6658 Fax. 025-201-6658		○			16人
テイクオフ(包)	950-2076	上新栄町 1-2-12	テイクオフ 慈仁寮 慈愛寮 パルク パルクⅢ どれみふぁ荘	(福)更生慈仁会 *青松ワークス(西区)	Tel. 025-269-4555 Fax. 025-269-4054		○	○		24人	
ハウス・ステップ (外)	950-2261	赤塚5614-1	ハウス佐潟 ハウス・ステップ	(医)水明会 *佐潟公園病院(西区)	Tel. 025-239-2795 Fax. 025-239-2795			○		30人	
しおさい荘(外)	950-2075	松海が丘 2-25-23	しおさい荘 やわらぎ荘 サトミハイツ	(医)青山信愛会 *慈仁工房(西区)	Tel. 025-268-2939 Fax. 025-269-4002			○		28人	
グループホーム結 (包)	950-2052	寺尾13-32	グループホーム結	(NPO)eばしょ結屋 *結屋(西区)	Tel. 025-201-6820 Fax. 025-201-6820	○	○			5人	
もぐらの家(外)	950-2042	坂井553-1	もぐらの家	(福)新潟もぐら会 *もぐら工房(西区)	Tel. 025-260-3700 Fax. 025-260-3830	○				7人	
mame House(包)	950-1115	鳥原2705-3	mame House	(財)喜正会 *豆の木(西区)	Tel. 025-377-1444 Fax. 025-378-0441			○		4人	
グループホーム せせらぎ園(包)	950-2041	坂井東4-14-1	グループホームせせらぎ園 グループホームゆうなぎ園 グループホーム せせらぎ園寺尾東 グループホーム コスモスハウス グループホームアリエス グループホームいかるす グループホームぼらりす	(株)スマートウェルネス新潟 *デイサービスセンター緑花園 (秋葉区)	Tel. 025-282-7565 Fax. 025-280-1011		○	○		28人	

区	名称	郵便番号	所在地 (主たる住居)	住居名	運営主体 *バックアップ施設	電話・FAX番号	対象者				定員
							身	知	精	難	
西	榎の木(包)	950-2264	みずぎ野 2-8-25	もみじ	(福)新潟みずほ福祉会 *みのり園(西区)	Tel. 025-201-6965 Fax. 025-239-1800	○	○	○		43人
				あじさい							
				ケアホームみずぎ野吉番館							
				ケアホームみずぎ野式番館							
				さくら壱番館							
	さくら弐番館										
	さくら参番館										
	グループホーム モアcotoriハウス (包)	950-1102	善久730-1	グループホーム モアcotoriハウス	ケア・あんぶれら(株) *デイサービスセンターリーベ 善久(西区)	Tel. 025-201-6491 Fax. 025-201-6492	○	○	○		5人
あいあい坂井(包)	950-2042	坂井504	あいあい坂井 あいあい鳥原	(一社)あいあい *スペースBe 新大前(西区)	Tel. 025-201-8933 Fax. 025-201-8966		○	○		13人	
真友テラス(包)	950-2102	五十嵐二の町 8737-1 アドヴェンド ハイム106・ 107・108・ 205・206・ 207・208・ 209号室	真友テラス	真友グループホールディングス(同) *真友キャリアスクール(中央区)	Tel. 080-7061-9343 Fax. 025-384-0807		○	○		22人	
			真友テラス 内野								
			真友テラス五十嵐2号館 レッドサン								
障がい者 グループホーム さん(包)	950-2642	坂井853-6	障がい者グループホーム さん坂井 障がい者グループホーム さん小針上山	(株)SUN *グループホームそーら邸(西蒲区)	Tel. 025-378-0220 Fax. 025-333-9671		○	○		12人	
あいホーム(包)	950-2264	みずぎ野 2-21-37	あいホームfirst	(株)FIB *ジョブズ(西区)	Tel. 025-201-9343 Fax. 025-201-9681		○	○		7人	
さくしあ西(包)	950-2045	五十嵐東 1-13-81	さくしあ五十嵐東	伸晃物産(株) *グループホームせせらぎ園 (西区)	Tel. 025-250-0471 Fax. 025-245-0501		○	○		4人	
Link+(包)	950-2101	五十嵐一の町 6722-14	Link+	(株)ingrow *Mahaloまつはま(北区)	Tel. 025-264-2828 Fax. 025-264-2829	内部 障害	○	○	○	10人	
西蒲	さくら草(包)	953-0041	巻甲1642-15 1階	さくら草 かすみ草	(福)更生慈仁会 *麦っ子ワークス(西蒲区)	Tel. 0256-78-7888 Fax. 0256-78-7881		○	○		10人
	グループホーム たいぐるま(外)	953-0041	巻甲4150-1	グループホーム たいぐるま グループホーム たいぐるま 式番館 (サテライト型住居)	(福)愛宕福祉会 *ヘルパーステーションまき (西蒲区)	Tel. 0256-72-5090 Fax. 0256-72-5090	○	○	○		5人
	グループホーム そーら邸(包)	953-0044	巻乙1718-3	グループホーム そーら邸	(株)Mitz *ツクイ新潟女池(中央区)	Tel. 0256-78-7603 Fax. 0256-78-7602		○	○		4人

## (9) 施設入所支援

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	対象者				定員
					身	知	精	難	
北	太陽の村	950-3112	太夫浜字下浜山675	Tel. 025-258-6337 Fax. 025-258-6338		○			50人
	松瀧の園	950-3132	松瀧1482-1	Tel. 025-258-0002 Fax. 025-258-0007	○				30人
江南	新潟県障害者 リハビリテーションセンター	950-0121	亀田向陽1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	○				30人
	あさひ園	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	○				20人
秋葉	満日の里	956-0802	七日町6086	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339		○			50人
西	十字園	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389		○			100人
	第2みずほ園	950-2137	小見郷屋58-4	Tel. 025-261-2211 Fax. 025-261-5502	○				50人
	新潟みずほ園	950-2137	小見郷屋107-2	Tel. 025-262-0044 Fax. 025-261-5483	○				50人
	みのり園	950-2138	藤野木51	Tel. 025-262-0075 Fax. 025-262-1439		○			50人
西蒲	かたくりの里	953-0103	橋本88-1	Tel. 0256-82-1811 Fax. 0256-82-1815	○				50人
新潟市外	緑風園	957-0021	新発田市五十公野4681-1	Tel. 0254-22-4298 Fax. 0254-24-7549		○			68人
	コロニーにいがた白岩の里(成人部)	940-2502	長岡市寺泊藪田6789-4	Tel. 0258-75-3131 Fax. 0258-75-3132		○			75人
	コロニーにいがた白岩の里 (高齢期更生部)					○		40人	
	コロニーにいがた白岩の里 (重複更生部)					○		40人	
	コロニーにいがた白岩の里(児童部)					○		25人	
	新潟県あけぼの園	940-0822	長岡市柿町88	Tel. 0258-34-3214 Fax. 0258-34-3236		○			50人
桐樹園	940-2126	長岡市西津町字原4668	Tel. 0258-47-2200 Fax. 0258-47-2202	○				50人	

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	対象者				定員
					身	知	精	難	
新潟市外	いずみの里	959-1632	五泉市中川新1498	Tel. 0250-47-2213 Fax. 0250-47-2233		○			40人
	第二いずみの里	959-1632	五泉市中川新1498	Tel. 0250-47-2280 Fax. 0250-47-2281		○			50人
	やひこの里	959-0318	西蒲原郡弥彦村大字麓6958	Tel. 0256-94-2362 Fax. 0256-94-3277		○			60人
	中井さくら園	957-0007	新発田市小舟町2-9-13	Tel. 0254-22-4297 Fax. 0254-22-4405		○			75人
	ふなおか更生園	959-1846	五泉市尻上118	Tel. 0250-42-0833 Fax. 0250-42-3845		○			60人

## (10) 生活介護

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者				入浴	
							身	知	精	難		
北	太陽の村	950-3112	太夫浜字下浜山675	Tel. 025-258-6337 Fax. 025-258-6338	50人	月-日 (9:00-16:00)		○			○	
	松潟の園	950-3132	松潟1482-1	Tel. 025-258-0002 Fax. 025-258-0007	40人	月-日 (8:30-16:30)	○				○	
	クローバー ひしもの家	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	15人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○		
	はまかぜ	950-3112	太夫浜字下浜山675	Tel. 025-258-6116 Fax. 025-258-6117	20人	月-金 (9:00-16:00)		○				
	オリーブ	950-3321	葛塚4907	Tel. 025-388-8545 Fax. 025-250-6606	20人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○			
	ドリーム プラス	950-3372	早通8	Tel. 025-384-0288 Fax. 025-387-6665	20人	月-土 (9:30-15:30)	○	○	○			
	フェリーチェ	950-3343	上土地亀949	Tel. 025-384-4891 Fax. 025-384-4841	20人	月-金 (8:30-16:30)		○ (肢体不自由)				
	クローバー 歩みの家	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	15人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○		
東	大樹の家 (のぎくの家の従たる事業所)	950-0855	江南5-4-3	Tel. 025-287-3218 Fax. 025-287-3218	6人	月-金 (9:00-16:00)	○	○				
	ふれあい	950-0801	津島屋6-66-1	Tel. 025-274-2081 Fax. 025-274-2095	20人	月-土 (月2回土曜休所) (9:00-16:00)		○			○	
	ふれんど・びあ	950-0892	寺山3-32-21	Tel. 025-271-5377 Fax. 025-250-7435	14人	月・火・木・金 (9:30-16:00) 水(9:30-15:30)		○ (肢体不自由)	○	○		
	大山台ゆう	950-0067	大山2-13-1	Tel. 025-271-5010 Fax. 025-271-5024	20人	月-金 (9:00-16:00)		○			○	
	きぼう福祉園	950-0868	紫竹卸新町2007-1	Tel. 025-378-5381 Fax. 025-250-6186	12人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○			
	ほがらか福祉園	950-0893	はなみずき2-3-7	Tel. 025-271-5650 Fax. 025-271-2311	25人	月-土 (8:30-15:30)		○			○	
	福祉事業所ハーモニー	950-0823	東中島2-18-6	Tel. 025-277-6477 Fax. 025-277-6477	30人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○			
	あんかー	950-0064	松島2-4-7	Tel. 025-275-3000 Fax. 025-275-3200	20人	月-金 (9:00-16:00)		○				
	Beトゥインクル	950-0893	はなみずき2-3-7	Tel. 025-270-0755 Fax. 025-250-7275	15人	月-金 (8:30-15:30)					重症心身障がい者 ○	
	ふれんど・びあ逢谷内 (ふれんど・びあの従たる事業所)	950-0814	逢谷内1-7-4	Tel. 025-288-6600 Fax. 025-288-6638	6人	月・火・木・金 (9:30-16:00) 水(9:30-15:30)		○ (肢体不自由)	○	○		
	イロイロ	950-0891	上木戸2-1-5	Tel. 025-250-1787 Fax. 025-250-1788	10人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○			
	イロイロ2 (イロイロの従たる事業所)	950-0891	上木戸2-1-3	Tel. 025-250-1787 Fax. 025-250-1788	10人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○			
中央	福祉事業所つばさ	951-8141	関新1-2-34	Tel. 025-201-6650 Fax. 025-201-6650	15人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○		
	新潟市立 明生園	951-8121	水道町1-5932-621	Tel. 025-231-6177 Fax. 025-231-2560	70人	月-金 (9:00-16:00)		○				
	ワークセンター日和山	951-8063	古町通13-5148-2	Tel. 025-229-2128 Fax. 025-229-2145	15人	月-金 (9:00-16:00)		○			○	
	新潟県はまぐみ 小児療育センター	951-8121	水道町1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	15人	月-金 (9:30-15:30)					重症心身障がい者 ○	
	障がい者デイサポートセンター 明日葉	950-0909	八千代1-3-1	Tel. 025-288-6522 Fax. 025-288-6576	20人	火-日 (9:00-15:00)	○	○	○		○	
	さんろーど	950-0083	蒲原町1-18	Tel. 025-243-4848 Fax. 025-243-4848	6人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○		
江南	あさひ園	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	20人	月-日 (8:30-17:00)	○				○	



区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者				入浴
							身	知	精	難	
江南	のぎくの家	950-0210	横越上町4-14-1	Tel. 025-385-3920 Fax. 025-385-3920	14人	月-金 (9:00-16:00)	○	○			
	ポプラの家	950-0323	嘉瀬1047-2	Tel. 025-280-3394 Fax. 025-280-4374	20人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○	○
	障害福祉サービス事業 わかばの家	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-381-1864 Fax. 025-381-1892	14人	月-金 (9:00-16:00)		○			
	新潟県障害者 リハビリテーションセンター	950-0121	亀田向陽1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	8人	月-金 (8:50-15:50)	○				
	ネクサス・わかば	950-0208	横越中央8-1-4	Tel. 025-278-8752 Fax. 025-278-8753	40人	月-金 (9:00-15:00)		○	○		○
秋葉	満日の里	956-0802	七日町6086	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339	60人	月-金 (9:00-15:45)		○			○
	けやき福祉園	956-0802	七日町2530-4	Tel. 0250-23-7712 Fax. 0250-23-7713	15人	月-土 (9:00-16:00)		○			○
	ほっとサポートしんえい	956-0033	新栄町25-22	Tel. 0250-24-5211 Fax. 0250-24-5232	24人	月-金 (9:00-16:00)		○			
	フルールこすど	956-0113	矢代田3092-12	Tel. 0250-47-3720 Fax. 0250-47-3075	18人	月-金 (9:00-15:00)	○	○	○		○
南	ワークセンターしらはす	950-1425	戸石45-2	Tel. 025-371-0070 Fax. 025-371-0066	26人	月-金 第2・4土 (9:00-16:00)	○	○	○		○
西	十字園	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389	100人	月-金 (9:30-16:00)		○			○
	みのり園	950-2138	藤野木51	Tel. 025-262-0075 Fax. 025-262-1439	60人	月-日 (8:30-16:30)		○			○
	第2みずほ園	950-2137	小見郷屋58-4	Tel. 025-261-2211 Fax. 025-261-5502	60人	月-日 (8:30-16:30)	○				○
	新潟みずほ園	950-2137	小見郷屋107-2	Tel. 025-262-0044 Fax. 025-261-5483	60人	月-日 (8:30-16:30)	○				○
	青山ファクトリー	950-2002	青山7-1436-149	Tel. 025-265-2099 Fax. 025-265-2099	15人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○		
	あすなろ福祉園	950-1123	黒鳥984	Tel. 025-377-6050 Fax. 025-377-6050	24人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○		
	いずみ福祉園	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-268-1385 Fax. 025-264-1013	30人	月-土 (8:30-15:30)		○			
	コスモス	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389	10人	月-金 (9:00-15:00)					重症心身障がい者
	国立病院機構西新潟中央病院 「あかしあ」	950-2074	真砂1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	15人	月-日 (9:30-15:30)					重症心身障がい者
	かなで	950-2102	五十嵐二の町 8746-2	Tel. 025-211-4847 Fax. 025-211-8501	10人	月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○	
	おおらい	950-2264	みずき野1-6-11	Tel. 025-211-8604 Fax. 025-211-4321	20人	月-金 (9:00-16:00)		○			○
	サンキッズ青山	950-2002	青山2-1-18	Tel. 025-378-4312 Fax. 025-378-4315	5人	月-土 (9:00-17:00)					重症心身障がい者 ○
	結屋	950-2101	五十嵐一の町 7148-10	Tel. 025-378-4033 Fax. 025-378-4034	6人	月-金 (9:00-15:30)	○	○	○	○	○
	KANARU	950-2102	五十嵐二の町 9134-1	Tel. 025-201-6632 Fax. 025-201-6632	20人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○	
西蒲	かたくりの里	953-0103	橋本88-1	Tel. 0256-82-1811 Fax. 0256-82-1815	58人	月-日 (8:30-17:00)	○				○
	すずまり	959-0515	今井493	Tel. 0256-86-1128 Fax. 0256-86-1130	6人	月-金 (9:30-15:30)	○	○			○
	すずまり巻 (すずまりの従たる事業所)	953-0041	巻甲2595	Tel. 0256-77-7011 Fax. 0256-77-8510	12人	月-金 (9:30-15:30)	○	○			○
	あっがる	959-0432	川崎398-1	Tel. 0256-78-7461 Fax. 0256-78-7462	20人	月-金 (8:00-16:00)	○	○	○	○	○
	工房はたや	959-0423	旗屋311	Tel. 0256-70-4044 Fax. 0256-88-5044	10人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○	

## (11) 共生型生活介護

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者				入浴
							身	知	精	難	
北	看護小規模多機能型居宅介護 ケアプラザかやまサテライト	950-3322	嘉山2169-1	Tel. 025-384-4783 Fax. 025-384-4788	若干名	無休 (9:30-16:30)	○	○	○	○	○
	看護小規模多機能型居宅介護 ケアプラザかやま	950-3322	嘉山6-6-9	Tel. 025-384-5730 Fax. 025-384-5731	若干名	無休 (9:30-16:30)	○	○	○	○	○
	小規模多機能型居宅介護 ケアプラザひしのみ	950-3322	嘉山6-6-10	Tel. 025-388-8522 Fax. 025-384-5731	若干名	無休 (9:30-16:30)	○	○	○	○	○
	デイサービスあやめ	950-3126	松浜7-3642-35	Tel. 025-385-6170 Fax. 025-385-6199	若干名	月-金 (8:30-16:30)	○	○	○	○	○
東	デイサービスセンター 春日和向陽	950-0011	向陽3-11-10	Tel. 025-275-7021 Fax. 025-275-7023	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者				入浴
							身	知	精	難	
東	デイサービスセンター 春日和浜谷町	950-0034	浜谷町1-2-1	Tel. 025-385-6870 Fax. 025-385-6871	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	デイサービスセンター 春日和竹尾	950-0862	竹尾3-21-30	Tel. 025-279-2171 Fax. 025-279-2177	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	デイサービスセンター 春日和北葉町	950-0055	北葉町9-3	Tel. 025-275-3012 Fax. 025-275-3013	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
中央	リハステーションけいおう	950-0921	京王1-13-28	Tel. 025-256-8003 Fax. 025-256-8086	若干名	月-金 (9:00-12:15、 13:15-16:30)	○	○	○	○	○
江南	デイサービスセンター リーベ天野	950-1134	天野2-12-22	Tel. 025-282-9705 Fax. 025-282-9707	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	デイサービスセンター 向陽園	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	若干名	月-日 (9:15-16:30)	○				○
	デイサービスセンター 横雲の里	950-0217	阿賀野1-2-1	Tel. 0250-61-5555 Fax. 0250-67-2578	若干名	月-日 (9:20-16:30)	○				○
秋葉	デイサービスセンター はさぎの里	956-0802	七日町2186-9	Tel. 0250-23-6511 Fax. 0250-23-6513	若干名	月-土 (9:00-17:00)	○				○
	老人デイサービスセンター かんばらの里	956-0025	古田616-7	Tel. 0250-25-1102 Fax. 0250-25-1103	若干名	月-土 (9:00-16:30)	○				○
	デイサービスセンター こすど蒼丘の里	956-0113	矢代田3092-12	Tel. 0250-61-0333 Fax. 0250-38-4303	若干名	月-日 (9:25-16:35)	○				○
南	デイサービスセンター 春日和高井	950-1235	高井興野124-1	Tel. 025-362-3712 Fax. 025-362-3713	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	デイサービスセンター てくてく白根	950-1217	白根1219-2	Tel. 025-374-6370 Fax. 025-374-6470	若干名	月-金 (9:00-12:15、 13:15-16:30)	○	○	○	○	○
西	デイサービスセンター 春日和真砂	950-2074	真砂3-11-31	Tel. 025-267-3211 Fax. 025-267-3212	若干名	月-土 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	デイサービスセンター 春日和小針	950-2022	小針1-45-31	Tel. 025-201-6465 Fax. 025-201-6466	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	デイサービスセンター 春日和四ツ郷屋	950-2201	四ツ郷屋1538-13	Tel. 025-201-9878 Fax. 025-201-9879	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	デイサービスセンター リーベ善久	950-1102	善久730-1	Tel. 025-370-1117 Fax. 025-211-2011	若干名	月-土 (9:00-16:30)	○	○	○		○
西蒲	小規模多機能型居宅介護事業所 彩り まき	953-0041	巻甲4450-1	Tel. 0256-78-8831 Fax. 0256-72-7222	若干名	月-日 (6:00-21:00)	○				○

## (12) 基準該当生活介護

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者				入浴
							身	知	精	難	
北	デイサービスセンター ほうせい園	950-3321	葛塚618	Tel. 025-387-0900 Fax. 025-387-0902	若干名	月-土 (10:00-16:00)	○				○
東	小規模多機能型居宅介護 つどいの家ななふく	950-0806	海老ヶ瀬3002	Tel. 025-257-9550 Fax. 025-257-9551	若干名	無休 (9:00-16:00)	○	○	○		○
江南	楽いちデイサービス	950-0121	亀田向陽1-1403-3	Tel. 025-382-1001 Fax. 025-382-1011	若干名	月-金 (9:15-16:15)	○				○
	リハネスデイ	950-1144	祖父興野75-1	Tel. 025-211-8200 Fax. 025-211-8210	若干名	月-金 (9:00-17:00)	○				○
秋葉	障害者デイサービスセンター こぐち苑	956-0834	小口443	Tel. 0250-21-0007 Fax. 0250-21-6160	若干名	無休 (8:30-16:30)	○				○
	ふれあいの杜	956-0113	矢代田3316-1	Tel. 0250-38-1131 Fax. 0250-38-1132	若干名	無休 (8:30-17:30)	○	○	○		○
	デイサービスてまり歌	956-0854	滝谷町4-26	Tel. 0250-47-4961 Fax. 0250-47-4962	若干名	月-土 (9:00-16:30)			○		○
南	デイサービスセンター うすい	950-1412	白井1435-3	Tel. 025-372-8800 Fax. 025-372-8811	若干名	無休 (8:30-17:30)	○				○
	新潟市社会福祉協議会 老人デイサービスセンター 味方	950-1261	味方583-1	Tel. 025-373-6141 Fax. 025-371-1371	若干名	月-土 (9:00-16:10)	○				○
	新潟市社会福祉協議会 老人デイサービス月潟	950-1304	月潟1417	Tel. 025-375-1022 Fax. 025-375-1044	若干名	月-土 (9:10-16:20)	○	○	○	○	○
西蒲	デイサービスセンター岩室	953-0103	橋本98-1	Tel. 0256-82-5540 Fax. 0256-82-5520	若干名	月-土 (9:00-16:10)	○	○	○	○	○
市新潟 外潟	新発田中井 デイサービスセンター	957-0007	新発田市小舟町 2-690	Tel. 0254-22-4315 Fax. 0254-20-7810	若干名	月-日 (9:00-16:15)	○	○	○	○	○

### (13) 自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
北	いなほ園	950-3102	島見町4540	Tel. 025-255-4434 Fax. 025-255-4435	20人	月-金 (9:00-16:00)			○	
	いなほ園(宿泊型自立訓練)				18人	月-金 (6:00-9:00、 16:00-22:00) 土・日 (6:00-22:00)				○
	ドリームカレッジ	950-3327	石動2-2-9	Tel. 025-278-3277 Fax. 025-278-3278	20人	月-土 (9:30-15:30)	○	○	○	○
東	IDテクニカルスクール	950-0823	東中島4-1-6	Tel. 025-250-5105 Fax. 025-250-5105	10人	月-金 (9:00-15:00)			○	○
中央	福祉事業型専攻科 KINGOカレッジ	951-8068	上大川前通7-1169 新潟国際情報大学 中央キャンパス 5F 51・52号室	Tel. 025-201-6353 Fax. 025-225-5040	20人	月-金 (9:30-15:30)			○	
	あどばんす	951-8142	関屋大川前1-2-28	Tel. 025-265-5900 Fax. 025-265-5960	6人	月-金 (9:30-15:30)				○
	アクセスジョブ新潟	950-0087	東大通2-3-26 プレイス新潟2階A号室	Tel. 025-288-6773 Fax. 025-288-6773	6人	月-土 (9:30-15:30)	○	○	○	○
江南	メイプルかめだ	950-0121	亀田向陽1-10-30	Tel. 025-278-8546 Fax. 025-278-8629	10人	月-金 (9:00-16:00)			○	○

### (14) 自立訓練（機能訓練）

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
江南	新潟県障害者 リハビリテーションセンター	950-0121	亀田向陽1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	20人	月-金 (8:50-15:50)	○			

### (15) 基準該当自立訓練（機能訓練）

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
江南	リハネスデイ	950-1144	祖父興野75-1	Tel. 025-211-8200 Fax. 025-211-8210	若干名	月-金 (9:00-17:00)	○			
	楽いちデイサービス	950-0121	亀田向陽1-1403-3	Tel. 025-382-1001 Fax. 025-382-1011	若干名	月-土 (8:00-17:00)	○			
南	デイサービスセンター うすい	950-1412	臼井1435-3	Tel. 025-372-8800 Fax. 025-372-8811	若干名	無休 (8:30-17:30)	○			

### (16) 就労移行支援

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
北	クローバー ドンバスの家	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	6人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	サポートセンター青りんご	950-3351	大瀬柳5244-4	Tel. 025-386-5590 Fax. 025-250-0076	6人	月-金 (9:30-16:00)	○	○	○	○
	就労支援センタードリーム	950-3132	松潟1490-2	Tel. 025-257-3370 Fax. 025-257-3371	20人	月-土 (9:00-16:00)	○	○	○	○
東	フジライフサポート	950-0809	柳ヶ丘2-14	Tel. 080-1254-5123 Fax. 設置なし	10人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
中央	就労センター白山浦	951-8131	白山浦1-312-3	Tel. 025-201-8185 Fax. 025-201-8186	9人	月-金 (9:00-16:00)			○	
	ワーキングサポートセンター スタンプイ	950-0922	山二ツ3-11-12	Tel. 025-250-7365 Fax. 025-250-7360	20人	月-金 (9:00-16:00)				○ (発達障がい に服る)
	就労支援事業所きまま舎	951-8131	白山浦1丁目614-25 カクサンビル1階2階	Tel. 025-378-4988 Fax. 025-378-4989	6人	月-金 (9:00-16:00)				○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
中央	真友キャリアスクール	950-0901	弁天3-1-20 真友ビル	Tel. 025-385-6609 Fax. 025-384-0807	20人	月-土 (10:00-17:00)	○ (肢体 不自由 に属する)	○	○	
	らばらほ	950-0088	万代4-1-6 新潟あおばビル8階	Tel. 025-247-6320 Fax. 025-247-6305	20人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○
	SAKURA新潟センター	950-0911	笹口1-26-9 大和地所新潟笹口ビル3階	Tel. 025-240-3918 Fax. 025-240-3921	20人	月-金 (10:00-16:00)	○	○	○	
	SAKURA新潟NEXTセンター	951-8061	西堀通6番町866 NEXT21 15階	Tel. 025-226-4700 Fax. 025-226-4701	20人	月-金 (10:00-16:00)	○ (内部 障がい に属する)	○	○	
	NPOにいがた ジョブサポートセンター	950-0982	堀之内南3-1-21 北陽ビル2階	Tel. 025-285-7022 Fax. 025-285-7099	20人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○
	ウェルビー新潟センター	950-0911	笹口2-10-1 WIN21 5階A号室	Tel. 025-256-8735 Fax. 025-256-8736	20人	月-土 (10:00-16:00) ※水は14:00まで	○ (内部 障がい に属する)	○	○	○
	フロンティアリンク新潟 キャリアセンター	950-0087	東大通1-7-7 IMAⅢ3階B	Tel. 025-384-4650 Fax. 025-384-4652	20人	月-土 (9:30-15:30) ※水、土は12:00まで	○	○	○	○
	ソシアルトレーニング	951-8063	古町通2番町542	Tel. 025-211-4271 Fax. 025-211-4273	20人	月-金 (10:00-16:00)	○	○	○	○
	アクセスジョブ新潟	950-0087	東大通2-3-26 プレイス新潟2階A号室	Tel. 025-288-6773 Fax. 025-288-6773	20人	月-土 (9:30-15:30)		○	○	
	ディーキャリア新潟オフィス	950-0911	笹口1-20-5 ファイビル6階	Tel. 025-384-0165 Fax. 025-384-0166	20人	月-金 (10:00-16:00)			○	
	ウェルビー万代シティセンター	950-0088	万代4-1-3 ブラザ21 1階	Tel. 025-384-4528 Fax. 025-384-4529	20人	月-土 (10:00-16:00) ※水は14:00まで	○ (内部 障がい に属する)	○	○	○
就労移行ITスクール新潟	950-0901	弁天1-1-16 サンテラス石宮2-B	Tel. 025-278-3907 Fax. 025-278-3908	20人	月-金 (10:00-15:00)	○ (肢体 不自由 に属する)	○	○	○	
江南	新潟県障害者 リハビリテーションセンター	950-0121	亀田向陽1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	8人	月-金 (8:50-15:50)	○			
	メイブルかめだ	950-0121	亀田向陽1-10-30	Tel. 025-278-8546 Fax. 025-278-8629	10人	月-金、第2・第4土 (9:00-16:00)		○	○	
秋葉	就労支援事業所 なかまラボ	956-0837	吉岡町18-15	Tel. 0250-24-8030 Fax. 0250-47-7286	6人	月-金 (9:00-16:00)			○	
	くろふね	956-0035	程島2046-1	Tel. 0250-47-3709 Fax. 0250-47-3746	10人	月-金 (9:30-15:00)	○	○	○	
南	梨の里	950-1302	上曲通61-1	Tel. 025-375-2902 Fax. 025-375-5130	6人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
西	慈仁工房	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-2039 Fax. 025-269-2060	6人	月-金 (9:00-16:45)		○	○	
	ノボロラ	950-1112	金巻868-3	Tel. 025-311-6336 Fax. 025-367-2480	6人	月・火・木・金・土 (9:00-16:00)	○ (肢体 不自由、 聴覚・ 言語、 内部 障がい)	○	○	
	ブライム	950-2002	青山7-3-16	Tel. 025-367-2425 Fax. 025-367-2425	20人	月-金 (9:30~15:30)	○ (内部 障がい に属する)	○	○	
西蒲	麦っ子ワークス	953-0022	仁箇2674-6	Tel. 0256-76-2424 Fax. 0256-73-4004	6人	月-金 (9:30-16:00)		○		



## (17) 就労継続支援A型

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
北	就労センタードリームネクスト	950-3304	木崎1816-5	Tel. 025-384-2800 Fax. 025-384-2801	20人	月-土 (9:00-15:00)	○	○	○	○
東	ファースト	950-0862	竹尾4-11-5	Tel. 025-250-7458 Fax. 025-250-7459	20人	月-金(土) (8:30-16:00)	○	○	○	○
	G&Tにいがた	950-0886	中木戸378-8	Tel. 025-272-6650 Fax. 025-250-2234	15人	火-土 (7:30-16:30)	○	○	○	
	フジライフサポート	950-0809	柳ヶ丘2-14	Tel. 080-1254-5123 Fax. 設置なし	10人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
中央	スワンカフェ & ベーカリー 新潟店	950-0983	神道寺1-1-18 ファーストクラス 神道寺1階	Tel. 025-248-7777 Fax. 025-248-7770	20人	祝日を除く月-土 (5:00-17:00)	○ (内部 障がい、 肢体 不自由)	○	○	
	ローズ	950-0922	山ニツ3-13-10	Tel. 025-288-5782 Fax. 025-288-5783	20人	月-金 (8:30-16:30)	○	○	○	
	らんぶ	950-0912	南笹口1-9-29 サンライズ笹口2階	Tel. 025-282-7741 Fax. 025-282-7743	20人	月-金(土) (8:30-16:30)	○	○	○	○
	アイビス	950-1151	湖南29-2 ファーストクラス 市民病院前 209・210号室	Tel. 025-250-6341 Fax. 025-250-6342	20人	月-金 (9:00-14:15)	○	○	○	○
	あゆみ	950-0082	東万代町1-22 風間マンション 2階5号室	Tel. 025-384-4700 Fax. 025-384-4700	20人	月-金 (10:00-16:00)	○	○	○	○
	らいふあかり	951-8063	古町通5番町610 フリーダビル1階	Tel. 025-311-4137 Fax. 025-311-7379	20人	月-金 (10:00-15:00)	○	○	○	○
	self-A・ハニービー新潟	950-8740	笹口3-14-4 MTビル3階B号室	Tel. 025-244-2224 Fax. 025-244-2444	20人	月-土 (9:00-14:30)	○	○	○	○
	就労支援大谷ゆめみらい	950-0901	弁天2-3-18	Tel. 025-282-7328 Fax. 025-384-4449	20人	月-土 (3:00-16:00)	○	○	○	○
	キャンワーク新潟万代	950-0082	東万代町1-22 風間ビル2階	Tel. 025-290-7479 Fax. 025-290-7469	20人	月-金 (9:30-14:30)	○ (下肢 不自由 に属)	○	○	○
	アウズ	951-8131	白山浦2-646-32 白山駅前複合ビル2階	Tel. 025-378-3881 Fax. 025-378-3882	10人	月-金 (8:30-16:00)	○	○	○	○
	Salon Pueo (アウズの従たる事業所)	950-0917	天神2-1-28 アクシス駅南イースト 205号室	Tel. 090-8098-5454 Fax. 設置なし	10人	月-金 (8:30-20:00)	○	○	○	○
	キャンワーク万代シティ	950-0088	万代4-1-6 新潟あおばビル7階	Tel. 025-250-5318 Fax. 025-250-5319	20人	月-金 (9:30-14:30)	○ (聴覚 言語 障がい、 内部 障がい)	○	○	○
	さくら	951-8124	医学町通二番町10-1 ダイアパレス医学町 202号室	Tel. 025-211-8947 Fax. 025-211-8947	20人	月-金 (9:00-17:00)		○	○	○
	江南	メイプル・ぶらす	950-0121	亀田向陽2-11-22	Tel. 025-288-5913 Fax. 025-288-5947	15人	月-金 (8:30-17:00)		○ (18歳 未満 除く)	○
ワークサポート曙町		950-0134	曙町3-2-18	Tel. 025-383-8222 Fax. 025-383-8223	16人	月-金 (10:00-16:00)	○	○	○	
すずめのお宿		950-0212	茜ヶ丘7-1 2階	Tel. 025-385-3306 Fax. 025-385-3306	20人	月-金 (7:00-16:00)		○	○	
秋葉	和じゅく	956-0864	新津本町2-1-29	Tel. 0250-47-3336 Fax. 0250-47-3336	12人	月-水・金-土 (9:30-15:30)		○	○	
南	self-A・ハニービー新潟南	950-1261	味方1664	Tel. 025-211-4680 Fax. 025-211-4681	20人	月-土 (9:15-14:30)		○	○	○
西	アンジュ	950-1123	黒鳥2104	Tel. 025-377-0030 Fax. 025-377-0030	20人	月-日 (7:00-15:00)		○	○	
	ワークサポート青山	950-2004	平島1-4-6	Tel. 025-201-6372 Fax. 025-201-6373	16人	月-土 (9:00-15:00)	○	○	○	○
	済生会新潟なでしこワークス	950-1104	寺地453-2	Tel. 025-201-6607 Fax. 025-201-6607	10人	月-金 (8:00-17:30)	○ (肢体 不自由 内部 障がい)	○	○	○

## (18) 就労継続支援 B 型

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者				
							身	知	精	難	
北	クローバー 歩みの家	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流 センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	25人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○	
	クローバー ドンバスの家				14人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○	
	クローバー ひしもの家				25人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○	
	クローバー ドンバスの家 (クローバー ドンバスの家の 従たる事業所)	950-3321	葛塚字本町3304-5	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	10人	月-日 (9:00-17:00)	○	○	○	○	
	サポートセンター青りんご	950-3351	大瀬柳5244-4	Tel. 025-386-5590 Fax. 025-250-0076	25人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○	
	ダイアクティビティセンター はろはろ	950-3376	早通北1-9-17	Tel. 025-385-6621 Fax. 025-385-6623	20人	月-土 (9:30-15:30)	○	○	○	○	
	自遊館	950-3112	太夫浜字宮裏1913	Tel. 025-259-3474 Fax. 025-278-3023	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○		
	オリーブ	950-3321	葛塚4907	Tel. 025-388-8545 Fax. 025-250-6606	10人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○		
CROSS HARBOR	950-3124	三軒屋町2-10	Tel. 025-369-0367 Fax. 025-369-0368	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○			
東	きぼう福祉園	950-0868	紫竹卸新町2007-1	Tel. 025-378-5381 Fax. 025-250-6186	18人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○		
	ワーカーズゆたか	950-0812	豊1-11-10	Tel. 025-270-3946 Fax. 025-270-3947	20人	月-土 (8:30-16:00)		○	○		
	ほがらか福祉園	950-0893	はなみずき2-3-7	Tel. 025-271-5650 Fax. 025-271-2311	27人	月-土 (8:30-15:30)		○			
	G&Tにいがた	950-0886	中木戸378-8	Tel. 025-272-6650 Fax. 025-250-2234	25人	火-土 (7:30-16:30)	○	○	○		
	ワークセンターふじみ	950-0025	藤見町1-4-43	Tel. 025-250-2100 Fax. 025-250-2500	40人	月-金 (9:00-16:00)		○			
	ワークス 空港西	950-0036	空港西2-17-26	Tel. 025-288-5753 Fax. 025-288-5758	20人	月-金 (9:15-15:00)			○		
	共同パッケージ	950-0036	空港西1-12-35	Tel. 025-274-0800 Fax. 025-274-0800	20人	月-金 (9:00-16:00)			○		
	ななふくクラブ	950-0806	海老ヶ瀬3002	Tel. 025-250-5650 Fax. 025-257-9551	10人	月-金 (10:00-16:00)	○	○	○	○	
	ワークセンターひがし	950-0064	松島2-4-7	Tel. 025-257-9100 Fax. 025-257-9105	40人	月-金 (9:00-16:00)		○			
	福祉事業所ハーモニー	950-0823	東中島2-18-6	Tel. 025-277-6477 Fax. 025-277-6477	10人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○		
	HUG	950-0891	上木戸1-4-6	Tel. 025-282-7022 Fax. 025-282-7032	30人	月-土 (9:00-18:00)	○	○	○		
	あさひ共同作業所	950-0026	小金町1-7-15	Tel. 025-272-1259 Fax. 025-272-1259	20人	月-土 (9:00-15:00)	○	○	○	○	
	福祉事業所いしやま	950-0852	石山6-3-9	Tel. 025-277-7060 Fax. 025-277-7060	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○	
	ジョブズeast	950-0054	秋葉1-19-3	Tel. 025-278-3651 Fax. 025-278-3662	20人	月-金 (9:00-15:00)	○	○	○	○	
	せかんど	950-0862	竹尾4-1-31	Tel. 025-250-5734 Fax. 025-250-5793	20人	月-金 (9:00-14:30)	○	○	○	○	
	フジライフサポート牡丹山	950-0872	牡丹山3-2-1	Tel. 025-385-6165 Fax. 025-385-6176	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○	
	アートキャンプいすか	950-0872	牡丹山3-1-11 三森ビル102	Tel. 025-250-6072 Fax. 025-250-6071	10人	月-金 (9:00-18:00)	○	○			
	中央	就労センター白山浦	951-8131	白山浦1-312-3	Tel. 025-201-8185 Fax. 025-201-8186	25人	月-金 (9:00-16:00)		○	○	
		福祉事業所つばさ	951-8141	関新1-2-34	Tel. 025-201-6650 Fax. 025-201-6650	23人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
		つくし工房	950-0073	日の出1-10-9	Tel. 025-244-4748 Fax. 025-244-4748	20人	月-金 (9:00-15:00)	○	○	○	
あどばんす		951-8142	関屋大川前1-2-28	Tel. 025-265-5900 Fax. 025-265-5960	22人	月-金 (9:00-16:00)			○		
ワークセンター日和山		951-8063	古町通13-5148-2	Tel. 025-229-2128 Fax. 025-229-2145	45人	月-金 (9:00-16:00)		○			
就労支援事業所 きまま舎		951-8131	白山浦1丁目614-25 カクサンビル1階2階	Tel. 025-378-4988 Fax. 025-378-4989	15人	月-金 (9:00-16:00)			○		

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
中央	天寿園カフェ Kimama (きまま舎の従たる事業所)	950-0933	清五郎633-8 天寿園内	Tel. 025-385-6570 Fax. 025-385-6570	10人	月-日 (9:00-16:00)			○	
	さんろーど	950-0083	蒲原町1番18号	Tel. 025-243-4848 Fax. 025-243-4848	14人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○
	しろやま	951-8018	稲荷町3490	Tel. 025-224-4438 Fax. 025-224-4438	20人	月-金 (9:30-16:30)	○	○	○	○
	久遠子チョコレート新潟 (あおぞらポコレーションの従たる事業所)	951-8063	古町通3-557-3	Tel. 025-201-8302 Fax. 025-201-8304	10人	月-日 (7:40-18:30)	○	○	○	
	あおぞらプラン (あおぞらポコレーションの従たる事業所)	950-0965	新光町5-1 千歳ビル7F	Tel. 025-288-6762 Fax. 025-288-6764	10人	月-日 (7:40-18:30)	○	○	○	
	ファーストペンギン	950-0941	女池2-5-15	Tel. 050-1455-0474 Fax. 設置なし	20人	月-金 (8:30-16:00)	○	○	○	
	協働作業所かがやき新潟	951-8061	西堀通6番町866 NEXT21ビル地下1階	Tel. 070-1502-7778 Fax. 設置なし	20人	月-金 (7:45-14:15)	○	○	○	○
	ぐっどあーるえす	950-0992	上所上2-20-12	Tel. 025-383-6371 Fax. 025-383-6372	20人	月-金 (9:00-15:00)	○	○	○	○
	ワークセンターミナと	951-8063	古町通13番町 5149-1	Tel. 025-210-3030 Fax. 025-225-3700	20人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	ワークショップ オレンジ	950-8068	上大川前通7番町 1237-4 北越ビル7階	Tel. 025-211-3866 Fax. 025-211-3876	20人	月-土 (9:00-15:00)		○	○	
	S-Laboratory	950-0993	上所中3-12-24	Tel. 025-383-6570 Fax. 025-383-6572	20人	月-金 (10:00-16:00)	○	○	○	
	ソーシャルライフ	950-0965	新光町5-1 千歳ビル 4階	Tel. 070-1569-0013 Fax. 025-211-4273	20人	月-金 (10:00-16:00)	○	○	○	○
	フジライフサポート中央	950-0991	下所島1-1-27	Tel. 025-250-0761 Fax. 025-250-0762	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	フリーの会	950-0963	南出来島1-10-7 出来島第一ビル4階	Tel. 025-383-6670 Fax. 025-383-6711	20人	月-土 (9:00-15:00)	○	○	○	○
江南	ポプラの家	950-0323	嘉瀬1047-2	Tel. 025-280-3394 Fax. 025-280-4374	10人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○
	すまいるはうす	950-0161	亀田中島3-6-28	Tel. 025-384-4615 Fax. 025-384-4618	20人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○
	障害福祉サービス事業 わかばの家	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-381-1864 Fax. 025-381-1892	45人	月-金、第2土 (9:00-16:00)		○		
	あおぞらポコレーション	950-1134	天野2-13-1	Tel. 025-280-7655 Fax. 025-384-8644	10人	月-金 (7:40-18:30)	○	○	○	
	メイブルかめだ	950-0121	亀田向陽1-10-30	Tel. 025-278-8546 Fax. 025-278-8629	30人	月-金、第2・第4土 (9:00-16:00)		○	○	
	メイブルかめだ (メイブルかめだの従たる事業所)	950-0121	亀田向陽1-1-76	Tel. 025-250-6953 Fax. 025-250-6954	10人	月-金、第2・第4土 (9:00-16:00)		○	○	
	メイブル・ぶらす	950-0121	亀田向陽2-11-22	Tel. 025-288-5913 Fax. 025-288-5947	33人	月-金 (8:30-17:00)		○	○	
	ちいさなほし (メイブル・ぶらすの従たる事業所)	950-0121	亀田向陽1-6-18-3	Tel. 025-288-7023 Fax. 025-288-7024	12人	月-日 (8:30-17:00)		○	○	
	ネクサス・わかば	950-0208	横越中央8-1-4	Tel. 025-278-8752 Fax. 025-278-8753	20人	月-金 (9:00-15:00)		○	○	
	手染来家	950-0163	東船場3-1-28	Tel. 025-288-5222 Fax. 025-288-5222	20人	月-金 (9:00-15:00)		○		
	スワン	950-0325	花ノ牧322-2	Tel. 025-250-5845 Fax. 025-250-5846	20人	月-金 (9:00-15:00)		○	○	
	びゅあしーど	950-0166	旭2-4-8	Tel. 025-385-7631 Fax. 025-385-7632	20人	月-金 (9:00-15:00)	○	○	○	○
	のびのび	950-0127	諏訪3-6-6	Tel. 025-384-0121 Fax. 025-384-0121	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	土の学校・水の学校	950-0141	亀田工業団地1-3-5	Tel. 025-383-5805 Fax. 025-383-5806	20人	月-金 (8:30-17:30)		○	○	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
秋葉	ワークセンターほほえみ	956-0122	小向1744	Tel. 0250-38-3015 Fax. 0250-47-6003	20人	月-金、第1・第3土 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	けやき福祉園	956-0802	七日町2530-4	Tel. 0250-23-7712 Fax. 0250-23-7713	40人	月-土 (9:00-16:00)		○		
	ぶどう工房	956-0802	七日町2229-1	Tel. 0250-23-6622 Fax. 0250-23-6623	20人	月-金 (9:00-15:30)			○	
	ほっとサポートしんえい	956-0033	新栄町25-22	Tel. 0250-24-5211 Fax. 0250-24-5232	36人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	ほほえみ ほのか (ワークセンターほほえみの従たる事業所)	956-0113	矢代田1973-1	Tel. 0250-47-5011 Fax. 0250-47-8098	10人	月-金、第1・第3土 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	フルールこすど	956-0113	矢代田3092-12	Tel. 0250-47-3720 Fax. 0250-47-3075	35人	月-金 (9:00-15:00)	○	○	○	
	就労支援事業所 なかまラボ	956-0837	吉岡町18-15	Tel. 0250-24-8030 Fax. 0250-47-7286	14人	月-金 (9:00-16:00)			○	
	コトイロ日和	956-0864	新津本町4-25-2	Tel. 0250-47-8047 Fax. 0250-47-8048	20人	月-日 (9:30-17:00)		○	○	
	まくあけびー	956-0818	西金沢301-1	Tel. 0250-47-8779 Fax. 0250-47-8774	20人	月-金 (9:00-15:00)	○	○	○	
	くろふね	956-0035	程島2046-1	Tel. 0250-47-3709 Fax. 0250-47-3746	10人	月-土 (10:00-15:00)	○	○	○	
	就労支援事業所メロディ	956-0835	朝日142-3	Tel. 0250-25-7861 Fax. 0250-25-7862	20人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○
就労継続支援B型すずらん	956-0011	車場1-8-1	Tel. 0250-47-3375 Fax. 0250-47-3376	20人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○	
南	梨の里	950-1302	上曲通61-1	Tel. 025-375-2902 Fax. 025-375-5130	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	ワークセンターときわ	950-1446	庄瀬字中作672-1	Tel. 025-211-8301 Fax. 025-211-8712	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	ワークセンターまめの木	950-1474	上木山224-1	Tel. 025-371-1022 Fax. 025-371-1050	25人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	ワークセンターあけぼの	950-1214	上下諏訪木785-1	Tel. 025-371-5005 Fax. 025-371-5066	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	ゆうーわ	950-1215	助次右工門組29-1	Tel. 025-372-5223 Fax. 025-211-2016	26人	月-金 (9:00-16:00) 土(9:00-15:30)	○	○	○	○
西	青山ファクトリー	950-2002	青山7-1436-149	Tel. 025-265-2099 Fax. 025-265-2099	25人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	ワークセンターふぁみりー	950-1101	山田2517-9	Tel. 025-233-6722 Fax. 025-378-6191	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	のんびーり青山	950-2001	浦山1-5-17	Tel. 025-265-5070 Fax. 025-374-0039	20人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	のんびーりサックス	950-2022	小針5-26-2	Tel. 025-230-5747 Fax. 025-230-5747	10人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	のんびーリアミティ (のんびーりサックスの従たる事業所)	950-2004	平島1252	Tel. 070-4319-5924 Fax. 設置なし	10人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	あすなる福祉園	950-1123	黒鳥984	Tel. 025-377-6050 Fax. 025-377-6050	16人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	慈仁工房	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-2039 Fax. 025-269-2060	25人	月-金 (9:00-16:45)		○	○	
	もぐら工房	950-2042	坂井553-1	Tel. 025-260-3700 Fax. 025-260-3830	20人	月-金 (8:50-16:00)	○			
	スペースBe	950-2052	寺尾2-25	Tel. 025-268-7000 Fax. 025-374-0029	20人	月-金 (10:00-15:30)	○	○	○	
	スペースBe新大前	950-2101	五十嵐1の町 6703-4	Tel. 025-378-2770 Fax. 025-378-2771	20人	月-金 (10:00-15:30)	○	○	○	○
	青松ワークス	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-7303 Fax. 025-269-7311	60人	月-土 (9:00-15:20)		○	○	
	結屋	950-2101	五十嵐1の町 7148番地10	Tel. 025-378-4033 Fax. 025-378-4034	14人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○
	ラグーン	950-2261	赤塚5586	Tel. 025-239-2150 Fax. 025-239-3579	10人	月-金 (9:00-16:00)		○	○	
	ラグーン (ラグーンの従たる事業所)	950-2261	赤塚5588	Tel. 025-239-2150 Fax. 025-239-3579	10人	月-金 (9:00-16:00)		○	○	
豆の木	950-1115	鳥原2867-1	Tel. 025-377-1444 Fax. 025-378-0441	20人	月-金 (9:00-16:00)			○		
和工房	950-2063	寺尾台3-22-13	Tel. 025-268-3292 Fax. 025-201-8334	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○	



区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
西	ジョブズ	950-2264	みずき野 2丁目21-37	Tel. 025-201-9393 Fax. 025-201-9434	20人	月-金 (9:00-15:00)	○	○	○	○
	ワークサポート青山	950-2004	平島1-4-6	Tel. 025-201-6372 Fax. 025-201-6373	10人	月-土 (9:00-15:00)	○	○	○	○
	CHAGOT(チャゴット)	950-2101	五十嵐一の町7377	Tel. 025-378-2291 Fax. 025-378-2343	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	ほっとスペース (CHAGOT(チャゴット)の従たる事業所)	950-2042	坂井986-2	Tel. 025-311-4660 Fax. 025-311-9150	15人	月-金 (8:30-16:00)	○	○	○	○
	のんびりAXIS	950-2054	寺尾東2-4833-1	Tel. 025-264-1100 Fax. 025-264-4400	10人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	ノボロヲ	950-1112	金巻868-3	Tel. 025-311-6336 Fax. 025-367-2480	14人	月・火・木・金・土 (9:00-16:00)			○	
	フジライフサポート小針	950-2015	西小針台2-10-1	Tel. 025-378-3271 Fax. 025-378-3272	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
西蒲	工房はたや	959-0423	旗屋311	Tel. 0256-70-4044 Fax. 0256-88-5044	20人	月-金 (9:30-16:00)	○	○	○	
	角田の里	953-0022	仁箇2674-4	Tel. 0256-72-8055 Fax. 0256-72-8119	20人	月-金 (9:00-16:00)		○	○	
	すずまり	959-0515	今井493	Tel. 0256-86-1128 Fax. 0256-86-1130	22人	月-金 (9:30-16:00)		○		
	麦っ子ワークス	953-0022	仁箇2674-6	Tel. 0256-76-2424 Fax. 0256-73-4004	34人	月-金 (9:30-16:00)		○		
	のんびりCLIMB (のんびりAXISの従たる事業所)	953-0042	赤縮1002	Tel. 0256-73-8848 Fax. 0256-77-8585	10人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	フェイバリット	953-0041	巻甲4125-1	Tel. 0256-77-8656 Fax. 0256-77-8656	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
									○	

## (19) 就労定着支援

- ※1 同一事業所名の就労移行支援事業所と一体的に運営しています。  
 ※2 利用者の勤務の都合等により、土曜・日曜もサービス提供を行います。

区	名称 ※1	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	事業実施地域	サービス提供日 ※2	対象者			
							身	知	精	難
北	就労支援センタードリーム	950-3132	松潟1490-2	Tel. 025-257-3370 Fax. 025-257-3371	新潟市 新発田市 阿賀野市 聖籠町 胎内市	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○
	クローバー ドンバスの家	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	新潟市 (北区)	月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○
	サポートセンター青りんご	950-3351	大瀬柳5244-4	Tel. 025-386-5590 Fax. 025-250-0076	新潟市 新発田市 阿賀野市 聖籠町	月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○
中央	就労センター白山浦	951-8131	白山浦1-312-3	Tel. 025-201-8185 Fax. 025-201-8186	新潟市	月-金 (9:00-16:00)		○		
	ワーキングサポートセンター スタンバイ	950-0922	山ニツ3-11-12	Tel. 025-250-7365 Fax. 025-250-7360	新潟市	月-金 (9:00-17:00)				○ (発達障がいに限る)
	就労支援事業所 きまま舎	951-8131	白山浦1丁目614-25 カクサンビル1階2階	Tel. 025-378-4988 Fax. 025-378-4989	新潟市	月-金 (9:00-15:00)			○	
	SAKURA新潟センター	950-0911	笹口1-26-9 大和地所 新潟笹口ビル3階	Tel. 025-240-3918 Fax. 025-240-3921	新潟市	月-金 (10:00-16:00)	○	○	○	
	ウェルビー新潟センター	950-0911	笹口2-10-1 WIN21 5階A号室	Tel. 025-256-8735 Fax. 025-256-8736	新潟市	月-土 (10:00-16:00)		○		○ (内部障がいに限る)
	フロンティアリンク新潟 キャリアセンター	950-0087	東大通1-7-7 IMAⅢ 3階B	Tel. 025-384-4650 Fax. 025-384-4652	新潟市	月-土 (8:30-17:30) ※土は12:30まで	○	○	○	○
	ソーシャルトレーニング	951-8063	古町通2番町542	Tel. 025-211-4271 Fax. 025-211-4273	新潟市	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○
アクセスジョブ新潟	950-0087	東大通2丁目3番26号 プレイス新潟2階 A号室	Tel. 025-288-6773 Fax. 025-288-6773	新潟市	月-土 (9:30-15:30)	○	○	○	○	

区	名称 ※1	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	事業実施地域	サービス提供日 ※2	対象者			
							身	知	精	難
江南	メイプルかめだ	950-0121	亀田向陽1-10-30	Tel. 025-278-8546 Fax. 025-278-8629	新潟市	月-金 (8:30-17:30)		○	○	
秋葉	就労支援事業所 なかまラボ	956-0837	吉岡町18-15	Tel. 0250-24-8030 Fax. 0250-47-7286	新潟市 五泉市 阿賀野市	月-金 (10:00-16:00)			○	
	くろふね	956-0035	程島2046-1	Tel. 0250-47-3709 Fax. 0250-47-3746	新潟市 阿賀野市 五泉市 田上町 加茂市	月-金 (9:30-15:30)		○	○	
西蒲	麦っ子ワークス	953-0022	仁箇2674-6	Tel. 0256-76-2424 Fax. 0256-73-4004	新潟市	月-金 (9:30-16:00)		○		

## (20) 自立生活援助

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	主たる対象				営業時間 実施地域
					身	知	精	難	
秋葉	自立支援センター ささえ愛よろず	956-0854	滝谷町4-20	Tel. 0250-47-7285 Fax. 0250-47-7286			○		月-金 (8:30-17:30) 新潟市・五泉市・阿賀野市

## (21) 移動支援・生活サポート

※対象者  
全…全身性障がい者(身体) 視…視覚障がい者(身体) 知…知的障がい者 児…障がい児 精…精神障がい者

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類	
						全	視	知	児	精		移動 支援	生活 サポート
北	有限会社 まごころ 介護支援センター	950-3116	神谷内54-2	Tel. 025-259-3339 Fax. 025-255-7065	月-土(8:00-17:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	北・東・ 江南区西野	○	○
	新潟市社会福祉協議会 北区訪問介護センター	950-3321	東栄町1-1-35	Tel. 025-384-6699 Fax. 025-386-0739	無休 (7:00-20:00)	○	○	○	○	○	移動支援: 新潟市 生活サポート: 北・東区	○	○
	株式会社ねむの木 介護支援センター	950-3322	嘉山5-2-12	Tel. 025-387-3188 Fax. 025-211-2895	無休 (8:30-17:30)			○	○	○	北区、 阿賀野市、 新発田市	○	
	訪問介護しあわせ	950-3127	松浜みなと 42-37	Tel. 025-369-5125 Fax. 025-369-5056	8/13-15、 12/31-1/3を除く 月-金(7:00-19:00)			○	○	○	北・東・中央・ 江南・秋葉区	○	○
東	新潟市社会福祉協議会 東区訪問介護センター	950-0885	下木戸1-4-1	Tel. 025-272-1754 Fax. 025-272-1754	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	移動支援: 新潟市 生活サポート: 東・中央・北・ 江南区	○	○
	新潟東自閉症・ 知的障害支援センター おれんじぼーと	950-0801	津島屋6-66-1	Tel. 025-256-7223 Fax. 025-378-8472	無休(7:00-21:00) 営業時間外は相談			○	○		北・東区	○	
	有限会社 きゃすと	950-0012	有楽2-3-2	Tel. 025-271-1777 Fax. 025-271-1770	祝日、8/13-15、 12/31-1/3を除く 月-土(8:30-17:30) 営業時間外は相談		○	○	○	○	東区	○	○
	ツクイ新潟山木戸東	950-0871	山木戸 4-12-32	Tel. 025-250-8681 Fax. 025-250-8682	無休(8:30-17:30) サービス提供 (7:00-19:00)	○	○	○	○	○	東・中央・ 江南区と 北区の一部 (松浜地域、 白勢町)	○	○
	羽ばたきヘルパー ステーション	950-0892	寺山3-32-21	Tel. 025-379-7152 Fax. 025-379-7152	月-日 (8:30-17:30)	○		○	○	○	旧新潟市	○	
	テクノワークス	950-0885	下木戸 2-15-7-2	Tel. 025-385-6804 Fax. 025-385-6812	月-土(8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	ヘルパーステーション社	950-0841	中野山4-8-25	Tel. 025-278-7177 Fax. 025-278-7178	月-金(8:30-17:30) 時間外随時相談	○	○	○	○	○	新潟市	○	
障害福祉サービス グリーン	950-0806	海老ヶ瀬 1007	Tel. 025-274-6930 Fax. 025-274-6931	祝日、8/13-15、 12/31-1/3を除く 月-金(9:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	○	
	まごころ介護支援 センター木戸	950-0891	上木戸4-7-11	Tel. 025-384-0238 Fax. 025-384-0237	月-土(8:00-17:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	北区(松浜、 名目所、 濁川地区)・ 東区・中央区 (沼垂、馬越、 紫竹地区)	○	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類	
						全	視	知	児	精		移動 支援	生活 サポート
東	清篤苑ケアセンター	950-0054	秋葉1-19-3	Tel. 025-278-3001 Fax. 025-278-3233	無休 (9:00-17:00) ※時間外応相談	○		○		○	東区	○	
	特定非営利活動法人 こころ楽楽	950-0813	大形本町 5-10-18	Tel. 025-270-7038 Fax. 025-250-0800	月-日・祝日 (8:00-19:00) 臨時休業の場合を除く	○		○	○		新潟市	○	
	特定非営利活動法人 せいむ	950-0893	はなみずき 2-9-15	Tel. 025-282-5402 Fax. 025-282-5403	祝日、 12/30-1/3を除く 月-土(7:00-19:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	○
	SOMPOケア 新潟 訪問介護	950-0864	紫竹 5-26-1 2F	Tel. 025-240-4030 Fax. 025-249-0102	無休24時間 (受付は祝日・ 12/29-1/3を除く 月-金の9:00-18:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	ケアサポート YELL	950-0843	粟山4-1-8 1-B	Tel. 025-278-8981 Fax. 025-278-8982	祝日・8/13-15、 12/31-1/3を除く 月-土(8:30-17:30)	○		○	○	○	新潟市	○	
	ニチイケアセンター 花かいどう	950-0036	空港西1-4-20	Tel. 025-279-4711 Fax. 025-271-0500	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)		○	○	○	○	北・東・ 中央区	○	
	はあとふるあたご 訪問介護ステーション 新潟東	950-0807	木工新町 1066-1 新潟 光商事ビル2F	Tel. 025-250-5919 Fax. 025-250-5152	無休 (9:00-18:00)	○					北・東・江南・ 秋葉・西区、 阿賀野市	○	
	ヘルパーセンター ハーツ	950-0031	船江町 2-23-22	Tel. 025-384-0286 Fax. 025-333-0605	祝日・8/13・ 12/30-1/3を除く 月-金(8:30-17:30)	○	○	○	○	○	中央・東・北・ 江南・西区	○	○
	ケアサポート SKY	950-0853	東明8-1-23 メゾン東山 104号	Tel. 025-278-8975 Fax. 025-278-8976	祝日・8/13-15・ 12/31-1/3を除く 月-土(8:30-17:30)	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	サポートベース 凜	950-0055	北葉町11-7 2階	Tel. 025-385-6233 Fax. 025-385-6238	祝日・8/13-15・ 12/31-1/3を除く 月-金(9:00-18:00)	○		○	○	○	新潟市	○	○
	ホームケアサポート GROW	950-0862	竹尾2-1-15	Tel. 025-256-8469 Fax. 025-256-8462	8/13-15・ 12/30-1/3を除く 月-土(9:00-18:00)	○	○	○	○	○	東・中央・ 江南・西区	○	
	訪問介護事業所 ケアアップ新潟東	950-0892	寺山2-13-5 メンバーズタウン カームⅡC204	Tel. 025-250-0601 Fax. 025-250-0619	8/13-15・ 12/31-1/3を除く 月-金(9:00-18:00)	○		○	○	○	東・中央・ 北区	○	
	ヘルパーセンター リ・バース	950-0861	中山3-7-9	Tel. 025-250-7766 Fax. 025-333-0529	祝日・8/13・ 12/30-1/3を除く 月-金(8:30-17:30)	○	○	○	○	○	東・中央・ 江南・北・ 西区	○	○
	くろこケアサポート	950-0891	上木戸2-1-5	Tel. 025-250-1787 Fax. 025-250-1788	祝日・ 12/29-1/3を除く 月-土(9:00-18:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	いけだんち	950-0872	牡丹山2-3-7	Tel. 025-311-7984 Fax. 025-311-7984	12/29-1/3、 火、木曜を除く月-日 (月8:30-9:30、 13:00-18:00 水・金8:30-9:30、 14:00-18:00 土日祝9:00-17:00)				○	○	新潟市	○	
	ケアセンターつむぎ	950-0064	松島3-4-17 プチハウス 201号室	Tel. 025-384-0820 Fax. 025-384-0870	祝日・8/13-8/15・ 12/30-1/3を除く 月-金 (8:30-17:30) サービス提供 (9:00-17:00)	○		○	○	○	新潟市	○	
	合同会社ヘルパース テーションさち	950-0067	大山1-1-27	Tel. 025-384-0902 Fax. 025-384-0908	祝日・8/13・ 12/30-1/3を除く 月-金 (8:30-17:30)			○	○	○	新潟市	○	
	特定非営利活動法人 いいすまいる	950-0891	上木戸2-7-13	Tel. 025-364-1890 Fax. 025-364-1890	祝日・12/30-1/3 を除く月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	中央・東・西・ 北・江南区	○	
中央	訪問介護ステーション て〜あん中央	951-8055	礎町通5ノ町 2264 高政ビル3F	Tel. 025-201-9188 Fax. 025-201-9180	月-土 (8:00-19:00)	○	○	○	○		新潟市	○	○
	新潟市社会福祉協議会 中央区訪問介護 センター	950-8131	白山浦 2-180-3	Tel. 025-234-0533 Fax. 025-234-5039	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	移動支援： 新潟市 生活サポート： 中央・東・西・ 江南区	○	○
	新潟市社会福祉協議会 中央区第2訪問介護 センター	950-0909	八千代1-3-1	Tel. 025-248-6555 Fax. 025-248-3833	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	移動支援： 新潟市 生活サポート： 中央・東・ 江南区	○	○
	ニチイケアセンター 新潟中央	950-0075	沼垂東6-9-3	Tel. 025-290-2731 Fax. 025-290-2734	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)		○	○	○	○	中央・東区	○	

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類	
						全	視	知	児	精		移動 支援	生活 サポート
中央	ニチイケアセンター 新潟南	950-0913	鏡2-14-21	Tel. 025-290-4711 Fax. 025-290-4721	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・東区	○	
	ツクイ新潟関屋	951-8154	堀割町2-37	Tel. 025-201-3600 Fax. 025-201-3666	無休(8:30-17:30) サービス提供 (8:00-18:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 西区	○	
	ツクイ新潟女池	950-0950	鳥屋野南 3-2-5	Tel. 025-288-0162 Fax. 025-288-0163	無休 (受付時間8:30-17:30)	○	○	○	○	○	北・東・中央・ 江南・秋葉・ 西・西蒲区	○	
	訪問介護ステーション ねこの手	950-0925	弁天橋通 1-36-17	Tel. 025-287-5130 Fax. 025-287-5140	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	ヘルパーステーション 和実	951-8153	文京町27-1 文京ドミトリー 305号、306号	Tel. 025-265-3833 Fax. 025-265-3833	無休 (受付時間は月-土 9:00-17:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・西区	○	
	はあとふるあご訪問 介護ステーション	951-8051	新島町通 三ノ町2284	Tel. 025-228-5004 Fax. 025-228-2266	無休 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・西・東・ 北・江南・ 秋葉区	○	
	ときプランニング	950-0912	南笹口 1-1-20-402	Tel. 025-250-7506 Fax. 050-3156-3543	年中無休 (受付は9:30-16:30、 火・金は 11:00-15:30)	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・西区	○	○
	新潟コアラ	950-0921	京王2-2-23	Tel. 025-278-8640 Fax. 025-278-8642	月-土 (8:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	ヘルパーセンター ファースト・ステップ	950-0864	紫竹1-16-6 パーソンビル 2F 201号	Tel. 025-384-4320 Fax. 025-333-4824	8/13、12/30-1/3を除く 月-日(8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	中央・東・西・ 江南・秋葉区	○	○
	ヘルパーセンター ジョイ	950-0947	女池北1-15-1 しんえい館2F	Tel. 025-282-1007 Fax. 025-333-4824	8/13、12/30-1/3を除く 月-金(8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	中央・東・西・ 江南・秋葉区	○	○
	ヘルパーステーション ハピネスケア	950-0948	女池南3-5-26	Tel. 025-290-7214 Fax. 025-280-8629	月・水-金 (9:00-18:00) 土日祝 (9:00-13:00)	○	○	○	○	○	中央・西・東・ 江南区	○	
ヘルパーステーション あいのわ	950-0923	姥ヶ山6-7-25 コーポ松原 201号室	Tel. 025-288-5708 Fax. 025-288-5709	祝日・8/13-15、 12/31-1/3を除く 月-金(8:00-18:00)	○	○	○	○	○	北・東・中央・ 江南区	○	○	
ニチイケアセンター古町	951-8113	寄居町697-1 マンション 北陸106号	Tel. 025-226-6041 Fax. 025-223-3541	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央区	○		
江南	ヘルパーステーション 向陽の里	950-0121	亀田本町 1-4-14	Tel. 025-385-8380 Fax. 025-382-6699	無休(8:30-17:30) サービス提供 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	江南区(曾野木・ 両川を除く)・ 東区(石山のみ)	○	○
	ヘルパーステーション わかばの家	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-381-1864 Fax. 025-381-1892	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	江南ケアプラザ	950-0161	亀田中島 2-5-17	Tel. 025-382-1217 Fax. 025-383-8806	月-金(9:00-18:00)	○	○	○	○	○	江南区	○	○
	ニチイケアセンター 新潟東	950-0211	横越川根町 4-1-41	Tel. 025-383-2006 Fax. 025-385-3788	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	北・東・中央・ 江南・秋葉区・ 阿賀野市	○	
秋葉	新潟市社会福祉協議会 秋葉区訪問介護 センター	956-0863	日宝町6-13	Tel. 0250-24-0120 Fax. 0250-21-3470	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	移動支援: 新潟市 生活サポート: 秋葉・南区	○	○
	ニチイケアセンター かわぐち	956-0015	川口138-1	Tel. 0250-21-6303 Fax. 0250-21-6313	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	秋葉・南・ 江南区	○	
	ニチイケアセンター 新津	956-0864	新津本町 3-7-38	Tel. 0250-21-1018 Fax. 0250-21-1054	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	秋葉・南区	○	
	ニチイケアセンター こすど	956-0112	新保1227-17	Tel. 0250-47-3653 Fax. 0250-47-3654	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	秋葉区	○	
南	新潟市社会福祉協議会 南区訪問介護センター	950-1214	上下諏訪木 817-1	Tel. 025-373-6122 Fax. 025-373-5775	12/31-1/1を除く 毎日(7:00-21:00) ※利用者から依頼が ある場合はこの限 りにあらず	○	○	○	○	○	移動支援: 新潟市 生活サポート: 南・秋葉・西・ 西蒲区	○	○
	ニチイケアセンター しろね	950-1209	親和町4-23	Tel. 025-371-5122 Fax. 025-373-0656	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	南・秋葉区	○	
	ヘルパーステーション 翠風園	950-1236	高井東 2-13-33	Tel. 025-362-7600 Fax. 025-362-7601	12/31-1/2を除く 月-金(8:00-18:00)	○	○	○	○	○	南・秋葉・西・ 西蒲区	○	
	ライフモデル かやの杜	950-1217	白根1249-1 白根ハイツ 2号棟203号室	Tel. 025-201-6918 Fax. 025-201-6919	祝日、12/29-1/3を除く 月-金(9:00-18:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	ニチイケアセンター こがね	950-1203	大通黄金 3-1-18-201号	Tel. 025-362-0017 Fax. 025-362-5006	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	南・西・ 西蒲区	○	



区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類	
						全	視	知	児	精		移動 支援	生活 サポート
西	特定非営利活動法人 千草の舎	950-2044	坂井砂山 4-16-11	Tel. 025-201-9634 Fax. 025-201-9634	祝日、8/13-15、 12/29-1/3を除く 月-金(9:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	さくら・ 介護ステーション新潟	950-2022	小針6-61-13 ウェルズ21 小針6B	Tel. 025-232-9233 Fax. 025-232-9234	祝日、8/13-16、 12/30-1/3を除く 月-金(8:30-17:30)	○	○	○	○	○	西・東・中央・ 江南区	○	
	ニチイケアセンター内野	950-2113	内野山手 2-17-3	Tel. 025-264-2550 Fax. 025-264-2551	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	西区	○	
	新潟市社会福祉協議会 西区訪問介護センター	950-2022	小針5-7-5	Tel. 025-378-3130 Fax. 025-378-4300	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	移動支援： 新潟市 生活サポート： 西・中央・ 西蒲区	○	○
	障害者居宅介護事業所 わもっか	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-4555 Fax. 025-269-4054	無休(7:00-19:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	訪問介護ゆうゆう	950-2022	小針5-1-47	Tel. 025-232-7522 Fax. 025-378-0153	土日、祝、 12/29-1/3を除く 毎日(8:30-17:30)	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	訪問介護ステーション て〜あん	950-2024	小新西3-10-7	Tel. 025-267-0100 Fax. 025-267-8333	月-土 (8:00-19:00)	○	○	○	○	○	西区	○	○
	ヘルパーステーション 有限会社Welfare	950-2072	松美台6-36	Tel. 025-265-3421 Fax. 025-232-8555	月-日(7:00-20:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	西区を中心 に中央・東・ 江南・南区	○	○
	ときめきケアプラザ	950-1101	山田3398-1	Tel. 025-370-1217 Fax. 025-201-6159	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	中央・西区	○	○
	特定非営利活動法人 CIL新潟	950-2067	上新栄町2-5-25	Tel. 025-378-4152 Fax. 025-378-4153	月-金 (9:00-17:00)	○		○	○	○	新潟市	○	
	つばさ訪問介護	950-2063	寺尾台2-10-7	Tel. 025-211-4006 Fax. 025-211-4008	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	新潟市	○	○
	福祉サポートよりの会	950-2075	松海が丘 1-7-31	Tel. 025-266-3505 Fax. 025-266-3505	月-金 (8:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	みっと	950-2264	みずき野 1-6-11	Tel. 025-211-8629 Fax. 025-211-4321	月-日 (7:00-19:00)	○		○	○	○	新潟市	○	
	EARUパートナーズ	950-2102	五十嵐二の町 9134-1	Tel. 025-201-6632 Fax. 025-201-6632	月-金 (7:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	ヘルパーステーション ニューファミリー	950-2051	寺尾朝日通 16-20 エノキアン 第2ビル2階	Tel. 025-234-4567 Fax. 025-230-9393	祝日、12/31-1/3 を除く 月-金(9:00-18:00)	○		○	○	○	新潟市	○	
	コアラの遊び場	950-2041	坂井東2-2-44 アクティブ タウンD号	Tel. 025-311-0504 Fax. 025-311-0504	祝日、12/31-1/3 を除く 月-金(9:00-18:00)	○					新潟市	○	
	ニチイケアセンター こばり	950-2022	小針4-33-1	Tel. 025-234-5678 Fax. 025-234-5560	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)		○	○	○	○	中央・西区	○	
	ヘルパーステーション ごきげん	950-2022	小針7-19-3	Tel. 025-367-9295 Fax. 025-367-9295	祝日、8/13-15、 12/30-1/3を除く 月-金(9:30-16:30)	○		○	○	○	中央・西・東・ 江南区	○	
ひかりサポート	950-2163	新中浜6-2-18	Tel. 025-261-6688 Fax. 025-261-6688	祝日を除く 月-金(8:30-17:30)	○		○		○	新潟市	○		
西蒲	ニチイケアセンター巻	953-0041	巻甲422	Tel. 0256-70-1661 Fax. 0256-73-1165	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	西蒲・西区	○	
	新潟市社会福祉協議会 西蒲区訪問介護センター	953-0041	巻甲4363	Tel. 0256-73-3622 Fax. 0256-73-4914	12/31-1/3を除く 毎日(7:00-22:00) ※利用者から依頼が ある場合は、この 限りにあらず	○	○	○	○	○	移動支援： 新潟市 生活サポート： 西蒲・南・ 西区	○	○
	ヘルパーステーション まき	953-0041	巻甲2908-3	Tel. 0256-73-0311 Fax. 0256-73-5110	無休 (8:00-17:00)	○		○	○	○	西蒲・西・ 南区	○	
	ニチイケアセンター 岩室	953-0125	和納1401-11	Tel. 0256-77-5040 Fax. 0256-77-5041	日-土(9:00-18:00) サービス提供 (6:00-22:00)		○	○	○	○	西蒲区、 燕市	○	
新潟市外	株式会社慎鍋	958-0853	村上市 山居町2-5-44	Tel. 0254-50-7655 Fax. 0254-50-7656	無休 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	村上市、 関川村、 胎内市	○	
	ヘルパーステーション ゆめ	958-0024	村上市 瀬波中町11-6	Tel. 0254-53-6960 Fax. 0254-53-6970	月-土(9:00-18:00)	○	○	○	○	○	村上市、 岩船郡 (粟島浦村除く)	○	
	ケアパートナー よろこび	959-3423	村上市 九日市98-1	Tel. 0254-62-7713 Fax. 0254-62-7714	月-金 (8:30-17:30)			○	○	○	村上市	○	
	有限会社サンフラワー 介護福祉センター	957-0051	新発田市 城北町2-7-1	Tel. 0254-20-2110 Fax. 0254-20-2117	祝日、8/13-16、 12/31-1/3を除く 月-金(8:30-17:30)		○	○	○	○	新潟市、 新発田市	○	
	訪問介護さくらんぼ	959-2055	阿賀野市 堀越560-5	Tel. 0250-47-8144 Fax. 0250-47-8144	月-土(8:00-17:00)		○	○	○	○	新潟市、 阿賀野市、 五泉市	○	

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類	
						全	視	知	児	精		移動 支援	生活 サポート
新潟市外	ホームヘルプ ステーションフレンド	959-1632	五泉市 中川新1498	Tel. 0250-47-2213 Fax. 0250-47-2233	8/14-16、 12/29-1/3を除く 毎日(8:30-17:15)	○	○	○	○	○	五泉市、 阿賀町	○	
	特定非営利活動法人 地域たすけあいネットワーク	955-0071	三条市 本町6-3-76	Tel. 0256-34-2448 Fax. 0256-34-2950	月-土(9:00-17:00) サービス提供 (9:00-21:00)	○	○	○	○	○	三条市、 旧燕市、 加茂市	○	
	社会福祉法人 弥彦村社会福祉協議会	959-0305	西蒲原郡弥彦村 矢作4622	Tel. 0256-94-4551 Fax. 0256-94-5238	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	弥彦村、 燕市、新潟市	○	
	桜花園	940-2126	長岡市 西津町字原4668	Tel. 0258-47-5525 Fax. 0258-47-2202	12/31-1/3を除く 毎日(7:30-20:00)	○		○	○		長岡市、 出雲崎町	○	
	ホームヘルプ ステーションいろは	940-2411	長岡市 与板町鷹都683	Tel. 0258-72-3975 Fax. 0258-72-2061	月-土 (8:00-18:00)		○	○	○	○	長岡市全域、 三島郡	○	
	ヘルパーステーション 上越	943-0806	上越市 木田新田1-1-3	Tel. 025-526-1666 Fax. 025-526-1610	無休 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	合併前の 上越市内	○	
	ライフケアおれんじ	941-0064	糸魚川市 上刈1-5-22	Tel. 025-553-1122 Fax. 025-553-1131	月-土 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	糸魚川市全域	○	
	あいのて訪問介護サービス	371-0816	群馬県前橋市 上佐鳥町560-3	Tel. 027-287-4360 Fax. 027-287-4657	無休24時間 (受付は月-金9:00-18:00)						群馬県 前橋市ほか	○	
	ケアウエル練馬	176-0011	東京都 練馬区豊玉上 1-1-18 1階	Tel. 03-6914-7611 Fax. 03-6914-7612	年中無休 (受付は月-金) 24時間(受付は9:00-18:00)	○	○	○	○	○	東京都の一部	○	
	ケア・センター杉っ子	166-0004	東京都 杉並区阿佐谷 南2-5-2	Tel. 03-5305-5561 Fax. 03-5305-5562	祝日、12/29-1/3を 除く 月-土(9:00-18:00)	○	○	○	○	○	東京都の 一部	○	
	株式会社 らいふ	141-0022	東京都品川区 東五反田1-25-11 五反田1丁目 イーストビル7階	Tel. 03-5447-5280 Fax. 03-5447-5281	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○		東京都	○	
	株式会社 K-WORKER 大久保営業所	169-0074	東京都 新宿区北新宿 3-10-10 桜ローマンション103	Tel. 03-3360-5155 Fax. 03-5348-6691	月-金 (8:00-20:00)	○	○	○	○		東京都	○	
	笹島ケアステーション	230-0026	神奈川県横浜市 鶴見区市場 富士見町9-35	Tel. 045-501-6655 Fax. 045-501-6277	月-土 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	神奈川県 横浜市及び 川崎市の全域	○	
	障がい者地域生活支援センター あんとふる	923-0303	石川県小松市 島町ル65	Tel. 0761-58-0366 Fax. 0761-58-0233	月-日 (9:00-19:00)			○	○	○	能美市、 小松市、 加賀市	○	
	株式会社ハッピースマイル 訪問介護センター	630-8036	奈良県奈良市 五条畑1-27-12-11	Tel. 0742-46-8823 Fax. 0742-93-8823	無休24時間	○	○	○	○	○	奈良市ほか	○	
ロングラン	945-0052	柏崎市錦町 5-20	Tel. 0257-21-5090 Fax. 0257-21-5093	月-土 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	柏崎市、 刈羽村	○		

## (22) 日中一時支援(日帰りの短期入所)

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	対象者				1日の定員	障がい児の提供範囲					
					身	知	児	精		3歳未満	3~5歳	小学生	中学生	高校生	
北	太陽の村	950-3112	太夫浜字下 浜山675	Tel. 025-258-6337 Fax. 025-258-6338	○	○	○		5人 (障がい児は知的)	要相談 ○ ○ ○ ○ ○					
	松湯の園	950-3132	松湯1482-1	Tel. 025-258-0002 Fax. 025-258-0007	○				1人						
	クローバー 歩みの家	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流 センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	○	○	○		2人	×	×	×	要相談	○	(相談)
	クローバー ドンバスの家				○	○	○		2人	×	×	×	要相談	○	(相談)
	クローバー ひしもの家				○	○	○		2人	×	×	×	要相談	○	(相談)
	フェリーチェ	950-3343	上土地亀949	Tel. 025-384-4893 Fax. 025-384-4988	○	○	○		適宜調整 (本体定員に空き があるときのみ)	×	×	○	○	○	
	ドリームカレッジ	950-3327	石動2-2-9	Tel. 025-278-3277 Fax. 025-278-3278	○	○	○		適宜調整 (本体定員に空き があるときのみ)						
ふれんど・ぴあ	950-0892	寺山3-32-21	Tel. 025-271-5377 Fax. 025-379-7152	○	○	○		2人	×	×	○	○	○		
東	ほがらか福祉園	950-0893	はなみずき 2-3-7	Tel. 025-271-5650 Fax. 025-271-2311	○	○			1人	×	×	×	×	16歳 以上	
	ワークセンターふじみ	950-0025	藤見町 1-4-43	Tel. 025-250-2100 Fax. 025-250-2500	○				2人						
	ワークセンター大山台	950-0067	大山2-13-1	Tel. 025-275-2037 Fax. 025-275-2271	○				2人						
	ワーカースゆたか	950-0812	豊1-11-10	Tel. 025-270-3946 Fax. 025-270-3947	○	○			1人	×	×	×	×	16歳 以上	
	日中一時支援 いけだんち	950-0872	牡丹山2-3-7	Tel. 025-311-7984 Fax. 025-311-7984	○	○			12人	×	×	○	○	○	
	ワークセンターひがし	950-0064	松島2-4-7	Tel. 025-257-9100 Fax. 025-257-9105	○				2人						

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	対象者			1日の定員	障がい児の提供範囲				
					身	知	児精		3歳未満	3～5歳	小学生	中学生	高校生
東	なないろの空	950-0005	太平3-20-14	Tel. 025-288-5173 Fax. 025-288-5174	○	○	○	11人	○	○	○	○	○
	ななふくクラブ	950-0806	海老ヶ瀬3002	Tel. 025-250-5650 Fax. 025-257-9551	○	○	○	適宜調整 (本体定員に空きがあるときのみ)	×	×	○	○	○
	特定非営利活動法人せいむ	950-0893	はなみずき2-9-15	Tel. 025-282-5402 Fax. 025-282-5403	○	○	○	15人	×	要相談	○	○	○
	日中一時支援ここま	950-0853	東明6-738-2	Tel. 025-250-6462 Fax. 025-250-6463	○	○		14人			○	○	○
	なないろの空オレンジ	950-0005	太平3-20-13	Tel. 025-288-5173 Fax. 025-288-5174	○	○	○	12人	○	○	○	○	○
	放課後等デイサービスオハナ東	950-0021	物見山4-4-12	Tel. 025-384-4869 Fax. 025-384-4879			○	適宜調整 (本体定員に空きがあるときのみ)	×	×	○	○	○
	特定非営利活動法人 こころ楽楽	950-0813	大形本町5-10-18	Tel. 025-270-7038 Fax. 025-250-0800			○	12人	×	×	○	○	○
	あゆみの森	950-0891	上木戸3-16-16	Tel. 025-290-7073 Fax. 設置なし	○	○	○	10人	要相談	要相談	要相談	要相談	○
中央	明生園	951-8121	水道町1-5932-621	Tel. 025-231-6177 Fax. 025-231-2560			○	4人 (障がい児は知的)	×	×	×	×	○
	新潟県はまぐみ 小児療育センター	951-8121	水道町1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	○ (重心)		○	適宜調整 障がい児は主として 肢体不自由。空床時のみ	要相談	○	○	○	○
	ワークセンター日和山	951-8063	古町通13-5148-2	Tel. 025-229-2128 Fax. 025-229-2145			○	2人(障がい児は主として知的障がい。それ以外は要相談)	×	×	×	×	○
	就労センター白山浦	951-8131	白山浦1-312-3	Tel. 025-201-8185 Fax. 025-201-8186			○	2人	×	×	×	○	○
	日中一時支援事業所 ともともふあみりーず	950-0983	神道寺3-11-17	Tel. 025-311-9991 Fax. 025-311-9991	○	○	○	30人	○	○	○	○	○
	日中一時支援オハナ	951-8034	米山2-16	Tel. 025-211-4656 Fax. 025-211-4657	○	○	○	15人	×	×	○	○	○
	放課後等デイサービス どみそ	950-0088	万代5-5-4	Tel. 025-282-7308 Fax. 025-282-7309			○	1人	×	×	○	○	○
	ひなた	951-8133	川岸町2-7-3 リバーステージ 新潟1階101号	Tel. 025-378-3770 Fax. 025-378-4006	○	○	○	適宜調整 (本体定員に空きがあるときのみ)	×	×	○	○	○
ワークセンターミナト	951-8063	古町通13番町5149-1	Tel. 025-210-3030 Fax. 025-225-3700	○	○		2人	×	×	×	×	○	
江南	あさひ園	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	○			4人					
	新潟県障害者 リハビリテーションセンター	950-0121	亀田向陽1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	○			適宜調整 (障がい児は身体)	×	×	×	×	○
	ポプラの家	950-0323	嘉瀬1047-2	Tel. 025-280-3394 Fax. 025-280-4374	○	○	○	3人	×	要相談	○	○	○
	わかばの家	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-381-1864 Fax. 025-381-1892	○	○		6人(障がい児は主として知的障がい。それ以外は要相談)	×	×	×	○	○
	メイプルかめだ	950-0121	亀田向陽1-10-30	Tel. 025-278-8546 Fax. 025-278-8629	○	○	○	3人	×	×	×	要相談	○
秋葉	ワークセンターほほえみ	956-0122	小向1744	Tel. 0250-38-3015 Fax. 0250-38-3015	○	○	○	5人	×	×	×	×	○
	満日の里	956-0802	七日町6086	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339	○	○		10人	要相談		○	○	○
	ほっとサポートしんえい	956-0033	新栄町25-22	Tel. 0250-24-5211 Fax. 0250-24-5232	○	○		10人 (障がい児は知的)	×	×	×	要相談	
	けやき福祉園	956-0802	七日町2530-4	Tel. 0250-23-7712 Fax. 0250-23-7713	○	○		10人	×	×	×	○	○
	コトイロ日和	956-0864	新津本町4-25-2	Tel. 0250-47-8047 Fax. 0250-47-8048	○		○	適宜調整 (本体定員に空きがあるときのみ)					
	あゆみの森(秋葉)	956-0832	秋葉1-3-15 マンション 秋葉308	Tel. 025-290-7073 Fax. 025-290-7068	○	○	○	7人	要相談	要相談	要相談	要相談	○
南	ゆうーわ ほっとルーム	950-1215	助次右工門組29-1	Tel. 025-372-5223 Fax. 025-211-2016	○	○	○	5人	×	×	×	×	○
	ワークセンターしらはす	950-1425	戸石45-2	Tel. 025-371-0070 Fax. 025-371-0066	○	○		5人	×	×	×	×	○
	ワークセンターまめの木	950-1474	上木山224-1	Tel. 025-371-1022 Fax. 025-371-1050	○	○	○	3人	×	×	×	×	○
	ワークセンターあけぼの	950-1214	上下諏訪木785-1	Tel. 025-371-5005 Fax. 025-371-5066	○	○	○	3人	×	×	×	×	○
	ぶ あ ぶ	950-1475	戸頭215-2	Tel. 025-211-8025 Fax. 025-211-8068			○	4人	×	×	○	○	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	対象者			1日の定員	障がい児の提供範囲				
					身	知	児精		3歳未満	3~5歳	小学生	中学生	高校生
西	みのり園	950-2138	藤野木51	Tel. 025-262-0075 Fax. 025-262-1439	○	○	○	4人 (障がい児は知的)	×	×	×	×	○
	新潟みずほ園	950-2137	小見郷屋 107-2	Tel. 025-262-0044 Fax. 025-261-5483	○	○	○	2人(障がい児は主として身体障がい。それ以外は要相談)	×	×	要相談		○
	第2みずほ園	950-2137	小見郷屋 58-4	Tel. 025-261-2211 Fax. 025-261-5502	○	○	○	3人(障がい児は主として身体障がい。それ以外は要相談)	×	×	要相談		○
	十字園	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389	○	○	要相談	10人	×	×	要相談		
	いずみ福祉園	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-268-1385 Fax. 025-264-1013	○	○	○	3人	×	×	×	要相談	○
	青松ワークス	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-7303 Fax. 025-269-7311	○	○	○	5人					
	独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院	950-2074	真砂1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	○	○	○	2人					
	よつば福祉園	950-2042	坂井762-7	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	○	○	○	適宜調整 (本体定員に空きがあるときのみ)					
	よつば福祉園青山	953-0012	平島1-17-2	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	○	○	○	適宜調整 (本体定員に空きがあるときのみ)					
	おおらい	950-2264	みずき野 1-6-11	Tel. 025-211-8604 Fax. 025-211-4321	○	○	○	3人	×	×	要相談		○
西蒲	麦っ子ワークス	953-0022	仁箇2674-6	Tel. 0256-76-2424 Fax. 0256-73-4004	○	○	○	4人 (障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	すずまり	959-0515	今井493	Tel. 0256-86-1128 Fax. 0256-86-1130	○	○	○	4人	×	×	要相談		○
	かたくりの里	953-0130	橋本88-1	Tel. 0256-82-1811 Fax. 0256-82-1815	○	○	○	3人	×	×	×	×	要相談
	工房はたや	959-0423	旗屋311	Tel. 0256-70-4044 Fax. 0256-88-5044	○	○	○	2人	×	×	×	○	○
	よつば福祉園西蒲	953-0012	越前浜5320	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	○	○	○	適宜調整 (本体定員に空きがあるときのみ)					
	やまやの里	959-3404	村上市 山屋746-2	Tel. 0254-66-5945 Fax. 0254-66-5946	○	○	○	6人	×	×	○	○	○
新潟市外	緑風園	957-0021	新発田市 五十公野 4681-1	Tel. 0254-22-4298 Fax. 0254-24-7549	○	○	○	3人(春・夏・冬の長期休暇中は5人)(障がい児は主として知的障がい、それ以外は要相談)	要相談				
	いじみの学園	957-0021	新発田市 五十公野 5445	Tel. 0254-22-4297 Fax. 0254-22-4405	○	○	○	1人 (障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	いじみの寮			Tel. 0254-22-4297 Fax. 0254-22-4405	○	○	○	1人					
	指定障害福祉サービス事業所 スクラム	957-0057	新発田市 御幸町2-15-3	Tel. 0254-22-1235 Fax. 0254-22-8315	○	○	○	3人	×	×	×	×	○
	新発田地域生活総合支援センター さんさん館i	957-0011	新発田市 島潟1454	Tel. 0254-22-9900 Fax. 0254-22-9910	○	○	○	3人	要相談				
	日中一時支援事業所宝珠苑	959-2221	阿賀野市 保田5683-23	Tel. 0250-68-1511 Fax. 0250-68-1515	○	○	○	5人	×	×	×	○	○
	コスモス活動所	959-2021	阿賀野市 中央町2-17-15	Tel. 0250-63-2050 Fax. 0250-25-7350	○	○	○	7人	×	×	○	○	○
	ふなおか学園	959-1846	五泉市 尻上118	Tel. 0250-42-0833 Fax. 0250-42-3845	○	○	○	1人 (障がい児は知的)	×	○	○	○	○
	ふなおか更生園			Tel. 0250-42-0860 Fax. 0250-42-3845	○	○	○	2人					
	フレンズポートふなおか			Tel. 0250-42-0860 Fax. 0250-42-3845	○	○	○	10人 (障がい児は知的)	×	○	○	○	○
	いずみの里	959-1632	五泉市 中川新1498	Tel. 0250-47-2213 Fax. 0250-47-2233	○	○	○	5人(障がい児は主として知的障がい、それ以外は要相談)	要相談				
	第二いずみの里			Tel. 0250-47-2280 Fax. 0250-47-2281	○	○	○	5人 (障がい児は知的)	×	×	○	○	○
第二平成園	959-1312	加茂市 石川2-2473-1	Tel. 0256-41-4031 Fax. 0256-53-3003	○	○	○	5人	要相談					
やひこの里	959-0318	西蒲原郡弥彦村 大字麓6958	Tel. 0256-94-2362 Fax. 0256-94-3277	○	○	○	8人 (障がい児は知的)	×	×	○	○	○	
障害福祉サービス事業所 杉の子工房	955-0845	三条市 西本成寺 1-28-31	Tel. 0256-35-6691 Fax. 0256-35-6712	○	○	○	3人	×	×	×	○	○	



区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	対象者			1日の定員	障がい児の提供範囲				
					身	知	児精		3歳未満	3～5歳	小学生	中学生	高校生
新潟市外	つばくろの里	959-0111	燕市 横田13604	Tel. 0256-66-2602 Fax. 0256-66-2603	○	○	○	5人	×	×	×	要相談	○
	ふれあいの家	959-0265	燕市 吉田東町 20-33	Tel. 0256-92-7640 Fax. 0256-92-7656	○	○		2人 (障がい児の 中・高校生は 知的のみ)	×	×	×	○	○
	ねむの木工房	959-0250	燕市 吉田矢作 6698	Tel. 0256-78-7283 Fax. 0256-78-7289	○	○		2人	×	×	×	○	○
	桜花園	940-2126	長岡市 西津町字原 4668	Tel. 0258-47-5525 Fax. 0258-47-2202	○	○		15人 (障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	長岡療育園	940-2135	長岡市 深沢町字高寺 2278-8	Tel. 0258-46-6611 Fax. 0258-47-1243	○	○	○	17人(障がい 児は重症心身 障がいの判定 が出た方)	○	○	○	○	○
	コロニーにいがた白岩の里 児童部	940-2502	長岡市 寺泊藪田 6789-4	Tel. 0258-75-3133 Fax. 0258-75-3132	○	○		2人 (障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	コロニーにいがた白岩の里 成人部			Tel. 0258-75-3138 Fax. 0258-75-3132	○	○		6人 (障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	コロニーにいがた白岩の里 重複更生部			Tel. 0258-75-3137 Fax. 0258-75-3132	○	○		4人 (障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	コロニーにいがた白岩の里 高齢期更生部			Tel. 0258-75-3135 Fax. 0258-75-3132	○			4人					
	コロニーにいがた白岩の里 社会復帰部			Tel. 0258-75-3136 Fax. 0258-75-3132	○	○		空床利用 (障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	みのわの里 更生園			949-5416	長岡市 不動沢126-3	Tel. 0258-92-4945 Fax. 0258-92-3220	○	○		10人	要相談		○
	みのわの里 工房こしじ	949-5406	長岡市 浦4712-1	Tel. 0258-92-2535 Fax. 0258-92-2541	○	○	○	平日5人 土日10人 夏休み15人					
	みのわの里 スマイルセンター三喜	940-2024	長岡市 堺町江底 712-1	Tel. 0258-89-8886 Fax. 0258-89-8891	○	○	○	5人 夏休み10人					
	みのわの里 ゆうあい	949-5406	長岡市 浦字中の坪 528-4	Tel. 0258-92-6780 Fax. 0258-92-6808	○	○	○	月-金4人 土日・祝日・ 長期休暇8人	×	×	要相談		
	まごころ学園	954-0036	見附市 田井町4476	Tel. 0258-62-1811 Fax. 0258-61-0828	○	○		3人	×	要相談	○	○	○
	まごころ寮	954-0036	見附市 田井町4476	Tel. 0258-62-1811 Fax. 0258-61-0828	○	○		4人	×	要相談	○	○	○
いからしの里	955-0803	三条市 月岡2672-3	Tel. 0256-34-4131 Fax. 0256-34-4140	○	○		4人	×	×	○	○	○	

## (23) 地域活動支援センター

- I型：相談事業や専門職員の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。  
 II型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施します（旧障害者デイサービス）。  
 III型：創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します（旧小規模作業所）。

### I型

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	設置主体
中央	地域生活支援センター ふらっと	951-8142	関屋大川前1-2-28	Tel. 025-265-5958 Fax. 025-265-5948	25人	(福)新潟しなの福祉会
	地域生活支援センター ゆとりあ	950-0083	蒲原町7-1	Tel. 025-240-8000 Fax. 025-240-8111	25人	(福)新潟しなの福祉会

### II型

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	設置主体
中央	新潟市立めいせい デイサポートセンター	951-8121	水道町 1-5932-621	Tel. 025-231-6210 Fax. 025-231-6210	20人	新潟市
西	地域活動支援センター かりん	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-4555 Fax. 025-269-4054	15人	(福)更生慈仁会

### III型

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	設置主体
東	地域活動支援センター オープ	950-0841	中野山6-22-26	Tel. 025-277-9090 Fax. 025-256-8623	10人	(NPO)ボレール
	フレンドリーわかば	950-0067	大山2-11-9-3	Tel. 025-275-0428 Fax. 025-275-0428	25人	(NPO)新潟市精神障害者地域家族会
	地域活動支援センター みらくる	950-0812	豊2-1-6	Tel. 025-275-7430 Fax. 025-275-7430	15人	(NPO)新潟ミラクル福祉会
	アートキャンプてらす	950-0025	藤見町1-11-12	Tel. 025-290-7325 Fax. 025-290-7324	15人	(NPO)アートキャンプ新潟

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	設置主体
中央	焙煎コーヒー温(おん)	951-8052	下大川前通 4-2230-105	Tel. 025-225-2008 Fax. 025-225-2008	20人	ささえあいコミュニティ 生活協同組合新潟
	地域活動支援センター 温もりハウス	950-0088	万代4-9-6 越路ビル2階	Tel. 025-383-8664 Fax. 025-383-8850	20人	(NPO)にいがた温もりの会
	地域活動支援センター 沼垂よりどころ	950-0075	沼垂東2-9-4 東陽スカイマンション1階	Tel. 025-248-5590 Fax. 025-248-5590	15人	(NPO)にいがた若者自立支援 ネットワーク・伴走舎
	地域活動支援センター ささぐち	950-0912	南笹口1-9-29 サンライズ笹口 テナント棟403号室	Tel. 025-249-1112 Fax. 025-249-1112	10人	(社)笹口
	Wrap au Tagai:ni (ラップ オ タガイニ)	951-8062	西堀前通3-726-1	Tel. 025-378-3236 Fax. 設置なし	14人	(NPO)Cocollabo Party
	地域活動支援センター らびすらすり	950-0083	蒲原町3-28	Tel. 025-241-1258 Fax. 025-241-1258	15人	(NPO)らびすらすり
	地域活動支援センター あん	950-0983	神道寺3-10-37	Tel. 025-311-9991 Fax. 設置なし	10人	(社)みんなの家ともども
江南	地域活動支援センター かめさん	950-0165	西町6-5-18	Tel. 025-383-1011 Fax. 025-383-1012	20人	(福)中蒲原福祉会
	地域活動支援センター 日だまり	950-0166	旭2-1-4	Tel. 025-385-7712 Fax. 025-385-7713	15人	(福)新潟県視覚障害者福祉協会
	1UP(ワンナップ)	950-0121	亀田向陽3-3-9 ラフィネ向陽1F-B	Tel. 025-250-5541 Fax. 025-250-6108	15人	(NPO)新潟ユニバーサルスポーツ・ 文化推進協会
秋葉	地域活動支援センター いしづえ	956-0805	中野2-21-3	Tel. 0250-25-2660 Fax. 0250-25-2660	20人	(NPO)秋葉区精神障害者家族会 あきはあすなる会
	地域活動支援センター ぼっぴ	956-0036	中村230-1	Tel. 0250-25-7601 Fax. 0250-25-7621	20人	(医)青山信愛会
西	地域活動支援センター すずらんクラブ	950-2004	平島1-12-2	Tel. 025-201-8223 Fax. 025-201-8224	25人	(福)ジェロントピア新潟
	地域活動支援センター 陽廣園	950-2076	上新栄町1-4-16	Tel. 025-269-3037 Fax. 025-211-7901	25人	(社)陽廣園
	地域活動支援センター なごみ	950-2111	大学南2-19-34-1	Tel. 025-378-2528 Fax. 025-378-2528	15人	(NPO)千草の舎
	地域活動支援センター Bond	950-1122	木場1971	Tel. 025-201-9553 Fax. 025-201-9553	15人	(NPO)Bond
	地域活動支援センター はっぴい	950-2075	松海が丘2-25-17	Tel. 025-264-1501 Fax. 025-264-1522	20人	(医)青山信愛会
	地域活動支援センター がばじこ	950-2201	四ツ郷屋2124-1	Tel. 090-2247-5137 Fax. 設置なし	15人	(NPO)がばじこ
	地域活動支援センター オアシスの樹	950-2072	松美台3-20	Tel. 025-267-8833 Fax. 025-267-8833	20人	(NPO)オアシス
西蒲	地域活動支援センター 自遊館・まほろば	953-0133	夏井879	Tel. 0256-78-8183 Fax. 0256-78-8185	20人	(NPO)自遊舎
	地域活動支援センター ピース	953-0041	巻甲4375-1	Tel. 0256-78-7911 Fax. 0256-78-7922	15人	(福)まき福祉会

## (24) 医療型障がい児入所施設

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	主たる対象児											
						肢体	盲	ろうあ	難聴	知的	自閉	重症 心身	精神	発達			
中央	はまぐみ小児療育センター	951-8121	水道町1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	50人	○											
西	独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院	950-2085	真砂1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	120人							○					
新潟市外	長岡療育園	940-2135	長岡市 深沢町字高寺2278-8	Tel. 0258-46-6611 Fax. 0258-47-1243	139人							○					
	独立行政法人国立病院機構 新潟病院	945-8585	柏崎市 赤坂3-52	Tel. 0257-22-2126 Fax. 0257-24-9812	30人 80人	○						○					
	独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター	949-3116	上越市 大潟区犀潟468-1	Tel. 025-534-3131 Fax. 025-534-4824	80人							○					

## (25) 医療型児童発達支援センター

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	主たる対象児											
							肢体	盲	ろうあ	難聴	知的	自閉	重症 心身	精神	発達			
中央	はまぐみ小児療育 センター	951-8121	水道町1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	45人	月-金 (9:15-14:00)	○											

## (26) 福祉型児童発達支援センター

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	主たる対象児							
							肢体	盲	ろうあ	難聴	知的	自閉	重症心身	精神
中央	新潟市立児童発達支援センター	950-0986	神道寺南2-4-27	Tel. 025-247-6531 Fax. 025-247-6541	50人	月-金 (8:30-17:00) 土 (8:30-12:30)	特定なし							

## (27) 児童発達支援

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	主たる対象児									
							肢体	盲	ろうあ	難聴	知的	自閉	重症心身	精神	発達	
北	かやま保育園	950-3322	嘉山1-2-41	Tel. 025-387-5585 Fax. 025-387-5994	20人	月-金 (9:00-15:00)	特定なし									
	てるいんところ	950-3327	石動2-2-15	Tel. 025-384-0403 Fax. 025-384-8560	10人	月-金(9:30-12:00、 13:00-17:30) 土(8:00-16:00)						○	○		○	○
東	Beトゥインクル	950-0893	はなみずき2-3-7	Tel. 025-270-0755 Fax. 025-250-7275	15人	月-金 (8:30-15:30)	主として重症心身障がい児									
	ばんびくらぶ	950-0806	紫竹卸新町2006-1	Tel. 025-385-6133 Fax. 025-250-5433	10人	月-金(祝日除く) (9:00-12:00、 13:00-16:00)	○					○	○			
	Pastel Color	950-0843	粟山2-1-6	Tel. 025-384-4087 Fax. 025-384-4807	10人	月-金 (11:30-17:30) 祝・長期休暇 (9:30-16:00)	○					○	○		○	○
中央	はまぐみ小児療育センター	951-8121	水道町1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	15人	第2、4火曜 (10:00-15:00)	主として重症心身障がい児									
	エンジェル児童療育教室	950-0982	堀之内南1-18-19	Tel. 025-384-4228 Fax. 025-384-4246	15人	月-土 (9:00-16:30)						○	○		○	○
	ハッピーハート保育中央	950-0911	笹口3-25 ダイヤモンドハイツ 笹口2-1	Tel. 025-385-7780 Fax. 025-385-7781	10人	月-土 (9:00-17:00)	○					○	○			
	こどもサポート教室「きらり」女池神明校	950-0943	女池神明2-3-3 神明オフィスビル 1階A号室	Tel. 025-288-5026 Fax. 025-288-5026	10人	月-土・祝 (10:00-12:00、 13:00-19:00)						○	○		○	○
	こどもサポート教室「きらり」姥ヶ山校	950-0923	姥ヶ山5-14-81	Tel. 025-250-1412 Fax. 025-250-1412	10人	月-土・祝 (10:00-12:00、 13:00-19:00)						○	○		○	○
	そらひろ ドリーム	950-0962	出来島2-11-3	Tel. 025-385-6771 Fax. 025-385-6773	10人	月-土・祝 (10:00-16:00)						○	○			○
	こどもサポート教室「きらり」はくさん校	951-8068	上大川前通4-46-3	Tel. 025-201-6226 Fax. 025-201-6226	10人	火-土・祝 (10:00-12:00、 13:00-19:00)						○	○		○	
	児童発達支援コペルプラス新潟関屋教室	951-8162	関屋本村町1-148-2	Tel. 025-201-6063 Fax. 025-201-6068	10人	火-土 (10:00-12:30、 14:30-18:00)						○	○		○	○
	コペルプラス新潟駅前教室	950-0087	東大通2-3-26 プレイス新潟7階	Tel. 025-282-7470 Fax. 025-282-7479	10人	火-日 (10:00-18:00)										○
	Joy Kid's 白山 (SPARK STUDIO 青山の従たる事業所)	951-8131	白山浦2-198 高友店舗1階	Tel. 025-282-7707 Fax. 025-282-5551	10人	月、水-金・ 学校休業日 (9:30-11:45、 13:15-17:30) 土(9:20-11:45、 13:15-16:00)							○			○
	ハッシュタグNiigata	951-8167	関屋金衛町2-286 金衛町ハウスビル1階	Tel. 025-201-9767 Fax. 025-201-9768	10人	月-金 (10:00-18:00) 土(9:00-17:00)							○			○
	てらびあぼけっと新潟中央教室	950-0911	笹口1-20-5 ファイ・ビル1階	Tel. 050-8885-7335 Fax. 050-8885-7336	10人	火-土 (10:00-12:00、 13:00-17:00)						○	○			○
こぼんはうすさくら新潟中央教室	951-8124	医学町通2番町10-1 ダイヤパレス 医学町101	Tel. 025-201-9630 Fax. 025-201-9640	10人	月・火・木・金 (10:00-13:00、 14:00-17:00) 土・日・祝 (10:00-16:00)						○	○			○	
江南	夢のみずうみ村びかびか	950-0134	曙町3-4-10	Tel. 025-288-7100 Fax. 025-382-3321	10人	月-金 (9:00-15:00)						○	○		○	
秋葉	E.C.O.ジュニアアカデミー	956-0015	川口113-3	Tel. 0250-23-1005 Fax. 0250-23-1006	10人	月-金 (9:30-11:30、 12:30-18:00) 土(9:00-17:00)						○	○		○	

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	主たる対象児										
							肢体	盲	ろうあ	難聴	知的	自閉	重症心身	精神	発達		
秋葉	児童発達支援・放課後等デイサービスくりにえと	956-0025	古田1-3-9 ポイントA2F	Tel. 0250-47-3085 Fax. 0250-47-3085	10人	月-金 (10:00-12:00) 休日 (10:00-16:00)						○				○	○
	E.C.O.キッズアカデミー	956-0015	川口109-6	Tel. 0250-23-0005 Fax. 0250-23-0006	10人	月-金 (9:30-11:30、 12:30-16:00) 土・祝 (9:30-15:30)	○						○	○			○
南	STEP BY STEP E.C.O.	950-1217	白根1338-1	Tel. 025-372-1777 Fax. 025-372-1776	10人	月-金 (9:30-11:30、 12:30-15:30)						○	○			○	○
西	国立病院機構 西新潟中央病院「あかしあ」	950-2085	真砂1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	15人	月-日 (9:30-15:30)	主として重症心身障がい児										
	エンジェル 西療育教室	950-2132	小瀬778	Tel. 025-378-0619 Fax. 025-378-4723	15人	火-土 (9:00-16:30)						○	○			○	○
	ハッピーハート保育 新潟西	950-2041	坂井東4-2-14 コンドミニアム リベロ坂井	Tel. 025-378-1268 Fax. 025-378-1286	10人	月-土 (9:00-17:00)	○					○	○				
	児童発達支援すみれ	950-2076	上新栄町 1-3-3	Tel. 025-260-2166 Fax. 025-260-2080	10人	月-金 (9:00-15:30)						○	○				
	こどもサポート教室「きらり」 新潟西校	950-2111	大学南 1-7825-5	Tel. 025-378-6808 Fax. 025-378-6808	10人	月-土 (10:00-12:00、 13:00-19:00)						○	○			○	○
	SPARK STUDIO 青山	950-2002	青山8-2-38	Tel. 025-211-2355 Fax. 025-211-3005	10人	月、水・金・学校休業日 (9:30-11:45、 13:15-17:30) 土(9:20-11:45、 13:15-16:00)							○				○
	よつば園 青山	950-2004	平島1-17-2	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	10人	月-金 (9:00-13:00)	○					○	○				○
	森のBright Star by ECO	950-2001	浦山4-3-10	Tel. 025-267-3005 Fax. 025-267-3006	10人	火-土 (9:00-11:30、 12:30-16:00)						○	○			○	○
	児童発達支援・放課後等デイサービス そらとぶしっぼ	950-1101	山田3338	Tel. 025-378-2556 Fax. 025-384-8863	10人	月、水-金 (9:00-12:00)	○					○	○				
	ブロッサムジュニア 西新潟教室	950-2101	五十嵐一の町 6703-1	Tel. 025-210-5588 Fax. 025-201-8127	10人	月-金・祝 (9:00-17:00) 休業日 (9:00-17:00)						○				○	○
	LigLig	950-2024	小新西 2-11-14 アイリス小新1	Tel. 025-211-4576 Fax. 025-211-4577	10人	月-金 (10:30-12:00、 13:00-17:30) 土曜日 (9:00-15:00) 学校休業日 (9:00-17:00)	○					○	○	○			○
	らふてるキッズ	950-2162	五十嵐中島 4-22-51 ジュネスⅣ B	Tel. 025-378-0946 Fax. 025-378-0947	10人	月-金、 第1・第5土 (9:00-12:00、 13:00-16:00)						○	○			○	○
	Sprouts	950-1111	大野町 3436-7	Tel. 025-378-3562 Fax. 025-378-3563	10人	月-土 (9:00-12:00、 13:00-16:15)						○	○				○
	こどもサークル 新潟西	950-2004	平島3-5-13 Yビル2階	Tel. 025-201-7636 Fax. 025-201-7652	20人	月-金 (10:00-13:00)						○	○			○	○
グローバルキッズ メソッド85	950-2022	小針3-37-30	Tel. 025-211-4191 Fax. 025-211-4192	10人	月-土・祝 (10:00-16:00)						○	○			○	○	
西蒲	よつば園 西蒲	953-0012	越前浜5320	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	10人	月-金 (8:30-12:30)	○					○	○				
	SUNNY	953-0061	馬堀3551-13	Tel. 0256-77-8470 Fax. 0256-77-8490	10人	月-金 (10:30-12:30、 14:00-18:00)						○	○			○	

## (28) 共生型児童発達支援

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	主たる対象児								
							肢体	盲	ろうあ	難聴	知的	自閉	重症心身	精神	発達
東	デイサービスセンター 春日和向陽	950-0011	向陽3-11-10	Tel. 025-275-7021 Fax. 025-275-7023	若干名	月-日 (9:00-16:30)	特定なし								



## (29) 放課後等デイサービス

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	主たる対象児										
							肢体	盲	ろうあ	難聴	知的	自閉	重症 心身	精神	発達		
北	ピンポン	950-3343	上土地亀949	Tel. 025-384-4892 Fax. 025-384-4841	10人	月-金 (15:30-17:00) 土・祝・学校休業日 (9:00-17:00)	○					○	○				
	おひさま	950-3112	太夫浜字下浜山 675	Tel. 025-258-6337 Fax. 025-258-6338	10人	月-金 (14:00-17:30) 土・学校休業日 (9:00-16:00)						○	○				
	てるいんとこ	950-3327	石動2-2-15	Tel. 025-384-0403 Fax. 025-384-8560	10人	月-金 (9:30-12:00、 13:00-17:30) 土 (8:00-16:00)						○	○		○	○	
	てるいんとこ にこにこ	950-3322	嘉山3-5-27	Tel. 025-388-3598 Fax. 025-333-0387	10人	月-金 (14:30-17:30) 土・学校休業日 (9:00-16:00)						○	○		○	○	
	ららら ドリーム	950-3372	早通8	Tel. 025-384-0215 Fax. 025-384-0231	10人	月-金 (14:00-18:00) 土・学校休業日 (9:00-18:00)	○			○	○	○			○	○	
	てるいんとこ さんさん	950-3326	柳原7-3-1	Tel. 025-384-0508 Fax. 025-333-0387	10人	月-金 (14:30-17:30) 学校休業日 (9:00-16:00)						○	○		○	○	
東	Beトゥインクル	950-0893	はなみずき2-3-7	Tel. 025-270-0755 Fax. 025-250-7275	15人	月-金 (14:00-17:00) 学校休業日 (8:30-15:30)	主として重症心身障がい児										
	ばんびくらぶ	950-0806	紫竹卸新町 2006-1	Tel. 025-385-6133 Fax. 025-250-5433	10人	月-金 (14:00-18:00) 学校休業日 (9:00-17:00)	○					○	○				
	ハロー・キッズ	950-8677	海老ヶ瀬994	Tel. 025-274-3265 Fax. 025-274-3265	10人	月-金 (14:00-18:00) 長期休暇 (9:00-17:00)	特定なし										
	東ぼっぴこ〜ん クラブ	950-0806	海老ヶ瀬31	Tel. 025-271-9124 Fax. 025-271-9177	10人	月-金 (14:00-18:00) 学校休業日 (9:00-17:00)	○					○	○				
	ハッピーハート 新潟東	950-0804	本所1-11-50	Tel. 025-385-6838 Fax. 025-385-6839	10人	月-金 (14:00-18:00) 土・長期休暇 (9:00-17:00)	○					○	○				
	ななふくクラブ	950-0806	海老ヶ瀬3002	Tel. 025-250-5650 Fax. 025-257-9951	10人	月-土 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	○	○				
	放課後等デイサービス じえむばれっと	950-0824	中島2-1-20 1階	Tel. 025-250-0161 Fax. 025-250-0160	10人	月-金 (14:00-17:30) 土・学校休業日 (9:00-17:00)						○	○				○
	キッズデイサービス らくだ	950-0862	竹尾2-1-15	Tel. 025-256-8461 Fax. 025-256-8462	10人	月-金 (14:00-18:00) 土・学校休業日 (9:00-17:00)	○					○	○	○			
	アートキャンプ みいむ	950-0067	大山1-10-5	Tel. 025-384-8175 Fax. 025-384-8174	10人	月-金 (14:00-18:00) 学校休業日 (9:00-15:00) 長期休暇 (10:00-16:00)						○					○
	放課後等デイサービス オハナ東	950-0021	物見山4-4-12	Tel. 025-384-4869 Fax. 025-384-4879	10人	月-金 (13:00-17:00) 土・祝・学校休業日 (10:00-16:00)						○	○				○
	アートキャンプ えるも	950-0872	牡丹山3-1-11 三森ビル201	Tel. 025-250-6072 Fax. 025-250-6071	10人	月-土 (14:00-18:00) 学校休業日 (9:00-15:00) 長期休暇 (10:00-16:00)						○					○
	ハッピーハート木戸	950-0871	山木戸5-1-2	Tel. 025-384-8674 Fax. 025-384-8675	10人	月-金 (14:00-18:00) 土・長期休暇 (9:00-17:00)	○					○	○				
キッズデイサービス GROW	950-0832	下場新町8-11	Tel. 025-278-3983 Fax. 025-278-3989	5人	月-金 (14:00-17:00) 学校休業日 (9:00-15:00)	主として重症心身障がい児											

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	主たる対象児								
							肢体	盲	ろうあ	難聴	知的	自閉	重症心身	精神	発達
東	Pastel Color	950-0843	粟山2-1-6	Tel. 025-384-4087 Fax. 025-384-4807	10人	月-金 (11:30-17:30) 土・祝・長期休暇 (9:30-16:00)	○					○	○		
	I Room 江南	950-0855	江南3-6-13	Tel. 025-290-7630 Fax. 025-290-7631	10人	月-金 (14:30-17:30) 学校休業日 (9:00-17:00)						○	○		○
	放課後等デイサービス じゅむばれっと モア	950-0862	山木戸4-7-11	Tel. 025-250-0670 Fax. 025-250-0671	10人	月-金 (14:00-17:30) 土・学校休業日 (9:00-17:00)						○	○		○
中央	はまぐみ小児療育 センター	951-8121	水道町1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	45人	月-金 (8:40-17:15)	主として重症心身障がい児								
	真友サークル 中央療育センター	950-0901	弁天3-1-20 真友ビル5階	Tel. 025-250-0635 Fax. 025-250-0635	10人	月-金 (12:00-20:00) 土・日・学校休業日 (10:00-18:00) 長期休暇 (10:00-18:00)						○	○		
	附属ぼっぴこ〜ん クラブ	951-8104	西大畑町5214	Tel. 025-201-8647 Fax. 025-201-8648	10人	月-金 (14:00-18:00) 学校休業日 (9:00-17:00)	○					○	○		
	こどもサポート教室 「きらり」 女池神明校	950-0943	女池神明2-3-3 神明オフィスビル 1階A号室	Tel. 025-288-5026 Fax. 025-288-5026	10人	月-土・祝 (10:00-12:00、 13:00-19:00)						○	○		○
	こどもサポート教室 「きらり」 姥ヶ山校	950-0923	姥ヶ山5-14-81	Tel. 025-250-1412 Fax. 025-250-1412	10人	月-土・祝 (10:00-12:00、 13:00-19:00)						○	○		○
	キッズデイサービス らくだ 長潟店	950-0932	長潟3-7-37	Tel. 025-290-7092 Fax. 025-290-7093	10人	月-金 (14:00-18:00) 土・学校休業日 (9:00-17:00)	○					○	○	○	
	ハッピーハート新潟 中央	950-0986	神道寺南1-6-2	Tel. 025-278-7945 Fax. 025-278-7946	10人	月-金 (14:00-18:00) 土・長期休暇 (9:00-17:00)	○					○	○		
	piapupuスポーツ	950-0962	出来島2-11-18	Tel. 025-250-6579 Fax. 025-250-6589	10人	月-土 (10:00-18:00)	特定なし								
	放課後等デイサービス オハナ女池	950-0953	大島209	Tel. 025-383-6586 Fax. 025-383-6587	10人	月-金 (13:00-17:00) 土・日・祝・学校休業日 (10:00-16:00)	○					○	○		
	放課後等デイサービス オハナ魁	951-8034	魁町3373-25	Tel. 025-211-4656 Fax. 025-211-4657	10人	月-金 (13:00-17:00) 土・祝・学校休業日 (10:00-16:00)	○					○	○		
	放課後等デイサービス どみそ	950-0088	万代5-5-4	Tel. 025-282-7308 Fax. 025-282-7309	10人	月-金 (14:00-18:00) 学校休業日 (9:00-17:00)						○	○		
	りるの空	950-0965	新光町5-1 千歳ビル6階	Tel. 025-250-5303 Fax. 025-250-5305	10人	月-金 (13:00-18:00) 土・学校休業日 (9:00-16:00)						○	○		○
	ひなた 川岸校	951-8133	川岸町2-7-3 リバーステージ 新潟1階101	Tel. 025-378-3770 Fax. 025-378-4006	10人	月-金 (13:00-18:00) 土・学校休業日・ 長期休暇 (9:00-16:00)						○	○	○	
	こどもサポート教室 「きらり」 はくさん校	951-8068	上大川前通 4-46-3	Tel. 025-201-6226 Fax. 025-201-6226	10人	月-土・祝 (10:00-12:00、 13:00-19:00)						○	○		○
	コベルプラス 新潟駅前教室	950-0087	東大通2-3-26 プレイス新潟7階	Tel. 025-282-7470 Fax. 025-282-7479	10人	火-日 (10:00-18:00)									○
	Joy Kid's 白山 (SPARK STUDIO 青山の従たる事業所)	951-8131	白山浦2-198 高友店舗1階	Tel. 025-282-7707 Fax. 025-282-5551	10人	月、水-金・学校休業日 (9:30-11:45、 13:15-17:30) 土(9:20-11:45、 13:15-16:00)							○		○
ひなた 本町通校	951-8067	本町通7番町 1153 新潟本町通ビル 2F2号室	Tel. 025-378-2105 Fax. 025-378-2107	10人	月-金 (13:00-18:00) 土・学校休業日・ 長期休暇 (9:00-16:00)						○	○	○		
エール	950-0086	花園2-2-7	Tel. 025-383-6100 Fax. 025-383-6109	10人	月-金 (14:30-17:30) 学校休業日 (9:30-17:00)						○			○	



区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	主たる対象児												
							肢体	盲	ろうあ	難聴	知的	自閉	重症心身	精神	発達				
南	ぶ あ ぶ	950-1475	戸頭215-2	Tel. 025-211-8025 Fax. 025-211-8068	10人	月-金 (14:00-18:00) 土・学校休業日 (9:00-17:00)						○	○						
	STEP BY STEP E.C.O.	950-1217	白根1338-1	Tel. 025-372-1777 Fax. 025-372-1776	10人	月-金 (13:30-17:30) 祝・学校休業日 (9:30-15:30)						○	○				○	○	
西	コスモス	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389	10人	月-金 (9:00-17:00)	主として重症心身障がい児												
	国立病院機構 西新潟中央病院 「あかしあ」	950-2085	真砂1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	15人	月-金 (15:30-17:30) 土・日・長期休暇 (9:30-15:30)	主として重症心身障がい児												
	よつば園 坂井	950-2042	坂井762-7	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	10人	月-金 (15:00-18:00) 第2、4、5土・ 学校休業日 (9:00-16:00)	○						○						○
	よつば園 青山	950-2004	平島1-17-2	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	10人	月-金 (15:00-18:00) 長期休暇 (9:00-16:00)	○						○	○					○
	ハッピーハート 新大前	950-2101	五十嵐一の町 6712-4	Tel. 025-378-3955 Fax. 025-378-3993	10人	月-金 (14:00-18:00) 土・長期休暇 (9:00-17:00)	○						○	○					
	ハッピーハート寺地	950-1104	寺地544-6	Tel. 025-378-2435 Fax. 025-378-2437	10人	月-金 (14:00-18:00) 土・長期休暇 (9:00-17:00)	○						○	○					
	ハッピーハート真砂	950-2074	真砂1-1-10 小針ヒルトップ ビル1階	Tel. 025-378-4703 Fax. 025-378-4704	10人	月-金 (14:00-18:00) 土・長期休暇 (9:00-17:00)	○						○	○					
	真友サークル 西療育センター	950-2055	寺尾上4-2-18	Tel. 025-378-1035 Fax. 025-378-1035	10人	月-土 (10:00-18:00)	○						○	○					
	かなで	950-2102	五十嵐二の町 8746-2	Tel. 025-211-4848 Fax. 025-211-8501	10人	月-金 (14:00-18:00) 第2、4土・学校休業日 (9:00-17:00)	○						○	○					
	エンジェルRing	950-2054	寺尾東3-14-37	Tel. 025-211-2068 Fax. 025-211-8521	10人	月-金 (14:00-18:00) 土・学校休業日 (9:00-15:00)								○					○
	こどもサポート教室 「きらり」 新潟西校	950-2111	大学南 1-7825-5	Tel. 025-378-6808 Fax. 025-378-6808	10人	月-土 (10:00-12:00、 13:00-19:00)							○	○			○	○	
	SPARK STUDIO 青山	950-2002	青山8-2-38	Tel. 025-211-2355 Fax. 025-211-3005	10人	月、水-金・学校休業日 (9:30-11:45、 13:15-17:30) 土(9:20-11:45、 13:15-16:00)								○					○
	放課後等デイサービス アプリ	950-2015	西小針台2-4-3 スターハイム 101	Tel. 025-378-2568 Fax. 025-378-2698	10人	月-土 (14:00-17:30) 学校休業日 (10:00-16:30)							○	○			○	○	
	サンキッズ青山	950-2002	青山2-1-18	Tel. 025-378-4312 Fax. 025-378-4315	5人	月-金 (13:00-17:00) 土・学校休業日 (9:00-16:00)	主として重症心身障がい児												
	LigLig	950-2024	小新西2-11-14 アイリス小新1	Tel. 025-211-4576 Fax. 025-211-4577	10人	月-金 (10:30-12:00、 13:00-17:30) 土・学校休業日 (9:00-17:00)	○					○	○	○					○
	放課後等デイサービス にしっ子	950-2035	新通1011	Tel. 025-201-8535 Fax. 025-201-8535	10人	月-金 (13:00-17:00) 土・学校休業日 (9:30-17:00)							○	○					○
LigLigLink	950-2044	坂井砂山 3-11-11 スピカB	Tel. 025-374-0555 Fax. 025-374-0550	10人	月-金 (14:00-17:30) 土(9:00-15:00) 学校休業日 (9:00-17:00)							○	○	○				○	
ちくたく	950-1111	大野町2706-1 ヴィラスイート B棟	Tel. 025-378-4502 Fax. 025-378-4503	10人	月-金 (10:00-18:00) 土・学校休業日・日・祝 (9:00-17:00)							○	○	○				○	



区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	主たる対象児										
							肢体	盲	ろうあ	難聴	知的	自閉	重症 心身	精神	発達		
西	児童発達支援・放課後等デイサービス そらとぶしっぼ	950-1101	山田3338	Tel. 025-378-2556 Fax. 025-384-8863	10人	月-金 (13:00-18:00) 土・学校休業日 (9:00-16:00) 長期休暇 (9:00-17:00)	○					○	○				
	ブロッサムジュニア 西新潟教室	950-2101	五十嵐一の町 6703-1	Tel. 025-210-5588 Fax. 025-201-8127	10人	月-金・祝 (9:00-17:00) 休業日 (9:00-17:00)						○				○	○
	I Room 坂井東	950-2041	坂井東6-22-4	Tel. 025-211-3123 Fax. 025-211-3124	10人	月-土 (14:30-17:30) 休業日 (9:00-17:00)						○	○			○	○
	放課後等デイサービス ホーミー	950-1113	鳥原新田463-7	Tel. 025-374-7266 Fax. 025-374-7870	10人	月-金 (14:00-17:30) 長期休暇 (10:00-16:00)	○					○	○				
	らふてるキッズ	950-2162	五十嵐中島 4-22-51 ジュネスⅣ B	Tel. 025-378-0946 Fax. 025-378-0947	10人	月-金、第1・第5土 (9:00-12:00、 13:00-16:00)						○	○			○	○
	Sprouts	950-1111	大野町3436-7	Tel. 025-378-3562 Fax. 025-378-3563	10人	土(9:00-12:00、 13:00-16:15)						○	○				○
	ミラプロフィット	950-2004	平島3-7-5 中山ビル201	Tel. 025-211-4652 Fax. 025-333-0652	10人	月-水・金 (14:30-18:30) 土(9:30-17:30) 祝日・長期休暇 (9:30-12:00、 13:00-18:30)	○					○	○			○	○
	こどもサークル 新潟西	950-2004	平島3-5-13 Yビル2階	Tel. 025-201-7636 Fax. 025-201-7652	20人	月-金 (14:30-17:30) 土(10:00-16:00)						○	○			○	○
	おかげさま内野	950-2112	内野町526-1 光ビル1階	Tel. 025-201-7591 Fax. 025-201-7592	10人	月-金 (10:00-20:00) 土(8:00-20:00)						○	○			○	○
	森のBright Star by ECO	950-2001	浦山4-3-10	Tel. 025-267-3005 Fax. 025-267-3006	10人	火-金 (9:00-11:30、 12:30-17:30) 土・祝日・学校休業日 (9:00-16:00)						○	○			○	○
西蒲	西ぼっぴこ〜ん クラブ	953-0043	堀山新田88	Tel. 0256-73-3372 Fax. 0256-73-5072	10人	月-金 (14:00-18:00) 学校休業日 (8:30-16:30)	○					○	○				
	よつば園 西蒲	953-0012	越前浜5320	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	10人	月-金 (14:30-17:30) 第1、3土・学校休業日 (9:00-16:00)	○					○	○				
	放課後等デイサービス 巻わくわくクラブ	953-0044	巻乙251-4	Tel. 0256-78-7781 Fax. 0256-78-7782	10人	月-金 (14:00-18:00) 土(10:00-16:00) 学校休業日 (9:00-17:00)	○					○	○				
	SUNNY	953-0061	馬堀3551-13	Tel. 0256-77-8470 Fax. 0256-77-8490	10人	月-金 (10:30-12:30、 14:00-18:00)						○	○			○	

## (30) 共生型放課後等デイサービス

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	主たる対象児									
							肢体	盲	ろうあ	難聴	知的	自閉	重症 心身	精神	発達	
東	デイサービスセンター 春日和北葉町	950-0055	北葉町9-3	Tel. 025-275-3012 Fax. 025-275-3013	若干名	月-日 (9:00-16:30)	特定なし									
	デイサービスセンター 春日和竹尾	950-0862	竹尾3-21-30	Tel. 025-279-2171 Fax. 025-279-2177	若干名	月-日 (9:00-16:30)	特定なし									
	デイサービスセンター 春日和浜谷町	950-0034	浜谷町1-2-1	Tel. 025-385-6870 Fax. 025-385-6871	若干名	月-日 (9:00-16:30)	特定なし									
	デイサービスセンター 春日和向陽	950-0011	向陽3-11-10	Tel. 025-275-7021 Fax. 025-275-7023	若干名	月-日 (9:00-16:30)	特定なし									
中央	やすらぎの郷ひめさゆり	951-8137	白山浦新町通 42	Tel. 025-230-2941 Fax. 025-230-2945	若干名	月-金 (14:00-18:00) 学校休業日 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	○			○	○
南	デイサービスセンター 春日和高井	950-1235	高井興野124-1	Tel. 025-362-3712 Fax. 025-362-3713	若干名	月-日 (9:00-16:30)	特定なし									

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	主たる対象児										
							肢体	盲	ろうあ	難聴	知的	自閉	重症心身	精神	発達		
西	デイサービスセンター 春日和真砂	950-2074	真砂3-11-31	Tel. 025-267-3211 Fax. 025-267-3212	若干名	月-日 (9:00-16:30)	特定なし										
	デイサービスセンター 春日和小針	950-2022	小針1-45-31	Tel. 025-201-6465 Fax. 025-201-6466	若干名	月-日 (9:00-16:30)	特定なし										
西蒲	小規模多機能型 居宅介護事業所 彩りまき	953-0041	巻甲4450-1	Tel. 0256-78-8831 Fax. 0256-72-7222	若干名	月-日 (9:00-16:10)	○										

### (31) 基準該当放課後等デイサービス

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	主たる対象児								
							肢体	盲	ろうあ	難聴	知的	自閉	重症心身	精神	発達
南	新潟市社会福祉協議会 老人デイサービス味方	950-1261	味方583-1	Tel. 025-373-6141 Fax. 025-371-1371	若干名	月-土 (9:00-16:10)	特定なし								
	新潟市社会福祉協議会 老人デイサービス月潟	950-1304	月潟1417	Tel. 025-375-1022 Fax. 025-375-1044	若干名	月-土 (9:10-16:20)	特定なし								

### (32) 保育所等訪問支援

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	主たる対象児										
							肢体	盲	ろうあ	難聴	知的	自閉	重症心身	精神	発達		
中央	カーム	950-0922	山ニツ3-11-12	Tel. 025-250-7365 Fax. 025-250-7360	△	月-金 (8:30-17:30)						○					○
	新潟市立児童発達 支援センター	950-0986	神道寺南 2-4-27	Tel. 025-247-6531 Fax. 025-247-6541	△	月-金 (8:30-17:00)					○	○					○
	コベルプラス 新潟駅前教室	950-0087	東大通2-3-26 プレイス新潟7階	Tel. 025-282-7470 Fax. 025-282-7479	△	火-日 (10:00-12:00)											
西	らふてるキッズ	950-2162	五十嵐中島 4-22-51 ジュネスIV B	Tel. 025-378-0946 Fax. 025-378-0947	△	火・木 (9:00-12:00、 13:00-16:00)					○	○				○	○
	Sprouts	950-1111	大野町3436-7	Tel. 025-378-3562 Fax. 025-378-3563	△	火-木 (9:00-12:00)					○	○					○
	居宅訪問型児童発達 支援・保育所等訪問 支援ほんわか	950-2061	寺尾北1-12-50 フィールドA 104	Tel. 025-378-3518 Fax. 025-378-3519	△	月-金 (10:00-16:00)					○	○	○	○	○	○	○

### (33) 居宅訪問型児童発達支援

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日
西	居宅訪問型児童発達 支援・保育所等訪問 支援ほんわか	950-2061	寺尾北1-12-50 フィールドA 104	Tel. 025-378-3518 Fax. 025-378-3519	△	月-金 (10:00-16:00)

### (34) 一般相談支援・特定（計画）相談支援・障がい児相談支援

※事業種別  
一般相談・・・指定一般相談（地域移行支援・地域定着支援）、特定相談・・・指定特定相談、障がい児相談・・・指定障がい児相談

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	一般相談 (地域移行・地域定着)	特定相談	一般・特定 主たる対象者				障がい児 相談	受付時間 サービス提供地域
							身	知	精	難		
北	クローバー フレンドひろば	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753		○	○	○	○	○	○	月-金(9:00-17:00) 新潟市全域
	あたご相談センター	950-3304	木崎1816-5	Tel. 025-384-2811 Fax. 025-384-2801	○	○	○	○	○	○	○	月-金(8:30-17:30) 新潟市全域、新発田市
	相談支援センター てらそーれ	950-3112	太夫浜字下浜山 675	Tel. 025-258-6045 Fax. 025-258-6046	○	○	○	○	○	○	○	月-金(9:00-17:00) 新潟市全域
東	すてっぴさぼーと	950-0868	紫竹卸新町 2007-1	Tel. 025-273-8500 Fax. 025-250-6186		○	○	○	○	○	○	月-金(9:00-16:00) 新潟市全域
	テクノワークス 相談支援事業所	950-0885	下木戸2-15-7-2	Tel. 025-385-6803 Fax. 025-385-6805		○	○	○	○	○	○	月-金(8:30-17:30) 新潟市全域

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	一般 相談 （聴覚・ 視覚・ 身体障害者）	特定 相談	一般・特定 主たる対象者				障が い児 相談	受付時間 サービス提供地域
							身	知	精	難		
東	相談支援事業所ほがらか	950-0893	はなみずき2-3-7	Tel. 025-271-7155 Fax. 025-271-7155		○		○				月-金(8:30-17:20) 新潟市全域
	相談支援サービス グリーン	950-0806	海老ヶ瀬1007	Tel. 025-274-6930 Fax. 025-274-6931		○	○	○				月-金(9:00-17:00) 新潟市全域
中央	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 障がい者計画相談支援センター	950-0909	八千代1-3-1 総合福祉会館3階	Tel. 025-248-7181 Fax. 025-248-3833		○	○	○	○	○		月-金(8:30-17:15) 新潟市全域
	地域生活支援センター ふらっと	951-8142	関屋大川前 1-2-28	Tel. 025-265-5958 Fax. 025-265-5948	○	○	○	○	○	○		月-土(9:30-18:00) 新潟市全域
	相談支援センターウィズ	951-8063	古町通 13-5149-1	Tel. 025-228-7533 Fax. 025-228-7522		○		○	○			月-金(9:00-16:00) 新潟市全域
	サポートルーム和美	951-8153	文京町27-1 文京ドミトリー 305号・306号	Tel. 025-265-3833 Fax. 025-211-4584		○	○	○	○	○		月-金(9:00-16:00) 東・中央・江南・西区
	地域生活支援センター ゆとりあ	950-0083	蒲原町7-1 東地区総合庁舎内	Tel. 025-240-8000 Fax. 025-240-8111	○	○	○	○	○	○		月-金(9:30-18:00) 新潟市全域
	新潟市立 児童発達支援センター	950-0986	神道寺南2-4-27	Tel. 025-247-6532 Fax. 025-247-6541		○					○	月-土 (8:30-17:30、土8:30-12:30) 新潟市全域
	特定非営利活動法人 あさひの家	950-0912	南笹口2-1-9 コーポ駅南	Tel. 025-255-5345 Fax. 025-255-5346		○	○	○	○			月-金(9:00-17:00) 新潟市全域
	相談支援センターきずな	951-8054	礎町通上ーノ町 1931-3	Tel. 025-228-5110 Fax. 025-226-7129		○	○	○	○	○		月-金(9:00-17:00) 中央区
	Rirubopinず	950-0993	上所中3-12-24	Tel. 025-250-5699 Fax. 025-250-5696		○	○	○	○	○		月-金(9:00-18:00) 新潟市全域
	相談支援事業所Lサポート	951-8034	魁町3373-25 2階	Tel. 025-201-9663 Fax. 025-201-9664		○	○	○	○	○		月-金(9:00-18:00) 新潟市全域
	相談支援事業所 温もりハウス	950-0088	万代4-9-6 越路ビル2階	Tel. 025-383-8664 Fax. 025-383-8850		○	○	○	○	○		月-金(9:00-17:00) 新潟市全域
	ちいきてらす 相談支援センター	951-8061	西堀通5-855-5 フロンティア 古町ビル5F	Tel. 070-8698-6711 Fax. 025-333-9768		○	○	○	○	○		月-土(9:00-17:00) 中央・西・東区
	相談支援 さくら	950-0983	神道寺1-7-2 神道寺ハイツ 2-420	Tel. 080-7137-0823 Fax. 設置なし		○	○	○	○	○		月-金(9:00-18:00) 北・東・江南・中央・ 西・秋葉区
	相談支援事業所 なないろデザイン	950-0901	弁天3-1-20 真友ビル4階	Tel. 025-385-6609 Fax. 025-243-8690		○	○	○	○	○		月-金(10:00-17:00) 新潟市全域
	相談支援事業所ワンネス	950-0914	紫竹山7-18-5 1階	Tel. 025-384-0945 Fax. 025-384-0942		○	肢体 不自由	○	○		○	月-金 (9:00-12:00、13:00-18:00) 中央・西・東・ 江南・秋葉区
	相談支援事業所 ささぐち	950-0912	南笹口1-9-21 エスカイア笹口 203	Tel. 025-249-1112 Fax. 025-249-1112		○			○			月-土(9:00-18:00) 中央・東・西・ 北・江南区
	相談 いっぱ	950-0087	東大通2-7-28 スタック新潟 609号	Tel. 090-7459-0696 Fax. 設置なし		○		○	○		○	月-金(9:00-18:00) 中央・東・西・江南区
相談支援事業所ポラリス	950-0076	沼垂西3-2-19	Tel. 080-7221-0828 Fax. 設置なし		○		○	○			月-金(10:00-17:00) 中央・東・西・ 秋葉・北区	
江南	障がい者支援センターわかば	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-381-5100 Fax. 025-381-1892		○	○	○	○	○		月-金(8:30-17:30) 新潟市全域
	恩田調整店	950-1135	曾野木2-17-5	Tel. 090-8058-1893 Fax. 050-3588-0544	○	○	○	○	○	○		月-金(8:30-17:30) 新潟市全域
	相談支援センター こんぼす	950-0161	亀田中島3-6-28 すまいるほうす内	Tel. 025-384-4615 Fax. 025-384-4618		○	○	○	○	○		月-金(8:30-17:15) 新潟市全域
	にこにこプラン	950-0123	亀田水道町5-6-6 ハイツ池ノ山 202号室	Tel. 080-9714-6078 Fax. 設置なし		○	○	○	○	○		月-金(9:00-17:00) 中央・東・江南・ 西(五十嵐三の町、笠木、新田、 大湯、田湯を除く)・ 北(太夫浜、白勢町、太田、 松浜、瀧川、木崎を除く)・ 秋葉区(矢代田、小須戸、 東島を除く)
秋葉	自立支援センターまんにち	956-0802	七日町6086	Tel. 0250-47-3022 Fax. 0250-47-3239		○	○	○	○	○		月-金(8:30-17:15) 新潟市全域
	相談支援センターアンパス	956-0033	新栄町25-22	Tel. 0250-24-5213 Fax. 0250-24-5214		○	○	○	○	○		月-金(9:00-17:00) 新潟市全域

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	一般 相談 （地域移行・地域定着）	特定 相談	一般・特定				障がい児 相談	受付時間 サービス提供地域
							主たる対象者					
							身	知	精	難		
秋葉	ケアプランよろず	956-0854	滝谷町4-20	Tel. 0250-47-7315 Fax. 0250-47-7316		○		○	○			月-金(8:30-17:30) 新潟市、五泉市、三条市
	相談支援事業所すずらん	956-0011	車場1-7-14	Tel. 0250-25-5566 Fax. 0250-25-5577		○	○	○	○	○		月-金(10:00-18:00) 新潟市全域
	障がい者支援センターフルール	956-0113	矢代田3092-12	Tel. 0250-47-3720 Fax. 0250-47-3075		○	○	○	○	○		月-金(8:30-17:30) 新潟市全域
	相談支援かなで	956-0835	朝日142-3	Tel. 080-6989-5768 Fax. 0250-25-7862		○	○	○	○	○		月-金(9:30-17:15) 秋葉区
南	相談支援センターあると	950-1214	上下諏訪木 785-1	Tel. 025-372-0188 Fax. 025-372-0488		○	○	○	○	○		月-金(8:30-17:15) 新潟市全域
西	障がい者生活支援センター すてっぴルーム	950-2022	小針5-1-47	Tel. 025-232-7245 Fax. 025-378-0153		○	○	○	○	○		月-金(9:00-17:00) 新潟市全域
	障害者相談支援センター ゆかり	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-201-6559 Fax. 025-269-4054		○	○	○	○	○		月-土(8:30-17:15) 新潟市全域
	相談支援センター よつば	950-2042	坂井762-7	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781		○	○	○		○		月-金(9:00-18:00、 19:00-21:00) 中央・江南・南・西・ 西蒲区
	居宅介護支援センター て〜あん	950-2024	小新西3-10-7	Tel. 025-232-3280 Fax. 025-267-8333		○	○	○				月-金(8:30-17:30) 新潟市全域
	相談支援センターくろっとり	950-1123	黒鳥984	Tel. 025-370-1234 Fax. 025-370-1234		○	○	○	○			月-金(9:00-17:00) 新潟市全域
	相談支援事業所 豆の木	950-1115	鳥原2867-1	Tel. 025-377-1444 Fax. 025-378-0441	○	○		○	○			月-金(8:30-17:15) 新潟市全域
	ケアプラン・スローライフ西	950-2037	大野332-23 ウエストヒルズ 105号	Tel. 025-264-6007 Fax. 025-264-6008		○	○	○	○			月-金(9:00-17:30) 新潟市全域
	相談支援事業所ゆうMORE	950-1102	善久730-1	Tel. 025-378-2666 Fax. 025-211-2011		○	○	○	○	○		月-土(9:00-17:00) 新潟市全域
	マザーボード	950-2264	みずぎ野 2-21-36	Tel. 025-201-9338 Fax. 025-201-9681		○	○	○	○	○		月-金(8:00-17:00) 新潟市全域
	わぁ〜らく	950-2264	みずぎ野1-6-11	Tel. 025-211-8692 Fax. 025-211-4321	○	○	○	○	○	○		月-金(8:30-17:15) 新潟市全域
西蒲	地域連携相談室 すこやか	953-0103	橋本88-1	Tel. 0256-82-1890 Fax. 0256-82-1815		○	○	○	○	○		月-金(8:30-17:15) 西蒲区、燕市、弥彦村
	巻愛宕の園相談センター	953-0041	巻甲2908-3	Tel. 0256-77-5955 Fax. 0256-73-5110	○	○	○	○	○	○		月-金(8:30-17:30) 西蒲・西・南・秋葉区、 弥彦村
	相談支援センターはなはな	953-0036	前田152-3	Tel. 0256-87-1015 Fax. 0256-87-1015		○	○	○	○	○		月-金(8:30-17:30) 新潟市全域、三条市、 加茂市、燕市
	麻の葉	953-0041	巻甲3184-8 LUNAハウス 103	Tel. 090-4713-5523 Fax. 設置なし		○	○	○	○	○		月-金(9:00-17:00) 新潟市全域、燕市
	相談支援センター福路	953-0023	竹野町3042	Tel. 050-5436-1892 Fax. 0256-87-3465		○	○	○	○	○		月-金(8:30-17:30) 西・西蒲区、燕市、 三条市



# 各種相談窓口

※すべての相談窓口は無料で利用できます。

## ◆ 制度全般に関するお問い合わせ

## ◆ 障がい福祉サービス等の利用申請・相談など

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所・重度障がい者等包括支援・施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助・地域相談支援・計画相談支援)

## ◆ 地域生活支援事業の利用申請・相談など

(移動支援・日中一時支援・生活サポート・訪問入浴サービス・重度障がい者等就労支援特別事業)

## ◆ 障がい児通所支援等の利用申請・相談など

(児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・障がい児相談支援)



各区役所 健康福祉課 障がい福祉係 1 ページ

## ◆ 障がいについての悩みや、日常生活上の相談など



新潟市障がい者基幹相談支援センターなど 109 ページ

## ◆ 就労に関する相談など



新潟市障がい者就業支援センター こあサポート 124 ページ  
障害者就業・生活支援センター らいふあっぷ 124 ページ

## ◆ サービス利用に関しての苦情がある場合



・各区役所 健康福祉課 障がい福祉係 1 ページ  
・新潟県福祉サービス運営適正化委員会 120 ページ

## 新潟市障がい者基幹相談支援センター

障がいがある方が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、自立と社会参加を支援することを目的に、専門の相談員が、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行う相談機関です。

## 【お問い合わせ先】

相談窓口	住 所	連 絡 先	相談時間	担当エリア
障がい者基幹 相談支援センター 東	〒950-0885 新潟市東区下木戸 1-4-1 東区役所 1階	電話：025-250-2315 F a x：025-250-7706 E-mail：kikan-higashi@ estate.ocn.ne.jp	月～金曜日 8時30分～17時30分 ※土・日・祝祭日・年 末年始は休み	北区 東区
障がい者基幹 相談支援センター 中央	〒950-0909 新潟市中央区八千代 1-3-1 新潟市総合福祉会館 1階	電話：025-248-7171 F a x：025-385-7931 E-mail：kikan-chuo@ estate.ocn.ne.jp		中央区
障がい者基幹 相談支援センター 秋葉	〒956-8601 新潟市秋葉区程島 2009 秋葉区役所 2階	電話：0250-25-5661 F a x：0250-47-7106 E-mail：kikan-akiha@ estate.ocn.ne.jp		江南区 秋葉区 南区
障がい者基幹 相談支援センター 西	〒950-2097 新潟市西区寺尾東 3-14-41 西区役所 3階	電話：025-264-7468 F a x：025-378-3342 E-mail：kikan-nishi@ estate.ocn.ne.jp		西区 西蒲区

※各センターは、業務の都合上、担当エリア制をとっていますが、皆様からの相談はどのセンターでも等しくお受けできます。お気軽にご相談ください。

## 障がい者夜間休日相談支援事業

在宅で生活する障がい者（児）、またはその家族等の安心安全な地域生活の継続を支援するための相談窓口です。相談方法は、電話による相談対応のみで来所相談、訪問相談には対応できません。

開設時間は、平日17時30分～翌8時30分、土日祝は24時間となります。

委託法人	社会福祉法人新潟太陽福祉会
対象地域	新潟市全域
受付先 電話番号	障がい者夜間休日コールセンターらいとほうす 025-278-2080

〈自宅の介護者が急に不在になる場合等の緊急相談先の例〉

- ①担当の計画相談事業所・相談支援専門員（障がい福祉サービスを利用している場合）
- ②各区役所健康福祉課障がい福祉係
- ③障がい者夜間休日コールセンターらいとほうす（平日夜間や休日の場合）

## 新潟市こころの健康センター

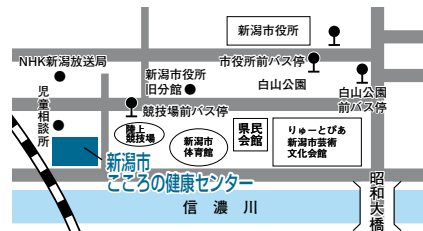
市民のこころの健康の保持増進を図るため、普及啓発・調査研究・精神保健及び福祉に関する相談など様々な活動を行っています。医師や精神保健福祉相談員など様々な悩みや辛い気持ちをお聞きしながら一緒に問題を整理したり、必要な情報提供、助言を行います。ご本人だけでなく、ご家族や関係者もご相談いただけます。秘密は固く守られます。

### 【電話相談】（年末年始・土日祝日を除く）

月～金曜日：午前8時30分～午後5時

受付電話番号：025-232-5560

来所相談は、電話にて事前に必ずご予約ください。



### 【来所相談】

相談名	開催日時	相談例
相談員などによる 精神保健福祉相談	月曜～金曜日 午前9時から 午後4時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神疾患のある方への対応、接し方について</li> <li>精神障がい者の保健福祉制度について</li> </ul>
精神科医による	精神保健福祉相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>うつ病、総合失調症、発達障害、不安障害などについて</li> <li>精神科を受診するタイミングや精神科の治療について相談したい</li> </ul>
	思春期青年期相談 (中学生～19歳まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人が怖くて学校に行けない</li> <li>食事をほとんどとらない、過食嘔吐している</li> </ul>
依存症相談 ★(注)1	月曜～金曜日 午前9時から 午後4時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルコール、薬物、ギャンブルなどがやめられず、困っている。回復に向けた相談がしたい</li> <li>家族の依存の問題で困っている</li> </ul>
臨床心理士による 若者のための相談 (概ね18歳～39歳まで)	月1回 不定期開催 日時については、上記 予約受付電話までお問 い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族関係、人間関係に悩んでいる</li> <li>自分の性格、生き方について</li> <li>不安や気分の落ち込みがある</li> </ul>

★(注)1 自助グループ等の方が相談員と一緒に対応する場合があります。

9

その他相談等窓口

## 新潟市こころといのちのホットライン (新潟市社会福祉協議会)

つらい気持ちで悩んでいませんか？1人で抱え込まないで、  
私たちに話してください。あなたの気持ちと向き合います。

健康、生活問題などの悩みの相談をお受けしています。  
あなたのこころといのちを支える相談電話です。

相談電話 **025-248-1010** 2人でよくなそう とうといのち

### 【開設時間】

月～金曜日：午後5時～午後10時

土・日・祝日：午前10時～午後4時

12月29日～1月3日：午前10時～午後4時

相談料は無料（別途通話料がかかります）。

## 精神医療相談窓口

緊急に精神科医療や相談を必要とする方や、そのご家族のための、電話相談を行っています。お一人おひとりの症状に応じた助言や医療機関の案内をいたします。

**専用の電話番号：0258-24-1510**

**開設時間**

**平日：17時00分～翌8時30分**  
**土日祝：8時30分～翌8時30分**

### ご利用にあたってのお願い

- 上記開設時間以外は、こころの健康センター（電話：025-232-5560）に相談してください。
- すでに精神科・心療内科の治療を受けている方は、まずは、かかりつけの医療機関に相談してください。
- お酒に酔っている状態の時は、相談に応じることはできません。
- 症状によっては、通常の診療時間内での受診をお勧めする場合があります。
- 医療機関の紹介をお約束する相談窓口ではないため、受診等のご要望にお応えできない場合もあります。



# 新潟市ひきこもり相談支援センター

自宅に長期間ひきこもっている方への支援に特化した専門機関です。ひきこもっている方の回復と社会参加を目指して、ご本人やご家族、その他の関係者の方からのあらゆる相談に応じています。また、訪問支援や居場所などのプログラムも実施しています。利用料は無料です。相談内容などのプライバシーは固く守られます。

## 【事業内容】

### ①相談支援

来所面談（予約制）や電話、メールで相談をお受けしています。相談内容を整理し、自身がどうありたいかを考えます。ご家族の方だけでもお越しください。

一人で抱え込まずに、お気軽にご相談ください。

### ②訪問支援

外出が難しい方には、ご本人やご家族の意思を確認して、相談員が訪問します。

### ③居場所

ひきこもり経験者が集まって話せる居場所を週1回開催しています。女性だけが参加できる「女性の居場所」も、月1回開催しています。

### ④就労前体験

センター利用者さん向けに、ボランティア体験の機会を設けています。

### ⑤家族会

ひきこもり当事者を持つご家族同士の語らいの場や、勉強会を実施しています。

### ⑥普及啓発、関係機関ネットワーク

ひきこもりについてより多くの人に理解してもらうために、ホームページなど様々な媒体を通して情報発信しています。他機関との連携も行っています。

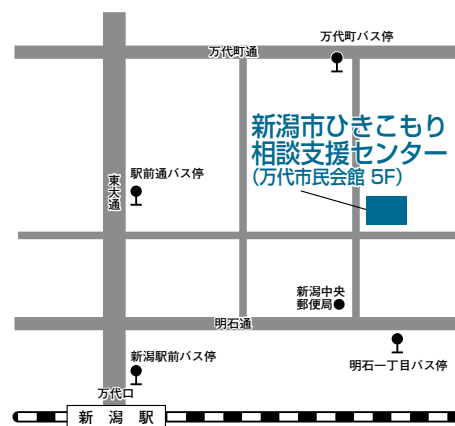
〔住所〕 〒950-0082  
新潟市中央区東万代町9-1  
万代市民会館5F

〔電話〕 025-278-8585

〔FAX〕 025-278-8584

〔E-mail〕 info@n-hikikomori.org

〔利用日時〕 火～土曜日（午前9時～午後6時）  
（祝日、年末年始はお休みになります）



## 交通案内

JR：「新潟駅」下車  
万代口徒歩7分

※駐車場は用意しておりません。電車・バスをご利用ください。お車でお越しの際は、お近くの有料駐車場をご利用ください

# 新潟市発達障がい支援センターJOIN (ジョイン)

専門の相談員が、乳幼児から成人までの発達障がい者とその家族、関係機関からの相談に応じます。(予約制) 発達障がい者とその家族が豊かな地域生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、様々な相談に応じています。また、必要に応じて心理・発達検査を実施しています。

## 【事業内容】

### ①相談支援

日常生活でのさまざまな相談などに応じます。また、必要に応じて、福祉制度やその利用方法に関する情報提供や、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関への紹介も行います。

### ②発達支援

発達支援に関する相談に応じ、家庭での支援方法についてアドバイスします。また、必要に応じて心理・発達検査を実施します。

### ③就労支援

就労を希望する方に対して、障がい特性や就労の準備に関する相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、福祉サービス事業所などの就労支援機関と連携して支援を行います。

### ④普及啓発

発達障がいをより多くの人に理解してもらうために、本人や家族、支援者などへの研修や地域住民向けの講演会の開催、ホームページや機関誌など様々な媒体を通して情報発信を行います。

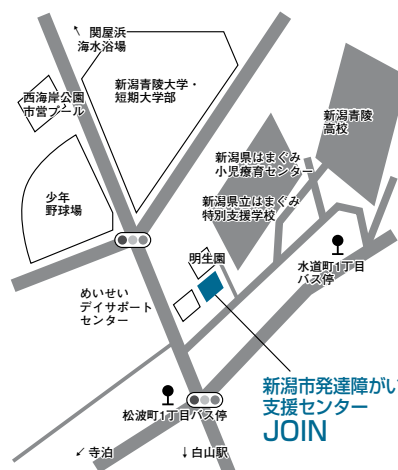
〔住所〕 〒951-8121  
新潟市中央区水道町  
1-5932-621

〔電話〕 025-234-5340

〔FAX〕 025-234-5344

〔E-mail〕 join@major.ocn.ne.jp

〔利用日時〕 月～金曜日  
(午前8時30分～午後5時30分)  
土曜日  
(午前9時～午後3時)



## 交通案内

バス：浜浦町経由西部営業所行  
浜浦町経由信濃町行  
浜浦町線新潟駅行  
新潟青陵大学経由水族館行  
「水道町1丁目」バス停車  
徒歩5分

## 新潟市成年後見支援センター

成年後見制度の身近な相談窓口です。制度全般に関する相談をお受けしています。

【受付時間】 月～金曜日 午前9時～午後5時

(土日、祝日及び年末年始はお休みになります。)

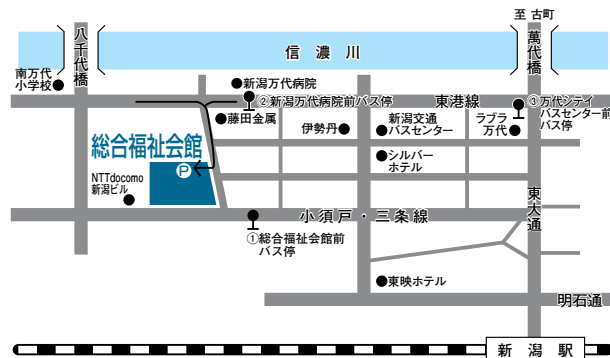
【相談方法】 電話または来所、Eメールによりお問い合わせください。

TEL 025-248-4545 FAX 025-243-1217

Eメール kouken-niigata@syakyo-niigatacity.or.jp

場所 新潟市中央区八千代1-3-1 新潟市総合福祉会館1階

相談 (無料)	○相談員による相談 知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分なため自分ひとりでは、契約や財産管理などをすることが難しい方に対し、電話や窓口でセンター職員が相談をお受けします。成年後見制度を利用するための手続きや申立てに関するアドバイスを行います。また、必要に応じて関係機関をご紹介します。相談の予約は必要ありません。	
	○専門家による相談 成年後見制度の専門家である弁護士、司法書士がセンターで面談による相談にお応えします。 ※1人30分。1案1回限り。 (事前の電話予約が必要です。)	原則、第3木曜日 午後2時～午後4時 偶数月…弁護士相談 奇数月…司法書士相談 (日程は、センターにご確認ください)



## 新潟市認知症疾患医療センター

保健・医療・福祉機関と連携を図りながら、認知症患者の専門医療福祉相談・鑑別診断・治療指針の選定に加え、地域保健医療・福祉関係者に技術援助を行うことにより、地域の認知症患者の保健医療・福祉サービスの向上を図ります。

【業務内容】 認知症疾患医療センターの役割は、大きく分けて4つあります。

- ① 専門医療相談 専門の相談員が、本人や家族からの認知症に関する様々な相談に応じます。
- ② 鑑別診断とそれに基づく初期対応 専門の医師による詳しい鑑別診断、認知症疾患の診断を行うための検査や診察を行い、診断に基づいた治療や初期対応などを行います。
- ③ 認知症周辺症状への対応 合併症や周辺症状(幻覚、妄想、徘徊など)に対応します。
- ④ 認知症医療の情報発信 パンフレットやホームページ、各種研修により認知症に関する情報提供などを行います。

【新潟市の認知症疾患医療センター指定病院】

総合リハビリテーションセンター・みどり病院 (中央区神道寺2-5-1)

専門相談窓口電話: 025-244-5566

白根緑ヶ丘病院 (南区西白根41) 専門相談窓口電話: 025-372-4107

## 新潟市障がい者虐待防止センター

虐待を受けた人、虐待を見つけた人は各区役所窓口でご相談に応じます。

〔相談窓口〕 各区役所健康福祉課 障がい福祉係へ（1ページ参照）  
又は市役所障がい福祉課へ（電話 025-226-1248）

〔開設時間〕 平日 午前8:30～午後5:30まで  
※休日・夜間は下記へご相談ください  
障がい者夜間休日コールセンター らいとほうす  
電話 025-278-2080

障がい者の方の虐待に気付いた人には、市町村への通報の義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。

障がい者虐待にあたる行為には、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）、経済的虐待などがあります。

## 障がい等を理由とする差別の相談窓口

9

その他相談等窓口

「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」および「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」で、行政機関と事業者に対して、障がい等を理由とする差別（「不当な差別的取り扱い（不利益な取り扱い）」と「合理的配慮の不提供」）を禁止しています。

差別を受けたと感じた場合は、下記の機関に相談することができます。

- ・市役所障がい福祉課管理係（平日 午前8:30～午後5:30）  
電話 025-226-1248 FAX 025-223-1500  
メール shogai.wl@city.niigata.lg.jp
- ・新潟市障がい者基幹相談支援センター（4か所） 109ページ参照

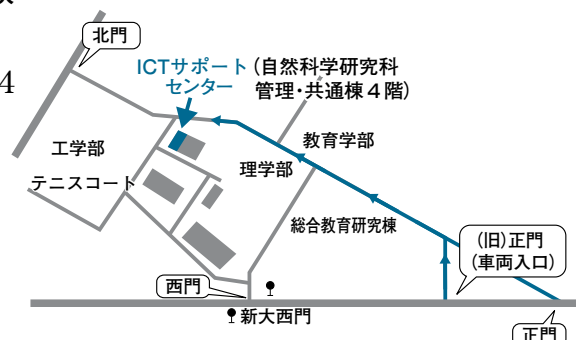
## 新潟市障がい者ICTサポートセンター

障がいのある人がパソコンやタブレットなどの情報通信機器（ICT機器）を使って、コミュニケーションや社会参加ができるよう、新潟大学と協力して、同大学内に障がい者ICTサポートセンターを設置しています。障がいに応じた入力装置の選択や機器の操作方法などの相談をお受けし、よりよい活用方法を一緒に考え、お手伝いします。

### ● ICT活用のための機器・装置などに関する相談

〔電話相談〕 平日 午前10時～午後6時  
電話 025-262-7774

〔電子メール〕 随時受け付け  
nitsc@eng.niigata-u.ac.jp



## 障がい者(児)の歯科診療・相談

### ●新潟市口腔保健福祉センターの特別診療（予約制）

障がいや高齢などのために一般の診療所での診療が困難な方が対象です。食べて飲み込む機能のリハビリテーションや口腔全般の相談なども行います。

〔診療時間〕 火・水・金曜日 午後2時～午後5時（祝・祭日除く）  
木曜日 午前9時～午後5時

〔所在地〕 新潟市総合保健医療センター4階 中央区紫竹山3-3-11

〔問い合わせ〕 電話 025-212-8020

### ●新潟県内の障がい者歯科医院情報

新潟県歯科医師会ホームページより、地域の障がい者歯科治療を行っている歯科医院の情報をご覧になることができます。

〔新潟県歯科医師会ホームページURL〕 <https://www.ha-niigata.jp>



## 身体障がい者・知的障がい者相談員名簿 (令和5年4月1日現在)

身体障がいまたは知的障がいのある方やそのご家庭等に対する身近な地域での相談支援のため、相談員に活動いただいております。生活での困りごとや福祉のサービスなどについてお近くの相談員にお尋ねください。

区	種別	氏名	住所	電話番号
北	肢体	佐藤 清治	内島見	025-387-2595
	肢体	箱岩 松男	太田	025-387-5136
	肢体	中川 智津子	松浜	025-259-6035
	視覚	土屋 源悦	西名目所	025-259-7459
	聴覚	宮島 博志	嘉山	FAX 025-387-4275
	知的	秋沢 操	太田	025-387-4933
	知的	曾我 美枝子	浦木	025-386-5543
東	肢体	青木 千代子	幸栄	025-273-2834
	視覚	岩崎 深雪	河渡本町	025-278-8359
	聴覚	佐藤 広志	中山	FAX 025-270-7708
	聴覚	松田 康行	物見山	FAX 025-270-9502
	内部	佐藤 重夫	東中野山	025-276-2717
	知的	菊地 泰子	物見山	025-275-9426
	知的	藤原 文子	新岡山	025-276-7154
中央	肢体	岩倉 美代子	親松	025-283-7558
	肢体	金子 芳三郎	文京町	090-4249-2236
	肢体	土屋 利信	寄居町	025-229-1500
	肢体	長谷川 稔	田中町	025-222-6192
	視覚	渡貫 時美	山二ツ	025-286-7332
	聴覚	家坂 光雄	女池	FAX 025-285-2718
	聴覚	中村 美雪	川端町	FAX 025-228-8479
	知的	田代 優子	女池	025-284-2966
江南	知的	渡辺 浩二	学校町通	025-266-6442
	肢体	高橋 忠男	船戸山	025-381-6603
	肢体	増淵 良幹	横越中央	090-2164-6430
	視覚	松永 秀夫	楚川乙	090-2563-6695
	聴覚	渡辺 正	長潟	FAX 025-381-5751
	知的	片山 輝義	亀田東町	025-382-5983
	知的	小泉 のぶ子	亀田中島	025-382-4662
秋葉	肢体	関根 正英	日宝町	0250-24-1234
	肢体	細川 國夫	川口	0250-22-4565
	視覚	高橋 綾子	西古津	0250-23-3848
	聴覚	本多 哲哉	矢代田	FAX 0250-38-2375
	知的	小野塚 浩	大鹿	0250-24-1220
	知的	吉岡 章子	日宝町	0250-22-3052

(次ページへ続く)

区	種別	氏名	住所	電話番号
南	肢体	山田 ひろ子	西白根	025-373-2941
	視覚	板谷 真知子	西白ノ内七軒	080-6738-2470
	聴覚	中村 宏衛	大通南	FAX 025-362-7371
	内部	阿部 一久	西白根	025-372-3387
	知的	加藤 紀子	大通南	090-2220-7041
	知的	中野 裕子	茨曾根	025-375-4963
西	肢体	青木 正	鳥原新田	025-377-6222
	肢体	小林 十三子	鳥原	025-379-2330
	肢体	武田 敏光	木場	025-378-4658
	肢体	山崎 カズ	青山	025-233-5293
	視覚	栗川 治	内野町	025-262-3678
	視覚	佐藤 喜代美	浦山	025-231-2657
	聴覚	大倉 幸子	坂井東	FAX 025-269-8125
	内部	小旗 満明	鳥原	025-377-2074
	知的	神田 俊子	上新栄町	025-260-2226
	知的	庄田 紀子	小針	025-267-9737
	知的	中峯 厚子	内野町	025-263-8770
西蒲	肢体	青柳 深雪	桜林	090-1547-1201
	肢体	伊丹 信治	巻大原	025-239-2775
	視覚	石川 登志子	巻甲	090-1542-2205
	聴覚	加藤 厚子	川崎	FAX 0256-88-2859
	知的	小柳 麻子	巻乙	090-1535-0270
	知的	吉川 照子	押付	0256-88-6659
全区	肢体	織田 信子	中央区関屋田町	025-231-1328
	肢体	長谷川 イミ	西区五十嵐3の町北	090-2026-1867
	視覚	青木 学	中央区関屋本村町	025-233-4360
	聴覚	柳 博明	南区上下諏訪木	FAX 025-372-1031
	内部	古川 恵理子	中央区大島	025-250-7115
	知的	吉田 寿美子	中央区山ニツ	025-250-7365

## 教育関係相談機関等

項 目	名 称 等	電話番号・FAX番号
特別支援教育全般、 就学や進学などに関する 総合相談窓口	新潟市教育委員会特別支援教育課 中央区古町通7番町1010番地 ふるまち庁舎内	025-226-3267 FAX 025-225-1121
	新潟市特別支援教育サポートセンター 中央区西大畑町458-1	025-222-8996 FAX 025-225-1121
	新潟市教育相談センター 中央区西大畑町458-1	025-222-8600 FAX 025-222-8303
	新潟県立教育センター特別支援教育担当 西区曾和100-1	025-263-9030 FAX 025-263-9015
	新潟県教育委員会義務教育課 中央区新光町4-1 新潟県庁内	025-285-5511 (代表) FAX 025-285-8087
特別支援教育や就学など に関する各区の相談窓口	北区教育支援センター 北区東栄町1-1-14 北区役所内	025-387-1525 FAX 025-387-3570
	東区教育支援センター 東区下木戸1-4-1 東区役所内	025-250-2180 FAX 025-271-8131
	中央区教育支援センター 中央区西堀通6番町866NEXT21 中央区役所内	025-223-7026 FAX 025-223-3660
	江南区教育支援センター 江南区泉町3-4-5 江南区役所内	025-382-4903 FAX 025-381-7090
	秋葉区教育支援センター 秋葉区程島2009 秋葉区役所内	0250-25-5500 FAX 0250-24-6656
	南区教育支援センター 南区白根1235 南区役所内	025-372-6635 FAX 025-373-3173
	西区教育支援センター 西区寺尾東3-14-41 西区役所内	025-264-7530 FAX 025-269-1650
	西蒲区教育支援センター 西蒲区巻甲2690-1 西蒲区役所内	0256-72-8560 FAX 0256-72-6022
教育相談・情報提供を 行っている特別支援学校	新潟市立東特別支援学校 東区海老ヶ瀬31	025-271-9117 FAX 025-271-9118
	新潟市立西特別支援学校 西蒲区堀山新田88	0256-73-3311 FAX 0256-73-3377
	新潟県立江南高等特別支援学校 江南区北山1510	025-381-0077 FAX 025-381-0600
	新潟県立江南高等特別支援学校川岸分校 中央区川岸町2-4	025-230-5544 FAX 025-230-5600
	新潟県立西蒲高等特別支援学校 西蒲区堀山新田51-1	0256-72-2049 FAX 0256-72-1718
	新潟県立新潟よつば学園 東区竹尾2-2-1	025-250-0428 FAX 025-270-2711
	新潟県立東新潟特別支援学校 東区海老ヶ瀬994	025-274-3261 FAX 025-270-8329
	新潟県立はまぐみ特別支援学校 中央区水道町1-5932	025-233-0924 FAX 025-233-4359
	新潟大学附属特別支援学校 中央区西大畑町5214	025-223-8383 FAX 025-223-8395

## その他の相談窓口

項目	窓 口	備 考
生活福祉資金の貸付	各区社会福祉協議会（121ページ参照）	低所得世帯や障がい者・高齢者世帯などを対象として、生活福祉資金の貸付相談を行っています。
就 職 相 談	新潟公共職業安定所（ハローワーク新潟） 新潟市中央区美咲町1丁目2-1 電話 025-280-8609 FAX 025-288-3590	北区・東区・中央区 江南区・西区
	新潟公共職業安定所（ハローワーク新津） 新潟市秋葉区新津本町4丁目18-8 電話 0250-22-2233 FAX 0250-22-7925	秋葉区・南区
	巻公共職業安定所（ハローワーク巻） 新潟市西蒲区巻甲4087 電話 0256-72-3155 FAX 0256-72-8348	西蒲区
	障害者就業・生活支援センター らいふあっぷ 新潟市西区上新栄町1丁目3-9 電話 025-250-0210 FAX 025-250-0212	新潟市、五泉市、阿賀野市、阿賀町に居住する、障がいのある方及び当該地域に事業所がある企業の方を対象に相談・支援を行います。
	新潟障害者職業センター 新潟市東区大山2丁目13-1 電話 025-271-0333 FAX 025-271-9522	障がいのある方に対し、適性や職業能力の評価、労働習慣や作業遂行能力を体得するためのプログラムを提供します。職場に定着できるようにジョブコーチを派遣します。
	新潟市障がい者就業支援センター こあサポート 新潟市中央区八千代1丁目3-1 （新潟市総合福祉会館内） 電話 025-256-8821 FAX 025-256-8824	新潟市内で就労をめざす、または雇用されている障がいのある方々を対象に、就職や働き続けるための相談・支援を行います。
心配ごと相談	心配ごと相談所 新潟市中央区八千代1丁目3-1 （新潟市総合福祉会館内）電話 025-243-4369	北区・江南区・秋葉区・南区・西蒲区にも相談窓口があります。
ボランティア相談	各区社会福祉協議会（121ページ参照）	
知的障がい者・精神障がい者等の福祉サービス利用援助	あんしんサポート新潟 新潟市中央区八千代1丁目3-1 （新潟市総合福祉会館内）※相談窓口は121ページにある各区社協へ 電話 025-243-4416 FAX 025-243-1217	障がいのある方など判断能力が不十分な方に、福祉サービスの利用手続きや金銭のやりくりなどの援助を行います。
発達とことばの相談	新潟市立児童発達支援センター「こころん」 新潟市中央区神道寺南2丁目4-27 電話 025-247-6532	就学前のお子さんの発達や言葉の遅れに関する相談支援を行います。
難病についての相談	新潟県・新潟市難病相談支援センター [平日10:00~16:00] 新潟市西区真砂1丁目14-1 （西新潟中央病院内）電話025-267-2170	難病の患者さんが地域で安心して暮らせるように、総合的な相談支援を行います。
高次脳機能障がいに関する相談	・新潟市こころの健康センター（110ページ参照） ・高次脳機能障害相談支援センター [平日8:30~17:00] 新潟市中央区上所2丁目2-3（新潟県精神保健福祉センター内） 電話025-280-0114	病気や事故により脳に障がいを受け、記憶力、注意力、感情のコントロールや意欲が低下するなどの障がいをお持ちの方やそのご家族が、地域で必要な支援を受けられるよう支援を行います。
精神保健福祉相談	新潟市こころの健康センター（110ページ参照）	
新潟市こころといのちのホットライン	電話 025-248-1010 平日：午後5時～午後10時 土・日・祝日・年末年始：午前10時～午後4時	あなたのこころといのちを支える相談電話です。 相談料は無料です（別途通話料がかかります）。
医療的ケア児に関する相談	新潟県医療的ケア児支援センターゆい・にじいろ 長岡市深沢町字高寺2278-8（長岡療育園内） 電話 0258-89-6544 平日：午前9時～午後5時	医療的ケア児及びその家族等への相談支援や、関係機関等との連絡調整等を行っています。
苦 情 相 談	新潟県福祉サービス運営適正化委員会 新潟市中央区上所2丁目2-2 新潟ユニゾンプラザ3階 電話 025-281-5609 FAX 025-281-5610	

## 区社会福祉協議会

名 称	住 所	電話番号	FAX番号
北区社会福祉協議会	北区東栄町1丁目1-14 北区役所1階	025-386-2778	025-388-2914
東区社会福祉協議会	東区下木戸1丁目4-1 東区役所内1階	025-272-7721	025-272-1756
中央区社会福祉協議会	中央区西堀前通6番町909 Co-C.G. (コシジ) 3階	025-210-8720	025-210-8722
江南区社会福祉協議会	江南区泉町3丁目3-3 江南区福祉センター内	025-250-7743	025-250-7761
秋葉区社会福祉協議会	秋葉区新津本町1丁目2-39 新津地域交流センター 2階	0250-24-8376	0250-23-3322
南区社会福祉協議会	南区上下諏訪木817-1	025-373-3223	025-373-6125
西区社会福祉協議会	西区寺尾東3丁目14-41 西区役所健康センター棟1階	025-211-1630	025-211-1631
西蒲区社会福祉協議会	西蒲区巻甲4363 巻ふれあい福祉センター内	0256-73-3356	0256-73-4914

## 総合福祉会館各コーナー（新潟市中央区八千代1丁目3-1）

名 称	階	電話番号	FAX番号
新潟市社会福祉協議会	3 階	025-243-4366	025-248-7173
障がい者福祉センター	2 階	025-243-4366	025-248-7173

市内在住の身体・知的・精神の障がいがある方が利用できます。浴室、娯楽室、機能訓練用プール、機能回復訓練室があります。また、看護師による健康相談や作業療法士によるリハビリ相談も行っています。

【利用料】 無 料

【利用時間と利用日】

	利用時間	利用できる日
娯 楽 室	9:00~17:00	会館休館日、年末年始を除く毎日
浴 室	13:30~16:00	
機能訓練プール	10:00~16:00	
機能回復訓練室	9:30~12:00	火曜日~金曜日（休館日、祝日、年末年始は除きます）
健 康 相 談 ※1階総合相談 コーナー	看護師 13:30~16:00	毎週水曜日~金曜日（休館日、祝日、年末年始は除きます）
リハビリ相談 ※機能回復訓練室	作業療法士 12:00~13:30	毎月 第4木曜日

※機能訓練用プールは、老人福祉センター及び障がい者デイサポートセンター事業実施時には利用時間が変更になる場合があります。

※会館休館日は年末年始（12/29~1/3）と月曜日、月曜日が祝日の場合は火曜日です。

あんしんサポート新潟（日常生活自立支援事業）	1 階	025-243-4416	025-243-1217
新潟市成年後見支援センター		025-248-4545	025-243-1217
心配ごと相談所		025-243-4369	025-248-7180
新潟市障がい者基幹相談支援センター中央		025-248-7171	025-385-7931
新潟市障がい者就業支援センター こあサポート		025-256-8821	025-256-8824
新潟市障がい者あぐりサポートセンター		025-256-8383	025-256-8824
総合案内（貸会議室等）		025-248-7161	025-248-7162
子育てなんでも相談センターきらきら	3 階	025-248-2220	025-248-2211
新潟市ファミリーサポートセンター		025-248-7178	025-248-7179



## 税 務 署

名 称	所 在 地	電話番号	所管区域
新潟税務署	新潟市中央区西大畑町5191	025-229-2151	北区・東区・中央区 江南区・南区・西区
新津税務署	新潟市秋葉区善道町1丁目6-38	0250-22-2151	秋葉区
巻税務署	新潟市西蒲区巻甲4265	0256-72-2355	西蒲区

## その他の関係機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
新潟市児童相談所 新潟市知的障がい者更生相談所 新潟市身体障がい者更生相談所	新潟市中央区川岸町1丁目57-1	[児童相談所] 025-230-7777 [新潟市知的障がい者更生相談所・ 新潟市身体障がい者更生相談所] 025-230-7789
新潟市こころの健康センター	新潟市中央区川岸町1丁目57-1	025-232-5560 相談専用 025-232-5551 事務専用 025-232-5580 事務専用
新潟市保健所	新潟市中央区紫竹山3丁目3-11	025-212-8183

## 障がい福祉課

名 称 (課・係)	所 在 地	電話番号
福祉部 障がい福祉課	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1	FAX 025-223-1500
在宅福祉係 指 定 係 給 付 係 管 理 係 就 労 支 援 係		025-226-1239 025-226-1241 025-226-1247 (ダイヤルイン) 025-226-1237 025-226-1249

新潟市ホームページ

<https://www.city.niigata.lg.jp/>

障がい福祉課メールアドレス

[shogai.wl@city.niigata.lg.jp](mailto:shogai.wl@city.niigata.lg.jp)

## 公共職業安定所(ハローワーク)ー障がい者の窓口についてー

〈窓口〉 公共職業安定所 120 ページ参照

公共職業安定所には、一般の窓口のほかに障がい者の職業相談や職業紹介を行う専門援助窓口があります。

### 【手順のながれ】

#### 求職登録

障がい者手帳(又は主治医の意見書)を提出して登録します。



#### 職業相談・職業紹介

求職登録後は、希望条件に合った求人が見つかった時に紹介を受けられるほか、合同面接会などのご案内が届いたりします。

また、就労に向けて下記の制度(※1、※2、※3)が適用になることもあります。

#### ※1 障害者トライアル雇用事業

障がいのある方を原則3か月間(精神障がいの方は6か月間)試行雇用することで、職業適性や能力を見極め、その後の継続雇用のきっかけとしていただく制度です。事業主及びご本人の双方で職業適性を確認したうえで継続雇用するかを決めることになります。

#### ※2 障害者短時間トライアル雇用事業

精神障がいや発達障がいのある方がトライアル雇用を実施する際、すぐに長時間勤務が難しい場合は、就業時間を徐々に延長しながら試行雇用できる制度です。1週間10時間以上20時間未満の短時間就労から開始できるので、不安なく実施できます。(最長12か月間)

#### ※3 公共職業訓練(ハロートレーニング)

新潟県立テクノスクールにおいて、就職するために必要とされる知識や技能を習得できる障がい者専用の職業訓練を実施しています。内容は「総合的実務を身に付ける1年コース」や「事務系または介護系の技能等を身に付ける3か月コース」などがあります。

## 新潟市障がい者就業支援センター こあサポート

就職を希望する障がいのある方の働くための準備、企業での職場実習、就職後長く働き続けるための定着支援、あるいは在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、雇用・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し、就業支援担当者が協力して就業面の支援を行います。

〔住所〕 〒950-0909  
新潟市中央区八千代1-3-1  
新潟市総合福祉会館1階

〔電話〕 025-256-8821

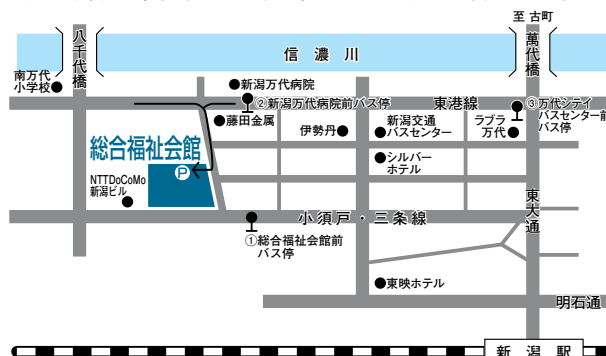
〔FAX〕 025-256-8824

〔メール〕 syugyo@atago.or.jp

〔利用時間〕 午前8時30分～午後5時15分  
(日曜、月曜、祝日、年末年始を除く。)

※月曜日が祝日の場合は、翌日の火曜日にも休館です。

来所の場合は、事前にご連絡をお願いいたします。



## 障害者就業・生活支援センター らいふあっぷ

障害者就業・生活支援センターらいふあっぷは、就業を希望される障がい者の方、あるいは在職中の障がい者の方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関と連携のもとで、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

### 【事業内容】

#### ①就業面での支援

- ・ 就職に向けた準備支援
- ・ 就職活動の支援
- ・ 職場定着に向けた支援
- ・ 障がいのある方それぞれの障がいの特性を踏まえた雇用管理についての企業への助言
- ・ 関係機関との連絡調整

#### ②生活面での支援

- ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理などの日常生活の自己管理に関する助言
- ・ 住居、年金、余暇活動などの地域生活、生活設計に関する助言
- ・ 関係機関との連絡調整

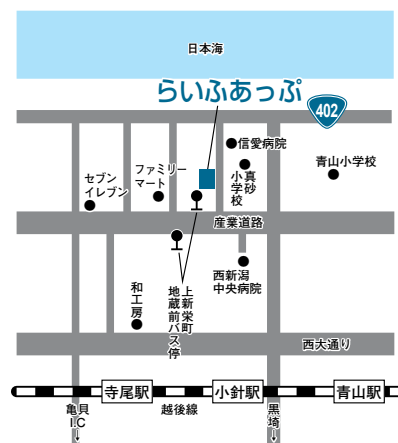
〔住所〕 〒950-2076  
新潟市西区上新栄町1-3-9

〔電話〕 025-250-0210

〔FAX〕 025-250-0212

〔メール〕 lifeup@shirt.ocn.ne.jp

〔利用時間〕 午前8時30分～午後5時15分  
(日曜、祝日、年末年始を除く。)  
来所の場合は、事前にご連絡をお願いいたします。



### 交通案内

バス：有明線「上新栄町地蔵前」  
バス停下車 徒歩5分  
JR：「寺尾駅」下車  
徒歩20分

障がいのある方に対し、公共職業安定所（ハローワーク）や福祉、医療、教育などの関係機関と連携をとりながら、以下の就職、職場適応、職場復帰を目指した様々な支援を行っています。

### 1 職業相談・職業評価

障害者職業カウンセラーが、就職、職場適応、職場復帰に関する相談を行います。また、これから就職や職場復帰などを進める上で、どのような支援を受けたらよいかを具体的に検討するための職業評価を行います。

### 2 職業準備支援

求職中の方や在職中の方を対象として、就職の準備を整えたり、職場定着に向けての課題改善を図るためのプログラムを実施しています。個別にカリキュラムを作成し、支援期間は最大で12週間です。

- 作業支援：各種作業に取り組みながら、作業上の得意・不得意等を確認し、不得意なことへの対処法を習得できるように支援します。
- 各種講習：就職活動や円滑な職場定着を図るために必要な知識やスキルが習得できるよう支援します。職場のルールとマナー、模擬面接、職場で求められるコミュニケーション、ストレス対処等をテーマとした講習を行っています。
- 個別面談：各プログラムにおける取り組み状況や、就職活動の進捗状況に合わせて、適宜個別面談を実施します。

### 3 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

就職や職場適応に課題がある方の職場定着を図るために、センターがアセスメントした支援計画に基づいてジョブコーチが事業所を訪問し、職業生活上での個別課題の軽減や改善に向けた支援を障がい者と事業主の双方に対して行います。支援の期間は標準3か月程度で設定します。

### 4 職場復帰支援（リワーク支援）

「うつ病など、こころの健康問題により会社を休職している方に対して、事業主や主治医と連携し、円滑に職場復帰できるよう支援を行います。支援の期間は概ね3～4か月程度を標準としています。」

#### ① 職場復帰のコーディネート

支援対象者、雇用事業主、主治医との相談などを通じて、職場復帰について3者の意思や意見を確認し、職場復帰に向けた活動の進め方や目標についての合意形成を図ります。

#### ② リワーク支援

センターがアセスメントした支援計画に基づき、センター支援室で作業の集中や持続を高める作業支援、ストレス対処や体調自己管理などを高める講習などを受講しながら職場復帰に向けた不安の軽減を図り準備を整えます。

次に掲げるいずれかに該当する方が対象となります。

## 【1級】

1	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
2	一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
3	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
4	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
5	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
6	両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
7	両上肢の全ての指を欠くもの
8	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
9	両下肢の機能に著しい障がいをもつもの
10	両下肢を足関節以上で欠くもの
11	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいをもつもの
12	前に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
13	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
14	身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

## 【2級】

1	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
2	一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
3	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
4	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
5	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
6	平衡機能に著しい障がいをもつもの
7	そしゃくの機能を欠くもの
8	音声または言語機能に著しい障がいをもつもの
9	両上肢のおや指及びひとさし指または中指を欠くもの
10	両上肢のおや指及びひとさし指または中指の機能に著しい障がいをもつもの
11	一上肢の機能に著しい障がいをもつもの
12	一上肢の全ての指を欠くもの
13	一上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
14	両下肢の全ての指を欠くもの
15	一下肢の機能に著しい障がいをもつもの
16	一下肢を足関節以上で欠くもの
17	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
18	前に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
19	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
20	身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの



# 特別障がい者手当 障がいの程度

次に掲げる（１）から（５）のいずれかに該当する方が対象となります。

（１）次の①～⑦のうち、二つ以上に該当する方

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの</li> <li>・一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの</li> <li>・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの</li> </ul>
②	両耳の聴カレベルが 100 デシベル以上のもの
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両上肢の機能に著しい障がいをもつもの</li> <li>・両上肢の全ての指を欠くもの</li> <li>・両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの</li> </ul>
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両下肢の機能に著しい障がいをもつもの</li> <li>・両下肢を足関節以上で欠くもの</li> </ul>
⑤	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいをもつもの
⑥	上記（１）の①から⑤に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が（１）の①から⑤と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑦	精神の障がいであって、上記（１）の①から⑥と同程度以上と認められる程度のもの

（２）上記（１）の①から⑦のいずれか一つに該当し、かつ、次の①～⑪のうち二つ以上に該当する方

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの</li> <li>・一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</li> </ul>
②	両耳の聴カレベルが 90 デシベル以上もの
③	平衡機能に極めて著しい障がいをもつもの
④	そしゃく機能を失ったもの
⑤	音声または言語機能を失ったもの
⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</li> <li>・両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</li> </ul>
⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一上肢の機能に著しい障がいをもつもの</li> <li>・一上肢の全ての指を欠くもの</li> <li>・一上肢の全ての指の機能を全廃したもの</li> </ul>
⑧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一下肢の機能を全廃したもの</li> <li>・一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの</li> </ul>
⑨	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
⑩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記（２）の①から⑨に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が（２）の①から⑨と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする同程度のもの</li> <li>・視覚障がいにおいては、ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの、または、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの</li> </ul>
⑪	精神の障がいであって、上記（２）の①から⑩と同程度以上と認められる程度のもの

（３）上記（１）の③から⑤のいずれか一つに該当し、かつ、日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の方

（４）高度の内部障がいまたはその他の疾患を有する方で、絶対安静の方

（５）高度の精神障がいをもつ方で、日常生活に著しい制限を受ける方

# 障がい児福祉手当 障がいの程度

次に掲げる（１）から（１０）のいずれかに該当する方が対象となります。

(1)	両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
(2)	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
(3)	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
(4)	両上肢の全ての指を欠くもの
(5)	両下肢の用を全く廃したもの
(6)	両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
(7)	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
(8)	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記（１）から（７）に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が（１）から（７）と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li><li>・視覚障がいにおいては、両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの、または一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のものであり、かつ、両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したため、（１）と同程度以上と認められ、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li></ul>
(9)	精神の障がいであって、上記（１）から（８）と同程度以上と認められる程度のもの
(10)	身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が上記（１）から（９）と同程度以上と認められる程度のもの



# 身体障がい者障がい程度等級表解説

## (身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級 別		1 級	2 級	3 級
視 覚 障 が い		視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの</li> <li>視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの</li> <li>両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。）</li> <li>視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの</li> <li>両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</li> </ol>
障がい又は平衡機能の	聴覚障がい		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
	平衡機能障がい			平衡機能の極めて著しい障がい
音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障がい				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
肢 体 不 自 由	上 肢	<ol style="list-style-type: none"> <li>両上肢の機能を全廃したものの</li> <li>両上肢を手関節以上で欠くもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>両上肢の機能の著しい障がい</li> <li>両上肢のすべての指を欠くもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</li> <li>両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの</li> <li>一上肢の機能の著しい障がい</li> <li>一上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>一上肢のすべての指の機能を全廃したものの</li> </ol>
			<ol style="list-style-type: none"> <li>一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの</li> <li>一上肢の機能を全廃したものの</li> </ol>	
	下 肢	<ol style="list-style-type: none"> <li>両下肢の機能を全廃したものの</li> <li>両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>両下肢の機能の著しい障がい</li> <li>両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>両下肢をショーパー関節以上で欠くもの</li> </ol>
				<ol style="list-style-type: none"> <li>一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの</li> <li>一下肢の機能を全廃したものの</li> </ol>
	体 幹	体幹の機能障がいにより座ることができないもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>体幹の機能障がいにより座位又は起立位を保つことが困難なもの</li> <li>体幹の機能障がいにより立ち上ることが困難なもの</li> </ol>	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの（注1）	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの（注2）
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	心 臓 機 能 障 が い	心臓の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障がい	じん臓の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障がい	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小 腸 機 能 障 が い	小腸の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
肝 臓 機 能 障 が い	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	

注1 両上肢の場合は第1種身体障がい者、一上肢の場合は第2種身体障がい者となる。  
 注2 両下肢の場合は第1種身体障がい者、一下肢の場合は第2種身体障がい者となる。

太線の左側は第1種身体障がい者、右側は第2種身体障がい者をさす。

4 級	5 級	6 級	7 級	備考
1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの		1 同一の等級について2つの重複する障がいがある場合は、一級上の級とする。ただし、2つの重複する障がいがある場合に指定されている場合は、その該当等級とする。 2 肢体不自由において、7級の障がいがあるのみでは手帳交付にならないが、7級の障がいがある場合又は6級以上の障がいと重複する場合は手帳交付の対象となる。 3 異なる等級について、2つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの				4 「指を欠くもの」とは、おや指については指節間関節(IP)その他の指については近位指節間関節(PIP)又はこれより近部を欠くものをいう。 5 「指の機能障がい」とは、中手指節間関節を含め、これより遠位部の障がいをいい、おや指については対立運動障がいを含まないものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		※再認定について 1 ベースメーカー等を植え込みした人は手術後3年以内に再認定を実施。 2 肝臓機能障がいは症状によって再認定を実施。 3 上記以外の障がい3歳未満で手帳を取得した人は、原則5歳時に再認定を実施。
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい	平衡機能の著しい障がい			
1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障がい	1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	1 一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3 一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	
1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障がい 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障がい	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2 一下肢の機能の軽度の障がい 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
	体幹の機能の著しい障がい			
不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会における日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	
心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				



# 障がい者総合支援法の対象疾病一覽

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

第1条：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定める特殊な疾病は、別表に掲げるものとする。

## 障がい者総合支援法の対象疾病一覽 (366疾病)

番号	疾病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	I g A腎症
4	I g G 4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフロローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1 p 36欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性膵炎
24	遺伝性鉄芽球形貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTLV-1 関連脊髄症
33	A T R - X 症候群
34	A D H 分泌異常症
35	エーラス・ダンロス症候群
36	エプスタイン症候群
37	エプスタイン病
38	エマヌエル症候群
39	遠位型ミオパチー
40	円錐角膜 ○
41	黄色靂帯骨化症
42	黄斑ジストロフィー
43	大田原症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群
45	オスラー病
46	カーニー複合
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
48	潰瘍性大腸炎
49	下垂体前葉機能低下症
50	家族性地中海熱
51	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体) ○
52	家族性良性慢性天疱瘡
53	カナバン病
54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群

○障がい者総合支援法独自の対象疾病 (35疾病)

(令和3年11月1日時点)

番号	疾病名
55	歌舞伎症候群
56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
57	カルニチン回路異常症
58	加齢黄斑変性 ○
59	肝型糖原病
60	間質性膀胱炎 (ハンナ型)
61	環状20番染色体症候群
62	関節リウマチ
63	完全大血管転位症
64	眼皮膚白皮症
65	偽性副甲状腺機能低下症
66	ギャロウェイ・モワト症候群
67	急性壊死性脳症 ○
68	急性網膜壊死 ○
69	球脊髄性筋萎縮症
70	急速進行性糸球体腎炎
71	強直性脊椎炎
72	巨細胞性動脈炎
73	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)
74	巨大動脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)
75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
76	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)
77	筋萎縮性側索硬化症
78	筋型糖原病
79	筋ジストロフィー
80	クッシング病
81	クリオピリン関連周期熱症候群
82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
83	クルーゾン症候群
84	グルコーストランスポーター1欠損症
85	グルタル酸血症1型
86	グルタル酸血症2型
87	クロウ・深瀬症候群
88	クローン病
89	クロンカイト・カナダ症候群
90	痙攣重積型 (二相性) 急性脳症
91	結節性硬化症
92	結節性多発動脈炎
93	血栓性血小板減少性紫斑病
94	限局性皮質異形成
95	原発性局所多汗症 ○
96	原発性硬化性胆管炎
97	原発性高脂血症
98	原発性側索硬化症
99	原発性胆汁性胆管炎
100	原発性免疫不全症候群
101	顕微鏡的大腸炎 ○
102	顕微鏡的多発血管炎
103	高I g D 症候群
104	好酸球性消化管疾患
105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
106	好酸球性副鼻腔炎
107	抗糸球体基底膜腎炎
108	後縦靂帯骨化症
109	甲状腺ホルモン不応症
110	拘束型心筋症
111	高チロシン血症1型

番号	疾病名
112	高チロシン血症2型
113	高チロシン血症3型
114	後天性赤芽球癆
115	広範脊柱管狭窄症
116	膠様滴状角膜ジストロフィー
117	抗リン脂質抗体症候群
118	コケイン症候群
119	コステロ症候群
120	骨形成不全症
121	骨髄異形成症候群 ○
122	骨髄線維症 ○
123	ゴナドトロピン分泌亢進症
124	5p欠失症候群
125	コフィン・シリシ症候群
126	コフィン・ローリー症候群
127	混合性結合組織病
128	鯉耳腎症候群
129	再生不良性貧血
130	サイトメガロウイルス角膜炎 ○
131	再発性多発軟骨炎
132	左心低形成症候群
133	サルコイドーシス
134	三尖弁閉鎖症
135	三頭酵素欠損症
136	CFC症候群
137	シェーグレン症候群
138	色素性乾皮症
139	自己貪食空胞性ミオパチー
140	自己免疫性肝炎
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 ○
142	自己免疫性溶血性貧血
143	四肢形成不全 ○
144	シトステロール血症
145	シトリン欠損症
146	紫斑病性腎炎
147	脂肪萎縮症
148	若年性特発性関節炎
149	若年性肺気腫
150	シャルコー・マリー・トゥース病
151	重症筋無力症
152	修正大血管転位症
153	ジュベール症候群関連疾患
154	シュワルツ・ヤンベル症候群
155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
156	神経細胞移動異常症
157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
158	神経線維腫症
159	神経フェリチン症
160	神経有棘赤血球症
161	進行性核上性麻痺
162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ○
163	進行性骨化性線維異形成症
164	進行性多巣性白質脳症
165	進行性白質脳症
166	進行性ミオクロノースてんかん
167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症



番号	疾病名
169	ステージ・ウェーバー症候群
170	スティーン・ジョンソン症候群
171	スミス・マギニス症候群
172	スモン ○
173	脆弱X症候群
174	脆弱X症候群関連疾患
175	成人スチル病
176	成長ホルモン分泌亢進症
177	脊髄空洞症
178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
179	脊髄髄膜瘤
180	脊髄性筋萎縮症
181	セピアテリン還元酵素(SR)欠損症
182	前眼部形成異常
183	全身性エリテマトーデス
184	全身性強皮症
185	先天異常症候群
186	先天性横隔膜ヘルニア
187	先天性核上性球麻痺
188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
189	先天性魚鱗癬
190	先天性筋無力症候群
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
192	先天性三尖弁狭窄症
193	先天性腎性尿崩症
194	先天性赤血球形成異常性貧血
195	先天性僧帽弁狭窄症
196	先天性大脳白質形成不全症
197	先天性肺静脈狭窄症
198	先天性風疹症候群 ○
199	先天性副腎低形成症
200	先天性副腎皮質酵素欠損症
201	先天性ミオパチー
202	先天性無痛無汗症
203	先天性葉酸吸収不全
204	前頭側頭葉変性症
205	早期ミオクロニー脳症
206	総動脈幹遺残症
207	総排泄腔遺残
208	総排泄腔外反症
209	ソトス症候群
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
212	大脳皮質基底核変性症
213	大理石骨病
214	ダウン症候群 ○
215	高安動脈炎
216	多系統萎縮症
217	タナトフォリック骨異形成症
218	多発血管炎性肉芽腫症
219	多発性硬化症/視神経脊髄炎
220	多発性軟骨性外骨腫症 ○
221	多発性嚢胞腎
222	多脾症候群
223	タンジール病
224	単心室症
225	弾性線維性仮性黄色腫
226	短腸症候群 ○
227	胆道閉鎖症
228	遅発性内リンパ水腫
229	チャージ症候群
230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
231	中毒性表皮壊死症
232	腸管神経節細胞減少症
233	TSH分泌亢進症
234	TNF受容体関連周期性症候群
235	低ホスファターゼ症
236	天疱瘡

番号	疾病名
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
238	特発性拡張型心筋症
239	特発性間質性肺炎
240	特発性基底核石灰化症
241	特発性血小板減少性紫斑病
242	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
243	特発性後天性全身性無汗症
244	特発性大腿骨頭壊死症
245	特発性多中心性キャッスルマン病
246	特発性門脈圧亢進症
247	特発性両側性感音難聴
248	突発性難聴 ○
249	ドラベ症候群
250	中條・西村症候群
251	那須・ハコラ病
252	軟骨無形成症
253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
254	22q11.2欠失症候群
255	乳幼児肝巨大血管腫
256	尿素サイクル異常症
257	ヌーナン症候群
258	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
259	ネフロン癆 ○
260	脳クレアチン欠乏症候群 ○
261	脳髄黄色腫症
262	脳表ヘモジデリン沈着症
263	膿疱性乾癬
264	嚢胞性線維症
265	パーキンソン病
266	バージャー病
267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
268	肺動脈性肺高血圧症
269	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
270	肺胞低換気症候群
271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
272	バッド・キアリ症候群
273	ハンチントン病
274	汎発性特発性骨増殖症 ○
275	P CDH19関連症候群
276	非ケトーシス型高グリシン血症
277	肥厚性皮膚骨膜炎
278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
280	肥大型心筋症
281	左肺動脈右肺動脈起始症
282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
284	ビッカースタッフ脳幹脳炎
285	非典型溶血性尿毒症症候群
286	非特異性多発性小腸潰瘍症
287	皮膚筋炎/多発性筋炎
288	びまん性汎細気管支炎 ○
289	肥満低換気症候群 ○
290	表皮水疱症
291	ヒルシュブルグ病(全結腸型又は小腸型)
292	VATER症候群
293	ファイファー症候群
294	ファロー四徴症
295	ファンコニ貧血
296	封入体筋炎
297	フェニルケトン尿症
298	フォンタン術後症候群 ○
299	複合カルボキシラーゼ欠損症
300	副甲状腺機能低下症
301	副腎白質ジストロフィー
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症

番号	疾病名
303	ブラウ症候群
304	ブラダー・ウィリ症候群
305	プリオン病
306	プロピオン酸血症
307	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
308	閉塞性細気管支炎
309	β-ケトチオラーゼ欠損症
310	ベーチェット病
311	バスレムミオパチー
312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
313	ヘモクロマトーシス ○
314	ペリー症候群
315	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
316	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
317	片側巨脳症
318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
319	芳香族L-アミノ酸炭酸酵素欠損症
320	発作性夜間ヘモグロビン尿症
321	ホモシスチン尿症 ○
322	ボルフィリン症
323	マリネスコ・シェーグレン症候群
324	マルファン症候群
325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
326	慢性血栓性肺高血圧症
327	慢性再発性多発性骨髄炎
328	慢性膵炎 ○
329	慢性特発性偽性腸閉塞症
330	ミオクロニー欠神てんかん
331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
332	ミトコンドリア病
333	無虹彩症
334	無脾症候群
335	無βリポタンパク血症
336	メーブルシロップ尿症
337	メチルグルタコン酸血症
338	メチルマロン酸血症
339	メビウス症候群
340	メンケス病
341	網膜色素変性症
342	もやもや病
343	モワット・ウイルソン症候群
344	薬剤性過敏症候群 ○
345	ヤング・シンブソン症候群
346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
348	4p欠失症候群
349	ライソゾーム病
350	ラスムッセン脳炎
351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
352	ランドウ・クレフナー症候群
353	リジン尿性蛋白不耐症
354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
355	両大血管右室起始症
356	リンパ管腫症/ゴーハム病
357	リンパ管筋腫症
358	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
359	ルビッシュタイン・テイビ症候群
360	レーベル遺伝性視神経症
361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
363	レット症候群
364	レノックス・ガストー症候群
365	ロスモンド・トムソン症候群
366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

# 新潟市福祉タクシー利用助成事業 契約事業者一覧

## 【利用にあたっての留意事項】

※ 「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」を使用することができます。  
併用する場合は下表の＜助成券の最大利用枚数について＞のとおりです。

## ＜助成券の最大利用枚数について＞

1回の乗車区間金額	最大利用可能枚数		合計
	福祉タクシー券	通院費タクシー券	
500円以上1,000円未満	0枚の時	1枚	1枚
	1枚の時	0枚	1枚
	0枚の時	2枚	2枚
1,000円以上1,500円未満	1枚の時	1枚	2枚
	2枚の時	0枚	2枚
1,500円以上	0枚の時	3枚	3枚
	1枚の時	2枚	3枚
	2枚の時	1枚	3枚
	3枚の時	0枚	3枚

※ 「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」は、乗車地または降車地が新潟市にある場合に利用できます。

※ タクシーは地域ごとに営業区域が決まっていますので、乗車地域によってはご利用できないタクシー事業者があります。

※ ご利用のご予約・料金・運行の詳細等については、直接各事業者へお問い合わせください。

※ FAX予約、メール予約については、直前では対応できない場合があります。事前予約の場合のみメールでの予約を受け付けているところもありますので、各事業者へお問い合わせください。

※ この一覧表は、区・市外別に事業者名(五十音順)を掲載しています。

令和5年6月1日現在

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号		FAX番号	メールアドレス・配車アプリ
北区	あい愛福祉タクシー	北区太田	025-387-2818	—	—	—
	あやの介護タクシー	北区彩野	025-250-5020	080-1145-9899	—	—
	介護福祉サービスにじ	北区鳥屋	0800-800-5946	025-388-5804	025-388-5804	—
	太陽交通(株)	北区葛塚	025-387-4111	—	025-388-3339	—
	都タクシー 豊栄	北区白新町	025-387-2004	—	025-387-2360	—

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス	メール・配車アプリ
東区	あいケア新潟福祉搬送サービス	東区紫竹	025-271-0248	090-3093-4640	—	—
	(株)愛ヶア新潟民間救急	東区紫竹	025-271-0248	090-3093-4640	—	—
	あいらいん福祉サービス	東区下場本町	080-1323-0034	025-290-7792	—	—
	(有)アサイライフサポート	東区一日市	025-271-8599	—	025-271-8599	—
	アスエル介護タクシー	東区向陽	025-385-7044	090-8217-9465	—	—
	あんしん福祉移動サービス	東区下場本町	025-250-5006	090-2565-8799	—	—
	介護福祉タクシー GROW	東区竹尾	025-256-8469	—	—	—
	介護タクシーこばやし	東区大形本町	090-2443-9062	—	025-384-4415	—
	介護タクシーてっちゃん	東区一日市	0800-800-4101	090-1213-7117	—	—
	介護福祉搬送サービスあいサポート	東区古川町	0800-777-2234	—	—	—
	ケアタクシー和	東区河渡新町	0120-753-850	025-250-5910	025-278-7631	info@caretaxi-nagomi.com
	心温快	東区中山	025-273-6640	025-275-4537	025-275-4537	yuppe2599@docomo.ne.jp
	テクノワークス	東区下木戸	025-385-6804	—	025-385-6812	—
	新潟救急サービス	東区下場本町	025-250-5595	080-4465-8799	—	—
	福祉搬送いずも	東区海老ヶ瀬新町	080-1292-5548	—	—	—
	ヘルパーステーション社	東区中野山	025-278-7177	—	025-278-7178	firstmedicl@plum.plapla.or.jp
	Homeクリエイト	東区太平	025-288-6752	—	—	LINE公式アカウント@105iwwhj
	星野介護タクシー	東区末広町	025-273-2037	090-1420-3665	025-273-2037	887740f@yahoo.ne.jp 配車アプリ(介護タクシー-案内所)
	四葉タクシー(有)	東区卸新町	025-279-4281	—	025-250-7428	information@yotsubataxi.com
	Wel-File	東区船江町	025-282-1005	070-1213-0303	—	shu@welfile.co.jp
中央区	アイリス介護福祉タクシー	中央区湖南	025-282-7495	090-3093-3818	025-282-7496	gs@n-iris.com
	阿部介護・福祉タクシー	中央区笹口	090-1691-5463	—	025-245-1744	—
	ウィルサポート	中央区鏡	070-4461-3566	—	—	—
	オーミ・ウォークアシスト	中央区女池	025-280-1277	—	025-280-1033	—
	介護タクシー茜	中央区白山浦	025-265-0896	090-4017-4449	—	—
	介護タクシーGreen グリーン	中央区鳥屋野	090-1829-5805	025-285-0189	—	sakai3393@yahoo.co.jp
	空豆介護タクシー	中央区弁天橋通	070-3791-6020	—	025-286-1730	sora.mame.kaigo@gmail.com
	はあとふる介護タクシー	中央区新島町通三ノ町	0120-980-753	—	—	—
	はとタクシー(株)	中央区高志	025-287-1121	—	025-287-1124	—
	万代タクシー(株)	中央区万代	025-247-5551	—	—	—

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ
中央区	ひなた介護タクシー	中央区関屋田町	025-266-7718	025-266-7718	—
	新潟日の出タクシー	中央区神道寺南	025-249-2111	025-249-2112	—
	(有)ウォーク・サポート 介助話し〜楽だ〜福祉タクシー本間	中央区堀割町	025-265-3959	025-311-1229	—
	ふれあい介護タクシー	中央区大島	025-284-5104	090-6343-5104	—
	みけねこ介護タクシー	中央区新和	0120-769-333	080-4433-9185	info@fureai-a.com ホームページ(http://www.fureai-a.com)から予約可
	都タクシー	中央区古町通	090-3343-9353	—	—
	(株)NK交通	中央区下所島	025-283-1139	025-284-0048	—
	介護タクシー・光(ひかり)	江南区亀田大月	025-382-5222	—	NKタクシー配車アプリ
	新潟第一交通(株) 亀田営業所	江南区東本町	025-383-6232	—	—
	みよし介護福祉タクシー	江南区東船場	025-381-2125	—	—
秋葉区	ゆうゆう福祉タクシー	江南区亀田四ツ興野	025-381-1567	090-5560-9400	—
	サンリバーベステケア(株)	江南区亀田水道町	025-384-0044	050-7559-1044	—
	しあわせ交通(株)	秋葉区中野	0250-25-7603	—	—
	新興タクシー(株)	秋葉区滝谷町	0250-22-0800	0250-24-0600	—
	第2新興タクシー(株)	秋葉区滝谷町	0250-24-2822	0250-21-1290	—
	(株)新潟福祉輸送サービス	秋葉区小須戸	0250-38-2047	—	—
	白根タクシー	秋葉区古田	0250-25-7730	—	—
	太陽交通新潟(有) みなみ営業所	南区白根	025-372-2167	—	—
	つじがーデン介護タクシー	南区白根	025-372-8115	—	—
	新潟福祉交通	南区下木山	0120-971-910	—	—
南区	アース介護タクシー	南区七軒	080-3560-2874	—	—
	(有)アベール	西区金巻	0120-786-008	080-3389-4378	025-379-0559
	いちごの実 介護タクシー	西区寺尾東	025-239-4702	090-7257-8124	—
	介護タクシーつくし	西区寺尾前通	0800-800-2891	—	025-226-1138 itohgumi@m-ito.co.jp
	ケア・あんぶれら(株) リーベ善久	西区上新栄町	025-201-8483	080-8918-7940	contact@tsukushi-caretaxi.com ホームページ(http://www.tsukushi-caretaxi.com)から予約可
	さいとう介護タクシー	西区立仏	0800-800-2395	025-377-4609	kaigo-taxi2239@blue.ocn.ne.jp
		西区善久	025-370-1117	—	025-211-2011
		西区坂井東	0800-123-3110	080-9808-3110	025-311-6782 saito_kaigo.taxi@ezweb.ne.jp

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号		FAX番号	メールアドレス・配車アプリ
西区	新潟第一交通(株)	西区鳥原	025-377-2506	—	025-377-7013	配車アプリ：モタク
	新潟第一交通(株) 小針営業所	西区小針	025-267-0662	—	—	配車アプリ：モタク
	太陽交通新潟(有) こばり営業所	西区西有明町	025-201-5456	—	—	—
	太陽交通新潟(有) 本社営業所	西区小新南	025-201-5456	—	—	—
	DIG Welfare Taxi	西区五十嵐2の町	025-261-1303	—	025-261-1303	info@dig-wt.com
	ひだまり介護タクシー	西区寺尾西	080-5510-5808	025-269-5716	—	—
	福祉タクシーところ	西区寺尾前通	025-378-3566	090-1422-1556	—	—
	堀川福祉タクシー	西区善久	025-379-3004	090-3312-0645	025-377-1439	—
	曾根タクシー(株)	西蒲区鱈	0256-88-3138	—	0256-88-3139	—
	(株)燕タクシー 中之口営業所	西蒲区三ツ門	025-375-5858	—	—	—
西蒲区	はなまる福祉タクシー	西蒲区横島	0256-78-8837	090-2241-9190	0256-78-8837	—
	福祉タクシーさくら	西蒲区羽黒	0120-916-832	025-378-0353	—	mami1055@gmail.com
	まさタクシー(有)	西蒲区巻甲	0256-76-2525	—	0256-72-3290	—
	弥彦タクシー(株) 和納営業所	西蒲区和納	0256-82-3212	—	0256-82-5078	—
	新潟地区個人タクシー協同組合	中央区東幸町	各事業者へ予約	—	—	—
	日個連新潟個人タクシー協同組合	東区空港西	各事業者へ予約	—	—	—
	あすなろ介護タクシー	燕市笈ヶ島	0256-97-6600	090-2532-9150	0256-97-6600	ショームール(090-2532-9150)
	あんしんタクシー	五泉市赤海	0250-41-0077	—	0250-43-7337	—
	介護タクシーKBライナー	燕市吉田大保町	080-9535-6357	—	—	kb-liner@outlook.com LINE対応(08095356357)
	新潟市外	介護タクシースマイル	加茂市陣ヶ峰	0800-777-8800	090-6459-2950	0256-52-4685
介護タクシーらっくり		新発田市新栄町	0800-080-3210	—	—	—
(株)下越タクシー		新発田市豊町	0254-22-4714	—	0254-22-4911	—
加茂タクシー(有)		加茂市駅前	0256-52-0230	—	—	—
五頭タクシー(株)		阿賀野市下条町	0250-62-4444	—	—	—
ごせん介護タクシー		五泉市四ツ屋新	0250-43-5111	—	—	bikke1956@gmail.com
サンポウ福祉タクシー		阿賀野市緑岡	070-4128-1234	—	—	—
新発田観光タクシー(株)		新発田市小舟町	0254-22-3188	—	—	—
(株)聖籠タクシー		聖籠町東港	0120-45-2552	025-256-2552	—	—
第2新興タクシー(株) 田上営業所		田上町大字田上丙	0256-57-2058	—	—	—
太陽交通新潟田中央	新発田市田中町	0254-22-1166	—	0254-26-3339	—	



区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス	配車アプリ
新潟市外	(株)中央タクシー	燕市道金	0256-63-4702	0256-64-5901	—	—
	(株)燕タクシー	燕市秋葉町	0256-62-6101	0256-64-4828	—	—
	ニット介護タクシー	五泉市石曾根	0250-58-1253	0250-58-1253	090-1374-8330	—
	ハートケアドライブ	岩船郡関川村深沢	090-4527-6284	—	—	—
	はくらくタクシー	阿賀野市学校町	0250-62-2897	070-2172-8989	—	—
	華&TAXI	聖籠町大字大夫	080-6517-5757	—	—	—
	(株)はまなす観光タクシー	村上市田端町	0254-50-7788	—	0254-50-7755	—
	日の丸観光タクシー(株)	三条市東三条	0256-35-5555	—	0256-32-6910	—
	みどりハイヤー(株)	五泉市木越字石道	0250-43-2323	—	0250-43-2365	—

# 大型(中型含む)・小型(普通) リフト付等タクシ-を運行している契約事業者一覧

- 1 大型車等運賃で運行しているリフト付等タクシ-事業者  
 「新潟市福祉タクシ-助成券」・「新潟市通院費タクシ-助成券」・「新潟市リフト付タクシ-利用券」を使用することができます。
- 2 小型(普通)車運賃で運行しているリフト付等タクシ-事業者  
 「新潟市福祉タクシ-助成券」・「新潟市通院費タクシ-助成券」を利用することができます。「新潟市リフト付タクシ-利用券」は利用できません。

## 【利用にあたっての留意事項】

- ※ 「新潟市福祉タクシ-助成券」・「新潟市通院費タクシ-助成券」は、1回の乗車につき併せて3枚まで利用することができます。併用する場合は右表の<助成券の最大利用枚数について>のとおりです。
- ※ 「リフト付タクシ-利用券」は、リフト付タクシ-料金(大型車等料金設定)と同じ距離を小型(普通)車で運行した場合の料金との差額を助成します。
- ※ 乗車地または降車地のいずれかが新潟市にある場合に利用できます。
- ※ タクシ-は地域ごとに営業区域が決まっていますので、乗車地域によってはご利用できないタクシ-事業者があります。
- ※ ●は可能。▲は要相談。空欄は不可となります。
- ※ 車いすの大きさによってはご利用できない場合もあります。ご利用のご予約・料金・運行の詳細等については、直接各事業者へお問い合わせください。
- ※ リフト付等タクシ-は基本予約制となります。詳しくは各事業者にお問い合わせください。
- ※ FAX予約、メール予約については、直前では対応できない場合があります。事前予約のみメールでの予約を受け付けているところもありますので、各事業者へお問い合わせください。
- ※ この一覧表は、区・市外別に事業者名(五十音順)を掲載しています。

## <助成券の最大利用枚数について>

1回の乗車区間金額	最大利用可能枚数		合計
	福祉タクシ-券	通院費タクシ-券	
500円以上1,000円未満	0枚の時	1枚	1枚
1,000円以上1,500円未満	1枚の時	0枚	1枚
	0枚の時	2枚	2枚
1,500円以上	1枚の時	1枚	2枚
	2枚の時	0枚	2枚
	0枚の時	3枚	3枚
1,500円以上	1枚の時	2枚	3枚
	2枚の時	1枚	3枚
1,500円以上	3枚の時	0枚	3枚

令和5年6月1日現在

区名	タクシ-名	営業所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ	通常運行時間	通常運行時間外の運行	予約なしの運行	24時間対応	土祝日の運行	年中無休	ヘルパー従事者	大型(中型含む)		小型(普通)	
													車両を複数台所有している	電動車いす	車両を複数台所有している	電動車いす
北区	あい愛福祉タクシ-	北区太田	025-387-2818	-	-	8:00~17:00	●	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●
	あやの介護タクシ-	北区彩野	025-250-5020 080-1145-9899	-	-	0:00~24:00	●	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●
	介護福祉サービスにじ	北区鳥屋	0800-800-5946 025-388-5804	025-388-5804	-	-	8:00~17:00	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●

区名	タクシー名	営業所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ	通常運行時間	通常運行時間外の運行	予約なしの運行	24時間対応	土曜日の運行	年中無休	定休日	大型(中型含む)		小型(普通)		
													車両を複数所有している	電動車を所有している	車両を複数所有している	電動車を所有している	
東区	あいヶア新潟福祉搬送サービス	東区紫竹	025-271-0248 090-3093-4640	—	—	6:00~ 18:00	▲	●	▲	●	▲	▲	●	●	●	●	
	(株)愛ヶア新潟民間救急	東区紫竹	025-271-0248 090-3093-4640	—	—	6:00~ 18:00	▲	●	▲	●	▲	▲	●	●	●	●	
	あいらいん福祉サービス	東区下場本町	080-1323-0034 025-290-7792	—	—	8:00~ 19:00	●	●	●	●	●	なし	▲	●	●	●	
	(有)アサイライフサポート	東区一日市	025-271-8599	025-271-8599	—	7:00~ 17:00	●	●	▲	●	▲	なし	●	●	●	●	
	アスエル介護タクシー	東区向陽	025-385-7044 090-8217-9465	—	—	8:00~ 17:30	●	●	▲	●	▲	日曜	●	●	●	●	
	あんしん福祉移動サービス	東区下場本町	025-250-5006 090-2565-8799	—	—	8:00~ 24:00	▲	●	●	●	▲	なし	▲	●	●	●	
	介護福祉タクシー-GROW	東区竹尾	025-256-8469	—	—	8:00~ 18:00	▲	▲	▲	●	●	日曜	●	●	●	●	
	介護タクシーこばやし	東区大形本町	090-2443-9062	025-384-4415	—	—	8:00~ 18:00	▲	▲	▲	▲	日曜、 祝日	▲	▲	▲	▲	▲
	介護タクシーてっちゃん	東区一日市	0800-800-4101 090-1213-7117	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	日曜、 祝日	▲	▲	▲	▲	▲
	介護福祉搬送サービスあいサポート	東区古川町	0800-777-2234	—	—	—	▲	▲	▲	●	●	不定 休	●	●	●	●	●
	ケアタクシー和	東区河渡新町	0120-753-850 025-250-5910	025-278-7631	—	—	8:00~ 19:00	▲	▲	▲	▲	不定 休	●	●	●	●	●
	心温快	東区中山	025-273-6640 025-275-4537	025-275-4537	—	—	7:00~ 21:00	●	●	▲	▲	不定 休	●	●	●	●	●
	テクノワークス	東区下木戸	025-385-6804	025-385-6812	—	—	8:30~ 17:30	▲	▲	▲	▲	日曜	●	●	●	●	●
	新潟救急サービス	東区下場本町	025-250-5595 080-4465-8799	—	—	—	▲	●	●	▲	▲	土曜、 日曜、 祝日	▲	●	●	●	●
	福祉搬送いずも	東区海老ヶ瀬新町	080-1292-5548	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	なし	▲	●	●	●	●
	ヘルパーステーション社	東区中野山	025-278-7177	025-278-7178	—	—	8:30~ 17:30	▲	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●
	Homeクリエイト	東区太平	025-288-6752	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	なし	▲	●	●	●	●
	星野介護タクシー	東区末広町	025-273-2037 090-1420-3665	025-273-2037	—	—	7:00~ 19:00	▲	▲	▲	▲	日曜	▲	▲	●	●	●
	Wel-File	東区船江町	025-282-1005 070-1213-0303	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	金曜	▲	▲	●	●	●

区名	タクシー名	営業所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ	通常運行時間	通常運行時間外の運行	予約なしの運行	24時間対応	土日祝日の運行	年中無休	定休日	大型(中型含む)				小型(普通)				
													車両を複数所有している	電動車がスリッチャーター	普通型車いす	車両を複数所有している	電動車がスリッチャーター	普通型車いす	車両を複数所有している	電動車がスリッチャーター	普通型車いす
中央区	アイリス介護福祉タクシー	中央区湖南	025-282-7495 090-3093-3818	025-282-7496	gs@n-iris.com	8:00~ 19:00	▲	●	●	●	●	日曜、 祝日	●	●	●	●	●	●	●	●	
	阿部介護・福祉タクシー	中央区笹口	090-1691-5463	025-245-1744	—	8:00~ 17:30	●	●	●	●	▲	日曜	●	●	●	●	●	●	●	●	
	ウィルサポート	中央区鏡	070-4461-3566	—	—	8:00~ 19:00	●	▲	▲	▲	▲	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	
	オーミ・ウォークアシスト	中央区女池	025-280-1277	025-380-1033	—	8:30~ 17:30	▲	▲	▲	▲	▲	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	介護タクシー茜	中央区白山浦	090-4017-4449 025-265-0896	—	—	8:00~ 17:00	▲	▲	▲	▲	▲	土曜、 日曜、 祝日	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	介護タクシーGreen グリーン	中央区鳥屋野	025-285-0189 090-1829-5805	—	—	7:00~ 18:00	▲	▲	▲	▲	▲	日曜	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	空豆介護タクシー	中央区弁天橋通	070-3791-6020	025-286-1730	sora.mame.kaigo@gmail.com	8:00~ 18:00	▲	▲	▲	▲	▲	日曜	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	はあとふる介護タクシー	中央区新島町通三ノ町	0120-980-753	—	—	8:00~ 18:00	▲	▲	▲	▲	▲	日曜、 祝日	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	はとタクシー(株)	中央区高志	025-287-1121	025-287-1124	—	8:30~ 17:00	▲	▲	▲	▲	▲	要相 談	●	●	●	●	●	●	●	●	▲
	万代タクシー(株)	中央区万代	025-247-5551	—	—	10:00~ 16:00	▲	▲	▲	▲	▲	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	ひなた介護タクシー	中央区関屋田町	025-266-7718	025-266-7718	—	8:30~ 17:30	●	▲	▲	▲	▲	日曜	●	●	●	●	●	●	●	●	▲
	新潟日の出タクシー	中央区神道寺南	025-249-2111	025-249-2112	—	8:30~ 17:30	▲	▲	▲	▲	▲	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	(有)ウォーク・サポート 介助脱し〜楽だ〜	中央区堀割町	025-265-3959 090-1370-3142	025-311-1229	—	0:00~ 24:00	●	●	●	●	●	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	▲
	福祉タクシー本間	中央区大島	025-284-5104 090-6343-5104	—	—	7:00~ 24:00	●	▲	▲	▲	▲	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	ふれあい介護タクシー	中央区新和	0120-769-333 080-4433-9185	—	—	8:30~ 18:30	▲	▲	▲	▲	▲	不定 休	●	●	●	●	●	●	●	●	●
みけねこ介護タクシー	中央区古町通13番町	090-3343-9353	—	—	8:00~ 18:00	▲	▲	▲	▲	▲	日曜、 祝日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
江南区	介護タクシー・光(ひかり)	江南区東本町	025-383-6232	—	—	8:30~ 17:30	▲	▲	▲	▲	日曜	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	みよし介護福祉タクシー	江南区龜田四ツ興野	025-381-1567 090-5560-9400	—	—	8:00~ 17:00	▲	▲	▲	▲	日曜	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	ゆうゆう福祉タクシー	江南区龜田水道町	025-384-0044	050-7559-1044	—	8:30~ 17:30	▲	▲	▲	▲	土曜、 日曜	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
秋葉区	新興タクシー(株)	秋葉区澁谷町	0250-24-2822	0250-21-1290	—	8:00~ 24:00	▲	▲	▲	▲	●	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	
	(株)新潟福祉輸送サービス	秋葉区古田	0250-25-7730	—	—	8:00~ 17:00	●	●	●	●	●	土曜、 日曜、 祝日	●	●	●	●	●	●	●	●	
南区	つじがーデン介護タクシー	南区下木山	0120-971-910	—	—	8:30~ 17:30	▲	▲	▲	▲	▲	土曜、 日曜	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	新潟福祉交通	南区七軒	080-3560-2874	—	—	8:30~ 17:30	▲	▲	▲	▲	▲	土曜、 日曜	●	●	●	●	●	●	●	●	

区名	タクシー名	営業所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ	通常運行時間	通常運行時間外の運行	予約なしの運行	24時間対応	土曜日の運行	年中無休	定休日	大型(中型含む)				小型(普通)				
													車両を複数台所有している	電動車をいす	ミニカーをいす	普通車をいす	車両を複数台所有している	電動車をいす	ミニカーをいす	普通車をいす	
西区	アース介護タクシー	西区金巻	0120-786-008 080-3389-4378	025-379-0559	—	8:00~ 18:00	▲	●	▲	●	なし	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	
	(有)アパール	西区寺尾東	025-239-4702 090-7257-8124	—	—	8:00~ 17:00	▲	▲	▲	●	●	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	
	いちごの実 介護タクシー	西区寺尾前通	0800-800-2891	025-266-1138	itohgumi@m-ito.co.jp	8:00~ 17:30	▲	▲	▲	●	●	日曜	●	●	●	●	●	●	●	●	
	介護タクシーつくし	西区上新栄町	025-201-8483 080-8918-7940	025-260-2294	contact@tsukushi-caretaxi.com ホームページ(http://www.tsukushi-caretaxi.com)から予約可	8:00~ 18:00	▲	▲	▲	▲	●	日曜 祝日	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●
	介護タクシー二人三脚	西区立込	0800-800-2395 025-377-4609	025-378-8588	kaigo-taxi2239@blue.ocn.ne.jp	7:00~ 18:00	▲	▲	▲	▲	●	日曜 祝日	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●
	ケア・あんぶれら(株) リーベ善久	西区善久	025-370-1117	025-211-2011	—	8:00~ 17:00	▲	▲	▲	▲	●	日曜	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	さいとう介護タクシー	西区坂井東	0800-123-3110 080-9808-3110	025-311-6782	saito_kaigo.taxi@ezweb.ne.jp	0:00~ 24:00	▲	●	●	●	●	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	太陽交通新潟(有) 本社営業所	西区小針南	025-201-6677	—	—	8:30~ 17:00	▲	▲	▲	▲	●	土曜 日曜 祝日	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●
	DIG Welfare Taxi	西区五十嵐2の町	025-261-1303	025-261-1303	info@dig-wt.com	8:00~ 18:00	▲	▲	▲	▲	●	日曜	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●
	ひだまり介護タクシー	西区寺尾西	080-5510-5808 025-269-5716	—	—	8:00~ 18:00	▲	▲	●	▲	●	日曜	●	●	●	●	●	●	●	●	●
福祉タクシーこころ	西区寺尾前通	025-378-3566 090-1422-1556	—	—	7:00~ 18:00	▲	▲	▲	▲	●	日曜 祝日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
堀川福祉タクシー	西区善久	025-379-3004 090-3312-0645	025-377-1439	—	8:30~ 17:30	▲	▲	▲	▲	●	なし	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	
(株)燕タクシー 中之口営業所	西蒲区三ツ門	025-375-5858	—	—	8:30~ 17:30	▲	▲	▲	▲	●	なし	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	
はなまる福祉タクシー	西蒲区横島	0256-78-8837 090-2241-9190	0256-78-8837	—	8:00~ 18:00	▲	▲	▲	▲	●	日曜	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	
福祉タクシーさくら	西蒲区羽黒	0120-916-832 025-378-0353	—	mami1055@gmail.com	8:30~ 17:30	▲	▲	▲	▲	●	日曜	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
まきタクシー(有)	西蒲区巻甲	0256-76-2525	0256-72-3290	—	8:30~ 13:00	▲	▲	▲	▲	●	なし	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	
弥彦タクシー(株) 和納営業所	西蒲区和納	0256-82-3212	0256-82-5078	—	9:00~ 15:00	▲	▲	▲	▲	●	なし	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	
あすなろ介護タクシー	燕市茨ヶ島	0256-97-6600 090-2532-9150	0256-97-6600	シヨートメール (090-2532-9150)	0:00~ 24:00	●	●	●	▲	●	なし	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	
介護タクシー KBライナー	燕市吉田大保町	080-9535-6357	—	kb-liner@outlook.com LINE対応(08095356357)	8:00~ 17:00	▲	▲	▲	▲	●	土曜 日曜 祝日	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	
介護タクシースマイル	加茂市陣ヶ峰	0800-777-8800 090-6459-2950	0256-52-4685	—	7:00~ 19:00	●	●	●	●	●	なし	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	



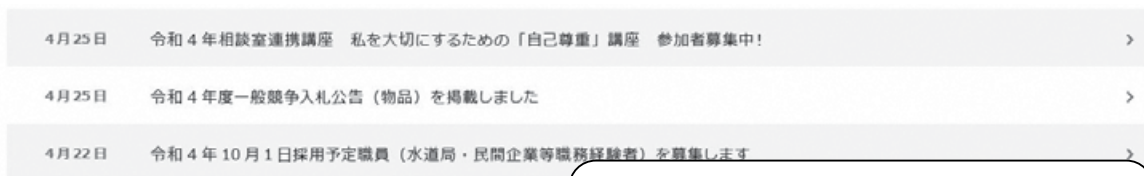
区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ	通常運行時間	通常運行時間外の運行	予約なしの運行	24時間対応	土日祝日の運行	年中無休	定休日	ヘルパー従事	大型(中型含む)					小型(普通)									
														車両を複数台所有している	ストレッチャー	電動車いす	多機能きこむ	普通型きこむ	車両を複数台所有している	ストレッチャー	電動車いす	多機能きこむ	普通型きこむ	車両を複数台所有している	ストレッチャー	電動車いす	多機能きこむ	普通型きこむ
新潟市外	介護タクシーらっくり	新発田市新栄町	0800-080-3210	—	—	9:00～18:00	▲	▲	▲	▲		日曜		●	●	▲	●	●	●	●		●	●	▲	●	●		
	(株)下越タクシー	新発田市豊町	0254-22-4714	0254-22-4911	—	8:00～22:00	▲	▲		▲	●	なし	▲	●		●	●	●	●	●								
	加茂タクシー(有)	加茂市駅前	0256-52-0230	—	—	8:30～16:00	▲	▲	▲	▲	▲	なし	▲	●									●	●	●	●	●	
	五頭タクシー(株)	阿賀野市下桑町	0250-62-4444	—	—	8:00～17:00	▲	▲	▲	▲	●	なし																●
	ごせん介護タクシー	五泉市四ツ屋新	0250-43-5111	—	bikke1956@gmail.com	8:00～18:00	▲	▲	▲	▲	▲		日曜														●	●
	サンボウ福祉タクシー	阿賀野市緑岡	070-4128-1234	—	—	8:00～17:30	▲	▲	▲	▲	▲		なし	▲	●		●	●	●	●	●						●	●
	新発田観光タクシー(株)	新発田市小舟町	0254-22-3188	—	—	0:00～24:00							なし														●	●
	(株)聖籠タクシー	聖籠町東港	0120-45-2552 025-256-2552	—	—	9:00～17:00	▲	▲	▲	▲	●	●	なし														●	●
	第2新興タクシー(株) 田上営業所	田上町大字田上丙	0256-57-2058	—	—	8:00～17:00	▲	▲	▲	▲	●	●	なし														●	●
	(株)燕タクシー	燕市秋葉町	0256-62-6101	0256-64-4828	—	—	8:30～17:30	▲	▲	▲	▲	▲	なし				●	▲	▲	▲	▲				●	●	●	●
	ネット介護タクシー	五泉市石曾根	0250-58-1253 090-1374-8330	0250-58-1253	—	—	7:00～19:00	▲	▲	▲	●	▲	不定休	▲												▲	▲	●
	ハートケアドライブ	関川村深沢	090-4527-6284	—	—	7:00～18:00	●	●	●	▲	●	●	なし	●													●	●
	はくらくタクシー	阿賀野市学校町	0250-62-2897 070-2172-8989	—	—	7:30～18:30	▲	▲	▲	▲	▲		なし														●	●
	日の丸観光タクシー(株)	三条市東三条	0256-35-5555	0256-32-6910	—	—	8:00～17:00	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●													●	●

# 様式のダウンロード方法

①新潟市役所ホームページ <https://www.city.niigata.lg.jp/> のトップページを開きます。



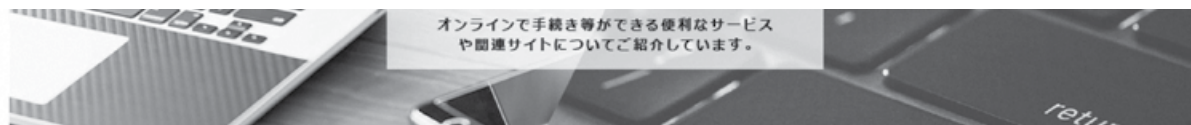
②下方向に少しスクロールし、「オンラインサービス」をクリックします。



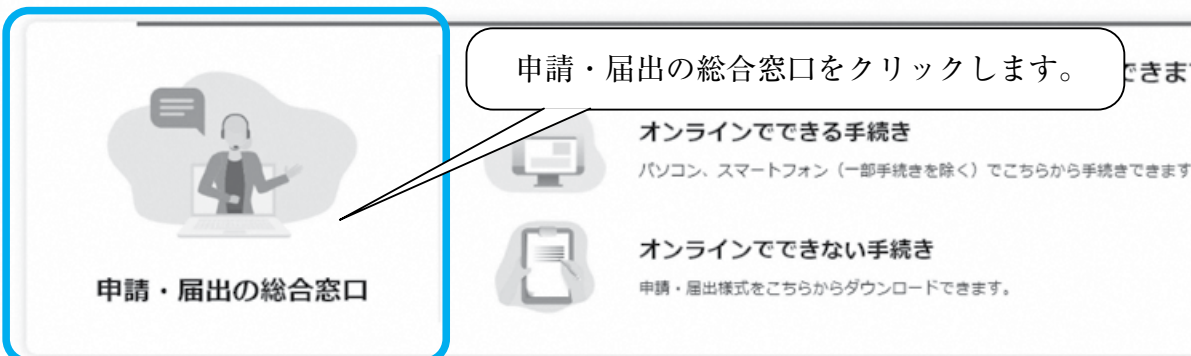
オンラインサービスをクリックします。



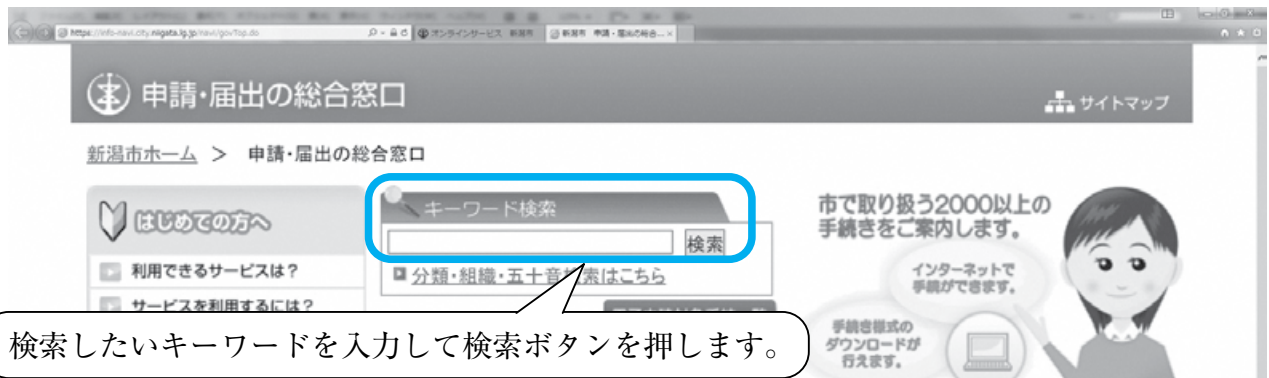
③「申請・届出の総合窓口」をクリックします。



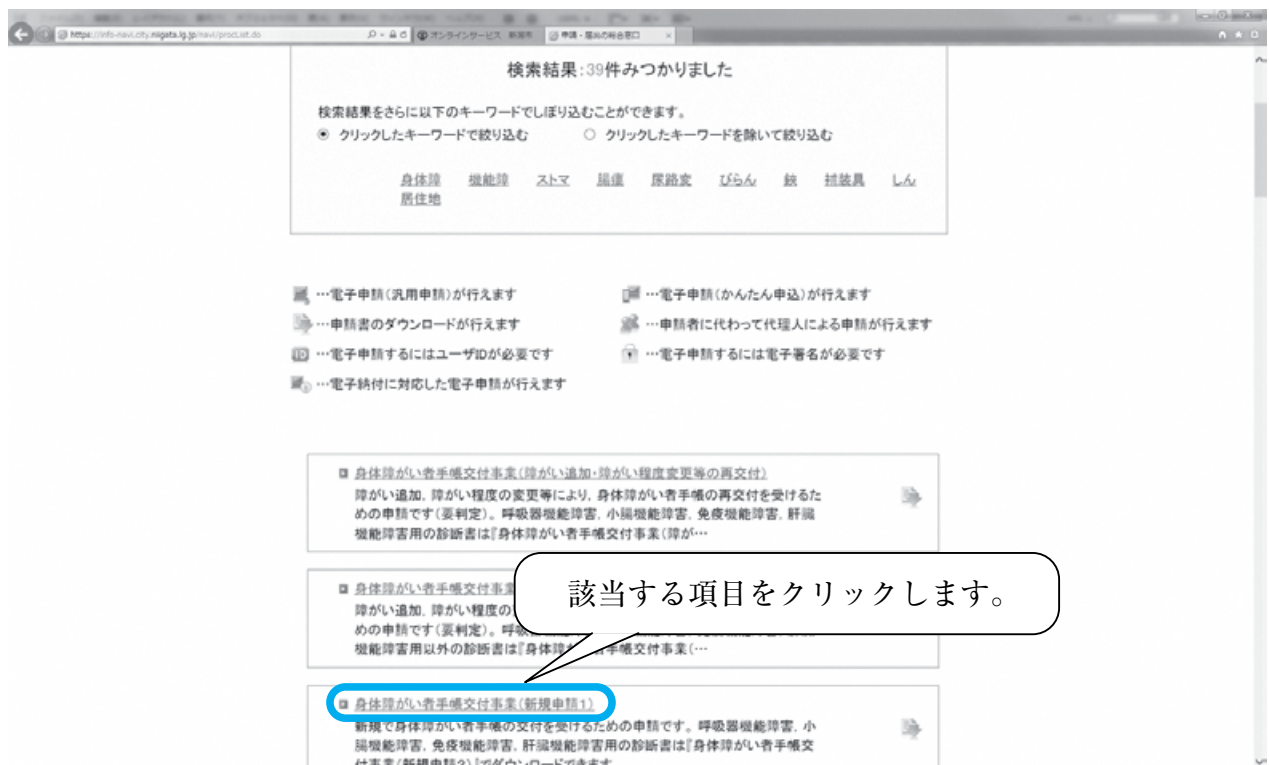
申請・届出の総合窓口をクリックします。



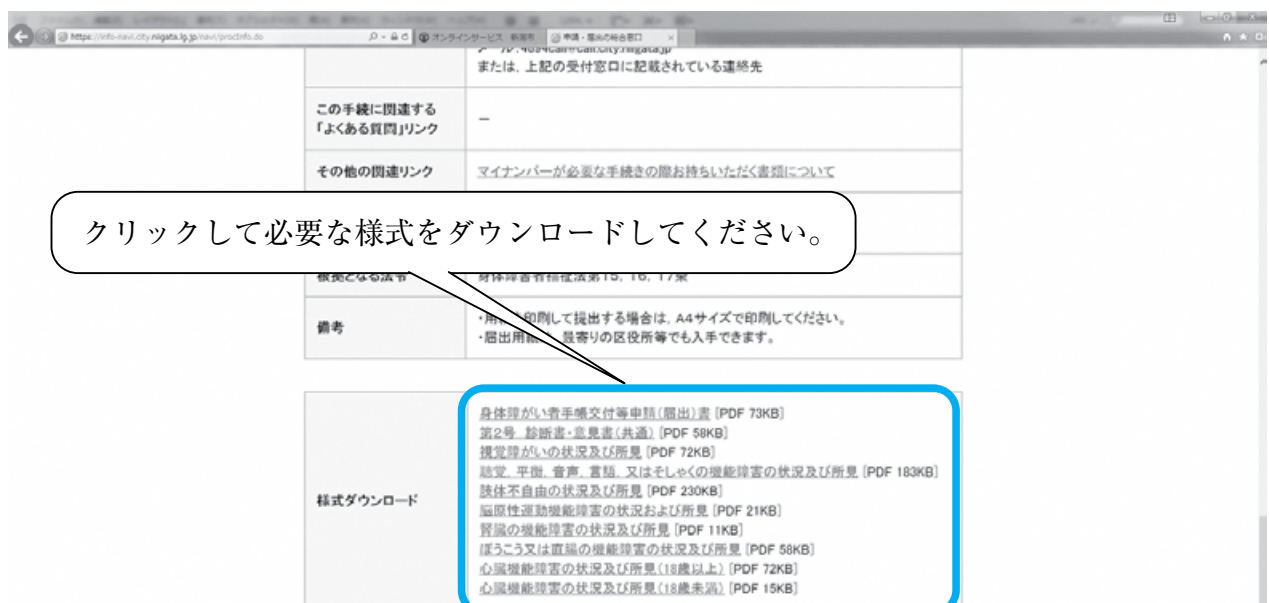
④キーワード検索欄に検索したい内容を入力します。例えば「身体障がい者手帳」と入力して検索してください。



⑤関連する情報が検索されます。該当するものをクリックします。



⑥概要・内容・手続方法等が表示されます。該当の様式が表示ページの一番下にありますのでダウンロードしてください。





# 障がいに関する各種マークの紹介

障がいのある方に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークがあります。これらは、国際的に定められたものや、各障がい者団体が独自に提唱しているものもあります。

これらのマークを正しく理解して、ノーマライゼーション社会の実現を目指しましょう。



## 障がい者のための国際シンボルマーク

このマークは、障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。

マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

車いすに乗った人を図式化したものですが、車いす利用者に限らず、すべての障がい者を対象としています。



## 身体障がい者標識（四つ葉マーク）

このマークは、肢体不自由の障がいのある方が運転する自動車であることを示しています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うことは、道路交通法で禁止されています。

このマークの表示については、道路交通法で努力義務となっています。



## 視覚障がい者の国際マーク

このマークは、世界盲人連合（WBU）が1984年に定めた世界共通の国際シンボルマークです。

WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない。」としています。

横断歩道で、マークがついた歩行者用信号ボタンを押すと、安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。



## 身体障害者補助犬（ほじょ犬）マーク

このマークは、身体障害者補助犬同伴の啓発のために、施設や店などの入り口に貼るマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。

身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関はもちろん、デパート・ホテル・レストランなどの一般的な施設でも、補助犬を自由に同伴できるようになっています。



## 耳マーク（聴覚障がい者のシンボルマーク）

このマークは、聞こえが不自由なことを表すマークです。

耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。

耳の不自由な方と話すときは、「はっきりと口元を見せて話す」、「筆談をする」などの配慮をお願いします。



## オストメイトマーク

このマークは、人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入り口や、案内誘導プレートなどに表示されます。

「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。



## ハート・プラスマーク

このマークは、身体内部に障がいのある方を示すシンボルマークで、内部障がいの方が自発的に使用するものです。

内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓機能）のある方は、外見からわかりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

このマークを着用している方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮をお願いします。



## 聴覚障がい者標識（蝶々マーク）

このマークは、聴覚に障がいのある方が運転する自動車であることを示しています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うことは、道路交通法で禁止されています。

このマークは道路交通法で、表示することが義務付けられています。



### 「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

このマークは、白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。



### 障害者雇用支援マーク

このマークは、公益財団法人ソーシャルサービス協会が在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業・団体に対して付与する認証マークです。

障害者雇用支援マークが企業側と障がい者の橋渡しになるよう、ご協力をお願いします。



### ヘルプマーク

このマークは、援助や配慮が必要な方のためのマークで、東京都が作成しました。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方から援助や配慮を得やすくなるよう作成されたものです。

マークを着けた方が困っているのを見かけた際は、思いやりのある行動をお願いします。



### 介護マーク

このマークは、障がい者・高齢者等に関係なく、介護をする方が介護中であることを周囲に理解していただくためのマークで、静岡県が考案しました。

外出先でこのマークを見かけたら、介護中であることを理解くださいますようお願いいたします。



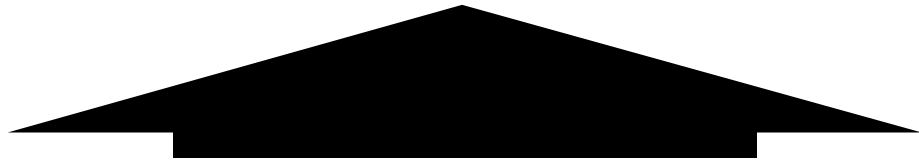
# 令和5年度 所得制限限度額表

(単位 千円)

本人・扶養義務者の別		扶養親族人数	限度額 (所得金額)			収入額
手当種別	老人扶養親族数					
	0人		1人	2人		
本人	<b>A 特別児童扶養手当</b> * 受給者 (障がい児の父または母)  特定扶養親族 1人当たり250加算	0人	4,596			6,420
		1人	4,976	5,076		6,862
		2人	5,356	5,456	5,556	7,284
		3人	5,736	5,836	5,936	7,707
		4人	6,116	6,216	6,316	8,129
		5人	6,496	6,596	6,696	8,546
		* 6人以上：1人当たり380を加算				
	<b>B 重度障がい者医療費助成 (マル障)</b> 障がい児福祉手当 特別障がい者手当 介護見舞金 (*障がい者本人)  特定扶養親族 1人当たり250加算	0人	3,604			5,180
		1人	3,984	4,084		5,656
		2人	4,364	4,464	4,564	6,132
		3人	4,744	4,844	4,944	6,604
		4人	5,124	5,224	5,324	7,027
		5人	5,504	5,604	5,704	7,449
* 6人以上：1人当たり380を加算						
配偶者・扶養義務者	<b>C 上記手当共通</b>  * 特別児童扶養手当の場合は、受給者(障がい児の父または母)の扶養義務者となる。 介護見舞金は受給者(障がい者を介護する保護者)と障がい者の扶養義務者となる。	0人	6,287			8,319
		1人	6,536	6,536		8,586
		2人	6,749	6,809	6,809	8,799
		3人	6,962	7,022	7,082	9,012
		4人	7,175	7,235	7,295	9,225
		5人	7,388	7,448	7,508	9,438
		* 6人以上：1人当たり213を加算				

(平成14年8月1日改正)

(注) 収入額は、限度額(所得金額)に各種控除相当額を加算して算出した参考値です。



# FAX 119

じゅうしょ  
住所

く  
区

なまえ  
名前



きゅうきゅう

救急です



かじ

火事です

だれが?

才

男

女

どうした?

なに も  
何が燃えている?

に おく ひと  
逃げ遅れた人が

いる ・ いない



火災などの問い合わせ 025-285-1119 (テレホンガイド)



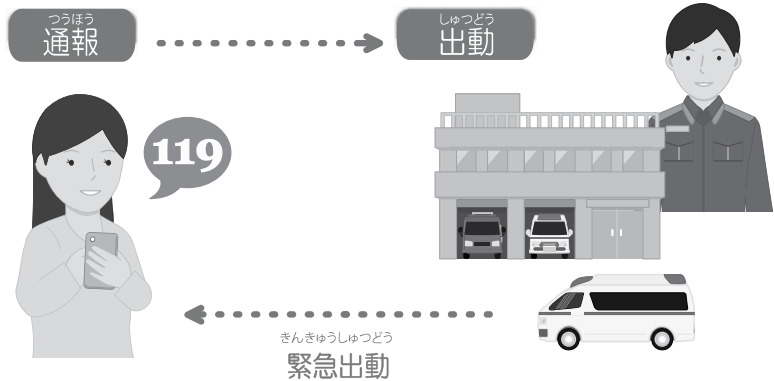
新潟市消防情報サイト <https://niigata119.city.niigata.lg.jp/>



き はな むずか かた  
聴くことや話すことが難しい方のための

ねっと きんきゅうつうほう  
**NET119緊急通報システム**

ねっと でんわ つうほう むずか かた つく あたら  
NET119は、電話で通報することが難しい方のために作られた新しい  
ぎょうせい けいたいでんわ りょう  
行政サービスです。スマートフォンや携帯電話を利用して、  
じたく がいしゅつさき ばん つうほう  
自宅だけでなく外出先からも119番に通報することができます。  
また、自分の位置を消防に伝えることができます。



りょうりょうきん むりょう  
ご利用料金：無料

通信料金（パケット料）は別途必要です。

りょう かた  
ご利用いただける方

- 新潟市に在住又は在勤・在学している方
- 音声の聞き取り、発話が難しい方

しょう しゃてちょう こうふ う ひつよう  
※障がい者手帳の交付を受けている必要はありません。

インターネットで  
かんたん申請！



きゅーあーる よ と から そうしん  
QRコード※を読み取り、空メールを送信してください。

ねっと あんない とど  
NET119からご案内メールが届きます。

しょうさい ほーむぺーじ  
詳細は、HPから  
かくにん  
ご確認ください。

新潟市消防局 NET119

検索

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

にいがたし しょうぼうきょく しれいか  
新潟市消防局 指令課

TEL 025-288-3270 FAX 025-288-3275  
メール shirei.fb@city.niigata.lg.jp

# ねっと りょう じぜんとうろく ひつよう NET119のご利用には、事前登録が必要です

インターネットでの申請か、窓口での申請（窓口：最寄りの消防署）のいずれかの方法で申請をお願いします。インターネットからの申請は下記の通りです。

## step.1 から そうしん 空メールを送信する

右のQRコードを読み取り、空メールを送信してください。  
※QRコードが読み取れない時は、下記のメールアドレスを宛先に直接入力し、送信してください。

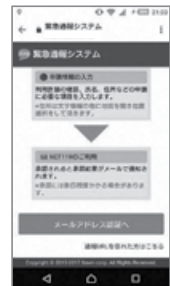
空メール送信先アドレス : entry\_15100@entry02.web119.info



## step.2 にんしよう メールアドレス認証

空メール送信後、申請手続き案内のメールが届きます。メール本文からURLを開き、認証手続きを行います。

⚠ NET119から申請手続き案内のメールが届かなかった場合  
迷惑メール対策の設定を行っていませんか？「web119.info」のドメインを受信許可リストに追加することで、NET119からメールを受け取ることができます。設定方法がご不明な方は、携帯電話ショップへお問い合わせください。



## step.3 しんせいないよう にゅうりよく 申請内容の入力

メールアドレス認証手続きを行うと、再度NET119からメールが届きます。メール本文からURLを開き、申請内容を入力していきます。

## step.4 しんせいかんりょう つうほうゆーあーるえる し 申請完了・通報URLのお知らせ

申請内容を入力し、申請後は消防側で申請内容の確認を行います。確認後、通報URLをメールで発行します。メールが届くまでしばらくお待ちください。（約1日～5日以内を目安にメールで連絡します）



## step.5 がめん ついか ブックマーク・ホーム画面に追加する ※端末により画面が異なります



とうろくかんりょう  
登録完了！

ねっと つか かた  
NET119の使い方を  
れんしゅう  
練習してみましょう。



スマートフォンの場合



携帯電話の場合



⚠ 「位置情報を取得できません」と表示された場合  
ご利用端末の位置情報設定がOFFになっていると、通報画面が開きません。位置情報設定をONにしてから再度通報画面を開き直してください。



MEMO



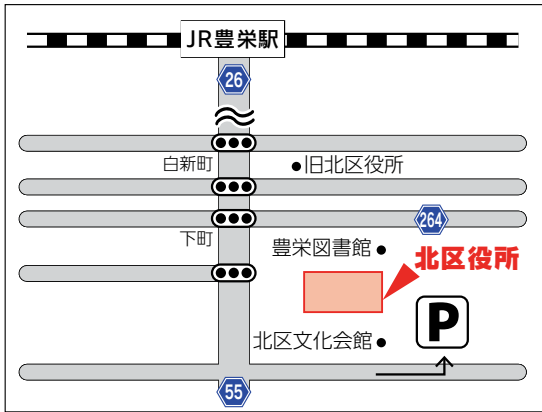
MEMO

MEMO

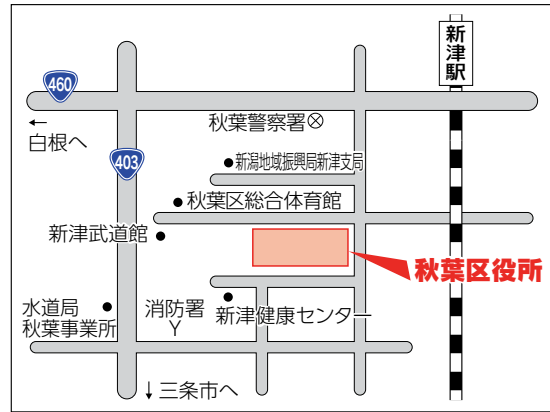
MEMO

# 【お問い合わせは、お住まいの区へ】

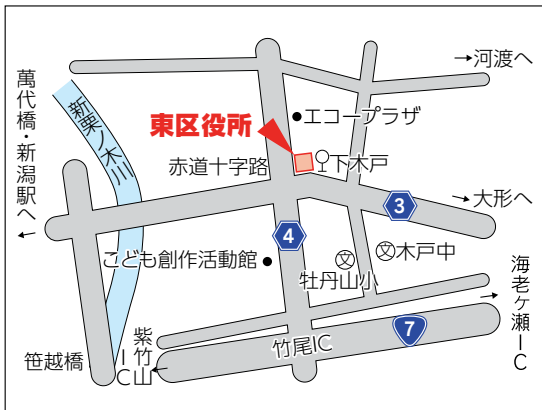
**北区役所(健康福祉課 ☎025-387-1305)**  
〒950-3393 北区東栄町1丁目1番14号



**秋葉区役所(健康福祉課 ☎0250-25-5682)**  
〒956-8601 秋葉区程島2009番地



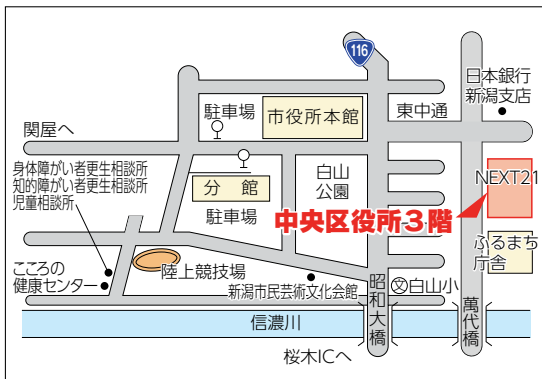
**東区役所(健康福祉課 ☎025-250-2310)**  
〒950-8709 東区下木戸1丁目4番1号



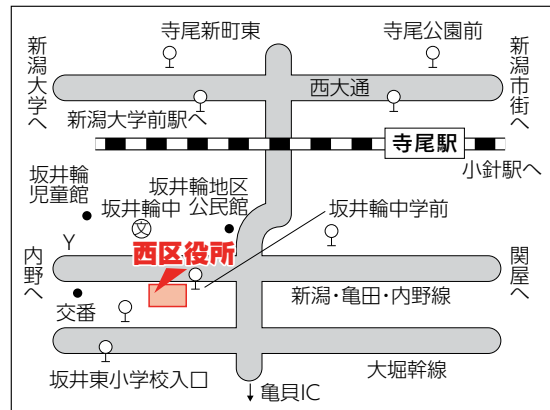
**南区役所(健康福祉課 ☎025-372-6304)**  
〒950-1292 南区白根1235番地



**中央区役所(健康福祉課 ☎025-223-7207)**  
〒951-8553  
中央区西堀通6番町866 (NEXT21 3階)



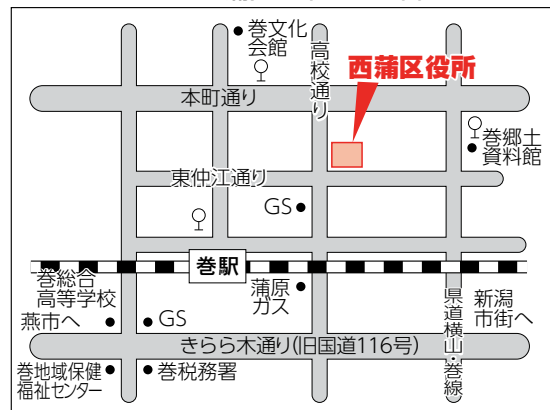
**西区役所(健康福祉課 ☎025-264-7310)**  
〒950-2097 西区寺尾東3丁目14番41号



**江南区役所(健康福祉課 ☎025-382-4396)**  
〒950-0195 江南区泉町3丁目4番5号



**西蒲区役所(健康福祉課 ☎0256-72-8358)**  
〒953-8666 西蒲区巻甲2690番地1



発行：新潟市福祉部障がい福祉課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1



植物油インキを使用しています。